

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	ふるさと納税寄附者ファイル
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部政策室企画政策課
個人情報ファイルの利用目的	ふるさと納税に係る事務処理のため
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5電話番号、6マイナンバー、7寄附金額
記録範囲	ふるさと納税の寄附者
記録情報の収集方法	ふるさと納税ポータルサイトから寄附の申込を受付・紙の申請書を受理
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	宝塚市立病院経営強化プラン作成に係る分析ファイル
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部政策室企画政策課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市立病院の経営強化プラン策定のため、診療報酬明細書の一部の項目を活用し、患者の動向や医療需要を分析する。
記録項目	1医療機関コード、2診療科、3生年月、4性別、5郵便番号、6処理年月、7診療年月、8本人家族入外、9点数表、10入院年月日、11保険診療実日数、12保険決定点数、13疾病コード1、14疾病コード2、15疾病コード3、16疾病コード4、17疾病コード5、18ICD10コード、19機関点数表、20機関都道府県コード、21機関県内外区分
記録範囲	宝塚市国保加入者のうち令和3年度及び令和4年度に医療機関を受診した者
記録情報の収集方法	国民健康保険課より提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号該当(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市税徴収(滞納処分等)台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部市税収納室市税収納課
個人情報ファイルの利用目的	市税の徴収事務のために利用する。
記録項目	1イメージデータID、2ホスト住民区分、3ホスト通知書番号、4リンク番号、5一元区分、6世帯番号、7主従区分、8主担当者コード、9主担当者変更事由、10予定金額、11事業種目コード、12付箋内容コード、13件名、14住所、15住所コード、16住所外字フラグ、17住所履歴連番、18住所超過フラグ、19住民区分、20使用区分、21備考、22優先順位、23入力区分、24出張担当フラグ、25出張担当者コード、26出張担当者変更事由、27前回入力区分、28前回基準日、29前回期限、30前回滞納区分、31前回設定日、32副担当者コード、33副担当者変更事由、34勤務先リンク番号、35勤務先入力区分、36勤務先連番、37口座名義人カナ、38口座番号、39口座連番、40号枝番、41名寄リンク番号、42名称清音カナ、43国籍コード、44地図区分、45地図巻コード、46地図年度、47地図番号、48地図頁、49基準日、50外国人名カナ、51外国人本名、52子々番、53子番、54宛名、55宛名カナ、56宛名外字フラグ、57宛名超過フラグ、58対象課税終了年度、59対象課税開始年度、60就職日、61性別コード、62戸籍連番、63担当割地区コード、64拠点コード、65支店コード、66数値1、67数値2、68数値3、69数値4、70数値5、71文字1、72文字10、73文字2、74文字3、75文字4、76文字5、77文字6、78文字7、79文字8、80文字9、81方書、82日付1、83日付2、84日付3、85日付4、86日付5、87日本語1、88日本語2、89日本語3、90日本語4、91日本語5、92時刻、93更新ユーザID、94更新ユーザーID、95更新日時、96更新画面ID、97更新端末名、98有効フラグ、99期限、100本籍地、101機能処理番号、102機能種類コード、103死亡日、104法人名、105法人名カナ、106注意事項コード、107消除事由、108消除日、109滞納事由、110滞納区分、111滞納科目コード1、112滞納科目コード10、113滞納科目コード11、114滞納科目コード12、115滞納科目コード13、116滞納科目コード14、117滞納科目コード15、118滞納科目コード2、119滞納科目コード3、120滞納科目コード4、121滞納科目コード5、122滞納科目コード6、123滞納科目コード7、124滞納科目コード8、125滞納科目コード9、126滞納金額、127照会印刷除外フラグ、128特別事由、129特別区分、130特記メモ、131特記事項、132生保廃止日、133生保開始日、134生年月日、135町コード、136画像用途コード、137画像種類コード、138番地番、139異動事由、140異動日、141発行制限区分、142発行機能コード、143登録事由、144登録日、145確定延滞金、146科目、147筆頭者名、148約束内容コード、149約束履行有無、150約束日、151約束時刻、152約束連番、153納付種類コード、154納税組合コード、155終了日、156続柄コード、157職業コード、158自治省コード、159色コード、160行政区コード、161記録日、162記録時刻、163設定日、164設定者ID、165詳細連番、166調査日、167返戻フラグ、168退職日、169送付先リンク番号、170送付先区分、171送付先名、172送付先名カナ、173送付先外字フラグ、174送付先超過フラグ、175送付先連番、176通称名、177通称名カナ、178連絡先コード、179連絡先内容、180連絡先名、181連絡先種類コード、182連絡先連番、183郵便番号、184金融機関コード、185開始日、186関連種類コード、187関連者リンク番号、188預金種別コード、189DV区分、190個人番号、191法人番号、192コンビニバーコード、193データ区分、194ホスト完納フラグ、195ホスト申告区分、196ホスト科目、197事由発生日、198作成日、199修正延滞金、200修正督促手数料、201修正調定額、202停止種類コード、203催告延長期限、204内数種類コード、205処分連番、206処理拠点コード、207収納履歴連番、208収納延滞金、209収納方法コード、210収納日、211収納督促手数料、212収納連番、213収納額、214口座不能フラグ、215執行停止時

効完成日、216執行停止時効起算日、217完納フラグ、218延滞金、219延滞金起算日、220指示順序、221時効事由、222時効完成日、223時効履歴連番、224時効起算日、225更正延滞金、226最終収納日、227最終領収日、228期、229根拠法令等、230欠損事由、231欠損年度、232欠損理由、233欠損理由詳細、234欠損督促手数料、235欠損確定日、236欠損種類コード、237欠損調定額、238活動・調査事項、239消込日、240消込管理番号、241申告区分、242発行年度、243発送予定日、244発送内容コード、245発送種類コード、246相当年度、247督促手数料、248督促状指定納期限、249督促発送期限、250督促停止連番、251確定延滞金有無、252納付延滞金、253納付書番号、254納付書番号内連番、255納付督促手数料、256納付金額、257納期限、258累計収納額、259累計延滞金、260累計督促手数料、261経過記録連番、262調定額、263資格番号、264賦課年度、265賦課拠点コード、266返戻経過記録連番、267通知書番号、268速報データ区分、269集合通知書番号、270領収日、271領収時刻、272交渉結果コード、273区分1、274区分2、275区分3、276場所コード、277帳票公示送達日、278帳票公示送達状況コード、279帳票再転送日、280帳票回答有無、281帳票延滞金計算日、282帳票発送日、283帳票種類コード、284帳票調査日、285帳票返戻日、286帳票返戻解除日、287担当者コード、288担当者名、289接触フラグ、290相手コード、291経過内容、292経過内容コード、293経過種別コード、294記録詳細、295重要表示フラグ、296一回分金額、297一括送付回数、298備考コード、299内訳連番、300分納入金額、301分納取消日、302分納回数、303分納対象区分、304分納連番、305分納開始年月、306加算月A、307加算月B、308加算開始年A、309加算開始年B、310加算額A、311加算額B、312回数、313完納日、314対応コード、315履行判断区分、316履行区分、317年度機能処理番号、318延滞金区分、319延滞金計算フラグ、320延滞金計算日、321当初回数、322日付区分、323月間隔、324本日入金額、325決裁日、326消込区分、327現誓約フラグ、328発行回数、329発行日、330督促フラグ、331端数処理区分、332管理番号、333約束管理フラグ、334納付予定日、335納付合計額、336納付約束時刻、337納付額、338累計納付額、339計算方法区分、340誓約日、341資料番号、342作成機能区分、343延滞金減免連番、344文書番号、345文書番号年、346決裁事項内容、347決裁減免区分、348決裁減免率、349減免後延滞金、350減免申請理由内容、351減免終了日、352減免開始日、353申請日、354申請減免区分、355申請減免率、356券面金額、357取消日、358取立費用額、359受託日、360完了日、361振出人名、362振出地、363振出日、364支払人名、365支払地、366支払期日、367納付受託連番、368記号番号、369証券種類コード、370入金延滞金、371入金日、372入金督促手数料、373入金納付書番号、374入金納付書番号内連番、375入金額、376取消フラグ、377復命書印刷フラグ、378納付書印刷フラグ、379領収書番号、380債務承認連番、381対応者、382対応者コード、383未到来フラグ、384要すフラグ、385起案日、386データ照会連番、387丁目、388内容、389名称、390回答メモ、391回答日、392地番、393照会先番号、394照会区分、395照会文書連番、396照会日、397照会状況区分、398照会種類コード、399町村、400登録担当者コード、401種別コード、402調査予定区分、403調査予定対象連番、404調査予定連番、405請求通数1、406請求通数2、407財産連番、408郡市区、409関係者連番、410データ連携番号、411休日時コード、412住所相違、413保護預り契約内容、414保護預り契約有無、415債務者住所、416債務者名、417債務者郵便番号、418債権額、419公売区分、420処分財産連番、421函番号、422原簿閲覧日、423参考事項、424取引有無、425取扱店名、426口座内容コード、427口座名義人、428契約日、429定期振込日、430定期振込額、431履行期限コード、432履行期限内容、433差押見込コード、434当初貸付金額、435所持者住所、436所持者氏名、437担保物件、438時間指定1コード、439時間指定2コード、440最終取引日、441権利者区分、442権利者番号、443毎月返済額、444法定納期限等、445満期日、446現在残高、447生命保険有無、448登録番号、449種別内容、450第三債務者住所、451第三債務者住所コード、452第三債務者名、453第三債務者郵便番号、454設置場所、455詳細区分、456調査財産連番、457財産内容、458財産種類コード、459財産管理区分、460財産関連連番、461貸付有無、462貸付残高、463貸金庫契約日、464貸金庫契約有無、465車台番号、466車名及び型式、467返済予定日、468送付先住所、469送付先住所コード、470送付先郵便番号、471配当見込区分、472配当連番、473電話番号、474力ナ名称、475事件番号、476事件番号区分、477事件番号年度、478交付場所、479交付時刻、480交付期日、481保管命令日、482保管解除手続、483債権者番号、484債権者財産連番、485充当連番、486入金前残高、487処分リンク番号、488処分状況コード、489処分種別コード、490処分種類コード、491処分詳細コード、492処分金額、493占有日、494占有者住所、495占有者住所コード、496占有者名、497占有者方書、498占有者郵便番号、499占有者関係、500反対債権内容コード、501反対債権金額、502取立種別コード、503受付日、504受付番号、505受付番号区分、506受入金額、

507合算区分、508名称カナ、509執行予定日、510執行日、511執行機関番号、512変更後時刻、513変更後納期限、514差押日、515帳票備考、516引渡期限、517搜索場所、518搜索日、519搜索終了時刻、520搜索開始時刻、521搬出日、522本日残高、523残余金、524残余金交付、525残余金計算値、526法務局番号、527漢字名称、528特定記録送付日、529登録年月日、530督促区分、531破産手続開始日、532破産管財人番号、533種目内容、534立会人1住所、535立会人1住所コード、536立会人1名、537立会人1方書、538立会人1郵便番号、539立会人1関係、540立会人2住所、541立会人2住所コード、542立会人2名、543立会人2方書、544立会人2郵便番号、545立会人2関係、546納期限変更連番、547職氏名番号、548複数フラグ、549解除処分連番、550解除区分、551解除日、552解除理由、553解除理由内容、554財産引渡手続、555財産表示コード、556配当金額、557配当順位、558配当額、559代表者名、560住基登録区分、561勤務先名、562取消事由、563執行停止理由、564執行停止要件コード、565執行停止解除理由、566執行停止連番、567法人登記有無、568照会先自治体コード、569転出先住基有無、570転出先住所、571転出先方書、572転出先除票日、573転出先除票理由コード、574除票日、575除票理由コード、576保証人リンク番号、577原因日、578取消理由、579受理日、580手入力フラグ、581担保提供コード、582担保提供内容、583担保種類コード、584文章番号年、585猶予事由、586猶予種類コード、587猶予連番、588許可区分、589前年所得額、590変更前納付義務承継額、591承継リンク番号、592承継内訳連番、593承継種類コード、594承継連番、595承継額、596指定納期限、597根拠規定、598滞納状況、599理由、600相続分子、601相続分母、602相続財産評価額、603相続開始日、604納付場所、605納付責任額、606職種、607評価額、608財産調査状況、609責任限度、610その他控除額、611中間区分、612事業年度終了日、613事業年度開始日、614人員区分、615代表事業所リンク番号、616仮装経理控除額、617修正申告日、618分割基準分子、619分割基準分母、620分単区分、621合計税額、622合計税額符号、623均等割額、624均等従業員数、625外国税控除額、626差引法人税割額、627市内事業所リンク番号、628市内事業所数、629既納付均等割額、630既納付法人税割額、631決定通知日、632決算期1、633決算期2、634法人住民税修正申告日、635法人住民税指定納期限、636法人住民税更正通知日、637法人住民税決定通知日、638法人区分、639法人税修正申告日、640法人税割額、641法人税更正通知日、642法人税決定通知日、643法人税申告発送日、644法人税発送日、645法人税額、646申告日、647申告期限延長後期限、648申告期限延長月数、649申告理由区分、650申告連番、651監査延長法人区分、652確定申告日、653確定申告期限、654税率、655税理士コード、656納付合計税額、657納付合計税額符号、658納付均等割額、659納付均等割額符号、660納付法人税割額、661納付法人税割額符号、662自治体通知日、663見込納付額、664計算日、665設立日、666課税月数、667課税標準額、668資本金、669資本金区分、670還付有無、671事業所床面積1、672事業所床面積2、673加算金区分、674加算金額、675従業員給与総額、676従業者割減免額、677従業者割額、678応答者、679応答者電話番号、680控除事業所床面積1、681控除事業所床面積2、682控除従業員給与総額、683既確定従業者割額、684既確定資産割額、685更正日、686更正通知日、687減免決裁日、688税理士名称、689税理士電話番号、690納付事業所税額、691納付事業所税額符号、692納付従業者割額、693納付従業者割額符号、694納付資産割額、695納付資産割額符号、696課税区分、697課税標準事業所合計、698課税標準事業所床面積1、699課税標準事業所床面積2、700課税標準従業者給与総額、701調定日、702資産割減免額、703資産割額、704非課税事業所床面積1、705非課税事業所床面積2、706非課税従業員給与総額、707分離所得課税標準額、708市区町村住民税均等割額、709市区町村住民税所得割額、710年金特徴期別税額1、711年金特徴期別税額2、712年金特徴期別税額3、713年金特徴期別税額4、714年金特徴期別税額5、715年金特徴期別税額6、716所得控除コード、717所得控除区分、718所得控除符号、719所得控除超過フラグ、720所得控除金額、721所得額合計、722所得額合計符号、723控除額合計、724普徴期別税額1、725普徴期別税額10、726普徴期別税額11、727普徴期別税額12、728普徴期別税額13、729普徴期別税額2、730普徴期別税額3、731普徴期別税額4、732普徴期別税額5、733普徴期別税額6、734普徴期別税額7、735普徴期別税額8、736普徴期別税額9、737更正事由、738特徴義務者リンク番号、739特普区分、740給与特徴期別税額1、741給与特徴期別税額10、742給与特徴期別税額11、743給与特徴期別税額12、744給与特徴期別税額2、745給与特徴期別税額3、746給与特徴期別税額4、747給与特徴期別税額5、748給与特徴期別税額6、749給与特徴期別税額7、750給与特徴期別税額8、751給与特徴期別税額9、752総所得課税標準額、753課税資料番号、754課税資料種類コード、755都道府県民税均等割額、756都道府県民税所得割額、757青色申告区分、758世帯課税区分、759予備月1、760予備月2、761保険料段階1月、

762保険料段階10月、763保険料段階11月、764保険料段階12月、765保険料段階2月、766保険料段階3月、767保険料段階4月、768保険料段階5月、769保険料段階6月、770保険料段階7月、771保険料段階8月、772保険料段階9月、773分離所得控除コード1、774分離所得控除コード2、775分離所得控除コード3、776分離所得控除コード4、777分離所得控除コード5、778分離所得控除コード6、779分離所得控除コード7、780分離所得控除コード8、781分離所得控除符号1、782分離所得控除符号2、783分離所得控除符号3、784分離所得控除符号4、785分離所得控除符号5、786分離所得控除符号6、787分離所得控除符号7、788分離所得控除符号8、789分離所得控除金額1、790分離所得控除金額2、791分離所得控除金額3、792分離所得控除金額4、793分離所得控除金額5、794分離所得控除金額6、795分離所得控除金額7、796分離所得控除金額8、797取得事由、798取得届出日、799取得日、800合計所得、801合計所得符号、802喪失事由、803喪失届出日、804喪失日、805基準判定所得、806履歴番号、807年保険料、808徴収方法、809所得区分、810所得履歴番号、811所得更新日、812所得段階、813所得調査区分、814普徴保険料1月、815普徴保険料10月、816普徴保険料11月、817普徴保険料12月、818普徴保険料2月、819普徴保険料3月、820普徴保険料4月、821普徴保険料5月、822普徴保険料6月、823普徴保険料7月、824普徴保険料8月、825普徴保険料9月、826普徴開始年月、827普通徴収額、828本人課税区分、829減免事由、830減免前課税非課税区分、831減免後課税非課税区分、832減免決定日、833減免申請日、834減免終了年月、835減免開始年月、836減免額、837特別徴収額、838特徴保険料10月、839特徴保険料12月、840特徴保険料2月、841特徴保険料4月、842特徴保険料6月、843特徴保険料8月、844特徴開始年月、845生保代理機関コード、846生活保護適用年月、847算出保険料、848総合所得控除コード1、849総合所得控除コード10、850総合所得控除コード2、851総合所得控除コード3、852総合所得控除コード4、853総合所得控除コード5、854総合所得控除コード6、855総合所得控除コード7、856総合所得控除コード8、857総合所得控除コード9、858総合所得控除符号1、859総合所得控除符号10、860総合所得控除符号2、861総合所得控除符号3、862総合所得控除符号4、863総合所得控除符号5、864総合所得控除符号6、865総合所得控除符号7、866総合所得控除符号8、867総合所得控除符号9、868総合所得控除金額1、869総合所得控除金額10、870総合所得控除金額2、871総合所得控除金額3、872総合所得控除金額4、873総合所得控除金額5、874総合所得控除金額6、875総合所得控除金額7、876総合所得控除金額8、877総合所得控除金額9、878総所得合計、879総所得合計符号、880老齢福祉適用年月、881被保険者番号、882被保険者種別、883資格履歴番号、884賦課更正日、885廃車事由、886廃車日、887排気量、888排気量単位区分、889標識、890標識番号、891登録事由名称、892税額、893車両番号、894車名、895車種区分、896一部負担割合判定所得優先、897低Ⅰ低Ⅱ判定所得優先、898均割軽減区分、899均等割軽減額、900市区町村別保険料、901広域連合申告区分、902後期保険料、903後期所得控除コード、904後期所得控除符号、905後期所得控除金額、906所得割基準額、907所得割率、908所得割軽減額、909所得割額、910旧ただし書所得優先、911普徴期別合計額、912普徴期別金額(1月)、913普徴期別金額(10月)、914普徴期別金額(11月)、915普徴期別金額(12月)、916普徴期別金額(2月)、917普徴期別金額(3月)、918普徴期別金額(4月)、919普徴期別金額(5月)、920普徴期別金額(6月)、921普徴期別金額(7月)、922普徴期別金額(8月)、923普徴期別金額(9月)、924暫定確定賦課、925更正年月日、926月別資格有無(1月)、927月別資格有無(10月)、928月別資格有無(11月)、929月別資格有無(12月)、930月別資格有無(2月)、931月別資格有無(3月)、932月別資格有無(4月)、933月別資格有無(5月)、934月別資格有無(6月)、935月別資格有無(7月)、936月別資格有無(8月)、937月別資格有無(9月)、938月割減額、939期別合計額、940期割決定日、941減額対象所得優先、942特別軽減区分、943特徴期別合計額、944特徴期別金額(10月)、945特徴期別金額(12月)、946特徴期別金額(2月)、947特徴期別金額(4月)、948特徴期別金額(6月)、949特徴期別金額(8月)、950異動区分、951算出額、952課税所得計算済、953課税非課税区分、954資格取得事由、955資格取得日、956資格喪失事由、957資格喪失日、958賦課事由、959賦課決定日、960賦課管理番号、961適用終了日、962適用開始日、963限度超過額、964世帯主リンク番号、965予定有効期限、966交付日、967介護取得事由、968介護取得届出日、969介護取得日、970介護喪失事由、971介護喪失届出日、972介護喪失日、973介護月別資格区分、974介護資格区分、975介護4月1日資格区分、976保険証交付区分、977保険証交付日、978保険証有効期限、979前回年額、980医療機関コード、981収入所得控除コード、982収入所得控除符号、983収入所得控除金額、984受診年月、985国保取得事由、986国保取得届出日、987国保取得日、988国保喪失事由、989国保喪失届出日、990国保喪失日、991国保月別資格区分、992国保番号、993国保証交

付区分、994国保証交付日、995国保証受渡日、996国保証回収日、997国保証有効期限、998国保資格区分、999国保4月1日資格区分、1000均等割軽減金額、1001平等割軽減金額、1002平等割額、1003年金特徴期別金額1、1004年金特徴期別金額2、1005年金特徴期別金額3、1006年金特徴期別金額4、1007年金特徴期別金額5、1008年金特徴期別金額6、1009年額、1010所得割軽減金額、1011所得控除コード1、1012所得控除コード10、1013所得控除コード11、1014所得控除コード12、1015所得控除コード13、1016所得控除コード14、1017所得控除コード15、1018所得控除コード16、1019所得控除コード17、1020所得控除コード18、1021所得控除コード19、1022所得控除コード2、1023所得控除コード20、1024所得控除コード3、1025所得控除コード4、1026所得控除コード5、1027所得控除コード6、1028所得控除コード7、1029所得控除コード8、1030所得控除コード9、1031所得控除符号1、1032所得控除符号10、1033所得控除符号11、1034所得控除符号12、1035所得控除符号13、1036所得控除符号14、1037所得控除符号15、1038所得控除符号16、1039所得控除符号17、1040所得控除符号18、1041所得控除符号19、1042所得控除符号2、1043所得控除符号20、1044所得控除符号3、1045所得控除符号4、1046所得控除符号5、1047所得控除符号6、1048所得控除符号7、1049所得控除符号8、1050所得控除符号9、1051所得控除金額1、1052所得控除金額10、1053所得控除金額11、1054所得控除金額12、1055所得控除金額13、1056所得控除金額14、1057所得控除金額15、1058所得控除金額16、1059所得控除金額17、1060所得控除金額18、1061所得控除金額19、1062所得控除金額2、1063所得控除金額20、1064所得控除金額3、1065所得控除金額4、1066所得控除金額5、1067所得控除金額6、1068所得控除金額7、1069所得控除金額8、1070所得控除金額9、1071新証区分、1072普徴期別金額1、1073普徴期別金額10、1074普徴期別金額11、1075普徴期別金額12、1076普徴期別金額13、1077普徴期別金額14、1078普徴期別金額15、1079普徴期別金額16、1080普徴期別金額2、1081普徴期別金額3、1082普徴期別金額4、1083普徴期別金額5、1084普徴期別金額6、1085普徴期別金額7、1086普徴期別金額8、1087普徴期別金額9、1088減免区分、1089現証区分、1090申告有無、1091異動届出日、1092短期証有効月数区分、1093総所得世帯合計、1094総所得世帯合計符号、1095被保険者数、1096証予定種別、1097資格区分、1098資格種類コード、1099資産割基準額、1100賦課種類、1101軽減区分、1102退職取得事由、1103退職取得届出日、1104退職取得日、1105退職喪失事由、1106退職喪失届出日、1107退職喪失日、1108退職月別資格区分、1109退職資格区分、1110退職4月1日資格区分、1111共有代表者リンク番号、1112共有者リンク番号、1113分筆区分、1114名義変更有無、1115固定資産税課税標準額、1116固定資産税課税標準額償却、1117固定資産税課税標準額合計、1118固定資産税課税標準額土地、1119固定資産税課税標準額家屋、1120固定資産税額、1121土地筆数、1122家屋地番、1123家屋子々番、1124家屋子番、1125家屋枝番、1126家屋棟数、1127家屋棟番、1128家屋調査番号、1129小規模住宅用地該非、1130年税額、1131建築区分、1132建築年次、1133所在地コード、1134所在地号、1135所在地名、1136所在地子々番、1137所在地子番、1138所在地枝、1139所在地番、1140持分分子、1141持分分母、1142期別税額1、1143期別税額10、1144期別税額11、1145期別税額12、1146期別税額2、1147期別税額3、1148期別税額4、1149期別税額5、1150期別税額6、1151期別税額7、1152期別税額8、1153期別税額9、1154物件番号、1155登記地上階数、1156登記地下階数、1157登記地目コード、1158登記地積、1159登記構造コード1、1160登記構造コード2、1161登記構造コード3、1162登記種類コード1、1163登記種類コード2、1164登記種類コード3、1165登記1階以外床面積、1166登記1階床面積、1167詳細番号、1168課税地上階数、1169課税地下階数、1170課税地目コード、1171課税地積、1172課税構造コード1、1173課税構造コード2、1174課税構造コード3、1175課税種類コード1、1176課税種類コード2、1177課税種類コード3、1178課税額、1179課税1階以外床面積、1180課税1階床面積、1181軽減税額、1182都市計画税課税標準額、1183都市計画税課税標準額合計、1184都市計画税課税標準額土地、1185都市計画税課税標準額家屋、1186都市計画税額、1187非課税特例区分、1188非課税特例区分2、1189アクセス区分、1190アクセス日時、1191宛名番号、1192画面名、1193端末名、1194ユーザ名

記録範囲

納税義務者

記録情報の収集方法

賦課情報システム等から連携

<様式1-1>個人情報ファイル簿

要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし
行政機関等匿名加工情報の概要	該当なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	該当なし
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市税収納(収納管理)台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部市税収納室市税収納課
個人情報ファイルの利用目的	市税の収納事務のために利用する。
記録項目	1自治体コード、2納管人優先個人番号、3個人番号、4収納キー1、5収納キー2、6帳票ID、7発送回数、8履歴番号、9初期登録業務日時、10更新業務日時、11更新システム日時、12更新コンピュータ名、13更新ユーザID、14有効フラグ、15決裁状態、16旧自治体コード、17帳票名称、18賦課年度、19税目コード、20税目名称、21税目名称略称、22対象年度、23通知書番号、24期別コード、25事業年度開始年月日、26事業年度終了年月日、27申告区分コード、28申告区分名称、29申告区分名略称、30税額、31延滞金、32督促手数料、33発送年月日、34備考、100、35住民区分、36住民区分名称、37個人法人区分、38個人法人区分名称、39世帯番号、40編集済氏名漢字、41編集済氏名カナ、42宛名郵便番号、43宛名住所コード、44宛名県名付加区分、45宛名都道府県名漢字、46宛名市町村名漢字、47宛名住所、48宛名地番、49宛名方書漢字、50宛名地番数値1、51宛名地番数値2、52宛名地番数値3、53宛名行政区コード、54宛名行政区名称、55生年月日、56性別区分、57性別名称、58亡者フラグ、59課コード、60課名称、61地区コード、62地区名称漢字、63担当者コード、64担当者氏名漢字、65還付台帳番号、66還付台帳番号枝番、67表示用期月、68連番、69会計区分コード、70会計区分名称、71還付処理状態コード、72還付処理状態名称、73還付原因区分コード、74還付原因区分名称、75過誤納金発生事由コード、76過誤発生事由名称、77還付通知済区分コード、78還付通知済区分名称、79法定納期限、80更正年月日、81更正請求年月日、82国税更正年月日、83歳償区分コード、84歳償区分名称、85期別調定額、86延滞金調定額、87督促料調定額、88発生時累計収納額、89発生時累計延滞金、90発生時累計督促料、91正当調定額、92発生時収納額、93発生時延滞金収納額、94発生時督促料収納額、95発生時報奨金、96発生時収納年月日、97発生時領収年月日、98発生還付加算金、99納期限、100還付先区分コード、101還付先区分名称、102還付先個人番号、103還付発生年月日、104還付発生納付額、105還付発生延滞金収納額、106還付発生督促料収納額、107還付処理番号、108削除フラグ、109初回通知発行年月日、110支払決議年月日、111支払予定年月日、112発行年月日、113再発行年月日、114払込区分コード、115払込区分名称、116正当調定額内訳1、117正当調定額内訳2、118正当調定額内訳3、119正当調定額内訳4、120正当調定額内訳5、121正当調定額内訳6、122発生時収納額内訳1、123発生時収納額内訳2、124発生時収納額内訳3、125発生時収納額内訳4、126発生時収納額内訳5、127発生時収納額内訳6、128還付発生納付額内訳1、129還付発生納付額内訳2、130還付発生納付額内訳3、131還付発生納付額内訳4、132還付発生納付額内訳5、133還付発生納付額内訳6、134還付決議起案年月日、135還付決議年月日、136還付済年月日、137充当済年月日、138還付済納付額、139還付済延滞金収納額、140還付済督促料収納額、141還付済報奨金、142充当済納付額、143充当済延滞金収納額、144充当済督促料収納額、145還付済還付加算金、146充当済還付加算金、147還付済納付額内訳1、148還付済納付額内訳2、149還付済納付額内訳3、150還付済納付額内訳4、151還付済納付額内訳5、152還付済納付額内訳6、153充当済納付額内訳1、154充当済納付額内訳2、155充当済納付額内訳3、156充当済納付額内訳4、157充当済納付額内訳5、158充当済納付額内訳6、159発生収納キー1、160発生収納キー2、161発生個人番号、162発生賦課年度、163発生税目コード、164発生税目名称、165発生税目名称略称、166発生対象年度、167発生通知書番号、168発生期別コード、169発生表示用期月、170発生事業年度開始年月日、171

発生事業年度終了年月日、172発生申告区分コード、173発生申告区分名称、174発生申告区分名略称、175発生連番、176発生還付台帳番号、177発生還付台帳番号枝番、178特徴収納キー1、179特徴収納キー2、180特徴還付台帳番号、181特徴還付台帳番号枝番、182時効年月日、183繰越還付未済納付額、184繰越還付未済延滞金収納額、185繰越還付未済督促料収納額、186繰越還付未済還付加算金、187繰越時還付済納付額、188繰越時還付済延滞金収納額、189繰越時還付済督促料収納額、190繰越時充当済納付額、191繰越時充当済延滞金収納額、192繰越時充当済督促料収納額、193繰越時還付分還付加算金、194繰越時充当分還付加算金、195繰越年月日、196予算会計区分コード、197会計名称、198予算款コード、199款名称、200予算項コード、201項名称、202予算目コード、203目名称、204予算節コード、205節名称、206備考、250、207連動済フラグ、208還付収納キー1、209還付収納キー2、210充当回数、211充当収納キー1、212充当収納キー2、213充当賦課年度、214充当税目コード、215充当税目名称、216充当税目略称、217充当対象年度、218充当通知書番号、219充当期別コード、220充当表示用期月、221充当個人番号、222充当事業年度開始年月日、223充当事業年度終了年月日、224充当申告区分コード、225充当申告区分名称、226充当申告区分略称、227充当連番、228充当納付額、229充当延滞金収納額、230充当督促料収納額、231充当報奨金、232充当納付額内訳1、233充当納付額内訳2、234充当納付額内訳3、235充当納付額内訳4、236充当納付額内訳5、237充当納付額内訳6、238充当適状年月日、239還付賦課年度、240還付税目コード、241還付税目名称、242還付税目名称略称、243還付対象年度、244還付通知書番号、245還付期別コード、246還付表示用期月、247還付個人番号、248還付事業年度開始年月日、249還付事業年度終了年月日、250還付申告区分コード、251還付連番、252予算科目コード、253充当元発生納付額、254充当元発生延滞金、255充当元発生督促料、256充当元還付加算金、257充当元納付額内訳1、258充当元納付額内訳2、259充当元納付額内訳3、260充当元納付額内訳4、261充当元納付額内訳5、262充当元納付額内訳6、263申出フラグ、264発行フラグ、265消込済フラグ、266更正回数、267期割区分、268更正通知年月日、269車検区分コード、270減免コード、271更正調定額、272更正内容、273更正届出年月日、274更正前調定額、275調定額異動額、276更正後繰越調定額、277更正前繰越調定額、278繰越調定額異動額、279更正後延滞金調定額、280更正前延滞金調定額、281延滞金調定額異動額、282更正後督促料調定額、283更正前督促料調定額、284督促料調定額異動額、285更正後期別調定額内訳1、286更正前期別調定額内訳1、287期別調定額異動額内訳1、288更正後期別調定額内訳2、289更正前期別調定額内訳2、290期別調定額異動額内訳2、291更正後期別調定額内訳3、292更正前期別調定額内訳3、293期別調定額異動額内訳3、294更正後期別調定額内訳4、295更正前期別調定額内訳4、296期別調定額異動額内訳4、297更正後期別調定額内訳5、298更正前期別調定額内訳5、299期別調定額異動額内訳5、300更正後期別調定額内訳6、301更正前期別調定額内訳6、302期別調定額異動額内訳6、303更正後繰越調定額内訳1、304更正前繰越調定額内訳1、305繰越調定額異動額内訳1、306更正後繰越調定額内訳2、307更正前繰越調定額内訳2、308繰越調定額異動額内訳2、309更正後繰越調定額内訳3、310更正前繰越調定額内訳3、311繰越調定額異動額内訳3、312更正後繰越調定額内訳4、313更正前繰越調定額内訳4、314繰越調定額異動額内訳4、315更正後繰越調定額内訳5、316更正前繰越調定額内訳5、317繰越調定額異動額内訳5、318更正後繰越調定額内訳6、319更正前繰越調定額内訳6、320繰越調定額異動額内訳6、321法定納期限等、322申告年月日、323延長月数、324重加算対象税額、325課税異動事由コード、326課税異動事由名漢字、327ター区区分コード、328記号番号、329振替年月日、330納税計画整理番号、331納税計画明細番号、332ター区区分コード名称、333月数、334調定額、335報奨金、336納付額、337納管人個人番号、338納管人区分、339納管人名称、340納組コード、341保険料区分、342標識番号、343車検区分、344金融機関コード、345金融機関名称、346支店コード、347支店名、348口座番号、349預金種別コード、350預金種別名称、351口座名義人氏名カナ、352振替区分、353振替区分名称、354義務者氏名漢字、355納税計画枠番号、356振替結果コード、357振替結果名称、358束番号、359一連番号、360帳票区分コード、361帳票区分名称、362収納回数、363消込区分コード、364消込区分名称、365納付額内訳1、366納付額内訳2、367納付額内訳3、368納付額内訳4、369納付額内訳5、370納付額内訳6、371延滞金収納額、372督促料収納額、373退職分納付額、374収納年月日、375領収年月日、376還付発生報奨金、377支払年月日、378充当元収納キー1、379充当元収納キー2、380充当元賦課年度、381充当元税目コード、382充当元税目名称、383充当元税目名称略称、384充当元対象年度、385充当元通知書番号、386充当元期別コード、387充当元個人番号、388充当元事業年度開始年月日、389充当元事業年度終了年月日、390充当元申告区分コード、391充当元申告区分名称、

392充当元申告区分名略称、393充当元連番、394充当元申告年月日、395充当元会計区分コード、396充当元会計区分名称、397作成順SEQ番号、398口座区分コード、399口座区分キー、400口座区分名称、401消込エラーフラグ1、402消込エラーフラグ名称1、403消込エラーコード1、404消込エラーMSG1、405消込エラーフラグ2、406消込エラーフラグ名称2、407消込エラーコード2、408消込エラーMSG2、409消込エラーフラグ3、410消込エラーフラグ名称3、411消込エラーコード3、412消込エラーMSG3、413還付充当フラグ、414納付表示区分コード、415納組名称、416前納報奨金、417期別収納額、418期別収納額内訳1、419期別収納額内訳2、420期別収納額内訳3、421期別収納額内訳4、422期別収納額内訳5、423期別収納額内訳6、424支払金融機関コード、425支払金融機関名称、426支払支店コード、427支払支店名、428国保仮算本算フラグ、429納通返戻公示履歴番号、430最新フラグ、431納通返戻設定コード、432納通返戻設定年月日、433納通返戻取消コード、434納通返戻取消年月日、435納通公示設定コード、436納通公示設定年月日、437納通公示取消コード、438納通公示取消年月日、439納通発送年月日、440納通再発送年月日、441調定年度、442会計年度、443車両登録キー、444期別未納額、445延滞金未納額、446督促料未納額、447繰上前納期限、448納期変更フラグ、449繰越時調定額、450繰越時収納額、451繰越時未納額、452繰越調定額、453不納欠損額、454表示用税目コード、455随期フラグ、456還付回数、457口振不能回数、458納通返戻設定カウンタ、459督促返戻設定カウンタ、460督促返戻設定年月日、461督促発行年月日、462業務固有キー、463漢字業務固有キー、464調定年月日、465納税計画対象額、466納税計画状態コード、467納税計画カウンタ、468執行停止カウンタ、469不納欠損カウンタ、470差押カウンタ、471参加差押カウンタ、472交付要求カウンタ、473繰上徴収カウンタ、474その他処分カウンタ、475徴収猶予カウンタ、476換価猶予カウンタ、477滞納整理組合カウンタ、478納税承継カウンタ、479督促停止カウンタ、480催告停止カウンタ、481納通公示カウンタ、482督促公示カウンタ、483電話催告停止カウンタ、484時効中断年月日、485滞納者フラグ、486地区変更停止フラグ、487職業コード、488職業名称、489役職コード、490役職名、491滞納原因マ、492滞納原因コード、493滞納原因名称、494滞納者区分コード1、495滞納者区分名称1、496滞納者区分コード2、497滞納者区分名称2、498滞納者区分コード3、499滞納者区分名称3、500滞納者情報コード、501滞納者情報名称、502滞納管理番号、503備考1000、504期別調定額内訳1、505期別調定額内訳2、506期別調定額内訳3、507期別調定額内訳4、508期別調定額内訳5、509期別調定額内訳6、510繰越時調定額内訳1、511繰越時調定額内訳2、512繰越時調定額内訳3、513繰越時調定額内訳4、514繰越時調定額内訳5、515繰越時調定額内訳6、516繰越時収納額内訳1、517繰越時収納額内訳2、518繰越時収納額内訳3、519繰越時収納額内訳4、520繰越時収納額内訳5、521繰越時収納額内訳6、522繰越調定額内訳1、523繰越調定額内訳2、524繰越調定額内訳3、525繰越調定額内訳4、526繰越調定額内訳5、527繰越調定額内訳6、528返戻公示履歴番号、529督促返戻設定コード、530督促返戻取消コード、531督促返戻取消年月日、532督促公示設定コード、533督促公示設定年月日、534督促公示取消コード、535督促公示取消年月日、536督促停止設定コード、537督促停止設定年月日、538督促停止取消コード、539督促停止取消年月日、540催告停止設定コード、541催告停止設定年月日、542催告停止取消コード、543催告停止取消年月日、544督促電話停止設定コード、545督促電話停止設定年月日、546督促電話停止取消コード、547督促電話停止取消年月日、548口座変更内容、549口座自治体コード、550口座_個人番号、551口座_税目コード、552口座_口座登録区分、553口座_履歴番号、554口座_初期登録業務日時、555口座_更新業務日時、556口座_更新システム日時、557口座_更新コンピュータ名、558口座_更新ユーザID、559口座_有効フラグ、560口座_決裁状態、561口座_旧自治体コード、562口座_申込年月日、563口座_振替区分、564口座_開始年月日、565口座_廃止年月日、566口座_口座停止日、567口座_停止解除日、568口座_銀行コード、569口座_支店コード、570口座_口座番号、571口座_通帳番号末番、572口座_預金種別区分、573口座_名義人カナ、574口座_名義人漢字、575口座_掲載希望区分、576口座_口座優先区分、577口座_備考160、578口座_ソート順、579納付書管理番号、580ユーザーID、581発行日時、582納有無、583期別収納件数、584延滞金収納件数、585督促料収納件数、586還付発生納付額件数、587年度コード、588年度名称、589サブ履歴番号、590現居住地区コード、591使用業務コード、592同定フラグ、593住民区分コード_短名称、594住民区分コード_短名称略称、595住民日、596住民届出日、597住定日、598実定日、599個人法人区分コード_短名称、600個人法人区分コード_短名称略称、601法人種別区分、602法人種別区分コード_短名称、603法人種別区分コード_短名称略称、604共有者フラグ、605世帯主氏名カナ、606世帯主氏名漢字、607氏名カナ、608氏名漢字、609旧氏名カナ、610旧氏名漢字、611検索用氏名カナ、612検索用氏名漢字、613検索用旧氏名カナ、614検索用旧氏名漢字、615国籍コード、616国籍コード_名称、617現住所郵便番号、618現住所コード、619現住所県名付加区分、620現住所、621現住所地番、622現住所方書カ、

623現住所方書漢字、624現住所部屋番号、625現住所前漢字地番数值、626現住所地番数值1、627現住所地番数值2、628現住所地番数值3、629現住所後漢字地番数值、630現住所行政区コード、631現住所行政区名称、632現住所自治会コード、633現住所自治会名称、634現住所町内会コード、635現住所町内会名称、636現住所小学校区コード、637現住所小学校区名称、638現住所中学校区コード、639現住所中学校区名称、640本籍地住所、641転出先郵便番号、642転出先住所コード、643転出先住所、644転出先地番、645転出先方書カナ、646転出先方書漢字、647転出先部屋番号、648転出先前漢字地番数值、649転出先地番数值1、650転出先地番数值2、651転出先地番数值3、652転出先後漢字地番数值、653転入前住所郵便番号、654転入前住所コード、655転入前住所、656転入前住所地番、657転入前住所方書カナ、658転入前住所方書漢字、659転入前部屋番号、660宛名方書カナ、661宛名部屋番号、662宛名前漢字地番数值、663宛名後漢字地番数值、664宛名自治会コード、665宛名自治会名称、666宛名町内会コード、667宛名町内会名称、668宛名小学校区コード、669宛名小学校区名称、670宛名中学校区コード、671宛名中学校区名称、672宛名住所変更フラグ、673生年月日不詳フラグ、674元号フラグ、675性別区分コード短名称、676性別区分コード短名称略称、677続柄コード、678続柄名称漢字、679外国人通称氏名カナ、680外国人通称氏名漢字、681外国人本名カナ、682外国人本名、683宛名消除区分、684消除区分コード短名称、685消除区分コード短名称略称、686宛名異動事由コード、687異動事由コード短名称、688異動日、689異動届出日、690宛名増減事由コード、691増減事由コード短名称、692増減異動日、693記載順位、694混合世帯番号、695任意世帯番号、696親事業所コード、697特徴指定番号、698共有者人数、699法人代表者氏名漢字、700登録資格区分、701登録資格区分名称、702登録資格区分略称、703個人履歴番号、704宛名ソートキー、705電話番号ID、706電話番号、707編集電話番号、708公開所属ID、709公開所属名、710電話番号区分、711電話番号区分名称、712優先順位、713ユーザ名、714所属名、715業務ID、716業務名、717備考、718宛名連絡先コード、719連絡先名、720連絡先郵便番号、721連絡先住所コード、722連絡先住所、723連絡先住所地番、724連絡先方書漢字、725連絡先部屋番号、726連絡先前漢字地番数值、727連絡先地番数值1、728連絡先地番数值2、729連絡先地番数值3、730連絡先後漢字地番数值、731連絡先電子メールアドレス、732EUC個人番号、733EUC編集済氏名カナ、734EUC編集済氏名漢字、735EUC郵便番号、736EUC住所コード、737EUC住所、738EUC地番、739EUC方書漢字、740EUC行政区コード、741EUC行政区名称、742EUC生年月日、743EUC性別区分、744EUC性別名称、745返送管理ID、746登録日、747期別、748月、749宛名税目名称、750宛名税目名称略称、751発送日、752返送日、753再発送日、754公示送達日、755返送事由コード、756返送事由名称、757返送理由コード、758返送理由名称、759郵便番号、760住所コード、761住所、762地番、763方書、764備考、765氏名、766予備項目1、767予備項目2、768予備項目3、769予備項目4、770予備項目5、771居所判明フラグ、772居所判明日、773調査状況、774調査状況名称、775帳票種類判定、776口座登録区分、777口座登録区分名称、778申込年月日、779振替区分コード短名称、780振替区分コード短名称略称、781開始年月日、782廃止年月日、783口座停止日、784停止解除日、785銀行コード、786銀行名、787通帳番号末番、788編集表示用口座番号、789預金種別区分、790預金種別区分コード短名称、791預金種別区分コード短名称略称、792名義人カナ、793名義人漢字、794掲載希望区分、795口座優先区分、796ソート順、797メモID、798キー項目ID、799キー項目名、800キー項目値、801公開対象区分、802公開対象名称、803公開対象コード、804公開期限、805差出ユーザID、806登録日付、807重要度コード、808重要度名称、809メモタイトル、810メモ内容、811納管人区分コード短名称、812納管人区分コード短名称略称、813納管人開始年月日、814納管人終了年月日、815EUC納管人個人番号、816EUC納管人編集済氏名カナ、817EUC納管人編集済氏名漢字、818EUC納管人郵便番号、819EUC納管人住所コード、820EUC納管人住所、821EUC納管人地番、822EUC納管人方書漢字、823EUC納管人行政区コード、824EUC納管人行政区名称、825EUC納管人生年月日、826EUC納管人性別区分、827EUC納管人性別名称、828加入年月日、829脱退年月日、830納組優先区分、831送付開始年月日、832送付終了年月日、833送付先氏名カナ、834送付先氏名漢字、835送付先郵便番号、836送付先住所コード、837送付先住所、838送付先住所地番、839送付先方書カナ、840送付先方書漢字、841送付先部屋番号、842送付先前漢字地番数值、843送付先地番数值1、844送付先地番数值2、845送付先地番数值3、846送付先後漢字地番数值、847送付先行政区コード、848送付先行政区名称、849抑止区分、850抑止区分名称、851抑止動作区分、852抑止動作区分名称、853抑止理由コード、854抑止理由、855抑止開始日、856抑止終了日、857漢字氏名、858税目、859送付先開始日、860送付先終了日、861送付氏名カナ、862送付氏名漢字、863送付先住所CD、864送付先住所方書漢字、865送付先有効区分、866処理日、867ホスト元通知書番

<様式1-1>個人情報ファイル簿

号、868ホスト元個人番号、869ホスト元漢字氏名、870ホスト元銀行CD、871ホスト元銀行名、872ホスト元支店CD、873ホスト元支店名、874ホスト元口座番号、875ホスト元預金種別区分、876ホスト先個人番号、877ホスト先漢字氏名、878ホスト先銀行CD、879ホスト先銀行名、880ホスト先支店CD、881ホスト先支店名、882ホスト先口座番号、883ホスト先預金種別区分、884AD個人番号、885AD漢字氏名、886AD銀行CD、887AD銀行名、888AD支店CD、889AD支店名、890AD口座番号、891AD預金種別区分、892氏名不一致区分、893口座有無区分、894単有口座情報不一致区分、895滞納有無区分5年内、896滞納有無区分5年外、897異動CD、898金融機関CD、899支店CD、900預金種別、901口座受付番号、902口座受付年月日、903口座廃止年月日、904口座開始年度、905口座開始期、906共有者有無、907前納有無、908納組CD、909納組開始年度、910納組開始期、911納組脱退年月日、912納組脱退年度、913納組脱退期、914カナ口座名義人、915連携元個人番号、916更新USERID、917銀行CD、918名義人カナ、919申込日、920開始日、921廃止日、922停止日、923備考、924ErrCD

記録範囲

納税義務者

記録情報の収集方法

賦課情報システム等から連携

要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

含まない

記録情報の_経常的提供先

—

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地

(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等

—

個人情報ファイルの種別

法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)

政令第21条第7項に_該当する_ファイル

無

行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

記録情報に_条例要配慮個人
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市県民税証明書、納税証明書交付申請書
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部市税収納室市税収納課
個人情報ファイルの利用目的	市県民税証明書(所得証明・課税証明)、納税証明書の交付に関する事務のため利用する。
記録項目	1申請日、2申請者の住所・氏名・生年月日・電話番号・証明対象者との関係、3証明対象者の賦課期日現在の住所・氏名・生年月日、4請求理由、5必要な証明書の種類・内容・通数、6証明対象の車両ナンバー(車検用納税証明書の申請の場合のみ)、7本人確認書類の種類、8権限確認書類(必要な場合のみ)、9受付担当者・作成担当者・点検担当者、10証明番号
記録範囲	市県民税証明書等の交付申請を行った申請者及び証明対象者
記録情報の収集方法	市県民税証明書等の交付申請を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種類	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市県民税証明書、納税証明書交付申請書
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部市税収納室市民税課
個人情報ファイルの利用目的	市県民税証明書(所得証明・課税証明)、納税証明書の交付に関する事務のため利用する。
記録項目	1申請日、2申請者の住所・氏名・生年月日・電話番号・証明対象者との関係、3証明対象者の賦課期日現在の住所・氏名・生年月日、4請求理由、5必要な証明書の種類・内容・通数、6証明対象の車両ナンバー(車検用納税証明書の申請の場合のみ)、7本人確認書類の種類、8権限確認書類(必要な場合のみ)、9受付担当者・作成担当者・点検担当者、10証明番号
記録範囲	市県民税証明書等の交付申請を行った申請者及び証明対象者
記録情報の収集方法	市県民税証明書等の交付申請を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種類	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	個人市県民税課税台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部市税収納室市民税課
個人情報ファイルの利用目的	納税義務の適正な履行に資する。
記録項目	1自治体コード、2個人番号、3対象年度、4履歴番号、5サブ履歴番号、6初期登録業務日時、7更新業務日時、8更新システム日時、9更新コンピュータ名、10更新ユーザID、11有効フラグ、12決裁状態、13旧自治体コード、14履歴判定、15徴収区分名称、16決議年月日、17住民税異動区分名称1、18異動年月日、19住民税整理番号、20賦課資料区分コード、21書式区分、22無職無収入コード短名称、23均等割区分短名称、24均等割パターン番号、25入力区分名称、26営業所得額、27農業所得額、28その他事業所得額、29不動産所得額、30利子所得額、31配当所得フラグ、32配当所得額、33株式配当所得額、34公募外貨配当所得額、35公募他配当所得額、36その他配当所得額、37所得税配当所得額、38所得税株式配当所得額、39所得税公募外貨配当所得額、40所得税公募他配当所得額、41所得税その他配当所得額、42給与所得額、43主たる給与支払額、44従たる給与支払額、45給与支払額内数専従者給与額、46特定支出控除額、47雑所得額、48公的年金支払額、49年金雑所得額、50その他雑所得額、51総合譲渡短期所得額、52総合譲渡短期差引額、53総合譲渡長期所得額、54総合譲渡長期差引額、55総合譲渡分特別控除額、56総合譲渡特別設定フラグ、57総合譲渡逆算フラグ、58一時所得額、59一時差引額、60総合一時所得額、61短期一般所得額、62短期一般差引額、63短期一般特別控除額、64短期軽減所得額、65短期軽減差引額、66短期軽減特別控除額、67長期一般所得額、68長期一般差引額、69長期一般特別控除額、70長期特定所得額、71長期特定差引額、72長期特定特別控除額、73長期軽減所得額、74長期軽減差引額、75長期軽減特別控除額、76長期特別所得額、77長期特別差引額、78長期特別特別控除額、79土地等雑所得額、80超短期所得額、81株式譲渡所得額、82株式譲渡一般分所得額、83株式譲渡新規公開分所得額、84株式譲渡特別控除額、85商品先物取引所得額、86山林所得額、87山林特別控除額、88退職所得額、89退職所得控除額、90退職支払額、91市町村源泉退職所得割額、92都道府県源泉退職所得割額、93勤続年数、94就職年月日、95退職年月日、96総合退職所得額、97総合退職所得控除額、98特例適用条文1、99特例適用条文2、100特例適用条文3、101変動所得額、102前年変動所得額、103前々年変動所得額、104臨時所得額、105平均課税対象金額、106免税所得額、107肉用牛売却価格、108肉用牛免税対象所得額、109肉用牛免税対象外所得額、110非課税所得額、111申告0円所得区分01、112申告0円所得区分02、113申告0円所得区分03、114申告0円所得区分04、115申告0円所得区分05、116申告0円所得区分06、117申告0円所得区分07、118申告0円所得区分08、119申告0円所得区分09、120申告0円所得区分10、121最高所得区分、122総所得金額、123合計所得金額、124総所得金額等、125所得税総所得金額、126所得税合計所得金額、127所得税総所得金額等、128総所得損通所得額、129総合短期損通所得額、130総合長期損通所得額、131短期一般損通所得額、132短期軽減損通所得額、133長期一般損通所得額、134長期特定損通所得額、135長期軽減損通所得額、136長期特別損通所得額、137土地等雑損通所得額、138超短期損通所得額、139山林損通所得額、140株式譲渡損通所得額、141商品先物取引損通所得額、142退職損通所得額、143所得税総所得損通所得額、144所得税総合短期損通所得額、145所得税総合長期損通所得額、146所得税短期一般損通所得額、147所得税短期軽減損通所得額、148所得税長期一般損通所得額、149所得税

長期特定損通所得額、150所得税長期軽課損通所得額、151所得税長期特別損通所得額、152所得税土地等雑損通所得額、153所得税超短期損通所得額、154所得税株式譲渡損通所得額、155所得税商品先物取引損通所得額、156所得税山林損通所得額、157所得税退職損通所得額、158雑損控除額、159医療費控除額、160社会保険料控除額、161小規模共済控除額、162生命保険料控除額、163所得税生命保険料控除額、164生命保険料支払額、165個人年金保険料支払額、166損害保険料控除額、167所得税損害保険料控除額、168損害保険料支払額、169長期損害保険料支払額、170寄付控除額、171寄付控除額、172所得税寄付金控除額、173合計控除額、174所得税合計控除額、175控除区分コード短名称、176配偶者区分短名称、177配特有無区分フラグ短名称1、178配偶者特別控除額、179所得税配偶者特別控除額、180配偶者合計所得金額、181扶養一般該当人数、182扶養年少該当人数、183扶養特定該当人数、184扶養老人該当人数、185扶養同居老人該当人数、186扶養特障該当人数、187扶養同居特障該当人数、188扶養普障該当人数、189未成年区分コード短名称、190老年者区分コード短名称、191寡婦区分コード短名称、192障害者該当区分名称、193勤労学生区分コード短名称、194住民税申告区分コード短名称、195本専区分コード短名称、196配専区分コード短名称、197青色専従該当人数、198白色専従該当人数、199専従者控除額、200繰越損失額、201純損失額、202譲渡繰越損失額、203雑損失額、204特定株式損失額、205当年純損失額、206当年譲渡繰越損失額、207当年雑損失額、208当年特定株式損失額、209前純損失額、210前譲渡繰越損失額、211前雑損失額、212前特定株式損失額、213前々純損失額、214住民区分コード短名称、215個人法人区分コード短名称、216世帯番号、217編集済氏名漢字、218編集済氏名カナ、219現住所郵便番号、220現住所コード、221現住所県名付加区分、222現住所、223現住所地番、224現住所方書漢字、225現住所部屋番号、226現住所前漢字地番数値、227現住所地番数値1、228現住所地番数値2、229現住所地番数値3、230現住所後漢字地番数値、231転入前住所郵便番号、232転入前住所コード、233転入前住所、234転入前住所地番、235転入前住所方書漢字、236転入前部屋番号、237宛名郵便番号、238宛名住所コード、239宛名県名付加区分、240宛名住所、241宛名地番、242宛名方書漢字、243宛名部屋番号、244宛名前漢字地番数値、245宛名地番数値1、246宛名地番数値2、247宛名地番数値3、248宛名後漢字地番数値、249生年月日、250性別区分コード短名称、251続柄名称漢字、252宛名行政区コード、253宛名消除区分、254宛名増減事由コード、255増減異動日、256前々譲渡繰越損失額、257前々雑損失額、258前々特定株式損失額、259株式譲渡上場所得額、260所得税株式譲渡上場所得額、261所得税株式譲渡所得額、262株式譲渡フラグ、263株式譲渡上場損通所得額、264所得税株式譲渡上場損通所得額、265株式含む合計所得金額、266先物取引損失額、267当年先物取引損失額、268前々先物取引損失額、269前々先物取引損失額、270所得税総所得課税額、271所得税短期一般課税額、272所得税短期軽減課税額、273所得税長期一般課税額、274所得税長期特定課税額、275所得税長期軽減課税額、276所得税長期特別課税額、277所得税土地等雑課税額、278所得税超短期課税額、279所得税株式課税額、280所得税商品先物取引課税額、281所得税山林課税額、282所得税退職課税額、283総所得所得税額、284短期一般所得税額、285短期軽減所得税額、286長期一般所得税額、287長期特定所得税額、288長期軽減所得税額、289長期特別所得税額、290土地等雑所得税額、291超短期所得税額、292株式所得税額、293商品先物取引所得税額、294山林所得税額、295退職所得税額、296所得税配当控除額、297住宅借入金特別控除額、298その他特別控除額、299定率控除前所得税額、300所得税災害減免額、301所得税外国税額控除額、302所得税特別減税額、303所得税定率控除額、304定率控除後所得税額、305所得税額、306所得税額チェックフラグ、307総所得課税額、308短期一般課税額、309短期軽減課税額、310長期一般課税額、311長期特定課税額、312長期軽減課税額、313長期特別課税額、314土地等雑課税額、315超短期課税額、316株式課税額、317商品先物取引課税額、318山林課税額、319退職課税額、320市町村総所得所得割額、321市町村短期一般所得割額、322市町村短期軽減所得割額、323市町村長期一般所得割額、324市町村長期特定所得割額、325市町村長期軽減所得割額、326市町村長期特別所得割額、327市町村土地等雑所得割額、328市町村超短期所得割額、329市町村株式所得割額、330市町村商品先物取引所得割額、331市町村山林所得割額、332市町村退職所得割額、333市町村算出所得割額、334市町村配当控除額、335市町村外国税額控除額、336市町村調整額、337市町村特別減税額、338市町村定率控除額、339市町村免税額、340市町村所得割額、341市町村端数切捨所得割額、342市町村特別減税前所得割額、343市町村定率控除前所得割額、344市町村均等割額、345市町村民税額、346都道

府県総所得所得割額、347都道府県短期一般所得割額、348都道府県短期軽減所得割額、349都道府県長期一般所得割額、350都道府県長期特定所得割額、351都道府県長期軽減課所得割額、352都道府県長期特別所得割額、353都道府県土地等雑所得割額、354都道府県超短期所得割額、355都道府県株式所得割額、356都道府県商品先物取引所得割額、357都道府県山林所得割額、358都道府県退職所得割額、359都道府県算出所得割額、360都道府県配当控除額、361都道府県外国税額控除額、362都道府県調整額、363都道府県特別減税額、364都道府県定率控除額、365都道府県免税額、366都道府県所得割額、367都道府県端数切捨所得割額、368都道府県特別減税前所得割額、369都道府県定率控除前所得割額、370都道府県均等割額、371都道府県民税額、372課税非課税区分名称、373所得割非課税フラグ、374均等割非課税フラグ、375年税額、376市町村所得割減免額、377市町村均等割減免額、378都道府県所得割減免額、379都道府県均等割減免額、380株式上場課税額、381所得税株式上場課税額、382肉牛軽減課税額、383市町村株式上場所得割額、384都道府県株式上場所得割額、385市町村肉牛軽減所得割額、386都道府県肉牛軽減所得割額、387株式上場所得税額、388肉牛軽減所得税額、389配当割控除額、390株式譲渡割控除額、391市町村定率控除後所得割額、392都道府県定率控除後所得割額、393控除超過額、394居住用特定譲渡所得額、395居住用特定損失額、396市町村株式譲渡配当割控除額、397都道府県株式譲渡配当割控除額、398市町村65歳以上の特例控除額、399都道府県65歳以上の特例控除額、400市町村調整控除額、401都道府県調整控除額、402市町村控除不足額、403都道府県控除不足額、404市町村内充当額、405都道府県内充当額、406市町村外充当額、407都道府県外充当額、408標準税率市町村総所得、409標準税率市町村山林、410標準税率市町村退職、411標準税率市町村算出所得割、412標準税率市町村調整額、413標準税率定率控除前市町村所得割、414標準税率定率控除後市町村所得割額、415標準税率市町村65歳以上の特例控除額、416標準税率市町村所得割、417標準税率市町村所得割端数切捨、418標準税率市町村均等割、419標準税率都道府県総所得、420標準税率都道府県山林、421標準税率都道府県退職、422標準税率都道府県算出所得割、423標準税率都道府県調整額、424標準税率定率控除前都道府県所得割、425標準税率定率控除後都道府県所得割額、426標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、427標準税率都道府県所得割、428標準税率都道府県所得割端数切捨、429標準税率都道府県均等割、430政党等寄付金特別控除額、431耐震改修特別控除額、432住宅借入金特別控除可能額、433市町村住宅借入金特別控除可能額、434都道府県住宅借入金特別控除可能額、435市町村税源移譲減額、436都道府県税源移譲減額、437標準税率市町村税源移譲減額、438標準税率都道府県税源移譲減額、439国税更正日、440登録区分、441寄附金控除自治体分、442寄附金控除都道府県指定分、443寄附金控除市町村指定分、444内私年金支払額、445住民税年金種別、446基礎控除対象フラグ、447市町村寄附金控除額、448都道府県寄附金控除額、449内年金フラグ、450内特徴フラグ、451三徴収フラグ、452居住開始年月日、453住宅控除区分、454住宅借入金残高、455居住開始年月日2、456住宅控除区分2、457住宅借入金残高2、458山林純損失額、459当年山林純損失額、460前山林純損失額、461前々山林純損失額、462株式配当損失額、463分離配当所得額、464分離配当損通所得額、465所得税分離配当損通所得額、466投資等税額控除額、467所得税肉牛軽減課税額、468所得税分離配当課税額、469分離配当課税額、470所得税分離配当所得額、471市町村分離配当所得割額、472都道府県分離配当所得割額、473年金本徴収フラグ、474年金仮徴収月数、475年金仮徴収期別税額、476控除不足反映済額、477徴収税額特徴分、478市町村所得割額特徴分、479市町村均等割額特徴分、480都道府県所得割額特徴分、481都道府県均等割額特徴分、482徴収税額普徴分、483市町村所得割額普徴分、484市町村均等割額普徴分、485都道府県所得割額普徴分、486都道府県均等割額普徴分、487徴収税額半額年金分、488市町村所得割額半額年金分、489市町村均等割額半額年金分、490都道府県所得割額半額年金分、491都道府県均等割額半額年金分、492徴収税額年金分、493市町村所得割額年金分、494市町村均等割額年金分、495都道府県所得割額年金分、496都道府県均等割額年金分、497標準税率徴収税額特徴分、498標準税率市町村所得割額特徴分、499標準税率市町村均等割額特徴分、500標準税率都道府県所得割額特徴分、501標準税率都道府県均等割額特徴分、502標準税率徴収税額普徴分、503標準税率市町村所得割額普徴分、504標準税率市町村均等割額普徴分、505標準税率都道府県所得割額普徴分、506標準税率都道府県均等割額普徴分、507標準税率徴収税額半額年金分、508標準税率市町村所得割額半額年金分、509標準税率市町村均等割額半

<様式1-1>個人情報ファイル簿

額年金分、510標準税率都道府県所得割額半額年金分、511標準税率都道府県均等割額半額年金分、512標準税率徴収税額年金分、513標準税率市町村所得割額年金分、514標準税率市町村均等割額年金分、515標準税率都道府県所得割額年金分、516標準税率都道府県均等割額年金分、517年金内訳切替フラグ、518徴収税額変更フラグ、519特徴内訳保有フラグ、520新生命保険料支払額、521新個人年金保険料支払額、522介護保険料支払額、523寄附金控除特例分、524市町村申告特例控除額、525都道府県申告特例控除額、526特定中小株式損失額、527当年特定中小株式損失額、528前特定中小株式損失額、529前々特定中小株式損失額、530医療費控除額特例分、531住民税配偶者控除額、532所得税配偶者控除額、533適用済特別控除合計額、534課税方式変更対象者、535減免コード、536減免開始期(普徴)、537減免開始月(特徴)、538減免開始月(年金)、

記録範囲

市県民税の納税義務者

記録情報の収集方法

収入の申告をおこなった者

要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

含む

記録情報の_経常的提供先

社会保険庁、税務署、県税事務所、特別徴収義務者市税収納課、窓口サービス課、国民健康保険課、医療助成課、高齢福祉課、健康推進課、介護保険課、障害福祉課、子育て支援課、保育企画課、保育事業課、住

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地

(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

訂正及び利用停止に関する_他の法令の規定による_特別の手続等

—

個人情報ファイルの種別

法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)

政令第21条第7項に_該当するファイル

無

行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

記録情報に_条例要配慮個人
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	軽自動車税課税台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部市税収納室市民税課
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の賦課のために利用する。
記録項目	1自治体コード、2車両登録キー、3履歴番号、4サブ履歴番号、5初期登録業務日時、6更新業務日時、7更新システム日時、8更新コンピュータ名、9更新ユーザID、10有効フラグ、11決裁状態、12旧自治体コード、13標識番号車種、14標識番号分類、15標識番号カナ、16標識番号番号、17異動年月日、18異動事由コード、19課税コード、20旧課税コード、21義務者個人番号、22所有者権留保コード、23所有者個人番号、24車名、25型式、26年式、27車台番号、28原動機型式、29総排気量、30総排気量単位、31取得事由コード、32取得年月日、33廃車事由コード、34廃車年月日、35譲受者個人番号、36整理番号、37型式認定番号、38定置場住所、39定置場地番、40定置場方書、41使用者個人番号、42使用者氏名カナ、43使用者氏名漢字、44使用者入力住所、45使用者方書、46使用者生年月日、47使用者電話番号、48届出者個人番号、49届出者氏名カナ、50届出者氏名漢字、51届出者入力住所、52届出者方書、53届出者生年月日、54届出者電話番号、55届出年月日、56標識返納コード、57未返納コード、58未返納その他、59未返納詳細、60標識返納年月日、61他自標識番号車種、62他自標識番号分類、63他自標識番号分類漢字、64他自標識番号カナ、65他自標識番号カナ漢字、66他自標識番号番号、67他自標識番号表示、68所有形態コード、69所有形態その他、70納税義務者区分、71盗難届届出年月日、72盗難届被害年月日、73盗難届警察、74盗難届交番、75盗難届受理番号、76取得その他、77廃車その他、78修正その他、79処理番号、80初度検査年月、81燃料の種類コード、82車種名称漢字、83標識番号分類漢字、84標識番号カナ漢字、85標識番号表示、86異動事由名漢字、87取得事由名漢字、88廃車事由名漢字、89課税名称漢字、90所有形態名称、91未返納名称、92燃料の種類名称、93税率特例、94軽自動車用途、95自家用事業用別、96H27燃費基準達成車情報コード、97H32燃費基準達成車情報コード、98重課判定情報、99軽課判定情報、100予備1、101予備2、102予備項目1、103個人番号、104住民区分、105個人法人区分、106世帯番号、107氏名カナ、108氏名漢字、109県名付加区分、110郵便番号、111住所コード、112都道府県名漢字、113市町村名漢字、114住所、115地番、116方書、117地番数値1、118地番数値2、119地番数値3、120性別区分、121続柄コード、122行政区コード、123行政区名称、124生年月日、125宛名消除区分、126亡者フラグ、127性別名称、128EUC個人番号、129EUC編集済氏名カナ、130EUC編集済氏名漢字、131EUC郵便番号、132EUC住所コード、133EUC住所、134EUC地番、135EUC方書漢字、136EUC行政区コード、137EUC行政区名称、138EUC生年月日、139EUC性別区分、140EUC性別名称、141編集済支払区分、142編集済振替開始年月日、143編集済振替終了年月日、144編集済銀行本店コード、145編集済銀行支店コード、146編集済金融機関本店名漢字、147編集済金融機関支店名漢字、148編集済口座番号、149編集済通帳番号未番、150編集済預金種別区分、151編集済預金種別区分名称、152編集済口座名義人カナ、153編集済口座名義人漢字、154編集済振替区分、155編集済振替区分名称、156編集表示用口座番号、157編集済加入年月日、158編集済脱退年月日、159編集済納組コード、160編集済納組名称、161宛名異動日、162宛名異動事由名漢字、163宛名増減異動日、164宛名増減事由名漢字、165減免対象年度、166EUC所有者編集済氏名カナ、167EUC所有者編集済氏名漢字、168EUC所有者郵便番号、169EUC所有者住所コード、170EUC所有者住所、171EUC所有者地番、172EUC所有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

者方書漢字、173EUC所有者行政区コード、174EUC所有者行政区名称、175EUC所有者生年月日、176EUC所有者性別区分、177EUC所有者性別名称、178EUC所有者電話番号、179EUC使用者編集済氏名カナ、180EUC使用者編集済氏名漢字、181EUC使用者郵便番号、182EUC使用者住所コード、183EUC使用者住所、184EUC使用者地番、185EUC使用者方書漢字、186EUC使用者行政区コード、187EUC使用者行政区名称、188EUC使用者生年月日、189EUC使用者性別区分、190EUC使用者性別名称、191EUC使用者電話番号、192EUC届出者編集済氏名カナ、193EUC届出者編集済氏名漢字、194EUC届出者郵便番号、195EUC届出者住所コード、196EUC届出者住所、197EUC届出者地番、198EUC届出者方書漢字、199EUC届出者行政区コード、200EUC届出者行政区名称、201EUC届出者生年月日、202EUC届出者性別区分、203EUC届出者性別名称、204EUC届出者電話番号、205減免種別コード、206減免申請理由、207減免対象者個人番号、208減免対象者世帯番号、209減免対象者入力住所、210減免対象者方書、211減免対象者氏名カナ、212減免対象者氏名漢字、213減免対象者生年月日、214減免対象者電話番号、215障害名程度、216手帳番号、217手帳証明書名称、218手帳交付日、219運転者個人番号、220運転者世帯番号、221運転者続柄、222運転者入力住所、223運転者方書、224運転者氏名カナ、225運転者氏名漢字、226運転者生年月日、227運転者電話番号、228免許証番号、229免許証有効期限、230免許証種類、231免許証条件等、232EUC減免種別名称、233税目コード、234課税対象年度、235通知書番号、236標識番号漢字、237年税額、238減免税額、239賦課税額、240納期1、241課税年度1、242納期限1、243差引税額1、244納期2、245課税年度2、246納期限2、247差引税額2、248納期3、249課税年度3、250納期限3、251差引税額3、252更正年月日、253更正事由コード、254車両履歴番号、255連番、256サブ連番、257更正番号、258決議番号、259経過年数、260税率判定区分、261更正事由名漢字、262減免種別名称、

記録範囲

軽自動車税の申告をした者

記録情報の収集方法

軽自動車税の申告をした者

要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

含む

記録情報の_経常的提供先

公安委員会、警察署、税務署、防犯交通安全課、生活援護課

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地

(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等

—

個人情報ファイルの種別

法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)

政令第21条第7項に_該当する_ファイル

有

行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨

該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	軽自動車税減免申請書綴り
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部市税収納室市民税課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市税条例に基づく、軽自動車税の減免を行うために利用する。
記録項目	1納税義務者氏名、2納税義務者住所、3納税義務者個人番号、4納税義務者電話番号、5身体障害者等からみた続柄、6身体障害者等氏名、7身体障害者等住所、8軽自動車等の使用者氏名、9軽自動車等の使用者住所、10手帳番号及び手帳交付年月日等、11障害区分及び等級、12運転免許証番号等、13車両番号
記録範囲	軽自動車税の減免を申請した者
記録情報の収集方法	軽自動車税の減免を申請した者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	納税管理人申告書綴り
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部市税収納室市民税課
個人情報ファイルの利用目的	納税義務の適正な履行に資する。
記録項目	1受付日、2申請日、3氏名、4生年月日、5住所、6届け出理由、7出国予定年月日、8出国先、9納税管理人氏名、10納税管理人生年月日、11納税義務者との続柄、12納税管理人の住所、13納税管理人の電話番号、14納税義務者宛名番号、15納税管理人宛名番号
記録範囲	納税管理人申告書を提出した者
記録情報の収集方法	本人からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	給与支払報告書綴り
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部市税収納室市民税課
個人情報ファイルの利用目的	納税義務の適正な履行に資する。
記録項目	1住所、2受給者番号、3個人番号、4役職名、5氏名、6種別、7支払金額、8給与所得控除後の金額、9所得控除の額の合計、10源泉徴収税額、11(源泉)控除対象配偶者の有無等(有、従有、老人)、12配偶者(特別)控除の額、13控除対象扶養親族の数(特定、老人、その他)、1416歳未満扶養親族の数、15障害者の数(特別、その他)、16非居住者である親族の数、17社会保険料等の金額、18生命保険料の控除額、19地震保険料の控除額、20住宅借入金等特別控除の額、21生命保険料の金額の内訳(新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額、旧個人年金保険料の金額)、22住宅借入金等特別控除の額の内訳(住宅借入金等特別控除の額の内訳、住宅借入金等特別控除可能額、居住開始年月日1回目、居住開始年月日2回目、住宅借入金等特別控除区分1回目、住宅借入金等特別控除区分2回目、住宅借入金等年末残高1回目、住宅借入金等年末残高2回目)、23控除対象配偶者(氏名、個人番号)、24配偶者の合計所得(国民年金保険料等の金額、基礎控除の額、旧長期損害保険料の金額、所得金額調整控除)、25控除対象扶養親族(氏名、個人番号)、2616歳未満の扶養親族(氏名、個人番号)、275人目以降の控除対象扶養親族の個人番号、285人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号)、29未成年者、30外国人、31死亡退職、32災害者、33乙欄、34本人が障害者(特別、その他)、35寡婦、36ひとり親、37勤労学生、38中途就・退職年月日、39受給者生年月日、40支払者(個人番号又は法人番号、住所又は所在地、氏名又は名称、電話番号)
記録範囲	給与収入のあった者
記録情報の収集方法	給与支払者からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

<様式1-1>個人情報ファイル簿

訂正及び利用停止に関する
他の法令の規定による特別
の手續等

—

個人情報ファイルの種別

法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）

政令第21条第7項に該当す
るファイル

有

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルであ
る旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個
人情報が 含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	給与所得者異動届出書綴り
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部市税収納室市民税課
個人情報ファイルの利用目的	納税義務の適正な履行に資する。
記録項目	1給与支払者(所在地、名称、法人番号)2担当者(課係、氏名、電話番号、内線)、3特別徴収指定番号、4宛名番号、5給与所得者(フリガナ、氏名、生年月日、個人番号、住所)6特別徴収税額、7徴収済税額、8未徴収税額、9異動年月日、10異動の自由、11異動後の未徴収税額の徴収方法、12新しい勤務先(所在地、名称、特別徴収指定番号、法人番号)、13担当者(氏名、電話番号)14月割額、15受給者番号、16納入書の要否、17一括徴収の事由、18徴収予定額、19普通徴収の事由
記録範囲	異動のあった者
記録情報の収集方法	給与支払者からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市県民税申告書綴り
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部市税収納室市民税課
個人情報ファイルの利用目的	個人市・県民税の賦課のために利用する。
記録項目	1宛名番号、2住所、3氏名、4生年月日、5電話番号、6個人番号、7代理人氏名・続柄、8所得から差し引かれる金額に関する事項、9各種収入金額等、10各種所得金額、11各種所得から差し引かれる金額、12給与の内訳(源泉徴収がない方)、13前年中に収入がない人の記入欄、14別居の扶養親族の住所、15事業専従者に関する事項、16営業所得・不動産所得・公的年金以外の雑所得の明細に関する事項、17総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項、18寄附金税額控除に関する事項、19住宅借入金等特別税額控除に関する事項、20所得金額調整控除に関する事項、21分離所得に関する事項、22配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項、23医療費通知に関する事項、24医療費(医療費通知に関する事項以外)の明細、25医療費控除額の計算、26職員記入欄
記録範囲	市・県民税申告書を提出した者
記録情報の収集方法	本人からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人
情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	公的年金等支払報告書綴り
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部市税収納室市民税課
個人情報ファイルの利用目的	納税義務の適正な履行に資する。
記録項目	1個人番号、2住所、3氏名、4生年月日、5支払金額、6源泉徴収税額、7本人が障害者(特別、その他)、8ひとり親、9寡婦、10源泉控除対象配偶者の有無等(一般、老人)、11控除対象扶養親族の数(特定、老人、その他)、1216歳未満の扶養親族の数、13障害者の数(特別、その他)、14非居住者である親族の数、15社会保険料の額、16源泉控除対象配偶者氏名、17配偶者の合計所得(金額、48万円以下)、18個人番号、19控除対象扶養親族氏名、20区分、21個人番号、2216歳未満の扶養親族氏名、23区分、24個人番号、25支払者(法人番号、所在地、名称、電話番号)
記録範囲	公的年金等の収入のあった者
記録情報の収集方法	公的年金等の収入のあった者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	所得税及び復興所得税の申告書綴り
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部市税収納室市民税課
個人情報ファイルの利用目的	納税義務の適正な処理に資する。
記録項目	1提出先税務署長名、2提出年月日、3該当年分、4住所、5氏名、6個人番号、7職業、8屋号・雅号、9世帯主の氏名、10世帯主との続柄、11生年月日、12電話番号、13種類、14特農の表示、15整理番号、16各種収入金額等、17各種所得金額、18各種所得から差し引かれる金額、19課税される所得金額、20課税される所得金額に対する税額、21配当控除、22住宅借入金等特別控除額、23政党等寄附金特別控除額、24差引所得税額、25災害減免額、26再差引所得税額、27復興特別所得税額、28所得税及び復興特別所得税の額、29外国税額控除等、30源泉徴収税額、31申告納税額、32予定納税額、33第3期分の税額、34公的年金等以外の合計所得金額、35配偶者の合計所得金額、36専従者給与(控除)額の合計額、37青色申告特別控除、38雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額、39未納付の源泉徴収税額、40本年分で差し引く繰越損失額、41平均課税対象金額、42変動・臨時所得金額、43申告期限までに納付する金額、44延納届出額、45還付される税金の受取場所、46所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)、47総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項、48特例適用条文等、49社会保険料控除等に関する事項、50本人に関する事項、51雑損控除に関する事項、52寄附金控除に関する事項、53配偶者や親族に関する事項、54事業専従者に関する事項、55住民税・事業税に関する事項、56税理士署名、57株式等の譲渡に係る所得金額から差し引く繰越損失額、58株式等の譲渡に係る翌年以後に繰り越される損失の金額、59上場株式等の配当等から差し引く繰越損失額、60上場株式等の配当等に係る翌年以後に繰り越される損失の金額、61先物取引に係る所得金額から差し引く繰越損失額、62先物取引に係る翌年以後に繰り越される損失の金額、63分離課税の短期・長期譲渡に所得に関する事項、64上場株式等の譲渡所得等に関する事項、65退職所得に関する事項
記録範囲	市県民税の納税義務者
記録情報の収集方法	本人の確定申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—

<様式1-1>個人情報ファイル簿

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし
行政機関等匿名加工情報の概要	該当なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	該当なし
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市県民税簡易申告書綴り
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部市税収納室市民税課
個人情報ファイルの利用目的	納税義務の適正な履行に資する。
記録項目	1受付日、2申請日、3住所、4氏名、5生年月日、6電話番号、7代理人住所、8代理人氏名、9代理人生年月日、10続柄、11収入状況、12収入金額、13前年中の生活・収入の状況、14宛名番号
記録範囲	簡易申告を提出した者
記録情報の収集方法	本人からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	減免申請書
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部市税収納室市民税課
個人情報ファイルの利用目的	個人市・県民税の減免のために利用する。
記録項目	1受付日、2申請日、3住所、4氏名、5生年月日、6電話番号、7申請者(代理人)氏名、8、申請者(代理人)住所、9減免を必要とする理由・所得が減少となった理由、10退職年月日、11退職理由、12扶養人数・氏名、配偶者の有無・氏名、13退職後の所得の種類、14生活保護摘要年月日、15死亡年月日、16所得の見積額、17相続人の所得の見積額、18所得減少理由、19支払い医療費見積額、20入院期間、21療養期間、22災害のあった日、23身体の損傷程度、24障害者手帳、25医師の診断書、26住宅又は家財の損害程度、27減免決定理由、28宛名番号、29減免開始期
記録範囲	減免申請書を提出した者
記録情報の収集方法	本人からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	扶養者確認リスト
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部市税収納室市民税課
個人情報ファイルの利用目的	個人市・県民税の賦課のために利用する。
記録項目	1宛名番号、2氏名、3住所、4続柄、5生年月日、6徴収区分、7扶養情報、8合計所得
記録範囲	扶養が重複していた者扶養の合計所得金額が48万を超える者
記録情報の収集方法	課税台帳より抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	寄附金税額控除申告特例通知書綴り
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部市税収納室市民税課
個人情報ファイルの利用目的	納税義務の適正な履行に資する。
記録項目	1回送先市町村長、2回送先団体コード、3回送先政令指定都市区コード、4回送先区・事務所コード、5市区町村コード又は都道府県コード、6市町村長知事、7連絡先電話番号、8連絡先組織名、9住所、10氏名、11個人番号、12性別、13生年月日、14電話番号、15合計寄附金額
記録範囲	申告特例申請者
記録情報の収集方法	地方公共団体からの提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	納期の特例申請書綴り
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部市税収納室市民税課
個人情報ファイルの利用目的	納税義務の適正な履行に資する。
記録項目	1所在地、2名称、3代表者、4電話番号、5指定番号、6法人番号、7特例の適用を受けようとする税額、8最近6か月間の給与支払状況(支払月、給与所得者人員、合計支払額)、9滞納又は納付遅延が生じた理由(対象年度、種別、理由)、10過去一箇年に当特例の承認取消し通知を受けた日
記録範囲	市県民税の納税義務者
記録情報の収集方法	特別徴収義務者からの申出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	税務署複写資料
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部市税収納室市民税課
個人情報ファイルの利用目的	個人市・県民税の賦課のために利用する。
記録項目	1一連番号、2宛名番号、3整理番号、4年度、5台帳番号、6カナ、7氏名、8調査内容、9住宅借入金控除(居住開始年月日、住宅控除の種類、区分)
記録範囲	確定申告をした者
記録情報の収集方法	個人市・県民税の賦課のための調査
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	地方税法第294条第3項の規定による通知綴り
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部市税収納室市民税課
個人情報ファイルの利用目的	納税義務の適正な履行に資する。
記録項目	1氏名、2生年月日、3個人番号、4課税年度、5住所、6住所地の市区町村コード、7住民基本台帳に記録されている住所、8住民基本台帳に記録されている住所地の市区町村コード、9徴収区分(普通徴収、給与からの特別徴収、公的年金等からの特別徴収、10担当者連絡先(部局課、担当者、電話番号)
記録範囲	市県民税の納税義務者
記録情報の収集方法	地方公共団体からの申出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	自動車臨時運行許可申請書綴り
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部市税収納室市民税課
個人情報ファイルの利用目的	道路運送車両法に基づく、自動車臨時運行許可を行うために利用する。
記録項目	1申請人氏名、2申請人住所、3申請人電話番号、4申請人業種、5番号標受領者氏名、6番号標受領者住所、7車名、8形状、9車台番号、10運行の目的、11運行の経路、12運行の期間、13自動車損害賠償責任保険事項、14番号標番号、15許可番号、16許可年月日、17有効期間、18返納月日、19備考、20受付、21返納期限
記録範囲	自動車臨時運行許可を申請した者及び番号標を受領する者
記録情報の収集方法	自動車臨時運行許可を申請した者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警察署
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	固定資産課税台帳記載事項証明交付申請書
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部市税収納室資産税課
個人情報ファイルの利用目的	固定資産課税台帳記載事項証明(評価額証明・公課額証明)の交付に関する事務のため利用する。
記録項目	1申請日、2申請者の住所・氏名・電話番号・証明対象物件所有者との関係(請求者が法人の場合は法人名・法人所在地・法人代表者氏名、担当者氏名)、3証明対象物件の賦課期日現在の所有者の住所・氏名、4証明対象物件の種別・所在地・家屋番号、5必要な証明書の種類・内容・通数、6本人確認書類の種類、7権限確認書類(必要な場合のみ)、8受付担当者・作成担当者・点検担当者、9証明番号
記録範囲	固定資産課税台帳記載事項証明の交付申請を行った申請者及び証明対象物件所有者
記録情報の収集方法	固定資産課税台帳記載事項証明の交付申請を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	固定資産課税台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画経営部市税収納室資産税課
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税の課税客体を把握し課税する。
記録項目	1住所、2氏名、3宛名、4通知書番号、5物件の所在、6地目、7地積、8評価額、9課税標準額、10仮算定固定資産税額、11仮算定都市計画税額、12家屋番号、13建築年、14用途、15構造、16階層、17床面積、18年税額、19事業種目、20屋号、21事業開始年月、22取得価格、23決定価格、24資産の名称等、25耐用年数、26減価残存率など
記録範囲	市内に固定資産を所有する者
記録情報の収集方法	本人からの申告、資料提供、法務局からの登記申請通知書、建築確認、現地調査
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	納税義務者(納税通知書)
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	別途、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき開示請求等ができませんので、詳しくは、資産税課(連絡先0797-77-2058.2059)にお問い合わせください。
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	記録項目のうち8評価額については、地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)第432条第1項に該当する場合、宝塚市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。評価額(価格)以外の賦課決
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	電子メール受付簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部きずなづくり室市民相談課
個人情報ファイルの利用目的	市民等からの電子メールによる問い合わせ(市ホームページお問い合わせフォームによるものを含む)に関する事務のために利用する。
記録項目	1受付番号、2受信日、3受信時間、4受付日、5団体・個人の別、6問い合わせ方法、7問い合わせ内容、8問い合わせ区分、9氏名、10住所、11メールアドレス、12回答期限、13回答月日、14処理結果、15所管課
記録範囲	電子メールによる問い合わせ(市ホームページお問い合わせフォームによるものを含む)を行った者
記録情報の収集方法	本人からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含む

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	地縁団体構成員名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部きずなづくり室市民協働推進課
個人情報ファイルの利用目的	自治会に法人格を付与し、所有不動産の登記を可能にする地縁団体認定事務のために利用する。
記録項目	1氏名、2住所
記録範囲	認可地縁団体構成員
記録情報の収集方法	認定申請時に自治会長から提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	DV支援措置支援リスト
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	DV支援措置対象者の把握、管理のために利用する。
記録項目	1管理番号、2個人コード、3氏名、4受付区分、5内容、6開始日、7満了日、8併せて支援者有無、9個人コード(併せて支援者)、10氏名(併せて支援者)、11別世帯者有無、12個人コード(別世帯者)、13氏名(別世帯者)、14継続有無、15期間経過、16処理日、17処理内容、18被害内容、19備考欄、20本人確認
記録範囲	住民票等発行制限のため、DV支援措置の新規・継続申出を行った者。
記録情報の収集方法	本人からの新規・継続申出。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	印鑑停止一覧表(成年後見)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	成年後見開始の審判に基づく印鑑登録停止の管理のために利用する。
記録項目	1個人コード、2氏名、3異動コード、4生年月日、5登記年月、6異動時期、7異動内容
記録範囲	印鑑登録をしている者で、成年後見開始の審判が下された者。
記録情報の収集方法	法務局、本籍地自治体からの通知受理による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	印鑑登録一覧表
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録者の把握、管理のために利用する。
記録項目	1印鑑番号、2氏名、3併記名/旧氏、4住所、5方書、6登録事由、7廃止事由、8回答日
記録範囲	印鑑新規登録、改印、廃止を行った者。
記録情報の収集方法	本人、代理人からの登録申請。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	印鑑登録証明交付申請書
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録証明書の交付に関する事務のために利用する。
記録項目	1請求日、2請求者(証明対象者)の住所・氏名・生年月日・電話番号・印鑑登録番号、3代理人の住所・氏名・生年月日(代理人からの請求の場合のみ)、4必要な証明書の通数、5請求者の本人確認書類の種類、6受付担当者・作成担当者・点検担当者
記録範囲	印鑑登録証明書の交付申請を行った申請者及び代理人
記録情報の収集方法	印鑑登録証明書の交付請求を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	書留郵便物一覧
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	書留等記録型郵便の対象者を管理するためのもの
記録項目	1引受番号、2受取人の氏名、3郵便種別、4差出日
記録範囲	書留等記録型郵便の対象者
記録情報の収集方法	送付対象者の住基情報から氏名をデータ抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民年金被保険者関係届書
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	国民年金に関する事務のために利用する。
記録項目	1受付日、2氏名、3個人番号または基礎年金番号、4生年月日、5住所、6電話番号、7国籍(外国籍の方のみ)、8外国人通称名(住民票上の通称)、9届出書種類、10該当・申出・出産(予定)年月日、11理由等、12保険料納付申出の確認、13単胎・多胎(産前産後免除該当届のみ)
記録範囲	国民年金被保険者関係届書を提出した者
記録情報の収集方法	本人または委任者からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	日本年金機構
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民年金保険料免除・納付猶予申請
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	国民年金に関する事務のために利用する。
記録項目	1受付日、2氏名、3個人番号または基礎年金番号、4生年月日、5住所、6電話番号、7免除理由、8申請期間、9特例認定区分、10配偶者・世帯主氏名(免除・納付猶予申請のみ)、11在学予定期間・学校の名称・学生証の有効期限(学生納付特例申請の紙情報のみ)
記録範囲	国民年金保険料免除・納付猶予申請書を提出した者
記録情報の収集方法	本人または委任者からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	日本年金機構
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

紙の申請書は、1週間毎に西宮年金事務所に送付しているため、市では
保管していない。

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	個人番号カード交付管理システム
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカードの交付管理を行うために利用する
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4住民票コード、5申請書ID、6発送番号、7製造管理番号、8状態区分、9交付(不交付)日、10処理日、11世帯番号
記録範囲	マイナンバーカードが作成された対象者
記録情報の収集方法	マイナンバーカード交付対象者(J-LIS提供)を反映
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	個人番号カード再交付申請者一覧
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カード再交付申請者を管理するためのもの
記録項目	1個人番号、2氏名、3住所、4生年月日
記録範囲	マイナンバーカード再交付申請を行った者
記録情報の収集方法	マイナンバーカード再交付申請を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	個人番号カード紛失届一覧
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	J-LISからの連絡に基づきマイナンバーカードの利用停止を管理するためのもの
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5紛失経緯、6.電子証明書の停止状況、7備考
記録範囲	J-LISからの連絡に基づきマイナンバーカードの利用停止がされたもの
記録情報の収集方法	マイナンバーカードコールセンター(J-LIS)からの電話連絡
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	個人番号通知カード返戻管理簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カード通知カードの返戻管理のためのもの
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5返戻日、6返戻理由、7廃棄日、8備考、9開封済みの有無、10交付済みの有無、11交付日
記録範囲	通知カードの返戻があったもの
記録情報の収集方法	通知カードの返戻があった者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍情報システム
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	戸籍簿、除籍簿、改製原戸籍簿など、人の身分関係を記録・保管し、これを公証することにより、戸籍法、民法等に基づく戸籍事務を適正に管理するため。また、在外選挙人名簿登録資格関係事務(照会に対する
記録項目	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5本籍、6国籍、7親族関係、8婚姻、9続柄、10犯罪歴
記録範囲	宝塚市に本籍を有する者及び宝塚市に戸籍の届書を提出した者
記録情報の収集方法	戸籍届出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	神戸地方法務局伊丹支局
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍証明等交付請求書
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	戸籍(除籍・改製原戸籍)謄抄本、戸籍の附票の写し、受理証明書、届書記載事項証明書、身分証明書、独身証明書の交付に関する事務のために利用する。
記録項目	1請求日、2請求者の住所・氏名・生年月日・電話番号・証明対象者との関係(請求者が法人の場合は法人名・法人所在地・法人代表者氏名、担当者氏名)、3証明対象者の本籍(国籍)・氏名・生年月日・筆頭者氏名、4請求理由、5必要な証明書の種類・内容・通数、5本人確認書類の種類、6権限確認書類(必要な場合のみ)、7請求理由疎明資料(必要な場合のみ)、8受付担当者・作成担当者・点検担当者
記録範囲	戸籍謄本等の交付請求を行った請求者及び証明書対象者
記録情報の収集方法	戸籍謄本等の交付請求を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍附票ファイル
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	附票登録事務及び戸籍附票の証明書発行
記録項目	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5本籍地、6住定日
記録範囲	宝塚市に本籍を置く者
記録情報の収集方法	宝塚市が本籍地の市民から提出される住民異動届及び戸籍届出他自治体からの通知(附票記載事項通知、住民票記載事項通知)
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍簿・除籍簿・改製原戸籍簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	戸籍届書に基づく証明書の作成、戸籍の訂正、人口動態調査票の作成、相続税法第58条通知の作成など、法に基づく戸籍関連事務を適正に執行するため
記録項目	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5本籍、6国籍、7親族関係、8婚姻、9続柄、10電話番号、11家庭状況、12居住状況、13傷病名、14傷病歴、15治療内容、16職業
記録範囲	宝塚市に本籍を有する者及び宝塚市に戸籍の届書を提出した者
記録情報の収集方法	本人からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳システム
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	住民異動届を提出した者を把握、管理するために利用する。
記録項目	1届出人、2電話、3住所、4続柄、5異動日、6届出日、7新住所、8新世帯主、9旧住所、10旧世帯主、11本籍地、12筆頭者、13国籍・地域、1430条の45規程区分、15氏名、16フリガナ、17生年月日、18続柄、19性別、20在留資格、21在留カード番号、22在留期間等、23在留期間満了の日
記録範囲	住民異動届を提出した者。
記録情報の収集方法	本人、代理人からの申請。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	国民健康保険課学事課介護保険課
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民票等交付請求書
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	住民票の写し、住民票記載事項証明書、除票の写しの交付に関する事務のために利用する。
記録項目	1請求日、2請求者の住所・氏名・生年月日・電話番号・証明対象者との関係(請求者が法人の場合は法人名・法人所在地・法人代表者氏名、担当者氏名)、3証明対象者の住所・氏名・生年月日・世帯主氏名、4請求理由、5必要な証明書の種類・内容・通数、5確認した請求者の本人確認書類の種類、6請求者の権限確認書類(必要な場合のみ)、7請求理由疎明資料(必要な場合のみ)、8受付担当者・作成担当者・点検担当者
記録範囲	住民票等の交付請求を行った請求者及び証明書対象者
記録情報の収集方法	住民票等の交付請求を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	照会回答申請者一覧
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	電子証明書等の照会回答対象者を管理するためのもの
記録項目	1氏名、2提出日、3提出資料、4概要、5回答期限、6備考
記録範囲	電子証明書等の照会・回答となる対象者
記録情報の収集方法	電子証明書等の手続きに来たものからの書面申請または依頼による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	人口動態事務
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	人口の動態を恒常的に調査し、公衆衛生、人口動向の基礎資料とするため
記録項目	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5国籍、6続柄、7職業、8傷病名、9病歴、10妊娠出産
記録範囲	宝塚市に提出した届書(出生、死亡、死産、婚姻、離婚)の届出義務者、届出人
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	保健所
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	成年被後見人名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	後見登記された人の登記事項情報を管理し、身分証明書を交付する
記録項目	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5国籍、6続柄
記録範囲	成年被後見人
記録情報の収集方法	東京法務局からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	年金裁定請求書控
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	国民年金に関する事務のために利用する。
記録項目	1受付日、2氏名、3個人番号または基礎年金番号、4生年月日、5住所、6電話番号、7年金の受取口座、8年金の加入・受給・雇用保険の加入状況、9配偶者・子について、10死亡年月日(死亡に伴う年金請求のみ)、11請求者情報(死亡に伴う年金請求のみ)、12死亡の原因等に関すること(死亡に伴う年金請求のみ)、13収入関係(死亡に伴う年金請求のみ)、14傷病名(障害基礎年金請求のみ)、15病歴・就労状況等(障害基礎年金請求のみ)、16診断書(障害基礎年金請求のみ)、17障害に関する手帳(障害基礎年金請求のみ)
記録範囲	年金裁定請求書を提出した者
記録情報の収集方法	本人または委任者からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	日本年金機構
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	不受理申出簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	創設的届出の相手方からの届出を未然に防ぐ
記録項目	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5電話番号、6国籍本籍、7社会的身分
記録範囲	申出人
記録情報の収集方法	本人、他自治体からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	申請書情報の誤更新対象者一覧
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	申請書IDの誤更新管理のために利用する。
記録項目	1氏名、2生年月日
記録範囲	マイナンバーカード申請を行った者のうち、申請書IDを誤って更新したもの
記録情報の収集方法	マイナンバーカード交付申請を行った者のうち、申請書IDを誤って更新したものを統合端末より収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険高額療養費支給事務
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室国民健康保険課
個人情報ファイルの利用目的	自己負担限度額を超えた金額の差額支給をするための事務に利用する。
記録項目	1被保険者番号、2個人番号、3氏名、4住所、5性別、6年齢、7生年月日、8電話番号、9受診履歴、10課税状況、11納税状況、12金融機関の口座情報
記録範囲	宝塚市国保加入者及び世帯主
記録情報の収集方法	支給申請を行った世帯の世帯主及び受診医療機関
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険療養費支給事務
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室国民健康保険課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市国保加入者で、やむを得ない事情等で被保険者証を持たずに医療機関等を受診した方、コルセットなどの装具を作られた方などに対して、公費負担分を支給をするための事務に利用する。
記録項目	1被保険者番号、2個人番号、3氏名、4住所、5性別、6年齢、7生年月日、8電話番号、9受診履歴、10課税状況、11納税状況、12金融機関の口座情報
記録範囲	宝塚市国保加入者及び世帯主
記録情報の収集方法	支給申請を行った世帯の世帯主及び受診医療機関
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	診療報酬明細書(レセプト)取扱事務
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室国民健康保険課
個人情報ファイルの利用目的	医療事務全体の効率的運用及び適正な診療報酬事務の執行のため、診療報酬明細書の点検業務に利用するために利用する。
記録項目	1被保険者番号、2個人番号、3氏名、4住所、5性別、6年齢、7生年月日、8電話番号、9受診履歴、10課税状況、11納税状況、12金融機関の口座情報
記録範囲	宝塚市国保加入者及び世帯主
記録情報の収集方法	支給申請を行った世帯の世帯主及び受診医療機関
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する_他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	葬祭費支給事務
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室国民健康保険課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市国保加入者が死亡した場合、葬祭を行った者に葬祭費を支給するために利用する。
記録項目	1被保険者番号、2個人番号、3氏名、4住所、5性別、6年齢、7生年月日、8電話番号、9課税状況、10納税状況、11金融機関の口座情報
記録範囲	宝塚市国保加入者及び葬祭費支給申請者
記録情報の収集方法	葬祭費支給申請者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	出産育児一時金支給事務
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室国民健康保険課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市国保加入者が出産した場合、出産育児一時金を支給するために利用する。
記録項目	1被保険者番号、2個人番号、3氏名、4住所、5性別、6年齢、7生年月日、8電話番号、9受診履歴、10課税状況、11納税状況、12金融機関の口座情報
記録範囲	宝塚市国保加入者及び世帯主
記録情報の収集方法	出産育児一時金申請者及び受診医療機関からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高額介護合算療養費支給事務
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室国民健康保険課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市国保加入者で1年の自己負担額が介護保険と合わせて限度額を超えた世帯に、超えた額を支給するために利用する。
記録項目	1被保険者番号、2個人番号、3氏名、4住所、5性別、6年齢、7生年月日、8電話番号、9受診履歴、10課税状況、11納税状況、12金融機関の口座情報、13障害の有無
記録範囲	宝塚市国保加入者及び世帯主
記録情報の収集方法	高額介護合算療養費申請者、受診医療機関及び介護保険課からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	傷病手当金支給事務
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室国民健康保険課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市国保加入者で新型コロナウイルス感染症に感染し、仕事を無給で休まざるを得ない方に対して、給与額の一部を支給するために利用する。
記録項目	1被保険者番号、2個人番号、3氏名、4住所、5生年月日、6電話番号、7給与支払状況、8金融機関の口座情報
記録範囲	宝塚市国保加入者及び世帯主
記録情報の収集方法	傷病手当金申請者及び支給申請を行った世帯の世帯主
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	限度額認定証発行事務
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室国民健康保険課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市国保加入者で医療機関での受診時の支払額を自己負担額の上 限までとする限度額認定証の発行のために利用する。
記録項目	1被保険者番号、2個人番号、3氏名、4住所、5生年月日、6電話番号、7 課税状況、8納税状況
記録範囲	宝塚市国保加入者及び世帯主
記録情報の収集方法	限度額認定証交付申請者及び申請を行った世帯主
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の 手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当する ファイル	無
行政機関等匿名加工情報の 提案募集をするファイルである 旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高齢受給者証発行事務
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室国民健康保険課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市国保加入者で70歳以上の方に対して、医療機関での受診時における窓口負担割合を記載した高齢受給者証を発行するために利用する。
記録項目	1被保険者番号、2個人番号、3氏名、4住所、5生年月日、6電話番号、7課税状況
記録範囲	宝塚市国保加入者及び世帯主
記録情報の収集方法	高齢受給者証発行対象者及び世帯主
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特定疾病受療証発行事務
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室国民健康保険課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市国保加入者で国が指定する特定疾病の方に対して、特定疾病受療証を発行するために利用する。
記録項目	1被保険者番号、2個人番号、3氏名、4住所、5生年月日、6電話番号、7課税状況
記録範囲	宝塚市国保加入者及び世帯主
記録情報の収集方法	医療機関、宝塚市国保加入者及び世帯主
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	医事システム(医科)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室国民健康保険課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市国民健康保険診療所(医科)を受診する患者の管理や診療報酬請求等に関する事務のために利用する。
記録項目	1氏名、2年齢、3性別、4住所、5受付日、6患者コード、7保険点数、8保険請求種別、9請求金額、10領収金額、11保険証番号等、12診療内容等
記録範囲	宝塚市国民健康保険診療所(医科)を受診した患者
記録情報の収集方法	宝塚市国民健康保険診療所(医科)を受診した患者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	医事システム(歯科)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室国民健康保険課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市国民健康保険診療所(歯科)を受診する患者の管理や診療報酬請求等に関する事務のために利用する。
記録項目	1氏名、2年齢、3性別、4住所、5受付日、6患者コード、7保険点数、8保険請求種別、9請求金額、10領収金額、11保険証番号等、12診療内容等、13販売品明細等
記録範囲	宝塚市国民健康保険診療所(歯科)を受診した患者
記録情報の収集方法	宝塚市国民健康保険診療所(歯科)を受診した患者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	カルテ(医科)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室国民健康保険課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市国民健康保険診療所(医科)を受診する患者の管理に関する事務のために利用する。
記録項目	1氏名、2年齢、3性別、4住所、5診察日、6診察内容、7保険点数、8負担金徴収額、9保険証番号等、10患者番号
記録範囲	宝塚市国民健康保険診療所(医科)を受診した患者
記録情報の収集方法	宝塚市国民健康保険診療所(医科)を受診した患者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	カルテ(歯科)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室国民健康保険課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市国民健康保険診療所(歯科)を受診する患者の管理に関する事務のために利用する。
記録項目	1氏名、2年齢、3性別、4住所、5診察日、6診察内容、7保険点数、8負担金徴収額、9保険証番号等、10患者番号
記録範囲	宝塚市国民健康保険診療所(歯科)を受診した患者
記録情報の収集方法	宝塚市国民健康保険診療所(歯科)を受診した患者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	請求書兼領収証写し
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室国民健康保険課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市国民健康保険診療所(医科)を受診し負担金を支払った患者の管理等事務のために利用する。
記録項目	1氏名、2患者番号、3発行日、4保険者番号、5負担割合、6診療点数、7請求金額、8領収金額
記録範囲	宝塚市国民健康保険診療所(医科)を受診した患者
記録情報の収集方法	宝塚市国民健康保険診療所(医科)を受診した患者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市税徴収(滞納処分等)台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室国民健康保険課
個人情報ファイルの利用目的	市税の徴収事務のために利用する。
記録項目	1イメージデータID、2ホスト住民区分、3ホスト通知書番号、4リンク番号、5一元区分、6世帯番号、7主従区分、8主担当者コード、9主担当者変更事由、10予定金額、11事業種目コード、12付箋内容コード、13件名、14住所、15住所コード、16住所外字フラグ、17住所履歴連番、18住所超過フラグ、19住民区分、20使用区分、21備考、22優先順位、23入力区分、24出張担当フラグ、25出張担当者コード、26出張担当者変更事由、27前回入力区分、28前回基準日、29前回期限、30前回滞納区分、31前回設定日、32副担当者コード、33副担当者変更事由、34勤務先リンク番号、35勤務先入力区分、36勤務先連番、37口座名義人カナ、38口座番号、39口座連番、40号枝番、41名寄リンク番号、42名称清音カナ、43国籍コード、44地図区分、45地図巻コード、46地図年度、47地図番号、48地図頁、49基準日、50外国人名カナ、51外国人本名、52子々番、53子番、54宛名、55宛名カナ、56宛名外字フラグ、57宛名超過フラグ、58対象課税終了年度、59対象課税開始年度、60就職日、61性別コード、62戸籍連番、63担当割地区コード、64拠点コード、65支店コード、66数値1、67数値2、68数値3、69数値4、70数値5、71文字1、72文字10、73文字2、74文字3、75文字4、76文字5、77文字6、78文字7、79文字8、80文字9、81方書、82日付1、83日付2、84日付3、85日付4、86日付5、87日本語1、88日本語2、89日本語3、90日本語4、91日本語5、92時刻、93更新ユーザID、94更新ユーザーID、95更新日時、96更新画面ID、97更新端末名、98有効フラグ、99期限、100本籍地、101機能処理番号、102機能種類コード、103死亡日、104法人名、105法人名カナ、106注意事項コード、107消除事由、108消除日、109滞納事由、110滞納区分、111滞納科目コード1、112滞納科目コード10、113滞納科目コード11、114滞納科目コード12、115滞納科目コード13、116滞納科目コード14、117滞納科目コード15、118滞納科目コード2、119滞納科目コード3、120滞納科目コード4、121滞納科目コード5、122滞納科目コード6、123滞納科目コード7、124滞納科目コード8、125滞納科目コード9、126滞納金額、127照会印刷除外フラグ、128特別事由、129特別区分、130特記メモ、131特記事項、132生保廃止日、133生保開始日、134生年月日、135町コード、136画像用途コード、137画像種類コード、138番地番、139異動事由、140異動日、141発行制限区分、142発行機能コード、143登録事由、144登録日、145確定延滞金、146科目、147筆頭者名、148約束内容コード、149約束履行有無、150約束日、151約束時刻、152約束連番、153納付種類コード、154納税組合コード、155終了日、156続柄コード、157職業コード、158自治省コード、159色コード、160行政区コード、161記録日、162記録時刻、163設定日、164設定者ID、165詳細連番、166調査日、167返戻フラグ、168退職日、169送付先リンク番号、170送付先区分、171送付先名、172送付先名カナ、173送付先外字フラグ、174送付先超過フラグ、175送付先連番、176通称名、177通称名カナ、178連絡先コード、179連絡先内容、180連絡先名、181連絡先種類コード、182連絡先連番、183郵便番号、184金融機関コード、185開始日、186関連種類コード、187関連者リンク番号、188預金種別コード、189DV区分、190個人番号、191法人番号、192コンビニバーコード、193データ区分、194ホスト完納フラグ、195ホスト申告区分、196ホスト科目、197事由発生日、198作成日、199修正延滞金、200修正督促手数料、201修正調定額、202停止種類コード、203催告延長期限、204内数種類コード、205処分連番、206処理拠点コード、207収納履歴連番、208収納延滞金、209収納方法コード、210収納日、211収納督促手数料、212収納連番、213収納額、214口座不能フラグ、215執行停止時

効完成日、216執行停止時効起算日、217完納フラグ、218延滞金、219延滞金起算日、220指示順序、221時効事由、222時効完成日、223時効履歴連番、224時効起算日、225更正延滞金、226最終収納日、227最終領収日、228期、229根拠法令等、230欠損事由、231欠損年度、232欠損理由、233欠損理由詳細、234欠損督促手数料、235欠損確定日、236欠損種類コード、237欠損調定額、238活動・調査事項、239消込日、240消込管理番号、241申告区分、242発行年度、243発送予定日、244発送内容コード、245発送種類コード、246相当年度、247督促手数料、248督促状指定納期限、249督促発送期限、250督促停止連番、251確定延滞金有無、252納付延滞金、253納付書番号、254納付書番号内連番、255納付督促手数料、256納付金額、257納期限、258累計収納額、259累計延滞金、260累計督促手数料、261経過記録連番、262調定額、263資格番号、264賦課年度、265賦課拠点コード、266返戻経過記録連番、267通知書番号、268速報データ区分、269集合通知書番号、270領収日、271領収時刻、272交渉結果コード、273区分1、274区分2、275区分3、276場所コード、277帳票公示送達日、278帳票公示送達状況コード、279帳票再転送日、280帳票回答有無、281帳票延滞金計算日、282帳票発送日、283帳票種類コード、284帳票調査日、285帳票返戻日、286帳票返戻解除日、287担当者コード、288担当者名、289接触フラグ、290相手コード、291経過内容、292経過内容コード、293経過種別コード、294記録詳細、295重要表示フラグ、296一回分金額、297一括送付回数、298備考コード、299内訳連番、300分納入金額、301分納取消日、302分納回数、303分納対象区分、304分納連番、305分納開始年月、306加算月A、307加算月B、308加算開始年A、309加算開始年B、310加算額A、311加算額B、312回数、313完納日、314対応コード、315履行判断区分、316履行区分、317年度機能処理番号、318延滞金区分、319延滞金計算フラグ、320延滞金計算日、321当初回数、322日付区分、323月間隔、324本日入金額、325決裁日、326消込区分、327現誓約フラグ、328発行回数、329発行日、330督促フラグ、331端数処理区分、332管理番号、333約束管理フラグ、334納付予定日、335納付合計額、336納付約束時刻、337納付額、338累計納付額、339計算方法区分、340誓約日、341資料番号、342作成機能区分、343延滞金減免連番、344文書番号、345文書番号年、346決裁事項内容、347決裁減免区分、348決裁減免率、349減免後延滞金、350減免申請理由内容、351減免終了日、352減免開始日、353申請日、354申請減免区分、355申請減免率、356券面金額、357取消日、358取立費用額、359受託日、360完了日、361振出人名、362振出地、363振出日、364支払人名、365支払地、366支払期日、367納付受託連番、368記号番号、369証券種類コード、370入金延滞金、371入金日、372入金督促手数料、373入金納付書番号、374入金納付書番号内連番、375入金額、376取消フラグ、377復命書印刷フラグ、378納付書印刷フラグ、379領収書番号、380債務承認連番、381対応者、382対応者コード、383未到来フラグ、384要すフラグ、385起案日、386データ照会連番、387丁目、388内容、389名称、390回答メモ、391回答日、392地番、393照会先番号、394照会区分、395照会文書連番、396照会日、397照会状況区分、398照会種類コード、399町村、400登録担当者コード、401種別コード、402調査予定区分、403調査予定対象連番、404調査予定連番、405請求通数1、406請求通数2、407財産連番、408郡市区、409関係者連番、410データ連携番号、411休日時コード、412住所相違、413保護預り契約内容、414保護預り契約有無、415債務者住所、416債務者名、417債務者郵便番号、418債権額、419公売区分、420処分財産連番、421函番号、422原簿閲覧日、423参考事項、424取引有無、425取扱店名、426口座内容コード、427口座名義人、428契約日、429定期振込日、430定期振込額、431履行期限コード、432履行期限内容、433差押見込コード、434当初貸付金額、435所持者住所、436所持者氏名、437担保物件、438時間指定1コード、439時間指定2コード、440最終取引日、441権利者区分、442権利者番号、443毎月返済額、444法定納期限等、445満期日、446現在残高、447生命保険有無、448登録番号、449種別内容、450第三債務者住所、451第三債務者住所コード、452第三債務者名、453第三債務者郵便番号、454設置場所、455詳細区分、456調査財産連番、457財産内容、458財産種類コード、459財産管理区分、460財産関連連番、461貸付有無、462貸付残高、463貸金庫契約日、464貸金庫契約有無、465車台番号、466車名及び型式、467返済予定日、468送付先住所、469送付先住所コード、470送付先郵便番号、471配当見込区分、472配当連番、473電話番号、474力ナ名称、475事件番号、476事件番号区分、477事件番号年度、478交付場所、479交付時刻、480交付期日、481保管命令日、482保管解除手続、483債権者番号、484債権者財産連番、485充当連番、486入金前残高、487処分リンク番号、488処分状況コード、489処分種別コード、490処分種類コード、491処分詳細コード、492処分金額、493占有日、494占有者住所、495占有者住所コード、496占有者名、497占有者方書、498占有者郵便番号、499占有者関係、500反対債権内容コード、501反対債権金額、502取立種別コード、503受付日、504受付番号、505受付番号区分、506受入金額、

507合算区分、508名称カナ、509執行予定日、510執行日、511執行機関番号、512変更後時刻、513変更後納期限、514差押日、515帳票備考、516引渡期限、517搜索場所、518搜索日、519搜索終了時刻、520搜索開始時刻、521搬出日、522本日残高、523残余金、524残余金交付、525残余金計算値、526法務局番号、527漢字名称、528特定記録送付日、529登録年月日、530督促区分、531破産手続開始日、532破産管財人番号、533種目内容、534立会人1住所、535立会人1住所コード、536立会人1名、537立会人1方書、538立会人1郵便番号、539立会人1関係、540立会人2住所、541立会人2住所コード、542立会人2名、543立会人2方書、544立会人2郵便番号、545立会人2関係、546納期限変更連番、547職氏名番号、548複数フラグ、549解除処分連番、550解除区分、551解除日、552解除理由、553解除理由内容、554財産引渡手続、555財産表示コード、556配当金額、557配当順位、558配当額、559代表者名、560住基登録区分、561勤務先名、562取消事由、563執行停止理由、564執行停止要件コード、565執行停止解除理由、566執行停止連番、567法人登記有無、568照会先自治体コード、569転出先住基有無、570転出先住所、571転出先方書、572転出先除票日、573転出先除票理由コード、574除票日、575除票理由コード、576保証人リンク番号、577原因日、578取消理由、579受理日、580手入力フラグ、581担保提供コード、582担保提供内容、583担保種類コード、584文章番号年、585猶予事由、586猶予種類コード、587猶予連番、588許可区分、589前年所得額、590変更前納付義務承継額、591承継リンク番号、592承継内訳連番、593承継種類コード、594承継連番、595承継額、596指定納期限、597根拠規定、598滞納状況、599理由、600相続分子、601相続分母、602相続財産評価額、603相続開始日、604納付場所、605納付責任額、606職種、607評価額、608財産調査状況、609責任限度、610その他控除額、611中間区分、612事業年度終了日、613事業年度開始日、614人員区分、615代表事業所リンク番号、616仮装経理控除額、617修正申告日、618分割基準分子、619分割基準分母、620分単区分、621合計税額、622合計税額符号、623均等割額、624均等従業員数、625外国税控除額、626差引法人税割額、627市内事業所リンク番号、628市内事業所数、629既納付均等割額、630既納付法人税割額、631決定通知日、632決算期1、633決算期2、634法人住民税修正申告日、635法人住民税指定納期限、636法人住民税更正通知日、637法人住民税決定通知日、638法人区分、639法人税修正申告日、640法人税割額、641法人税更正通知日、642法人税決定通知日、643法人税申告発送日、644法人税発送日、645法人税額、646申告日、647申告期限延長後期限、648申告期限延長月数、649申告理由区分、650申告連番、651監査延長法人区分、652確定申告日、653確定申告期限、654税率、655税理士コード、656納付合計税額、657納付合計税額符号、658納付均等割額、659納付均等割額符号、660納付法人税割額、661納付法人税割額符号、662自治体通知日、663見込納付額、664計算日、665設立日、666課税月数、667課税標準額、668資本金、669資本金区分、670還付有無、671事業所床面積1、672事業所床面積2、673加算金区分、674加算金額、675従業員給与総額、676従業者割減免額、677従業者割額、678応答者、679応答者電話番号、680控除事業所床面積1、681控除事業所床面積2、682控除従業員給与総額、683既確定従業者割額、684既確定資産割額、685更正日、686更正通知日、687減免決裁日、688税理士名称、689税理士電話番号、690納付事業所税額、691納付事業所税額符号、692納付従業者割額、693納付従業者割額符号、694納付資産割額、695納付資産割額符号、696課税区分、697課税標準事業所合計、698課税標準事業所床面積1、699課税標準事業所床面積2、700課税標準従業者給与総額、701調定日、702資産割減免額、703資産割額、704非課税事業所床面積1、705非課税事業所床面積2、706非課税従業員給与総額、707分離所得課税標準額、708市区町村住民税均等割額、709市区町村住民税所得割額、710年金特徴期別税額1、711年金特徴期別税額2、712年金特徴期別税額3、713年金特徴期別税額4、714年金特徴期別税額5、715年金特徴期別税額6、716所得控除コード、717所得控除区分、718所得控除符号、719所得控除超過フラグ、720所得控除金額、721所得額合計、722所得額合計符号、723控除額合計、724普徴期別税額1、725普徴期別税額10、726普徴期別税額11、727普徴期別税額12、728普徴期別税額13、729普徴期別税額2、730普徴期別税額3、731普徴期別税額4、732普徴期別税額5、733普徴期別税額6、734普徴期別税額7、735普徴期別税額8、736普徴期別税額9、737更正事由、738特徴義務者リンク番号、739特普区分、740給与特徴期別税額1、741給与特徴期別税額10、742給与特徴期別税額11、743給与特徴期別税額12、744給与特徴期別税額2、745給与特徴期別税額3、746給与特徴期別税額4、747給与特徴期別税額5、748給与特徴期別税額6、749給与特徴期別税額7、750給与特徴期別税額8、751給与特徴期別税額9、752総所得課税標準額、753課税資料番号、754課税資料種類コード、755都道府県民税均等割額、756都道府県民税所得割額、757青色申告区分、758世帯課税区分、759予備月1、760予備月2、761保険料段階1月、

762保険料段階10月、763保険料段階11月、764保険料段階12月、765保険料段階2月、766保険料段階3月、767保険料段階4月、768保険料段階5月、769保険料段階6月、770保険料段階7月、771保険料段階8月、772保険料段階9月、773分離所得控除コード1、774分離所得控除コード2、775分離所得控除コード3、776分離所得控除コード4、777分離所得控除コード5、778分離所得控除コード6、779分離所得控除コード7、780分離所得控除コード8、781分離所得控除符号1、782分離所得控除符号2、783分離所得控除符号3、784分離所得控除符号4、785分離所得控除符号5、786分離所得控除符号6、787分離所得控除符号7、788分離所得控除符号8、789分離所得控除金額1、790分離所得控除金額2、791分離所得控除金額3、792分離所得控除金額4、793分離所得控除金額5、794分離所得控除金額6、795分離所得控除金額7、796分離所得控除金額8、797取得事由、798取得届出日、799取得日、800合計所得、801合計所得符号、802喪失事由、803喪失届出日、804喪失日、805基準判定所得、806履歴番号、807年保険料、808徴収方法、809所得区分、810所得履歴番号、811所得更新日、812所得段階、813所得調査区分、814普徴保険料1月、815普徴保険料10月、816普徴保険料11月、817普徴保険料12月、818普徴保険料2月、819普徴保険料3月、820普徴保険料4月、821普徴保険料5月、822普徴保険料6月、823普徴保険料7月、824普徴保険料8月、825普徴保険料9月、826普徴開始年月、827普通徴収額、828本人課税区分、829減免事由、830減免前課税非課税区分、831減免後課税非課税区分、832減免決定日、833減免申請日、834減免終了年月、835減免開始年月、836減免額、837特別徴収額、838特徴保険料10月、839特徴保険料12月、840特徴保険料2月、841特徴保険料4月、842特徴保険料6月、843特徴保険料8月、844特徴開始年月、845生保代理機関コード、846生活保護適用年月、847算出保険料、848総合所得控除コード1、849総合所得控除コード10、850総合所得控除コード2、851総合所得控除コード3、852総合所得控除コード4、853総合所得控除コード5、854総合所得控除コード6、855総合所得控除コード7、856総合所得控除コード8、857総合所得控除コード9、858総合所得控除符号1、859総合所得控除符号10、860総合所得控除符号2、861総合所得控除符号3、862総合所得控除符号4、863総合所得控除符号5、864総合所得控除符号6、865総合所得控除符号7、866総合所得控除符号8、867総合所得控除符号9、868総合所得控除金額1、869総合所得控除金額10、870総合所得控除金額2、871総合所得控除金額3、872総合所得控除金額4、873総合所得控除金額5、874総合所得控除金額6、875総合所得控除金額7、876総合所得控除金額8、877総合所得控除金額9、878総所得合計、879総所得合計符号、880老齢福祉適用年月、881被保険者番号、882被保険者種別、883資格履歴番号、884賦課更正日、885廃車事由、886廃車日、887排気量、888排気量単位区分、889標識、890標識番号、891登録事由名称、892税額、893車両番号、894車名、895車種区分、896一部負担割合判定所得優先、897低Ⅰ低Ⅱ判定所得優先、898均割軽減区分、899均等割軽減額、900市区町村別保険料、901広域連合申告区分、902後期保険料、903後期所得控除コード、904後期所得控除符号、905後期所得控除金額、906所得割基準額、907所得割率、908所得割軽減額、909所得割額、910旧ただし書所得優先、911普徴期別合計額、912普徴期別金額(1月)、913普徴期別金額(10月)、914普徴期別金額(11月)、915普徴期別金額(12月)、916普徴期別金額(2月)、917普徴期別金額(3月)、918普徴期別金額(4月)、919普徴期別金額(5月)、920普徴期別金額(6月)、921普徴期別金額(7月)、922普徴期別金額(8月)、923普徴期別金額(9月)、924暫定確定賦課、925更正年月日、926月別資格有無(1月)、927月別資格有無(10月)、928月別資格有無(11月)、929月別資格有無(12月)、930月別資格有無(2月)、931月別資格有無(3月)、932月別資格有無(4月)、933月別資格有無(5月)、934月別資格有無(6月)、935月別資格有無(7月)、936月別資格有無(8月)、937月別資格有無(9月)、938月割減額、939期別合計額、940期割決定日、941減額対象所得優先、942特別軽減区分、943特徴期別合計額、944特徴期別金額(10月)、945特徴期別金額(12月)、946特徴期別金額(2月)、947特徴期別金額(4月)、948特徴期別金額(6月)、949特徴期別金額(8月)、950異動区分、951算出額、952課税所得計算済、953課税非課税区分、954資格取得事由、955資格取得日、956資格喪失事由、957資格喪失日、958賦課事由、959賦課決定日、960賦課管理番号、961適用終了日、962適用開始日、963限度超過額、964世帯主リンク番号、965予定有効期限、966交付日、967介護取得事由、968介護取得届出日、969介護取得日、970介護喪失事由、971介護喪失届出日、972介護喪失日、973介護月別資格区分、974介護資格区分、975介護4月1日資格区分、976保険証交付区分、977保険証交付日、978保険証有効期限、979前回年額、980医療機関コード、981収入所得控除コード、982収入所得控除符号、983収入所得控除金額、984受診年月、985国保取得事由、986国保取得届出日、987国保取得日、988国保喪失事由、989国保喪失届出日、990国保喪失日、991国保月別資格区分、992国保番号、993国保証交

付区分、994国保証交付日、995国保証受渡日、996国保証回収日、997国保証有効期限、998国保資格区分、999国保4月1日資格区分、1000均等割軽減金額、1001平等割軽減金額、1002平等割額、1003年金特徴期別金額1、1004年金特徴期別金額2、1005年金特徴期別金額3、1006年金特徴期別金額4、1007年金特徴期別金額5、1008年金特徴期別金額6、1009年額、1010所得割軽減金額、1011所得控除コード1、1012所得控除コード10、1013所得控除コード11、1014所得控除コード12、1015所得控除コード13、1016所得控除コード14、1017所得控除コード15、1018所得控除コード16、1019所得控除コード17、1020所得控除コード18、1021所得控除コード19、1022所得控除コード2、1023所得控除コード20、1024所得控除コード3、1025所得控除コード4、1026所得控除コード5、1027所得控除コード6、1028所得控除コード7、1029所得控除コード8、1030所得控除コード9、1031所得控除符号1、1032所得控除符号10、1033所得控除符号11、1034所得控除符号12、1035所得控除符号13、1036所得控除符号14、1037所得控除符号15、1038所得控除符号16、1039所得控除符号17、1040所得控除符号18、1041所得控除符号19、1042所得控除符号2、1043所得控除符号20、1044所得控除符号3、1045所得控除符号4、1046所得控除符号5、1047所得控除符号6、1048所得控除符号7、1049所得控除符号8、1050所得控除符号9、1051所得控除金額1、1052所得控除金額10、1053所得控除金額11、1054所得控除金額12、1055所得控除金額13、1056所得控除金額14、1057所得控除金額15、1058所得控除金額16、1059所得控除金額17、1060所得控除金額18、1061所得控除金額19、1062所得控除金額2、1063所得控除金額20、1064所得控除金額3、1065所得控除金額4、1066所得控除金額5、1067所得控除金額6、1068所得控除金額7、1069所得控除金額8、1070所得控除金額9、1071新証区分、1072普徴期別金額1、1073普徴期別金額10、1074普徴期別金額11、1075普徴期別金額12、1076普徴期別金額13、1077普徴期別金額14、1078普徴期別金額15、1079普徴期別金額16、1080普徴期別金額2、1081普徴期別金額3、1082普徴期別金額4、1083普徴期別金額5、1084普徴期別金額6、1085普徴期別金額7、1086普徴期別金額8、1087普徴期別金額9、1088減免区分、1089現証区分、1090申告有無、1091異動届出日、1092短期証有効月数区分、1093総所得世帯合計、1094総所得世帯合計符号、1095被保険者数、1096証予定種別、1097資格区分、1098資格種類コード、1099資産割基準額、1100賦課種類、1101軽減区分、1102退職取得事由、1103退職取得届出日、1104退職取得日、1105退職喪失事由、1106退職喪失届出日、1107退職喪失日、1108退職月別資格区分、1109退職資格区分、1110退職4月1日資格区分、1111共有代表者リンク番号、1112共有者リンク番号、1113分筆区分、1114名義変更有無、1115固定資産税課税標準額、1116固定資産税課税標準額償却、1117固定資産税課税標準額合計、1118固定資産税課税標準額土地、1119固定資産税課税標準額家屋、1120固定資産税額、1121土地筆数、1122家屋地番、1123家屋子々番、1124家屋子番、1125家屋枝番、1126家屋棟数、1127家屋棟番、1128家屋調査番号、1129小規模住宅用地該非、1130年税額、1131建築区分、1132建築年次、1133所在地コード、1134所在地号、1135所在地名、1136所在地子々番、1137所在地子番、1138所在地枝、1139所在地番、1140持分分子、1141持分分母、1142期別税額1、1143期別税額10、1144期別税額11、1145期別税額12、1146期別税額2、1147期別税額3、1148期別税額4、1149期別税額5、1150期別税額6、1151期別税額7、1152期別税額8、1153期別税額9、1154物件番号、1155登記地上階数、1156登記地下階数、1157登記地目コード、1158登記地積、1159登記構造コード1、1160登記構造コード2、1161登記構造コード3、1162登記種類コード1、1163登記種類コード2、1164登記種類コード3、1165登記1階以外床面積、1166登記1階床面積、1167詳細番号、1168課税地上階数、1169課税地下階数、1170課税地目コード、1171課税地積、1172課税構造コード1、1173課税構造コード2、1174課税構造コード3、1175課税種類コード1、1176課税種類コード2、1177課税種類コード3、1178課税額、1179課税1階以外床面積、1180課税1階床面積、1181軽減税額、1182都市計画税課税標準額、1183都市計画税課税標準額合計、1184都市計画税課税標準額土地、1185都市計画税課税標準額家屋、1186都市計画税額、1187非課税特例区分、1188非課税特例区分2、1189アクセス区分、1190アクセス日時、1191宛名番号、1192画面名、1193端末名、1194ユーザ名

記録範囲

納税義務者

記録情報の収集方法

賦課情報システム等から連携

<様式1-1>個人情報ファイル簿

要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし
行政機関等匿名加工情報の概要	該当なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	該当なし
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市税収納(収納管理)台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室国民健康保険課
個人情報ファイルの利用目的	市税の収納事務のために利用する。
記録項目	1自治体コード、2納管人優先個人番号、3個人番号、4収納キー1、5収納キー2、6帳票ID、7発送回数、8履歴番号、9初期登録業務日時、10更新業務日時、11更新システム日時、12更新コンピュータ名、13更新ユーザID、14有効フラグ、15決裁状態、16旧自治体コード、17帳票名称、18賦課年度、19税目コード、20税目名称、21税目名称略称、22対象年度、23通知書番号、24期別コード、25事業年度開始年月日、26事業年度終了年月日、27申告区分コード、28申告区分名称、29申告区分名略称、30税額、31延滞金、32督促手数料、33発送年月日、34備考、100、35住民区分、36住民区分名称、37個人法人区分、38個人法人区分名称、39世帯番号、40編集済氏名漢字、41編集済氏名カナ、42宛名郵便番号、43宛名住所コード、44宛名県名付加区分、45宛名都道府県名漢字、46宛名市町村名漢字、47宛名住所、48宛名地番、49宛名方書漢字、50宛名地番数値1、51宛名地番数値2、52宛名地番数値3、53宛名行政区コード、54宛名行政区名称、55生年月日、56性別区分、57性別名称、58亡者フラグ、59課コード、60課名称、61地区コード、62地区名称漢字、63担当者コード、64担当者氏名漢字、65還付台帳番号、66還付台帳番号枝番、67表示用期月、68連番、69会計区分コード、70会計区分名称、71還付処理状態コード、72還付処理状態名称、73還付原因区分コード、74還付原因区分名称、75過誤納金発生事由コード、76過誤発生事由名称、77還付通知済区分コード、78還付通知済区分名称、79法定納期限、80更正年月日、81更正請求年月日、82国税更正年月日、83歳償区分コード、84歳償区分名称、85期別調定額、86延滞金調定額、87督促料調定額、88発生時累計収納額、89発生時累計延滞金、90発生時累計督促料、91正当調定額、92発生時収納額、93発生時延滞金収納額、94発生時督促料収納額、95発生時報奨金、96発生時収納年月日、97発生時領収年月日、98発生還付加算金、99納期限、100還付先区分コード、101還付先区分名称、102還付先個人番号、103還付発生年月日、104還付発生納付額、105還付発生延滞金収納額、106還付発生督促料収納額、107還付処理番号、108削除フラグ、109初回通知発行年月日、110支払決議年月日、111支払予定年月日、112発行年月日、113再発行年月日、114払込区分コード、115払込区分名称、116正当調定額内訳1、117正当調定額内訳2、118正当調定額内訳3、119正当調定額内訳4、120正当調定額内訳5、121正当調定額内訳6、122発生時収納額内訳1、123発生時収納額内訳2、124発生時収納額内訳3、125発生時収納額内訳4、126発生時収納額内訳5、127発生時収納額内訳6、128還付発生納付額内訳1、129還付発生納付額内訳2、130還付発生納付額内訳3、131還付発生納付額内訳4、132還付発生納付額内訳5、133還付発生納付額内訳6、134還付決議起案年月日、135還付決議年月日、136還付済年月日、137充当済年月日、138還付済納付額、139還付済延滞金収納額、140還付済督促料収納額、141還付済報奨金、142充当済納付額、143充当済延滞金収納額、144充当済督促料収納額、145還付済還付加算金、146充当済還付加算金、147還付済納付額内訳1、148還付済納付額内訳2、149還付済納付額内訳3、150還付済納付額内訳4、151還付済納付額内訳5、152還付済納付額内訳6、153充当済納付額内訳1、154充当済納付額内訳2、155充当済納付額内訳3、156充当済納付額内訳4、157充当済納付額内訳5、158充当済納付額内訳6、159発生収納キー1、160発生収納キー2、161発生個人番号、162発生賦課年度、163発生税目コード、164発生税目名称、165発生税目名称略称、166発生対象年度、167発生通知書番号、168発生期別コード、169発生表示用期月、170発生事業年度開始年月日、171

発生事業年度終了年月日、172発生申告区分コード、173発生申告区分名称、174発生申告区分名略称、175発生連番、176発生還付台帳番号、177発生還付台帳番号枝番、178特徴収納キー1、179特徴収納キー2、180特徴還付台帳番号、181特徴還付台帳番号枝番、182時効年月日、183繰越還付未済納付額、184繰越還付未済延滞金収納額、185繰越還付未済督促料収納額、186繰越還付未済還付加算金、187繰越時還付済納付額、188繰越時還付済延滞金収納額、189繰越時還付済督促料収納額、190繰越時充当済納付額、191繰越時充当済延滞金収納額、192繰越時充当済督促料収納額、193繰越時還付分還付加算金、194繰越時充当分還付加算金、195繰越年月日、196予算会計区分コード、197会計名称、198予算款コード、199款名称、200予算項コード、201項名称、202予算目コード、203目名称、204予算節コード、205節名称、206備考、250、207連動済フラグ、208還付収納キー1、209還付収納キー2、210充当回数、211充当収納キー1、212充当収納キー2、213充当賦課年度、214充当税目コード、215充当税目名称、216充当税目略称、217充当対象年度、218充当通知書番号、219充当期別コード、220充当表示用期月、221充当個人番号、222充当事業年度開始年月日、223充当事業年度終了年月日、224充当申告区分コード、225充当申告区分名称、226充当申告区分略称、227充当連番、228充当納付額、229充当延滞金収納額、230充当督促料収納額、231充当報奨金、232充当納付額内訳1、233充当納付額内訳2、234充当納付額内訳3、235充当納付額内訳4、236充当納付額内訳5、237充当納付額内訳6、238充当適状年月日、239還付賦課年度、240還付税目コード、241還付税目名称、242還付税目名称略称、243還付対象年度、244還付通知書番号、245還付期別コード、246還付表示用期月、247還付個人番号、248還付事業年度開始年月日、249還付事業年度終了年月日、250還付申告区分コード、251還付連番、252予算科目コード、253充当元発生納付額、254充当元発生延滞金、255充当元発生督促料、256充当元還付加算金、257充当元納付額内訳1、258充当元納付額内訳2、259充当元納付額内訳3、260充当元納付額内訳4、261充当元納付額内訳5、262充当元納付額内訳6、263申出フラグ、264発行フラグ、265消込済フラグ、266更正回数、267期割区分、268更正通知年月日、269車検区分コード、270減免コード、271更正調定額、272更正内容、273更正届出年月日、274更正前調定額、275調定額異動額、276更正後繰越調定額、277更正前繰越調定額、278繰越調定額異動額、279更正後延滞金調定額、280更正前延滞金調定額、281延滞金調定額異動額、282更正後督促料調定額、283更正前督促料調定額、284督促料調定額異動額、285更正後期別調定額内訳1、286更正前期別調定額内訳1、287期別調定額異動額内訳1、288更正後期別調定額内訳2、289更正前期別調定額内訳2、290期別調定額異動額内訳2、291更正後期別調定額内訳3、292更正前期別調定額内訳3、293期別調定額異動額内訳3、294更正後期別調定額内訳4、295更正前期別調定額内訳4、296期別調定額異動額内訳4、297更正後期別調定額内訳5、298更正前期別調定額内訳5、299期別調定額異動額内訳5、300更正後期別調定額内訳6、301更正前期別調定額内訳6、302期別調定額異動額内訳6、303更正後繰越調定額内訳1、304更正前繰越調定額内訳1、305繰越調定額異動額内訳1、306更正後繰越調定額内訳2、307更正前繰越調定額内訳2、308繰越調定額異動額内訳2、309更正後繰越調定額内訳3、310更正前繰越調定額内訳3、311繰越調定額異動額内訳3、312更正後繰越調定額内訳4、313更正前繰越調定額内訳4、314繰越調定額異動額内訳4、315更正後繰越調定額内訳5、316更正前繰越調定額内訳5、317繰越調定額異動額内訳5、318更正後繰越調定額内訳6、319更正前繰越調定額内訳6、320繰越調定額異動額内訳6、321法定納期限等、322申告年月日、323延長月数、324重加算対象税額、325課税異動事由コード、326課税異動事由名漢字、327ター区区分コード、328記号番号、329振替年月日、330納税計画整理番号、331納税計画明細番号、332ター区区分コード名称、333月数、334調定額、335報奨金、336納付額、337納管人個人番号、338納管人区分、339納管人名称、340納組コード、341保険料区分、342標識番号、343車検区分、344金融機関コード、345金融機関名称、346支店コード、347支店名、348口座番号、349預金種別コード、350預金種別名称、351口座名義人氏名カナ、352振替区分、353振替区分名称、354義務者氏名漢字、355納税計画枠番号、356振替結果コード、357振替結果名称、358束番号、359一連番号、360帳票区分コード、361帳票区分名称、362収納回数、363消込区分コード、364消込区分名称、365納付額内訳1、366納付額内訳2、367納付額内訳3、368納付額内訳4、369納付額内訳5、370納付額内訳6、371延滞金収納額、372督促料収納額、373退職分納付額、374収納年月日、375領収年月日、376還付発生報奨金、377支払年月日、378充当元収納キー1、379充当元収納キー2、380充当元賦課年度、381充当元税目コード、382充当元税目名称、383充当元税目名称略称、384充当元対象年度、385充当元通知書番号、386充当元期別コード、387充当元個人番号、388充当元事業年度開始年月日、389充当元事業年度終了年月日、390充当元申告区分コード、391充当元申告区分名称、

392充当元申告区分名略称、393充当元連番、394充当元申告年月日、395充当元会計区分コード、396充当元会計区分名称、397作成順SEQ番号、398口座区分コード、399口座区分キー、400口座区分名称、401消込エラーフラグ1、402消込エラーフラグ名称1、403消込エラーコード1、404消込エラーMSG1、405消込エラーフラグ2、406消込エラーフラグ名称2、407消込エラーコード2、408消込エラーMSG2、409消込エラーフラグ3、410消込エラーフラグ名称3、411消込エラーコード3、412消込エラーMSG3、413還付充当フラグ、414納付表示区分コード、415納組名称、416前納報奨金、417期別収納額、418期別収納額内訳1、419期別収納額内訳2、420期別収納額内訳3、421期別収納額内訳4、422期別収納額内訳5、423期別収納額内訳6、424支払金融機関コード、425支払金融機関名称、426支払支店コード、427支払支店名、428国保仮算本算フラグ、429納通返戻公示履歴番号、430最新フラグ、431納通返戻設定コード、432納通返戻設定年月日、433納通返戻取消コード、434納通返戻取消年月日、435納通公示設定コード、436納通公示設定年月日、437納通公示取消コード、438納通公示取消年月日、439納通発送年月日、440納通再発送年月日、441調定年度、442会計年度、443車両登録キー、444期別未納額、445延滞金未納額、446督促料未納額、447繰上前納期限、448納期変更フラグ、449繰越時調定額、450繰越時収納額、451繰越時未納額、452繰越調定額、453不納欠損額、454表示用税目コード、455随期フラグ、456還付回数、457口振不能回数、458納通返戻設定カウンタ、459督促返戻設定カウンタ、460督促返戻設定年月日、461督促発行年月日、462業務固有キー、463漢字業務固有キー、464調定年月日、465納税計画対象額、466納税計画状態コード、467納税計画カウンタ、468執行停止カウンタ、469不納欠損カウンタ、470差押カウンタ、471参加差押カウンタ、472交付要求カウンタ、473繰上徴収カウンタ、474その他処分カウンタ、475徴収猶予カウンタ、476換価猶予カウンタ、477滞納整理組合カウンタ、478納税承継カウンタ、479督促停止カウンタ、480催告停止カウンタ、481納通公示カウンタ、482督促公示カウンタ、483電話催告停止カウンタ、484時効中断年月日、485滞納者フラグ、486地区変更停止フラグ、487職業コード、488職業名称、489役職コード、490役職名、491滞納原因マ、492滞納原因コード、493滞納原因名称、494滞納者区分コード1、495滞納者区分名称1、496滞納者区分コード2、497滞納者区分名称2、498滞納者区分コード3、499滞納者区分名称3、500滞納者情報コード、501滞納者情報名称、502滞納管理番号、503備考1000、504期別調定額内訳1、505期別調定額内訳2、506期別調定額内訳3、507期別調定額内訳4、508期別調定額内訳5、509期別調定額内訳6、510繰越時調定額内訳1、511繰越時調定額内訳2、512繰越時調定額内訳3、513繰越時調定額内訳4、514繰越時調定額内訳5、515繰越時調定額内訳6、516繰越時収納額内訳1、517繰越時収納額内訳2、518繰越時収納額内訳3、519繰越時収納額内訳4、520繰越時収納額内訳5、521繰越時収納額内訳6、522繰越調定額内訳1、523繰越調定額内訳2、524繰越調定額内訳3、525繰越調定額内訳4、526繰越調定額内訳5、527繰越調定額内訳6、528返戻公示履歴番号、529督促返戻設定コード、530督促返戻取消コード、531督促返戻取消年月日、532督促公示設定コード、533督促公示設定年月日、534督促公示取消コード、535督促公示取消年月日、536督促停止設定コード、537督促停止設定年月日、538督促停止取消コード、539督促停止取消年月日、540催告停止設定コード、541催告停止設定年月日、542催告停止取消コード、543催告停止取消年月日、544督促電話停止設定コード、545督促電話停止設定年月日、546督促電話停止取消コード、547督促電話停止取消年月日、548口座変更内容、549口座自治体コード、550口座個人番号、551口座税目コード、552口座口座登録区分、553口座履歴番号、554口座初期登録業務日時、555口座更新業務日時、556口座更新システム日時、557口座更新コンピュータ名、558口座更新ユーザID、559口座有効フラグ、560口座決裁状態、561口座旧自治体コード、562口座申込年月日、563口座振替区分、564口座開始年月日、565口座廃止年月日、566口座口座停止日、567口座停止解除日、568口座銀行コード、569口座支店コード、570口座口座番号、571口座通帳番号末番、572口座預金種別区分、573口座名義人カナ、574口座名義人漢字、575口座掲載希望区分、576口座口座優先区分、577口座備考160、578口座ソート順、579納付書管理番号、580ユーザーID、581発行日時、582納有無、583期別収納件数、584延滞金収納件数、585督促料収納件数、586還付発生納付額件数、587年度コード、588年度名称、589サブ履歴番号、590現居住地区コード、591使用業務コード、592同定フラグ、593住民区分コード短名称、594住民区分コード短名称略称、595住民日、596住民届出日、597住定日、598実定日、599個人法人区分コード短名称、600個人法人区分コード短名称略称、601法人種別区分、602法人種別区分コード短名称、603法人種別区分コード短名称略称、604共有者フラグ、605世帯主氏名カナ、606世帯主氏名漢字、607氏名カナ、608氏名漢字、609旧氏名カナ、610旧氏名漢字、611検索用氏名カナ、612検索用氏名漢字、613検索用旧氏名カナ、614検索用旧氏名漢字、615国籍コード、616国籍コード名称、617現住所郵便番号、618現住所コード、619現住所県名付加区分、620現住所、621現住所地番、622現住所方書カ、

623現住所方書漢字、624現住所部屋番号、625現住所前漢字地番数值、626現住所地番数值1、627現住所地番数值2、628現住所地番数值3、629現住所後漢字地番数值、630現住所行政区コード、631現住所行政区名称、632現住所自治会コード、633現住所自治会名称、634現住所町内会コード、635現住所町内会名称、636現住所小学校区コード、637現住所小学校区名称、638現住所中学校区コード、639現住所中学校区名称、640本籍地住所、641転出先郵便番号、642転出先住所コード、643転出先住所、644転出先地番、645転出先方書カナ、646転出先方書漢字、647転出先部屋番号、648転出先前漢字地番数值、649転出先地番数值1、650転出先地番数值2、651転出先地番数值3、652転出先後漢字地番数值、653転入前住所郵便番号、654転入前住所コード、655転入前住所、656転入前住所地番、657転入前住所方書カナ、658転入前住所方書漢字、659転入前部屋番号、660宛名方書カナ、661宛名部屋番号、662宛名前漢字地番数值、663宛名後漢字地番数值、664宛名自治会コード、665宛名自治会名称、666宛名町内会コード、667宛名町内会名称、668宛名小学校区コード、669宛名小学校区名称、670宛名中学校区コード、671宛名中学校区名称、672宛名住所変更フラグ、673生年月日不詳フラグ、674元号フラグ、675性別区分コード短名称、676性別区分コード短名称略称、677続柄コード、678続柄名称漢字、679外国人通称氏名カナ、680外国人通称氏名漢字、681外国人本名カナ、682外国人本名、683宛名消除区分、684消除区分コード短名称、685消除区分コード短名称略称、686宛名異動事由コード、687異動事由コード短名称、688異動日、689異動届出日、690宛名増減事由コード、691増減事由コード短名称、692増減異動日、693記載順位、694混合世帯番号、695任意世帯番号、696親事業所コード、697特徴指定番号、698共有者人数、699法人代表者氏名漢字、700登録資格区分、701登録資格区分名称、702登録資格区分略称、703個人履歴番号、704宛名ソートキー、705電話番号ID、706電話番号、707編集電話番号、708公開所属ID、709公開所属名、710電話番号区分、711電話番号区分名称、712優先順位、713ユーザ名、714所属名、715業務ID、716業務名、717備考、718宛名連絡先コード、719連絡先名、720連絡先郵便番号、721連絡先住所コード、722連絡先住所、723連絡先住所地番、724連絡先方書漢字、725連絡先部屋番号、726連絡先前漢字地番数值、727連絡先地番数值1、728連絡先地番数值2、729連絡先地番数值3、730連絡先後漢字地番数值、731連絡先電子メールアドレス、732EUC個人番号、733EUC編集済氏名カナ、734EUC編集済氏名漢字、735EUC郵便番号、736EUC住所コード、737EUC住所、738EUC地番、739EUC方書漢字、740EUC行政区コード、741EUC行政区名称、742EUC生年月日、743EUC性別区分、744EUC性別名称、745返送管理ID、746登録日、747期別、748月、749宛名税目名称、750宛名税目名称略称、751発送日、752返送日、753再発送日、754公示送達日、755返送事由コード、756返送事由名称、757返送理由コード、758返送理由名称、759郵便番号、760住所コード、761住所、762地番、763方書、764備考、765氏名、766予備項目1、767予備項目2、768予備項目3、769予備項目4、770予備項目5、771居所判明フラグ、772居所判明日、773調査状況、774調査状況名称、775帳票種類判定、776口座登録区分、777口座登録区分名称、778申込年月日、779振替区分コード短名称、780振替区分コード短名称略称、781開始年月日、782廃止年月日、783口座停止日、784停止解除日、785銀行コード、786銀行名、787通帳番号末番、788編集表示用口座番号、789預金種別区分、790預金種別区分コード短名称、791預金種別区分コード短名称略称、792名義人カナ、793名義人漢字、794掲載希望区分、795口座優先区分、796ソート順、797メモID、798キー項目ID、799キー項目名、800キー項目値、801公開対象区分、802公開対象名称、803公開対象コード、804公開期限、805差出ユーザID、806登録日付、807重要度コード、808重要度名称、809メモタイトル、810メモ内容、811納管人区分コード短名称、812納管人区分コード短名称略称、813納管人開始年月日、814納管人終了年月日、815EUC納管人個人番号、816EUC納管人編集済氏名カナ、817EUC納管人編集済氏名漢字、818EUC納管人郵便番号、819EUC納管人住所コード、820EUC納管人住所、821EUC納管人地番、822EUC納管人方書漢字、823EUC納管人行政区コード、824EUC納管人行政区名称、825EUC納管人生年月日、826EUC納管人性別区分、827EUC納管人性別名称、828加入年月日、829脱退年月日、830納組優先区分、831送付開始年月日、832送付終了年月日、833送付先氏名カナ、834送付先氏名漢字、835送付先郵便番号、836送付先住所コード、837送付先住所、838送付先住所地番、839送付先方書カナ、840送付先方書漢字、841送付先部屋番号、842送付先前漢字地番数值、843送付先地番数值1、844送付先地番数值2、845送付先地番数值3、846送付先後漢字地番数值、847送付先行政区コード、848送付先行政区名称、849抑止区分、850抑止区分名称、851抑止動作区分、852抑止動作区分名称、853抑止理由コード、854抑止理由、855抑止開始日、856抑止終了日、857漢字氏名、858税目、859送付先開始日、860送付先終了日、861送付氏名カナ、862送付氏名漢字、863送付先住所CD、864送付先住所方書漢字、865送付先有効区分、866処理日、867ホスト元通知書番

<様式1-1>個人情報ファイル簿

号、868ホスト元個人番号、869ホスト元漢字氏名、870ホスト元銀行CD、871ホスト元銀行名、872ホスト元支店CD、873ホスト元支店名、874ホスト元口座番号、875ホスト元預金種別区分、876ホスト先個人番号、877ホスト先漢字氏名、878ホスト先銀行CD、879ホスト先銀行名、880ホスト先支店CD、881ホスト先支店名、882ホスト先口座番号、883ホスト先預金種別区分、884AD個人番号、885AD漢字氏名、886AD銀行CD、887AD銀行名、888AD支店CD、889AD支店名、890AD口座番号、891AD預金種別区分、892氏名不一致区分、893口座有無区分、894単有口座情報不一致区分、895滞納有無区分5年内、896滞納有無区分5年外、897異動CD、898金融機関CD、899支店CD、900預金種別、901口座受付番号、902口座受付年月日、903口座廃止年月日、904口座開始年度、905口座開始期、906共有者有無、907前納有無、908納組CD、909納組開始年度、910納組開始期、911納組脱退年月日、912納組脱退年度、913納組脱退期、914カナ口座名義人、915連携元個人番号、916更新USERID、917銀行CD、918名義人カナ、919申込日、920開始日、921廃止日、922停止日、923備考、924ErrCD

記録範囲

納税義務者

記録情報の収集方法

賦課情報システム等から連携

要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

含まない

記録情報の_経常的提供先

—

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地

(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等

—

個人情報ファイルの種別

法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)

政令第21条第7項に_該当する_ファイル

無

行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

記録情報に_条例要配慮個人
情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険被保険者異動届取扱事務
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室国民健康保険課
個人情報ファイルの利用目的	市国保への加入脱退に伴う申請事務に利用
記録項目	1届出日、2異動日、3被保険者番号、4住所、5氏名、6生年月日、7個人番号、8電話番号、9性別、10続柄、11個別情報
記録範囲	宝塚市国保加入者及び世帯主
記録情報の収集方法	世帯主及び世帯員からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	福祉医療費助成事務台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室医療助成課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市福祉医療費の助成に関する条例に係る事務のために利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4年齢、5性別、6住民コード、7資格履歴、8福祉世帯情報、9住所管理、10保険情報、11所得情報、12所得判定詳細情報、13給付情報、14口座情報、15連絡先、16住記情報、17現況情報、18手帳情報、19申請内容、20決定内容
記録範囲	福祉医療費受給対象者
記録情報の収集方法	福祉医療費受給者証交付申請を行った受給対象者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	福祉医療費受給者証交付申請事務台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室医療助成課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市福祉医療費の助成に関する条例に係る福祉医療費受給者証の交付の事務のために利用する。
記録項目	1申請者氏名、2申請者住所、3申請者電話番号、4申請者と受給者との関係、5受給者氏名、6受給者住所、7受給者生年月日、8保険情報、9所得判定対象者情報、【障害者・高齢障害者医療のみ】10障害者手帳情報、【高齢障害者医療のみ】11振込先口座情報、【母子家庭等医療のみ】11母子家庭の状態となった理由及び発生年月日、12生計事実の情報、13児童扶養手当の申請状況、14養育費の額
記録範囲	福祉医療費受給対象者
記録情報の収集方法	福祉医療費受給者証交付申請を行った受給対象者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	福祉医療受給資格変更・喪失届出等事務台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室医療助成課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市福祉医療費の助成に関する条例に係る福祉医療費受給者証の資格変更・喪失届出及び再交付申請の事務のために利用する。
記録項目	1申請者氏名、2申請者住所、3申請者電話番号、4申請者と受給者との関係、5受給者氏名、6受給者住所、7受給者生年月日、8保険情報、9所得判定対象者情報、【障害者・高齢障害者医療のみ】10障害者手帳情報
記録範囲	福祉医療費受給対象者
記録情報の収集方法	福祉医療費受給者証資格変更・喪失届出及び再交付申請を行った受給対象者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	福祉医療費助成支給事務台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室医療助成課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市福祉医療費の助成に関する条例に係る福祉医療費助成支給の事務のために利用する。
記録項目	1申請者氏名、2申請者住所、3申請者電話番号、4申請者と受給者との関係、5受給者氏名、6受給者住所、7受給者生年月日、8保険情報、9振込先口座情報、10医療機関等の領収書
記録範囲	福祉医療費受給対象者
記録情報の収集方法	福祉医療費助成支給申請を行った受給対象者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療資格事務台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室医療助成課
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律、同施行令に係る後期高齢者医療窓口の事務のために利用する。
記録項目	1被保険者番号、2宛名番号、3世帯番号、4氏名かな、5氏名、6生年月日、7資格取得日、8資格取得事由コード、9資格取得事由、10資格喪失日、11資格喪失事由コード、12資格喪失事由、13保険者適用開始日、14保険者適用終了日、15住所地特例適用開始日、16住所地特例適用終了日、17郵便番号、18住所、19連絡先電話番号1、20連絡先電話番号2、21連絡先電話番号3、22連絡先電話番号4、23連絡先電話番号5、24メールアドレス、25備考、26個人番号変更日、27前被保険者番号、28不現住被保険者認定日、29資格更新日時
記録範囲	後期高齢者医療被保険者
記録情報の収集方法	後期高齢者医療被保険者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療収滞納事務台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室医療助成課
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律、同施行令及び宝塚市後期高齢者医療に関する条例、同施行規則に係る後期高齢者医療保険料徴収の事務のために利用する。
記録項目	1被保険者番号、2宛名番号、3世帯番号、4氏名かな、5氏名、6生年月日、7資格取得日、8資格取得事由コード、9資格取得事由、10資格喪失日、11資格喪失事由コード、12資格喪失事由、13保険者適用開始日、14保険者適用終了日、15住所地特例適用開始日、16住所地特例適用終了日、17郵便番号、18住所、19連絡先電話番号1、20連絡先電話番号2、21連絡先電話番号3、22連絡先電話番号4、23連絡先電話番号5、24メールアドレス、25備考、26個人番号変更日、27前被保険者番号、28不現住被保険者認定日、29資格更新日時
記録範囲	後期高齢者医療被保険者
記録情報の収集方法	後期高齢者医療被保険者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療賦課事務台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室医療助成課
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律、同施行令に係る後期高齢者医療窓口の事務のために利用する。
記録項目	1被保険者番号、2宛名番号、3世帯番号、4氏名かな、5氏名、6生年月日、7資格取得日、8資格取得事由コード、9資格取得事由、10資格喪失日、11資格喪失事由コード、12資格喪失事由、13保険者適用開始日、14保険者適用終了日、15住所地特例適用開始日、16住所地特例適用終了日、17郵便番号、18住所、19連絡先電話番号1、20連絡先電話番号2、21連絡先電話番号3、22連絡先電話番号4、23連絡先電話番号5、24メールアドレス、25備考、26個人番号変更日、27前被保険者番号、28不現住被保険者認定日、29資格更新日時
記録範囲	後期高齢者医療被保険者
記録情報の収集方法	後期高齢者医療被保険者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療給付事務台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室医療助成課
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律、同施行令に係る後期高齢者医療窓口の事務のために利用する。
記録項目	1被保険者番号、2宛名番号、3世帯番号、4氏名かな、5氏名、6生年月日、7資格取得日、8資格取得事由コード、9資格取得事由、10資格喪失日、11資格喪失事由コード、12資格喪失事由、13保険者適用開始日、14保険者適用終了日、15住所地特例適用開始日、16住所地特例適用終了日、17郵便番号、18住所、19連絡先電話番号1、20連絡先電話番号2、21連絡先電話番号3、22連絡先電話番号4、23連絡先電話番号5、24メールアドレス、25備考、26個人番号変更日、27前被保険者番号、28不現住被保険者認定日、29資格更新日時
記録範囲	後期高齢者医療被保険者
記録情報の収集方法	後期高齢者医療被保険者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療還付事務台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民交流部市民生活室医療助成課
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律、同施行令に係る後期高齢者医療窓口の事務のために利用する。
記録項目	1被保険者番号、2宛名番号、3世帯番号、4氏名かな、5氏名、6生年月日、7資格取得日、8資格取得事由コード、9資格取得事由、10資格喪失日、11資格喪失事由コード、12資格喪失事由、13保険者適用開始日、14保険者適用終了日、15住所地特例適用開始日、16住所地特例適用終了日、17郵便番号、18住所、19連絡先電話番号1、20連絡先電話番号2、21連絡先電話番号3、22連絡先電話番号4、23連絡先電話番号5、24メールアドレス、25備考、26個人番号変更日、27前被保険者番号、28不現住被保険者認定日、29資格更新日時
記録範囲	後期高齢者医療被保険者
記録情報の収集方法	後期高齢者医療被保険者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	登録業者名簿マスタ(工事)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部行政管理室契約課
個人情報ファイルの利用目的	入札参加者名簿への登録に関する事務のために利用する。
記録項目	1構成管理情報版番号、2手続ID、3初回受付番号、4申請年号、5申請年、6申請月、7申請日、8申請者法人、9申請者個人、10申請者住所都道府県、11申請者住所、12代表者氏名ふりがな、13代表者氏名、14申請者役職名、15本社郵便番号、16申請者法人名フリガナ、17申請者法人名、18本社住所フリガナ、19本社住所、20本社電話番号、21本社FAX番号、22メールアドレス、23宛先、24受付番号、25新規・更新、26前回登録NO、27経審番号、28建設業許可番号、29適格組合番号、30適格組合証明年号、31適格組合証明年、32適格組合証明月、33適格組合証明日、34許可年号、35許可年、36許可月、37許可日、38委任の有無、39支店又は営業所郵便番号、40支店又は営業所住所フリガナ、41支店又は営業所住所、42受任者商号又は名称、43受任者支店又は営業所名、44受任者役職、45受任者氏名ふりがな、46受任者氏名、47受任者電話番号、48受任者FAX番号、49受任者メールアドレス、50営業担当者氏名ふりがな、51営業担当者氏名、52営業担当者電話番号、53営業担当者FAX番号、54営業担当者メールアドレス、55問い合わせ先氏名、56問い合わせ先電話番号、57問い合わせ先FAX番号、58問い合わせ先メールアドレス、59宝塚市市民税有無、60イソ9000有無、61イソ14000有無、62経審許可番号1、63経審許可番号2、64審査基準年月日、65審査基準年号、66審査基準年、67審査基準月、68審査基準日、69自己資本額、70経営事項営業年数、71平均完成工事高合計、72資本金、73一級技術者数、74基幹技術者、75二級技術者数、76その他技術者数、77建退共加入有無、78社会保険等加入有無、79許可区分1、80工事番号と種類1、81希望業種年間平均完成工事高1、82総合評点1、83許可区分2、84工事番号と種類2、85希望業種年間平均完成工事高2、86総合評点2、87許可区分3、88工事番号と種類3、89希望業種年間平均完成工事高3、90総合評点3、91許可区分4、92工事番号と種類4、93希望業種年間平均完成工事高4、94総合評点4、95許可区分5、96工事番号と種類5、97希望業種年間平均完成工事高5、98総合評点5、99許可業種1、100前前年度実績1、101前年度実績1、102許可業種2、103前前年度実績2、104前年度実績2、105身体障害者法定雇用率達成、106全従業員数、107うち身体障害者雇用数、108特記事項、109特記事項_copy、110特記事項2、111無効ビット、112今回受付番号、113業者番号、114債権者番号、115第一希望(数値)、116第二希望(数値)、117第三希望(数値)、118第四希望(数値)、119第五希望(数値)、120第一希望(通知用)、121第二希望(通知用)、122第三希望(通知用)、123第四希望(通知用)、124第五希望(通知用)、125ユーザID、126パスワード、127登録番号、128登録番号1、129登録番号2、130途中希望変更、131電子申請ビット、132入力完了ビット、
記録範囲	入札参加資格申請書を提出した者で個人事業主である者
記録情報の収集方法	本人からの申請

<様式1-1>個人情報ファイル簿

要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

含まない

記録情報の経常的提供先

—

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地

(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等

—

個人情報ファイルの種別

法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)

政令第21条第7項に該当するファイル

無

行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	登録業者名簿マスタ(コンサル)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部行政管理室契約課
個人情報ファイルの利用目的	入札参加者名簿への登録に関する事務のために利用する。
記録項目	1手続ID、2初回受付番号、3前回登録番号、4業者番号、5今回受付番号、6債権者番号、7申請年号、8申請年、9申請月、10申請日、11申請者法人、12申請者個人、13申請者住所都道府県、14申請者住所、15代表者氏名ふりがな、16代表者氏名、17申請者役職名、18本社郵便番号、19申請者法人名フリガナ、20申請者法人名、21本社住所フリガナ、22本社住所、23本社電話番号、24本社FAX番号、25メールアドレス、26宛先、27新規・更新、28前回登録NO、29委任、30支店又は営業所郵便番号、31支店又は営業所住所フリガナ、32支店又は営業所住所、33受任者商号又は名称、34受任者支店又は営業所名、35受任者役職、36受任者氏名ふりがな、37受任者氏名、38受任者電話番号、39受任者FAX番号、40受任者メールアドレス、41営業担当者氏名ふりがな、42営業担当者氏名、43営業担当者電話番号、44営業担当者FAX番号、45営業担当者メールアドレス、46問い合わせ先氏名、47問い合わせ先電話番号、48問い合わせ先FAX番号、49問い合わせ先メールアドレス、50宝塚市市民税有無、51宝塚市固定資産税有無、52イン9000有無、53イン14000有無、54測量年間平均実績高、55建築関係建設コンサルタント業務年間平均実績高、56土木関係建設コンサルタント業務年間平均実績高、57地質調査年間平均実績高、58補償年間平均実績高、59その他年間平均実績高、60年間平均実績高合計、61払込資本金外国資本直前決算、62払込資本金外国資本小計、63払込資本金外国資本決算後増減額、64払込資本金外国資本合計、65払込資本金直前決算、66払込資本金小計、67払込資本金決算後増減額、68払込資本金合計、69準備積立金直前決算、70準備積立金余剰欠損金、71準備積立金小計、72準備積立金決算後増減額、73準備積立金合計、74次期繰越金余剰欠損金、75次期繰越金小計、76次期繰越金合計、77直前決算金合計、78余剰欠損金合計、79小計合計、80決算増減額合計、81合計、82一級建築士、83二級建築士、84電気工事士、85電気主任技術者、86消防設備士、87空調設備士、88衛生設備士、89建築その他、90技術士、91測量士、92測量士補、93一級土木施工管理技士、94二級土木施工管理技士、95一級造園施工管理技士、96二級造園施工管理技士、97土木その他、98不動産鑑定士、99不動産鑑定士補、100土地家屋調査士、101補償その他、102資本金、103自己資本額、104資格登録票営業年数、105従業員事務職員、106従業員技術者、107従業員その他、108従業員合計、109障害者従業員数、110身体障害者法定雇用率達成、111希望順位第一希望、112希望順位第二希望、113希望順位第三希望、114取引希望業務建築一般、115取引希望業務意匠、116取引希望業務構造、117取引希望業務冷暖房、118取引希望業務衛生、119取引希望業務電気、120取引希望業務建築積算、121取引希望業務機械設備積算、122取引希望業務電気設備積算、123取引希望業務調査、124取引希望業務測量一般、125取引希望業務地図の調整、126取引希望業務航空測量、127取引希望業務河川砂防、128取引希望業務ポンプ場設計、129取引希望業務下水道設計、130取引希望業務下水道シールド工法、131取引希望業務造成設計、132取引希望業務道路設計、133取引希望業務区画整理、134取引希望業務農業土木、135取引希望業務都市再開発、136取引希望業務造園、137取引希望業務緑地公園、138取引希望業務都市景観、139取引希望業務スポーツ施設設計、140取引希望業務橋梁設計、141取引希望業務環境アセスメント、142取引希望業務都市計画、143取引希望業務

<様式1-1>個人情報ファイル簿

上水道設計、144取引希望業務地質、145取引希望業務土質、146取引希望業務水質、147取引希望業務大気、148取引希望業務騒音、149取引希望業務振動、150取引希望業務交通、151取引希望業務商業、152取引希望業務不動産鑑定、153取引希望業務土地調査、154取引希望業務土地評価、155取引希望業務物件、156取引希望業務機械工作物、157取引希望業務営業補償特殊補償、158取引希望業務事業損失、159取引希望業務補償関連、160セールスポイント、161セールスポイント続き、162途中希望変更、163電子申請ビット、164削除ビット、165入力完了ビット、166入力完了日、167第一希望(通知用)、168第二希望(通知用)、169第三希望(通知用)、170ユーザID、171パスワード、172登録番号、173登録番号1、174登録番号2

記録範囲	入札参加資格申請書を提出した者で個人事業主である者
記録情報の収集方法	本人からの申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する_他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当する_ファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし
行政機関等匿名加工情報の概要	該当なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	該当なし
記録情報に_条例要配慮個人情報が_含まれているときはその旨	含まない

<様式1-1>個人情報ファイル簿

備考

--

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	登録業者名簿マスタ(物品)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部行政管理室契約課
個人情報ファイルの利用目的	入札参加者名簿への登録に関する事務のために利用する。
記録項目	1手続ID、2初回受付番号、3業者番号、4今回受付番号、5申請年号、6申請年、7申請月、8申請日、9申請者法人、10申請者個人、11申請者住所都道府県、12申請者住所、13代表者氏名ふりがな、14代表者氏名、15申請者役職名、16本社郵便番号、17申請者法人名フリガナ、18申請者法人名、19本社住所フリガナ、20本社住所、21本社電話番号、22本社FAX番号、23メールアドレス、24宛先、25新規・更新、26前回登録NO、27委任、28支店又は営業所郵便番号、29支店又は営業所住所フリガナ、30支店又は営業所住所、31受任者商号又は名称、32受任者支店又は営業所名、33受任者役職、34受任者氏名ふりがな、35受任者氏名、36受任者電話番号、37受任者FAX番号、38受任者メールアドレス、39営業担当者氏名ふりがな、40営業担当者氏名、41営業担当者電話番号、42営業担当者FAX番号、43営業担当者メールアドレス、44問い合わせ先氏名、45問い合わせ先電話番号、46問い合わせ先FAX番号、47問い合わせ先メールアドレス、48宝塚市市民税有無、49宝塚市固定資産税有無、50イン9000有無、51イン14000有無、52取引希望種目第一希望、53取引希望種目第二希望、54取引希望種目第三希望、55取引希望種目第四希望、56取引希望種目第五希望、57取引第一希望、58取引第二希望、59取引第三希望、60取引第四希望、61取引第五希望、62営業開始年号、63営業開始年、64営業開始月、65法人設立年号、66法人設立年、67法人設立月、68払込資本金又は出資金、69自己資本額、70事務員、71技術員、72販売員、73その他、74従業員数合計、75障害者従業員数、76身体障害者法定雇用率達成、77セールスポイント、78セールスポイント続き、79プライバシーマーク有無、80取扱品目1、81主たる仕入先1、82取扱品目2、83主たる仕入先2、84取扱品目3、85主たる仕入先3、86取扱品目4、87主たる仕入先4、88取扱品目5、89主たる仕入先5、90取扱品目6、91主たる仕入先6、92取扱品目7、93主たる仕入先7、94代理店特約店契約1、95代理店特約店契約2、96代理店特約店契約3、97代理店特約店契約4、98発注者1、99金額1、100取引内容1、101納品年月又は契約期間1、102発注者2、103取引内容2、104金額2、105納品年月又は契約期間2、106発注者3、107取引内容3、108金額3、109納品年月又は契約期間3、110発注者4、111取引内容4、112金額4、113納品年月又は契約期間4、114発注者5、115取引内容5、116金額5、117納品年月又は契約期間5、118発注者6、119取引内容6、120金額6、121納品年月又は契約期間6、122許可等の種類1、123許可等の種類2、124許可等の種類3、125許可等の種類4、126許可等の種類5、127許可等の種類6、128許可等の種類7、129許可等の種類8、130許可等の種類備考1、131許可等の種類備考2、132許可等の種類備考3、133許可等の種類備考4、134許可等の種類備考5、135許可等の種類備考6、136許可等の種類備考7、137許可等の種類備考8、138使用印、139保有主要機械器具1、140保有主要機械器具台数1、141保有主要機械器具2、142保有主要機械器具台数2、143保有主要機械器具3、144保有主要機械器具台数3、145保有主要機械器具4、146保有主要機械器具台数4、147保有主要機械器具5、148保有主要機械器具台数5、149保有主要機械器具6、150保有主要機械器具台数6、151平版印刷設備有無、152フォーム印刷設備有無、153特殊印刷設備有無、154手数料合計、155納付方法、156利用者名カナ、157利用者名漢字、158委任状登録番号、159代理人法人名、160代理人役職名、161代理人名、162途中希望変更、163電子申請ビット、164削除

<様式1-1>個人情報ファイル簿

ビット、165入力完了ビット、166入力日、167債権者番号、168第一希望(通知用)、169第二希望(通知用)、170第三希望(通知用)、171第四希望(通知用)、172第五希望(通知用)、173ユーザID、174パスワード、175登録番号、176登録番号1、177登録番号2、178契約課コメント(非公表)、179save、180途中小規模希望追加変更

記録範囲

入札参加資格申請書を提出した者で個人事業主である者

記録情報の収集方法

本人からの申請

要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

含まない

記録情報の_経常的提供先

—

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地

(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等

—

個人情報ファイルの種別

法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)

政令第21条第7項に_該当するファイル

無

行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

<様式1-1>個人情報ファイル簿

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	学籍管理ファイル
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部行政管理室看護専門学校
個人情報ファイルの利用目的	入試、学籍、試験、成績、証明書等の各管理に関する事務のために利用する。
記録項目	1氏名、2ふりがな、3性別、4生年月日、5住所、6電話番号、7学歴・職歴、8内申書情報(評定、欠席日数等)、9入試結果、10学籍番号、11年度履歴(年度、学年、授業日数、欠席日数)、12異動履歴(入学、進級、休学、退学、卒業)、13試験成績情報(点数、評価区分)、14通学経路
記録範囲	本校を受験した者かつ入学した者(平成7年4月以降)
記録情報の収集方法	入試出願者及び入学者からの書類提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	1. 17阪神・淡路大震災 倒壊家屋等解体除去処理台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市安全部危機管理室総合防災課
個人情報ファイルの利用目的	不動産登記手続き等の解体証明書の交付等のため
記録項目	1所有者氏名2物件所在地3所有者住所4家屋状況5延べ床面積
記録範囲	阪神・淡路大震災により家屋を公費解体処理した者
記録情報の収集方法	本人からの申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	避難対象区域別人口・世帯数
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市安全部危機管理室総合防災課
個人情報ファイルの利用目的	災害時又は災害発生の恐れがある場合に、対象地域の人口、世帯数を迅速に把握し、高齢等避難、避難指示、緊急安全確保等の発令及び避難所開設を適時適切に行うため
記録項目	1特定番号2個人番号3世帯番号4地区コード5郵便番号6住所7緯度8経度9氏名10カナ氏名11続柄12性別13生年月日14世帯主15世帯主名カナ16外国人17独居高齢者18非独居高齢者19災害時要援護者
記録範囲	宝塚市に住所に関する届出をしている者
記録情報の収集方法	住民基本台帳要援護情報
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	被災者支援用住民情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市安全部危機管理室総合防災課
個人情報ファイルの利用目的	災害時の被災者支援において、迅速かつ的確な対応をするため
記録項目	1氏名2住所3性別4年齢5生年月日6国籍7親族関係8電話番号9家庭状況10居住状況11障害の有無12傷病歴13健康状態14相談内容15被害状況16家屋状況
記録範囲	市民
記録情報の収集方法	住民基本台帳要援護情報本人からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	濃厚接触者への生活支援物資配送リスト
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市安全部危機管理室総合防災課
個人情報ファイルの利用目的	不要不急の外出自粛が求められる新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者のいる世帯に対し、物資を配送することで支援を行うため
記録項目	1申込年月日、2氏名、3郵便番号、4住所、5電話番号、6申込時間、7申込方法、8要請日時、9確認日時、10配送完了日
記録範囲	対象世帯に該当し、配送申込みを行った者(令和3年度以降)
記録情報の収集方法	配送申込みを行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	地籍調査支援システム
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市安全部道路管理課
個人情報ファイルの利用目的	地籍の明確化の為
記録項目	1氏名、2住所、3土地の町名、4地番、5登記地目、6現況地目、7登記地積、8共有者氏名、9持分割合
記録範囲	地籍調査事業実施地区内の土地所有者
記録情報の収集方法	登記事項、課税情報、住基情報
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	兵庫県、法務局
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	道路占用・掘削受付簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市安全部道路管理課
個人情報ファイルの利用目的	道路占用申請の管理の為
記録項目	1氏名、2住所、3連絡先、4占用目的、5占用場所、6占用物件の種類及び数量、7掘削面積、8占用期間、9工事期間、10道路種類、11道路復旧方法、12公共基準点の有無、施工責任者
記録範囲	道路占用申請をした者
記録情報の収集方法	本人からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	地区計画予定区域内土地建物所有者リスト
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部都市整備室都市計画課
個人情報ファイルの利用目的	都市計画法による地区計画の決定の円滑な執行のため
記録項目	1氏名、2住所、3土地建物状況
記録範囲	地区計画予定区域内の土地、建物を所有する者
記録情報の収集方法	資産税課からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	都市計画法第32条協議
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部開発指導課
個人情報ファイルの利用目的	開発許可を申請しようとする者と公共施設管理者との協議の受付
記録項目	1申請者住所、2申請者氏名、3開発地の位置、4開発概要
記録範囲	開発許可を受けようとする者(平成10年度以降)
記録情報の収集方法	本人からの申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例に基づく届出事務
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部開発指導課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例に基づく届出等の受付
記録項目	1開発事業者住所、2開発事業者氏名、3開発事業区域の概要、4開発構想
記録範囲	届出等をした開発事業者(平成17年10月1日以降)
記録情報の収集方法	本人からの届出等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市都市整備部都市整備室開発指導課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号※届出書の一部は閲覧ができますので、詳しくは、所管部署(連絡先0797-77-2081)にお問合せください。
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	宝塚市自動車駐車場附置条例に基づく届出事務
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部開発指導課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市自動車駐車場附置条例に基づく届出の受付
記録項目	1届出者住所、2届出者氏名、3届出者電話番号、4自動車駐車場の概要
記録範囲	届出者(昭和58年9月26日以降)
記録情報の収集方法	本人からの届出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	建築基準法に基づく建築確認申請台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部都市整備室建築指導課
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法に基づく建築確認等に関する事務のために利用する。
記録項目	1申請日、2確認日、3確認番号、4氏名、5住所、6電話番号、7代理人、8設計者、9工事監理者、10工事施工者、11地名地番、12住居表示、13地域地区等、14道路、15敷地面積、16主要用途、17工事種別、18建築面積、19延べ面積、20建築物の数、21建築物の高さ等、22許可・認定等、23工事着手予定日、24工事完了予定日、25定期調査の要否、26定期調査を要する防火設備の有無
記録範囲	建築確認等の申請者(建築主、設置者又は築造主)
記録情報の収集方法	本人からの提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	建築基準法に基づく特定建築物等に係る定期報告台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部都市整備室建築指導課
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法に基づく特定建築物等に係る定期報告に関する事務のために利用する。
記録項目	1コード番号、2報告日、3氏名、4住所、5電話番号、6調査者、7対象建築物、8調査による指摘の概要、9敷地の位置、10建築物及びその敷地の概要、11階別用途別床面積、12性能検証法等の適用、13増築・改築・用途変更等の経過、14関連図書の整備状況、15調査及び検査の状況
記録範囲	特定建築物等の所有者及び管理者
記録情報の収集方法	報告者からの提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	建設リサイクル法に基づく解体工事等の計画の届出台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部都市整備室建築指導課
個人情報ファイルの利用目的	建設リサイクル法に基づく解体工事等の計画の届出に関する事務のために利用する。
記録項目	1受理日、2受理番号、3氏名、4住所、5電話番号、6工事名称、7工事場所、8工事の種類、9用途、10階数、11施工規模、12請負・自主施工の別、13施工者、14工事着手予定日、15工事完了予定日、16建築物の構造・状況、17特定工作物解体等工事実施届の有無
記録範囲	届出者(発注者又は自主施工者)
記録情報の収集方法	本人からの提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	長期優良住宅法に基づく長期優良住宅認定申請台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部都市整備室建築指導課
個人情報ファイルの利用目的	長期優良住宅法に基づく長期優良住宅認定に関する事務のために利用する。
記録項目	1申請日、2認定日、3認定番号、4氏名、5住所、6申請の区分、7地名地番、8敷地面積、9建築面積、10床面積の合計、11建て方、12建築物の高さ等、13構造、14確認の特例、15維持保全の方法及び期間、16資金計画、17建築の実施時期
記録範囲	長期優良住宅認定の申請者(建築主等)
記録情報の収集方法	申請者からの提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市営住宅入居者管理台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部建築住宅室住まい政策課
個人情報ファイルの利用目的	市営住宅の入居者管理に関する事務のために利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢、5生年月日、6親族関係、7職業、8電話番号、9居住状況、10障害の有無、11収入・所得、12公的扶助の有無、13課税状況、14車両情報、15口座番号、16家賃等支払い状況、17マイナンバー
記録範囲	入居者
記録情報の収集方法	本人からの提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	老人クラブ活動事業費補助金交付台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部安心ネットワーク推進室高齢福祉課
個人情報ファイルの利用目的	老人クラブ活動事業費補助金の交付に関する事務のために利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5所属する老人クラブでの役職
記録範囲	老人クラブ活動事業費補助金の申請を行った老人クラブに所属する者
記録情報の収集方法	老人クラブ活動事業費補助金の申請書類
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高齢者バス・タクシー運賃助成券対象者管理ファイル
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部安心ネットワーク推進室高齢福祉課
個人情報ファイルの利用目的	高齢者バス・タクシー運賃助成券に関する事務のために利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5電話番号、6住民日異動日、7申請日、8有効期限、9備考、10再発行日、11送付先住所、12整理番号、13宛名番号、14世帯番号、15障がいの有無
記録範囲	高齢者バス・タクシー運賃助成券対象者
記録情報の収集方法	・窓口サービス課・障害福祉課・本人からの申請・家族からの連絡
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	地域包括支援センター運営事務(総合相談記録)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部安心ネットワーク推進室高齢福祉課
個人情報ファイルの利用目的	総合相談を受け付けた者を、継続的に支援するために利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5電話番号、6介護保険情報
記録範囲	総合相談として受け付けた者
記録情報の収集方法	・本人・家族からの連絡・地域包括支援センター等本人に関する機関からの連絡
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高齢者名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部地域福祉課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市の民生委員・児童委員へ、高齢者に対する適切な支援や福祉サービスの提供、自然災害発生時の安否確認などを目的として配布する高齢者名簿を作成するため。
記録項目	1続柄2個人コード3世帯コード4地区コード5本番6枝番7末番8性別9誕生日10カナ氏名11氏名12郵便番号13住所14民生委員15地域包括16施設
記録範囲	高齢者名簿の掲載対象となる者(住民基本台帳による、65歳以上の独居高齢者(単身世帯者)・高齢者のみ世帯)
記録情報の収集方法	健康管理システムから抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	民生委員・児童委員
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	災害時要援護者対象者名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部地域福祉課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市域において、自然災害が発生した時に災害時要援護者を安全な場所へ避難させる等の支援体制を構築することで、一人でも多くの市民が生命を失わないよう防災体制を強化するため。
記録項目	1個人コード、2氏名、3カナ氏名、4住所、5方書、6生年月日、7満年齢、8性別、9電話番号、10避難場所、11避難するタイミング、12必要な支援、13支援者、14支援者との関係、15支援者の連絡先、16介護等級、17障害等級、18難病、19移動方法、20情報伝達手段、21かかりつけ医、22、必要な薬、23同居状況、24平日の居場所、25休日の居場所、26個別訪問の希望、27訪問時の連絡先、28緊急連絡先、29自治会加入状況、30自治会名
記録範囲	1 身体障害者手帳1級または2級を所持する方2 療育手帳を所持する方③ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方④ 介護保険制度による要介護状態区分が要介護3、要介護4、要介護5と認定された方⑤
記録情報の収集方法	介護保険システム、障害福祉システム、住民基本台帳から抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	民生委員・児童委員
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する_他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	臨時予防接種事業ファイル
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	臨時予防接種事業実施のために利用
記録項目	1接種券番号、2宛名番号、3漢字氏名、4カナ氏名、5性別、6生年月日、7年齢、8郵便番号、7住所、8電話番号、9携帯番号、10メールアドレス、11問診記録、12ワクチン名、13ロット番号、14接種量、15接種場所、16接種年月日、17実施予定日、18予約受付日、19受付時間、20予約番号、21検診種別、22住民区分
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	臨時予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	がん等検診受診票(肺がん検診(個別検診))
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が受診情報を管理するために利用する。
記録項目	1受診日、2受診者情報(住所・氏名・性別・生年月日・年齢・電話番号・宝塚市国民健康保険被保険者番号)、3受診者負担区分(X線、喀痰細胞診)、4受診歴、5喫煙歴・喫煙指数、6血痰の有無、7既往歴、8血縁者のがん罹患状況、9アスベスト関連疾患を疑う職場環境、10肺がんに関する症状、11妊娠の有無、12実施医療機関読影日・所見(図)・特記事項、13読影委員会第1次読影会読影日・所見(図)・特記事項、14読影委員会第2次読影会読影日・所見(図)・特記事項、15過去データの有無、16胸部レントゲン検査判定、17喀痰細胞診の有無、判定、18総合判定、19報告年月日、20実施医療機関所在地・名称・医師名
記録範囲	宝塚市の検診を受診した者
記録情報の収集方法	宝塚市の検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	がん等検診受診票(大腸がん検診(個別検診))
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が受診情報を管理するために利用する。
記録項目	1受診日、2受診者情報(住所・氏名・性別・生年月日・年齢・電話番号・宝塚市国民健康保険被保険者番号)、3受診者負担区分、4血縁者のがん罹患状況、2痔の有無、3腹部に関する受診状況、4生理中か否か、5大腸がんに関する症状、6受診歴、7便潜血反応1回目採取日・判定、8便潜血反応2回目採取日・判定、9総合判定、10実施医療機関名
記録範囲	宝塚市の検診を受診した者
記録情報の収集方法	宝塚市の検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	がん等検診受診票(乳がん検診(個別検診))
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が受診情報を管理するために利用する。
記録項目	1受診日、2検診区分(1方向撮影・2方向撮影)、3受診者負担区分、4受診者情報(住所・氏名・生年月日・年齢・電話番号・宝塚市国民健康保険被保険者番号)、5身長・体重、6初潮年齢、7月経の有無、8妊娠回数、9現在の妊娠の有無、10出産年齢(初産・最終産)、11授乳状況、12現在の授乳の有無、13乳腺の病気の有無、14子宮・卵巣の手術歴、15ホルモン治療の有無、16血縁者の乳がん罹患状況、17乳房について気になること、18乳がん検診受診状況、19乳がん自己検診の実施状況、20心臓ペースメーカーの使用状況、21豊胸手術の有無、22視触診の実施の有無、23視触診腫瘍・硬結状況(左右)、24視触診乳腺異常(左右)、25視触診リンパ節腫脹(左右)、26視触診判定(左右)、27視触診結果(両側の結果)、28視触診診察医師氏名、29マンモグラフィ撮影日、30マンモグラフィフィルムNo.、31マンモグラフィ撮影技師名、32マンモグラフィ撮影方向(1方向撮影・2方向撮影)、33マンモグラフィ過去のフィルムの有無・撮影日・判定、34マンモグラフィ読影所見(一次読影左右腫瘍・石灰化・非対称・構築の乱れ・LN・皮膚所見)、35マンモグラフィ読影所見(二次撮影左右腫瘍・石灰化・非対称・構築の乱れ・LN・皮膚所見)、36マンモグラフィ乳腺評価(一次読影)、37マンモグラフィ乳腺評価(二次読影)、38マンモグラフィカテゴリー(一次読影左右)、39マンモグラフィカテゴリー(二次読影左右)、40マンモグラフィ一次読影医師氏名、41マンモグラフィ判定(一次読影)、42マンモグラフィ二次読影医師氏名、43マンモグラフィ判定(二次読影)、44マンモグラフィ一次読影医師記載欄(腫瘍・石灰化・その他の所見)、45マンモグラフィ二次読影医師記載欄(腫瘍・石灰化・その他の所見)、46マンモグラフィ結果判定・カテゴリー区分(左右)、47乳がん検診総合判定、48乳がん検診総合判定日、49実施医療機関名・所在地・医師
記録範囲	宝塚市の検診を受診した者
記録情報の収集方法	宝塚市の検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

<様式1-1>個人情報ファイル簿

訂正及び利用停止に関する
他の法令の規定による特別
の手續等

—

個人情報ファイルの種別

法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）

政令第21条第7項に該当する
ファイル

無

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである
旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び
所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個
人情報が 含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	がん等検診受診票(子宮頸がん検診(個別検診))
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が受診情報を管理するために利用する。
記録項目	1受診日、2受診者負担区分、3受診者情報(住所・氏名・生年月日・電話番号・宝塚市国民健康保険被保険者番号)、4子宮頸がん検診受診歴、5不正性器出血の有無、6その他自覚症状、7初経年齢、8月経の状況、9性交の経験、10妊娠回数、11婦人科手術、12ホルモン治療の有無、13今までの大きな病気、14現在治療中の病気の有無、15血縁者のがん罹患状況、16細胞診結果、17子宮頸がん検診結果、18実施医療機関名・所在地・医師氏名
記録範囲	宝塚市の検診を受診した者
記録情報の収集方法	宝塚市の検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する_他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	がん等検診受診票(肝炎ウイルス検診(個別検診))
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が受診情報を管理するために利用する。
記録項目	1受診者情報(住所・氏名・性別・生年月日・年齢・電話番号)、2受診日、3受診者負担区分、4対象者区分(節目検診・節目外検診)、5広範な外科的処置歴、6妊娠・分娩時の多量出血の有無、7肝臓病の既往・肝機能が悪いと言われたことがあるか、8C型肝炎ウイルス検査の受診歴、9B型・C型肝炎の治療歴、10HCV抗体検査判定、11HBs抗原検査判定、12実施医療機関名・所在地・医師名
記録範囲	宝塚市の検診を受診した者
記録情報の収集方法	宝塚市の検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	がん等検診受診票(前立腺がん検診(個別検診))
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が受診情報を管理するために利用する。
記録項目	1受診者情報(住所・氏名・生年月日・年齢・電話番号)、2検診受診日、3受診者負担区分、4血縁者の前立腺がん罹患状況、5前立腺がん検診受診歴、6自覚症状、7PSA値・判定、8実施医療機関名・所在地・医師氏名
記録範囲	宝塚市の検診を受診した者
記録情報の収集方法	宝塚市の検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	がん等検診受診票(胃がんリスク検診(個別検診))
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が受診情報を管理するために利用する。
記録項目	1受診者情報(住所・氏名・性別・生年月日・電話番号)、2受診券番号、3検診受診日、4受診者負担区分、5胃の摘出手術歴、6ピロリ菌の除菌治療歴、7食道・胃・十二指腸疾患の服薬状況、8慢性腎不全と診断歴・腎不全の治療(人工透析)歴、9自覚症状、10ステロイドの服薬状況、11免疫抑制剤の服薬状況、12医師から免疫機能が低下していると言われてるか、13Hp抗体(抗体価の数値・判定)、PG法(PG I 値・PG II 値・PG I / II 比、判定)、14ABC分類、15A群分類の方の偽A群判定、16総合判定、17実施医療機関名・所在地・医師名
記録範囲	宝塚市の検診を受診した者
記録情報の収集方法	宝塚市の検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	胃・肺・大腸がん検診問診票(集団検診)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が受診情報を管理するために利用する。
記録項目	1受診者情報(氏名・性別)、2受診日、3胃がん検診問診(バリウムに関すること、胃の切除の有無、腸閉塞の既往、ピロリ菌に関すること)、4肺がん検診問診(血痰のこと、喫煙状況)、5大腸がん検診問診(自分・家族の病歴、自覚症状)、6女性用問診(生理中・妊娠中かその可能性)
記録範囲	宝塚市の検診を受診した者
記録情報の収集方法	宝塚市の検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子宮頸がん検診問診票(集団検診)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が受診情報を管理するために利用する。
記録項目	1受診者情報(氏名・生年月日・年齢・住所)、2月経の状況、3自覚症状、4妊娠・出産歴、5女性ホルモンの使用、6血縁者のがん罹患状況、7今までの大きな病気や手術の状況、8子宮頸がん検診受診状況
記録範囲	宝塚市の検診を受診した者
記録情報の収集方法	宝塚市の検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	肝炎ウイルス検診問診票(集団検診)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が受診情報を管理するために利用する。
記録項目	1受診者情報(氏名・性別・生年月日・住所)、2肝臓病の既往・肝機能が悪いと言われたことがあるか、3広範な外科的処置歴、4妊娠・分娩時の多量出血の有無、5C型肝炎ウイルス検査の受診歴、6B型・C型肝炎の治療歴
記録範囲	宝塚市の検診を受診した者
記録情報の収集方法	宝塚市の検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	乳がん検診問診票(集団検診)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が受診情報を管理するために利用する。
記録項目	1検診年月日、2受診者情報(氏名・生年月日・年齢・住所・電話番号)、3自覚症状、4月経の状況、5出産に関する事、6母乳での授乳歴、7血縁者のがん罹患状況、8自己検診の実施状況、9既往歴、10ホルモン剤使用状況、11豊胸術の実施状況、12乳がん検診歴、13精検受診結果、14マンモグラフィ読影所見(左右の図、乳房の構成、左右のカテゴリー)、15病変1に関する情報(カテゴリー・部位・腫瘤・石灰化・その他の所見・比較読影の有無・経時的変化の有無)、16病変2に関する情報(カテゴリー・部位・腫瘤・石灰化・その他の所見・比較読影の有無・経時的変化の有無)、17マンモグラフィ判定医師
記録範囲	宝塚市の検診を受診した者
記録情報の収集方法	宝塚市の検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	がん等検診精密検査回答書(肺がん検診(個別検診))
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が精密検査受診情報を管理するために利用する。
記録項目	1精密検査実施医療機関名・所在地、2精密検査依頼日、3受診者名・年齢、4実施医療機関読影日・所見(図)・特記事項、5読影委員会第1次読影会読影日・所見(図)・特記事項、6読影委員会第2次読影会読影日・所見(図)・特記事項、7喀痰細胞診判定、8受診者情報(氏名・性別・生年月日・年齢)、9一次検査医療機関名・受診日、10精密検査医療機関名・受診日、11精密検査方法、12診断名、13指示
記録範囲	宝塚市の検診で要精密検査と判定され、精密検査を受診した人
記録情報の収集方法	精密検査を受診した医療機関による情報提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	がん等検診精密検査回答書(大腸がん検診(個別検診))
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が精密検査受診情報を管理するために利用する。
記録項目	1受診者情報(氏名・性別・生年月日・年齢)、2第1次検査医療機関名・受診日、3精密検査医療機関名・受診日、4精密検査方法、5診断名、6大腸がんの発見部位、7判定、8他院紹介
記録範囲	宝塚市の検診で要精密検査と判定され、精密検査を受診した人
記録情報の収集方法	精密検査を受診した医療機関による情報提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	がん等検診精密検査回答書(乳がん検診(個別検診))
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が精密検査受診情報を管理するために利用する。
記録項目	1精密検査実施医療機関名・所在地、2精密検査依頼日、3受診者情報(氏名・生年月日・年齢)、4精密検査実施医療機関名・医師名・受診日、5一次検査医療機関名・受診日、6精密検査方法、7診断名、8指示
記録範囲	宝塚市の検診で要精密検査と判定され、精密検査を受診した人
記録情報の収集方法	精密検査を受診した医療機関による情報提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	がん等検診精密検査回答書(前立腺がん検診(個別検診))
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が精密検査受診情報を管理するために利用する。
記録項目	1受診者情報(氏名・生年月日・年齢)、2一次検査医療機関名・受診日、3精密検査医療機関名・受診日、4精密検査方法、5精密検査結果、6指示
記録範囲	宝塚市の検診で要精密検査と判定され、精密検査を受診した人
記録情報の収集方法	精密検査を受診した医療機関による情報提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	がん等検診精密検査回答書(胃がんリスク検診(個別検診))
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が精密検査受診情報を管理するために利用する。
記録項目	1精密検査実施医療機関名・所在地、2精密検査依頼日、3受診者情報(氏名・性別・生年月日)、4胃がんリスク検診検査値判定、5ピロリ菌感染の可能性(問診結果)、6胃がんリスク検診検査値(PG I 値、PG II 値・PG I / II 比、Hp抗体価)、7精密検査実施日、8診断の方法、9精密検査の結果、10部位、11診断後の処置、12記載日、13医療機関名・医師名
記録範囲	宝塚市の検診で要精密検査と判定され、精密検査を受診した人
記録情報の収集方法	精密検査を受診した医療機関による情報提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	がん等検診精密検査回答書(精密検査実施医療機関からの回答)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が精密検査受診情報を管理するために利用する。
記録項目	1精密検査実施医療機関名・医師名・所在地・電話番号)、2精密検査受診日、3精密検査方法、4診断名、5指示、6受診者情報(氏名・年齢・性別・生年月日・受診自治体・団体コード・登録番号・受診番号)、7検査項目、8一次検診日、9前回受診日、10前々回受診日
記録範囲	宝塚市の検診で要精密検査と判定され、精密検査を受診した人
記録情報の収集方法	精密検査を受診した医療機関による情報提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	がん等検診精密検査回答書(受診者からの回答)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が精密検査受診情報を管理するために利用する。
記録項目	1受診者情報(郵便番号・住所・氏名)、3一次検診情報(検診内容・受診日・場所等)、4精密検査受診情報(受診日・医療機関名・検査方法・診断・指示)
記録範囲	宝塚市の検診で要精密検査と判定され、精密検査を受診した人
記録情報の収集方法	精密検査を受診した市民による情報提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特定健康診査・がん検診結果のお知らせ(集団健診)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が受診結果を受診者に報告するため利用する。
記録項目	1基本情報(氏名・住所・生年月日・年齢・性別・健保番号)、2受診日、3総合判定、4特定健診等項目判定、5がん検診等項目判定、6検査結果コメント、7健診年月日(今回・前回・2回前・3回前・4回前)、8受診No.(今回・前回・2回前・3回前・4回前)、9食後時間(今回・前回・2回前・3回前・4回前)、10診察結果(今回・前回・2回前・3回前・4回前)、11身体計測結果(今回・前回・2回前・3回前・4回前)、12血圧結果(今回・前回・2回前・3回前・4回前)、13血液検査結果(今回・前回・2回前・3回前・4回前)、14眼底検査結果(今回・前回・2回前・3回前・4回前)、15心電図検査結果(今回・前回・2回前・3回前・4回前)、16健診年月日(今回・前回・2回前・3回前・4回前)、17胸部X線撮影結果(今回・前回・2回前・3回前・4回前)、18喀痰細胞診結果(今回・前回・2回前・3回前・4回前)、19胃部X線撮影結果(今回・前回・2回前・3回前・4回前)、20便潜血反応結果(今回・前回・2回前・3回前・4回前)、21健診年月日(今回・前回・2回前・3回前・4回前)、22アルブミン値(今回・前回・2回前・3回前・4回前)、23肝炎ウイルス検査結果(今回・前回・2回前・3回前・4回前)、24腎臓に関する検査結果(今回・前回・2回前・3回前・4回前)、25その他検査結果(今回・前回・2回前・3回前・4回前)、26問診結果、27検査値の推移体重・腹囲・血圧・脂質・糖代謝(今回・前回・2回前・3回前・4回前)
記録範囲	宝塚市の健診・検診を受診した者
記録情報の収集方法	宝塚市の健診・検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

<様式1-1>個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし
行政機関等匿名加工情報の概要	該当なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	該当なし
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	乳がん検診結果のお知らせ(集団検診)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が受診結果を受診者に報告するため利用する。
記録項目	1基本情報(氏名・住所・団体No.・地区コード・住民番号・登録番号・フィルム番号)、2受診日、3総合判定、4マンモグラフィ判定・部位・所見(左右)、5コメント、6所見説明
記録範囲	宝塚市の検診を受診した者
記録情報の収集方法	宝塚市の検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子宮頸がん検診結果のお知らせ(集団検診)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が受診結果を受診者に報告するため利用する。
記録項目	1基本情報(氏名・住所・団体No.・登録番号・地区コード・住民番号・標本番号)、2受診日、3判定、4所見、5コメント、6所見説明
記録範囲	宝塚市の検診を受診した者
記録情報の収集方法	宝塚市の検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康診断受診票(住民検診用)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が健診・検診に関する情報を管理するため。
記録項目	1基本情報(氏名・住所・団体名・住民番号・健保番号・受診券番号・性別・生年月日・年齢・電話番号)、2個人情報使用に関する同意、3実施項目、4提出物(便潜血・喀痰・風しん)、5検査項目(身長・体重・腹囲・尿蛋白・糖尿・尿潜血)、6問診(職業)、7問診(病歴)、8問診(自覚症状等)、9胃部エックス線検査受診者に対する問診、10心電図を受診者に対する問診、11女性用の問診、12生活習慣に関する問診、13健診コース・健診コース番号、14血圧測定結果、15採血時間・採血検体番号、16実施項目(肝炎・心電図)、17実施番号(眼底検査・胃部X線撮影)、18胸部X線撮影検査区分・実施番号)、18内科診察所見・判定、19備考
記録範囲	宝塚市の検診を受診した者
記録情報の収集方法	宝塚市の検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	無料クーポン券台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が無料クーポン券送付者情報を管理するため。
記録項目	1宛名番号、2氏名、3性別、4生年月日、5年齢、6住所、7住民区分、8住 定日、9住民になった異動日
記録範囲	無料クーポン券対象者
記録情報の収集方法	住民基本台帳から特定年齢に合致する市民を抽出(肝炎ウイルス検診 は過去の受診歴がない市民のみ)
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の 手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当する ファイル	無
行政機関等匿名加工情報の 提案募集をするファイルである 旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及び 所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	がん検診受診勧奨・再勧奨用台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市ががん検診受診勧奨・再勧奨対象者情報を管理するため。
記録項目	1宛名番号、2氏名、3性別、4生年月日、5年齢、6住所、7住民区分、8国保資格情報、9検診受診歴
記録範囲	がん検診受診勧奨・再勧奨対象者
記録情報の収集方法	無料クーポン券台帳と検診受診歴から抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	集団健診予約者名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が集団健診予約者を管理するため。
記録項目	1性別、2氏名、3住所、4電話番号、5生年月日、6年齢、7コース・時間帯、8受診項目、9実施予定日
記録範囲	宝塚市集団健診予約者
記録情報の収集方法	市民からの申し込み
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	公益財団法人 兵庫県健康財団
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	乳がん集団健診予約者名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が集団健診予約者を管理するため。
記録項目	1宛名番号、2氏名、3生年月日、4無料クーポン券番号、5年齢、6住所、7電話番号、8実施予定日、9受付開始時間
記録範囲	宝塚市集団健診予約者
記録情報の収集方法	市民からの申し込み
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	公益財団法人 兵庫県健康財団
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子宮頸がん集団健診予約者名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が集団健診予約者を管理するため。
記録項目	1宛名番号、2氏名、3生年月日、4年齢、5住所、6電話番号、7住所、8電話番号、9実施予定日、10受付開始時間、11託児の有無
記録範囲	宝塚市集団健診予約者
記録情報の収集方法	市民からの申し込み
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	公益財団法人 兵庫県健康財団
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	集団健診結果台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が集団健診結果を管理するため。
記録項目	1宛名番号、2氏名、3生年月日、4年齢、5健診日、6結果判定、7GPT値・判定、8肝機能判定、9HCV抗体定量値・判定、10HBS抗原判定、
記録範囲	宝塚市集団健診受診者
記録情報の収集方法	宝塚市集団健診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	集団健診胸部検診一覧表
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が肺がん集団検診の結果を管理するため。
記録項目	1検診日、2氏名、3住所、4電話番号、5性別、6年齢、7住民番号、8肺・結核区分、9撮影区分・フィルム番号、10胸部所見、11判定、12X線判定、13喀痰細胞診標本No.・判定、
記録範囲	肺がん集団検診受診者
記録情報の収集方法	宝塚市肺がん集団検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	胃集団検診検診結果一覧表
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が胃がん集団検診の結果を管理するため。
記録項目	1検診日、2登録番号、3住民番号、4氏名、5性別、6年齢、7住所、8検査区分、9フィルムNo.、10判定、11診断名、12摘要
記録範囲	胃がん集団検診受診者
記録情報の収集方法	宝塚市胃がん集団検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	乳がん検診一覧表
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が乳がん集団検診の結果を管理するため。
記録項目	1検診日、2氏名、3住所、4電話番号、5性別、6年齢、7住民番号、8乳がん判定、9カテゴリー(右・左)、10部位・所見、11マンモ判定、12X線番号、13方向、14自己検診の有無、15備考
記録範囲	乳がん集団検診受診者
記録情報の収集方法	宝塚市乳がん集団検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子宮頸がん検診一覧表
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が子宮頸がん集団検診の結果を管理するため。
記録項目	1受診番号、2氏名、3住所、4電話番号、5性別、6年齢、7住民番号、8一次検診日、9子宮頸がん判定、10診察所見・判定、11細胞診(標本番号・適否・ベセスダ・他所見・判定)、12備考
記録範囲	子宮頸がん集団検診受診者
記録情報の収集方法	宝塚市子宮頸がん集団検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	精密検査未受診者一覧表
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が精密検査未受診者を把握し、受診勧奨をするため。
記録項目	1宛名番号、2氏名、3性別、5生年月日、6年齢、7住所、8各検診精密検査判定日・医療機関・精密検査受診日
記録範囲	がん等検診要精密検査者
記録情報の収集方法	健康管理システムから精密検査未受診者を抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	肺がん個別検診受診者台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が肺がん個別検診の結果を管理するため。
記録項目	1宛名番号、2氏名、3性別、4生年月日、5年齢、6住所、7読影判定、8喫煙指数、9血痰判定、10喀痰判定、11総合判定、12実施医療機関、13負担区分、14受診年月日、15肺がん検診年度内受診回数
記録範囲	肺がん個別検診受診者
記録情報の収集方法	宝塚市肺がん個別検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	大腸がん個別検診受診者台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が大腸がん個別検診の結果を管理するため。
記録項目	1宛名番号、2氏名、3性別、4生年月日、5年齢、6住所、7実施医療機関、8便潜血結果・判定、13負担区分、14受診年月日、15大腸がん検診年度内受診回数
記録範囲	大腸がん個別検診受診者
記録情報の収集方法	宝塚市大腸がん個別検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子宮頸がん個別検診受診者台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が子宮頸がん個別検診の結果を管理するため。
記録項目	1宛名番号、2氏名、3生年月日、4年齢、5住所、6頸部ベセスダ判定、7結果、8実施医療機関、9負担区分、10受診年月日、11子宮頸がん検診年度内受診回数、12子宮頸がん検診無料クーポン券対象者、13前年度受診日
記録範囲	子宮頸がん個別検診受診者
記録情報の収集方法	宝塚市子宮頸がん個別検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	乳がん個別検診受診者台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が乳がん個別検診の結果を管理するため。
記録項目	1宛名番号、2氏名、3生年月日、4年齢、5住所、6視触診判定、7マンモグラフィカテゴリー(左右)、8結果(左右)、9総合判定、10実施医療機関、11撮影方向、12負担区分、13受診年月日、14乳がん検診年度内受診回数、15無料クーポン券対象者、16前年度受診日
記録範囲	乳がん個別検診受診者
記録情報の収集方法	宝塚市乳がん個別検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	肝炎ウイルス個別検診受診者台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が肝炎ウイルス個別検診の結果を管理するため。
記録項目	1宛名番号、2氏名、3性別、4生年月日、5年齢、6住所、7対象区分、8HB S判定、9HCV判定、10RNA判定、11総合判定、12実施医療機関、13負担区分、14受診年月日、15肝炎ウイルス検診年度内受診回数、16無料クーポン券対象者
記録範囲	肝炎ウイルス個別検診受診者
記録情報の収集方法	宝塚市肝炎ウイルス個別検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	前立腺がん個別検診受診者台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が前立腺がん個別検診の結果を管理するため。
記録項目	1宛名番号、2氏名、3性別、4生年月日、5年齢、6住所、7PSA値、8判定、9実施医療機関、10受診年月日、11前立腺がん検診年度内受診回
記録範囲	前立腺がん個別検診受診者
記録情報の収集方法	宝塚市前立腺がん個別検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	胃がんリスク個別検診受診者台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が胃がんリスク個別検診の結果を管理するため。
記録項目	1宛名番号、2氏名、3性別、4生年月日、5年齢、6住所、7住民区分、8受診年度、9受診日、10受診券番号、11実施医療機関、12負担区分、13総合判定、14検査詳細
記録範囲	胃がんリスク個別検診受診者
記録情報の収集方法	宝塚市胃がんリスク個別検診の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	妊婦相談対象一覧
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	妊婦相談対象者を管理するため利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4生年月日、5妊娠届出日、6妊娠届出日年齢、7相談日、8相談種別、9相談内容、10支援希望、11心の不調、12多胎相談事後
記録範囲	妊婦相談を受けた妊婦及び、要フォロー妊婦
記録情報の収集方法	宝塚市で妊婦相談を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	ニコニコ教室対象児名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	ニコニコ育児相談案内送付対象者を管理するため利用する。
記録項目	1宛名番号、2氏名、3性別、4生年月日、5住所、6小学校区、7フォロー事由、8一次結果診断名、9備考
記録範囲	1歳6か月児健診、3歳児健診他母子保健事業で対象児として把握された児童
記録情報の収集方法	1歳6か月児健診、3歳児健診他母子保健事業で対象児として把握された児童
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	マタニティプラン送付対象者一覧(初回妊娠)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	たからづかマタニティ応援プラン送付済み者を管理するために利用する。
記録項目	1宛名番号、2氏名、3生年月日、4郵便番号、5住所、6母子健康手帳番号
記録範囲	健康センター以外で妊娠届出を行った妊婦
記録情報の収集方法	妊娠届出書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	妊婦健診助成券発行一覧(一括発行)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	健康センター以外で妊娠届出を行った妊婦の妊娠既往、フォロー要否を判断し、支援に合わせた案内を発送するため利用する。
記録項目	1宛名番号、2氏名、3妊娠既往、4生年月日、5住所、6電話番号、7妊娠届出日(転入日)8出産予定日、9他市助成回数、10母子健康手帳番号、
記録範囲	健康センター以外で妊娠届出を行った妊婦
記録情報の収集方法	妊娠届出書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	5歳児発達相談対象者リスト
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	5歳児発達相談対象者を抽出し、案内を送付するため利用する。
記録項目	1宛名番号、2漢字氏名、3カナ氏名、4性別、5生年月日、6住所、7精神面結果、8精神診断名、9事後
記録範囲	対象年度のすべての5歳児
記録情報の収集方法	住民基本台帳、3歳児健診結果
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	訪問指導者名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1氏名、2カナ氏名、3生年月日、4訪問日、5きょうだい指導、6養育支援ネット、7事後、8フォロー理由
記録範囲	全出生者
記録情報の収集方法	住民基本台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	訪問委託助産師、保健師
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	赤ちゃん訪問記録票
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1郵便番号、2住所、3氏名、4フリガナ、5性別、6電話番号、7在胎週数、8出生順、9出生時体重、10出生時身長、11出生時頭囲、12出生時胸囲、13生後1週間以内の異常、14母親氏名、15母親生年月日、16父親氏名、17父親生年月日、18妊娠中の異常、19お産の場所、20分娩時の異常、21現在の体調、22お母さんの1か月健診結果、23新生児聴覚検査結果、24新生児代謝異常検査結果、251か月健診結果、26産後の気持ち、27子育て相談者の有無、28育児支援者の有無、29経済状況、30きょうだい児の相談、31赤ちゃん訪問日、32訪問種別、33訪問者、34計測値、35赤ちゃんの状況、36お母さんの状況、37相談内容、38きょうだい児の相談内容
記録範囲	全出生者
記録情報の収集方法	住民基本台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	訪問委託助産師、保健師
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	赤ちゃん訪問全件リスト
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2氏名、3カナ氏名、4住所、5生年月日、6未熟児、7養育支援ネット、8他府県、9新生児、10訪問日、11指導者名、12かかわり、13最終結果、14事後
記録範囲	赤ちゃん訪問を受ける者
記録情報の収集方法	住民基本台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	妊婦相談事後フォロー台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1把握月、2氏名、3生年月日、4年齢、5出産予定日、6把握経路、7フォロー内容、8依頼日、9訪問予定月、10訪問日、11担当者、12職種、13事後、14出産日、15備考
記録範囲	妊婦相談を行なった者
記録情報の収集方法	妊婦相談を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	セカンド訪問名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1個人コード、2氏名、3カナ氏名、4生年月日、5訪問区分、6訪問日、7月齢、8身体面結果、9身体面診断名、10事後、11訪問者、12(履歴)訪問種別、13(履歴)訪問日、14(履歴)身体面結果、15(履歴)身体面診断名、16(履歴)養育
記録範囲	セカンド訪問を受ける者
記録情報の収集方法	赤ちゃん訪問記録票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	セカンド訪問記録票
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1氏名、2ふりがな、3性別、4出生順、5生年月日、6住所、7電話番号、8前回訪問時状況、9セカンド訪問目的、10訪問日、11月齢、12児の身体状況、13指導者名、14特記事項、15母親の身体的・精神的状況、15指導内容、16EPDS、17BS、18事後、19結果
記録範囲	セカンド訪問を受ける者
記録情報の収集方法	赤ちゃん訪問記録票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	要支援赤ちゃん(詳細)台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1個人コード、2氏名、3カナ氏名、4生年月日、5出生週数、6出生体重、7訪問日、7訪問担当者、8かかわり、9身体面結果、10身体診断名、11養育診断名、12事後、13未熟児養育医療該当、14EPDS、15BS、16地区
記録範囲	赤ちゃん訪問を受けた者
記録情報の収集方法	赤ちゃん訪問記録票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	赤ちゃん訪問対象児名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2漢字氏名、3カナ氏名、4性別、5生年月日、6年齢、7住所、8第何子
記録範囲	赤ちゃん訪問を受ける者
記録情報の収集方法	住民基本台帳、赤ちゃん訪問記録票返送状況
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	OCR後一覧リスト
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2漢字氏名、3カナ氏名、4生年月日、5在胎週数、6出生時体重、7お産の場所、8訪問実施日、9訪問種別、10訪問者、11初再区分、12体重、13エジンバラ実施有無、14EPDS、15BS、16実施日1、17結果1、18実施日2、19結果2、20実施日3、21結果3、22身体面結果、23身体面診断名、24養育、25最終結果、26事後、27きょうだい指導、28消し込み区分、29経済状況、30フォロー予定月
記録範囲	赤ちゃん訪問を受けた者
記録情報の収集方法	赤ちゃん訪問記録票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	赤ちゃん訪問チェックリスト
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1カナ氏名、2生年月日、3第何子、4年度、5フォロー方法、6フォロー予定月、7調査票返信、8訪問者
記録範囲	赤ちゃん訪問を受けた者
記録情報の収集方法	赤ちゃん訪問記録票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	未返信者リスト
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2漢字氏名、3カナ氏名、4性別、5生年月日、6年齢、7住所、8第何子、9訪問者、10赤ちゃんチェック該当有無
記録範囲	赤ちゃん訪問記録票の返信がなかった者
記録情報の収集方法	赤ちゃん訪問記録票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	きょうだい指導対象者名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4電話番号、5訪問指導日、6年齢、7前回の履歴日、8前回のかかわり、9前回の事後
記録範囲	きょうだい指導を受けた者
記録情報の収集方法	赤ちゃん訪問記録票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	未熟児訪問一覧名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1氏名、2カナ氏名、3生年月日、4最後の訪問日、5訪問者氏名、6かわり、7身体状況、8診断名、9養育診断名、10赤ちゃんチェック該当有無、11事後、12養育支援の有無、13EPDS、14BS、15民生地区
記録範囲	未熟児訪問一覧を受けた者訪問を受けた者
記録情報の収集方法	赤ちゃん訪問記録票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	赤ちゃん概要一覧
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2養育支援ネット対象の有無、3氏名、4カナ氏名、5生年月日、6在胎週数、7出生時体重、8最後の訪問日、9訪問者氏名、10かわり、11身体面結果、12身体面診断名、13養育診断名、14赤ちゃんチェック該当の有無、15事後、16養育医療該当の有無、17EPDS、18BS、19民生地区
記録範囲	赤ちゃん訪問を受けた者
記録情報の収集方法	赤ちゃん訪問記録票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	赤ちゃん詳細一覧(事後別)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2養育支援ネット対象の有無、3氏名、4カナ氏名、5生年月日、6在胎週数、7出生時体重、8最後の訪問日、9訪問者氏名、10かわり、11身体面結果、12身体面診断名、13養育診断名、14赤ちゃんチェック該当の有無、15事後、16養育医療該当の有無、17EPDS、18BS、19民生地区
記録範囲	赤ちゃん訪問を受けた者
記録情報の収集方法	赤ちゃん訪問記録票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	赤ちゃん詳細一覧(親)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2養育支援ネット対象の有無、3氏名、4カナ氏名、5生年月日、6在胎週数、7出生時体重、8最後の訪問日、9訪問者氏名、10かわり、11身体面結果、12身体面診断名、13養育診断名、14赤ちゃんチェック該当の有無、15事後、16養育医療該当の有無、17EPDS、18BS、19民生地区
記録範囲	赤ちゃん訪問を受けた者
記録情報の収集方法	赤ちゃん訪問記録票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	赤ちゃん詳細一覧(児)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2養育支援ネット対象の有無、3氏名、4カナ氏名、5生年月日、6在胎週数、7出生時体重、8最後の訪問日、9訪問者氏名、10かわり、11身体面結果、12身体面診断名、13養育診断名、14赤ちゃんチェック該当の有無、15事後、16養育医療該当の有無、17EPDS、18BS、19民生地区
記録範囲	赤ちゃん訪問を受けた者
記録情報の収集方法	赤ちゃん訪問記録票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	新生児訪問等他市依頼名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1依頼番号、2依頼日、3依頼先、4児の名前、5性別、6生年月日、7在胎週数、8出生体重、9住所、10住所、11電話、12滞在先住所、13電話、14滞在期間、15備考
記録範囲	他市で赤ちゃん訪問を受ける者
記録情報の収集方法	保護者からの依頼
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	新生児訪問等他市からの受理名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1受理番号、2受理日、3依頼元、4児の名前、5性別、6生年月日、7在胎週数、8出生体重、9住所、10電話、11滞在先、12電話、13滞在期間、14備考
記録範囲	他市から訪問実施の依頼を受けた者
記録情報の収集方法	保護者からの依頼、他市からの依頼
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	養育支援ネット受理者一覧
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1受理番号、2受理日、3氏名、4カナ氏名、5生年月日
記録範囲	養育支援ネット対象者
記録情報の収集方法	医療機関からの連絡、養育支援ネット用紙受理
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	受理会名簿(赤ちゃん訪問)エクセル
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1漢字氏名、2カナ氏名、3生年月日、4住所、5訪問日、6訪問種別、7訪問者、8在胎週数、9出生時体重、10養育、11内容、12事後、13把握元、14事後区分、15備考
記録範囲	赤ちゃん訪問を受けた者
記録情報の収集方法	赤ちゃん訪問記録票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	受理会名簿(養育支援ネット)エクセル
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1漢字氏名、2カナ氏名、3生年月日、4住所、5訪問日、6訪問種別、7訪問者、8在胎週数、9出生時体重、10養育、11内容、12事後、13把握元、14事後区分、15備考
記録範囲	赤ちゃん訪問を受けた者
記録情報の収集方法	赤ちゃん訪問記録票、養育支援ネット受理情報
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	赤ちゃん訪問実施一覧名簿(事後事務)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2漢字氏名、3性別、4生年月日、5在胎週数、6出生時体重、7お産の場所、8訪問実施日、9訪問種別、10訪問者、11初再区分、12体重、13エジンバラ実施有無、14EPDS、15BS、16実施日1、17結果1、18実施日2、19結果2、20実施日3、21結果3、22身体面結果、23身体面診断名、24養育、25最終結果、26事後、27兄弟指導、28受理番号、29かかわり
記録範囲	赤ちゃん訪問を受けた者
記録情報の収集方法	赤ちゃん訪問記録票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	乳幼児等訪問指導実施一覧
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	乳幼児等訪問指導に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2氏名、3住所、4生年月日、5年齢、6訪問担当者、7訪問月、8訪問日、9訪問区分、10対象者の区分、11訪問の事後、12調整機関、13重複、14複数回訪問チェック
記録範囲	家庭訪問を受けた乳幼児、産婦
記録情報の収集方法	家庭訪問記録票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	要保護児童受理会名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	要保護児童ケース進行管理に利用する
記録項目	1氏名、2カナ氏名、3生年月日、4所属機関、5住所、6ケース受付日時、7受付時年齢、8内容、9把握元、10事後区分、11備考
記録範囲	要保護児童対策地域協議会で管理されている者、健康推進課で要支援とした者
記録情報の収集方法	要保護児童対策地域協議会からの連絡、家庭訪問などの保健師活動
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特定健康診査受診記録票(兼結果報告書)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	健診結果を活用し、国民健康保険被保険者の健康増進を図る。
記録項目	1国民健康保険被保険者番号、2受診券整理番号、3住所、4氏名、5性別、6電話番号、7生年月日、8服薬(血圧)、9服薬(血糖)、10服薬(脂質)、11既往歴(脳卒中)、12既往歴(心臓病)、13既往歴(腎不全)、14既往歴(貧血)15喫煙、16身長、17体重、18BMI、19腹囲、20血圧(最高・最低)、21尿糖、22尿蛋白、23尿潜血、24GOT値、25GPT値、26γ-GTP値、27HDLコレステロール値、28LDLコレステロール値、29中性脂肪値、30空腹時血糖値、31HbA1c値、32eGFR値、33尿酸値、34クレアチニン値、35診察、36メタボリックシンドローム判定、37赤色素量、38赤血球数、39ヘマトクリット値、40心電図所見、41詳細健診の理由、42判断医氏名、43総合判定、44健診受診日、45医療機関名、46医療機関所在地、47代表者氏名
記録範囲	特定健康診査受診者
記録情報の収集方法	特定健康診査受診による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者診査受診記録票(兼結果報告書)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	健診結果を活用し、後期高齢者医療保険被保険者の健康増進を図る。
記録項目	1後期高齢者医療被保険者番号、2受診券整理番号、3住所、4氏名、5性別、6電話番号、7生年月日、8服薬(血圧)、9服薬(血糖)、10服薬(脂質)、11既往歴(脳卒中)、12既往歴(心臓病)、13既往歴(腎不全)、14既往歴(貧血)、15健康状態、16生活満足度、17食事(回数)、18食事(咬む力)、19食事(飲む力)、20体重減少、21歩行能力、22転倒歴、23運動習慣、24物忘れ(他覚)、25物忘れ(自覚)、26喫煙、27身長、28体重、29BMI、30血圧(最高・最低)、31尿糖、32尿蛋白、33尿潜血、34GOT値、35GPT値、36γ-GTP値、37HDLコレステロール値、38LDLコレステロール値、39中性脂肪値、40空腹時血糖値、41HbA1c値、42eGFR値、43尿酸値、44クレアチニン値、45診察、46血色素量、47赤血球数、48ヘマトクリット値、49心電図所見、50詳細健診の理由、51判断医氏名、52総合判定、53健診受診日、54医療機関名、55医療機関所在地、56代表者氏名
記録範囲	後期高齢者健康診査受診者
記録情報の収集方法	後期高齢者健康診査受診による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当する_ファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人
情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健診結果の情報提供用紙
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	健診結果の提供をもって特定健康診査の実施に替える。健診結果を活用し、国民健康保険被保険者の健康増進を図る。
記録項目	1記入日、2健診種別、3氏名、4生年月日、5住所、6電話番号、7健診受診日、8受診医療機関名、9医師名、10所在地、11服薬(血压)、12服薬(血糖)、13服薬(脂質)、14喫煙、15既往歴、16自覚症状、17他覚症状、18身長、19体重、20腹囲、21最高血压、22最低血压、23中性脂肪値、24HDLコレステロール値、25LDLコレステロール値、26空腹時血糖、27HbA1c値、28GOT値、29GPT値、30γ-GTP値、31尿糖、32尿たんぱく
記録範囲	特定健康診査対象者且つ人間ドック又は事業所等健診受診者
記録情報の収集方法	特定健康診査対象者且つ人間ドック又は事業所等健診受診者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	兵庫県国民健康保険団体連合
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特定健康診査受診券マスタ
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	当該年度の特定健康診査受診券の送付管理
記録項目	1連番、2宛名番号、3カナ氏名、4漢字氏名、5性別、6生年月日、7年齢、8住民区分、9個人郵便番号、10住所、11送付先郵便番号、12送付先住所、13国民健康保険資格、14保険証番号、15世帯主区分、16適用開始日、17適用終了日、18異動日、19対象判定(送付期)、20整理番号、21受診券交付日、22有効期限、23前回受診日、24前回受診医療機関
記録範囲	当該年度特定健康診査受診対象者
記録情報の収集方法	健康管理システムより抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者健康診査受診券マスタ
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	当該年度の後期高齢者健康診査受診券の送付管理
記録項目	1連番、2宛名番号、3カナ氏名、4漢字氏名、5性別、6生年月日、7年齢、8住民区分、9個人郵便番号、10住所、11送付先郵便番号、12送付先住所、13国民健康保険資格、14保険証番号、15世帯主区分、16適用開始日、17適用終了日、18異動日、(特定健康診査)19対象判定(送付期)、20整理番号、21受診券交付日、22有効期限、23前回受診日、24前回受診医療機関(後期高齢者健康診査)25対象判定(送付期)、26整理番号、27受診券交付日、28有効期限、29前回受診日、30前回受診医療機関
記録範囲	当該年度後期高齢者健康診査受診対象者
記録情報の収集方法	健康管理システムより抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特定保健指導利用券送付者リスト
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	当該月の特定保健指導利用券の送付管理
記録項目	1連番、2宛名番号、3保健指導レベル、4漢字氏名、5生年月日、6年齢、7住所、8医療機関名、9人間ドック区分、10送付情報備考
記録範囲	当該月特定保健指導利用対象者
記録情報の収集方法	健康管理システムより抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	がん患者アピアランスサポート事業購入支援台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	補助対象者及び申請内容、市処理進捗状況の管理。
記録項目	(共通)1申請年月日、2申請者氏名、3生年月日、4申請時の年齢、5診断名、6住所、7補正具の種類、17決定日、18助成額1+2+3、19振込人名義、20機関コード、21支店コード、22科目コード、23口座番号、24振込予定日、(医療用ウィッグ)8購入日、9購入費用、10助成決定状況、11助成金額1(乳房補正具補正下着)12購入日、13購入費用、14助成決定状況、15助成金額2(乳房補正具人工乳房)16購入日、17購入費用、18助成決定状況、16助成金額3
記録範囲	がん患者アピアランスサポートへ助成申請を行った者。
記録情報の収集方法	申請書記載内容及び市処理の進捗
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	予防接種履歴台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市民が受けた予防接種の履歴を管理するために利用する。
記録項目	1宛名番号、2接種コード、3接種回数、4混合接種何種、5接種・予診日、6実施医療機関、7定期/任意、8特記事項、9請求日(月)、10接種日年齢、11接種判定、12対象外判定、13年度末年齢、14予診フラグ
記録範囲	一部の任意予防接種を除く予防接種を受けた者
記録情報の収集方法	予防接種を実施した市区町村又は予防接種実施医療機関
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	予防接種予診票
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市民が受けた予防接種の履歴を管理するために利用する。
記録項目	1予防接種の種類、2住所、3生年月日、4接種時年月齢、5電話番号、6氏名、7性別、8診察前の体温、9質問事項、10質問事項への回答、11実施可能かの判定、12医師名、13接種希望の有無、14代筆者氏名、15使用ワクチン、16接種量、17実施場所、18接種年月日、19生活保護適用証明書
記録範囲	一部の任意予防接種を除く予防接種を受けた者
記録情報の収集方法	予防接種を実施した市区町村又は予防接種実施医療機関
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	予防接種他市依頼書発行台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	市外で予防接種を受けることを希望する場合に、他市依頼書の発行又は兵庫県広域的接種に係る書類の発行事務のために利用する。
記録項目	1西暦年度、2接種日、3接種日年齢、4年度末年齢、5基準日年齢、6接種コード(依頼書用)、7接種回数(依頼書用)、8依頼書発行日(依頼書用)、9混合接種何種(依頼書用)、10有効期間(依頼書用)、11有効期間(始)(依頼書用)、12有効期間(終)(依頼書用)、13発行理由(依頼書用)、14発行理由(他)(依頼書用)、15宛名(依頼書用)、16文書番号(依頼書用)、17備考(依頼書用)
記録範囲	他市依頼書発行申請書を提出した者
記録情報の収集方法	申請者からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高齢者用肺炎球菌予防接種管理台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	高齢者用肺炎球菌予防接種の対象者や接種歴、発行した接種券を管理するために利用する。
記録項目	1西暦年度、2宛名番号、3接種日、4実施医療機関、5負担区分、6特記事項、7請求日(月)、8接種日年齢、9接種判定、10生活保護適用証明書
記録範囲	高齢者用肺炎球菌接種券を発行した者
記録情報の収集方法	予防接種を実施した市区町村又は予防接種実施医療機関
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	風しん第5期予防接種管理台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	風しん第5期に係る抗体検査及び予防接種の対象者や実施記録、発行したクーポン券を管理するために利用する。
記録項目	1西暦年度、2宛名番号、3実施日、4更新者、5更新日、6更新時間、7性別、8クーポン券、9実施区分、10接種(実施)判定、11接種日年齢、12年度末年齢、13基準日年齢、14実施医療機関、15問診医、16接種(実施)医、17抗体検査方法、18抗体価、19抗体価範囲、20抗体価単位、21抗体検査判定結果、22抗体検査番号、23接種番号、24Lot.No、25接種量、26対象外判定、27特記事項、28請求日(月)、29予診フラグ
記録範囲	風しん第5期クーポン券を発行した者
記録情報の収集方法	国民健康保険団体連合会からの請求
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	予防接種費用助成管理台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	一部の任意予防接種を含むA類疾病に係る定期予防接種を無料で受けられなかった者又はB類疾病に係る定期予防接種を市が定める接種費用を越えて負担した者に対して予防接種費用の助成を行うために利用
記録項目	1申請者氏名、2申請者電話番号、3申請者住所、4領収書返却希望の有無、5助成決定通知書の送付先、6被接種者氏名、7被接種者性別、8被接種者生年月日、9被接種者年月齢、10最初にヒブの接種を受けた月齢、11最初に小児用肺炎球菌の接種を受けた月齢、12予防接種の種類、13接種医療機関名、14接種医療機関所在市区町村名、15予防接種費用、16申請金額、17接種時の住民票の所在、18助成金振込先金融機関情報、19他市依頼書文書番号、20他市依頼書発行日、21生活保護適用証明書
記録範囲	予防接種費用助成申請書を提出した者
記録情報の収集方法	申請者からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	予防接種費用助成申請書類
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	一部の任意予防接種を含むA類疾病に係る定期予防接種を無料で受けられなかった者又はB類疾病に係る定期予防接種を市が定める接種費用を越えて負担した者に対して予防接種費用の助成を行うために利用
記録項目	1申請者氏名、2申請者電話番号、3申請者住所、4領収書返却希望の有無、5助成決定通知書の送付先、6被接種者氏名、7被接種者性別、8被接種者生年月日、9被接種者年月齢、10最初にヒブの接種を受けた月齢、11最初に小児用肺炎球菌の接種を受けた月齢、12予防接種の種類、13接種医療機関名、14接種医療機関所在市区町村名、15予防接種費用、16申請金額、17接種時の住民票の所在、18助成金振込先金融機関情報、19領収書、20接種済証又は予診票、21他市依頼書文書番号、22他市依頼書発行日、23生活保護適用証明書
記録範囲	予防接種費用助成申請書を提出した者
記録情報の収集方法	申請者からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	妊婦特別支援給付金申請台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	妊婦特別支援給付金(令和2年度実施)の申請管理のために使用する
記録項目	1申請者氏名、2申請者生年月日、3申請者住所、4申請者電話番号・メールアドレス、5申請額、6振込先金融機関、7支店、8種別、9口座番号、10口座名義、11妊婦健康診査受診日
記録範囲	妊婦特別支援給付金の申請者(令和2年度)
記録情報の収集方法	申請者の申告による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	妊婦特別支援給付金支払台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	妊婦特別支援給付金(令和2年度実施)の支給管理のために使用する
記録項目	1宛名番号、2カナ氏名、3母子手帳交付番号、4審査結果、5連番、6受付番号、7漢字氏名、8生年月日、9住所、10住民区分、11口座名義カナ、12銀行コード、13支店コード、14種別、15口座番号、16支給金額
記録範囲	妊婦特別支援給付金の申請者(令和2年度)
記録情報の収集方法	申請者の申告による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_4か月児健診_健診結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1和暦年度、2受診日、3受診区分、4医療機関、5身体面結果1、6身体診断名1、7身体診断名詳細1、8身体面結果2、9身体診断名2、10身体診断名詳細2、11身体面結果3、12身体診断名3、13身体診断名詳細3、14診察所見(総合判定一般)、15養育診断名、16新生児聴覚検査、17事後フォロー、18フォロー予定時期、19項目間チェック1-1、20項目間チェック1-2、21項目間チェック1-3、22項目間チェック5
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_4か月児健診_健やか親子21
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1産後、退院後の指導・ケア、2妊娠中の喫煙(母親)、3妊娠中の喫煙本数(母親)、4現在、喫煙していますか(母親)、5現在の喫煙本数(母親)、6現在、喫煙していますか(父親)、7現在の喫煙本数(父親)、8妊娠中の飲酒(母親)、9生後1か月時の栄養法、10この地域で子育てをしたい、11お父さんは育児をしていますか、12ゆったりした気分で過ごせる時間、13育てにくさを感じていますか、14育てにくさを感じた時の解決方法、15親を後追いすることを知っている、16数か月の間に家庭であったこと、17揺さぶられ症候群を知っている、18小児救急電話相談を知っている、19かかりつけの医師を持つ、20妊娠中働いていましたか(母親)、21妊娠中の職場からの配慮、22マタニティマークを知っていた、23マタニティマークを利用したこと、24経済的状況をどう感じていますか
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_4か月児健診_精検
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1身体面受診日1(精検)、2身体面医療機関1、3身体面結果1(精検)、4身体診断名1(精検)、5身体診断名詳細1(精検)、6身体面受診日2(精検)、7身体面医療機関2、8身体面結果2(精検)、9身体診断名2(精検)、10身体診断名詳細2(精検)、11身体面受診日3(精検)、12身体面医療機関3、13身体面結果3(精検)、14身体診断名3(精検)、15身体診断名詳細3(精検)
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_4か月児健診_身長・体重
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1在胎週数(週)、2在胎週数(日)、3出生時体重、4出生時身長、5出生時胸囲、6出生時頭囲、7体重、8身長、9胸囲、10頭囲
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_4か月児健診_その他情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1事業名、2月齢
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_10か月児健診_健診結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1和暦年度、2受診日、3受診区分、4医療機関、5身体面結果1、6身体診断名1、7身体診断名詳細1、8身体面結果2、9身体診断名2、10身体診断名詳細2、11身体面結果3、12身体診断名3、13身体診断名詳細3、14精神面結果、15精神診断名、16精神診断名詳細、17養育診断名、18育児発達相談有無、19事後フォロー、20フォロー予定時期、21項目間チェック1-1、22項目間チェック1-2、23項目間チェック1-3、24項目間チェック2、25項目間チェック5
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_10か月児健診_精検
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1身体面受診日1(精検)、2身体面医療機関1、3身体面結果1(精検)、4身体診断名1(精検)、5身体診断名詳細1(精検)、6身体面受診日2(精検)、7身体面医療機関2、8身体面結果2(精検)、9身体診断名2(精検)、10身体診断名詳細2(精検)、11身体面受診日3(精検)、12身体面医療機関3、13身体面結果3(精検)、14身体診断名3(精検)、15身体診断名詳細3(精検)、16精神面受診日(精検)、17精神面医療機関、18精神面結果(精検)、19精神診断名(精検)、20精神診断名詳細(精検)
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_10か月児健診_身長・体重
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1身長、2体重
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_10か月児健診_その他情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1事業名、2月齢
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_1歳6か月児健診_健診結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1和暦年度、2受診日、3受診区分、4身体面結果1、5身体診断名1、6身体診断名詳細1、7身体面結果2、8身体診断名2、9身体診断名詳細2、10身体面結果3、11身体診断名3、12身体診断名詳細3、13精神面結果、14精神診断名、15精神診断名詳細、16診察所見(総合判定一般)、17養育診断名、18育児発達相談有無、19事後フォロー、20フォロー予定時期、21項目間チェック1-1、22項目間チェック1-2、23項目間チェック1-3、24項目間チェック2、25項目間チェック5、26項目間チェック6、27項目間チェック8、28受診の有無(歯科、生歯本数、う歯本数、-処置歯本数、-未処置歯本数、29う歯罹患型、30軟組織の異常、31歯科情報(その他)、32間食の時間決めている、33間食の回数、34歯科所見
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_1歳6か月児健診_健やか親子21
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1現在、喫煙していますか(母親)、2現在の喫煙本数(母親)、3現在、喫煙していますか(父親)、4現在の喫煙本数(父親)、5保護者による毎日の仕上げ磨き、6四種混合(1期初回3回)の完了、7麻しん・風しん予防接種の完了、8この地域で子育てをしたい、9お父さんは育児をしていますか、10浴室のドアを開けられない工夫、11ゆったりした気分で過ごせる時間、12育てにくさを感じていますか、13育てにくさを感じた時の解決方法、14指さしするのを知っている、15数か月の間に家庭であったこと、16経済的状況をどう感じていますか
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_1歳6か月児健診_精検
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1身体面受診日1(精検)、2身体面医療機関1、3身体面結果1(精検)、4身体診断名1(精検)、5身体診断名詳細1(精検)、6身体面受診日2(精検)、7身体面医療機関2、8身体面結果2(精検)、9身体診断名2(精検)、10身体診断名詳細2(精検)、11身体面受診日3(精検)、12身体面医療機関3、13身体面結果3(精検)、14身体診断名3(精検)、15身体診断名詳細3(精検)、16精神面受診日(精検)、17精神面医療機関、18精神面結果(精検)、19精神診断名(精検)、20精神診断名詳細(精検)、21歯科受診日(精検)、22歯科医療機関(精検)、23歯科結果(精検)
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_1歳6か月児健診_身長・体重
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1体重、2身長、3胸囲、4頭囲
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_1歳6か月児健診_その他情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1事業名、2月齢
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_3歳児健診_健診結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1和暦年度、2受診日、3受診区分、4身体面結果1、5身体診断名1、6身体診断名詳細1、7身体面結果2、8身体診断名2、9身体診断名詳細2、10身体面結果3、11身体診断名3、12身体診断名詳細3、13目結果、14眼科所見-要経過観察、15目診断名、16目診断名詳細、17耳結果、18耳鼻咽喉科-要経過観察、19耳診断名、20耳診断名詳細、21精神面結果、22精神診断名、23精神診断名詳細、24診察所見(総合判定一般)、25尿結果、26養育診断名、27育児発達相談有無、28事後フォロー、29フォロー予定時期、30項目間チェック1-1、31項目間チェック1-2、32項目間チェック1-3、33項目間チェック2、34項目間チェック3、35項目間チェック4、36項目間チェック5、37項目間チェック6、38項目間チェック8、39受診の有無(歯科、生歯本数、40う歯本数、41-処置歯本数、42-未処置歯本数、43う歯罹患型、44軟組織の異常、45不咬合、46歯科情報(その他)、47間食の時間決めている、48間食の回数、49フッ素塗布、50歯科所見
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する_他の法令の規定による_特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)

<様式1-1>個人情報ファイル簿

政令第21条第7項に該当するファイル

有

行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_3歳児健診_健やか親子21
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1現在、喫煙していますか(母親)、2現在の喫煙本数(母親)、3現在、喫煙していますか(父親)、4現在の喫煙本数(父親)、5この地域で子育てをしたい、6お父さんは育児をしていますか、7ゆったりした気分で過ごせる時間、8育てにくさを感じていますか、9育てにくさを感じた時の解決方法、10遊びに加わろうとするのを知って、11数か月の間に家庭であったこと、12かかりつけの医師を持つ、13かかりつけの歯科医師を持つ、14経済的状況をどう感じていますか
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する_他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_3歳児健診_精検
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1身体面受診日1(精検)、2身体面医療機関1、3身体面結果1(精検)、4身体診断名1(精検)、5身体診断名詳細1(精検)、6身体面受診日2(精検)、7身体面医療機関2、8身体面結果2(精検)、9身体診断名2(精検)、10身体診断名詳細2(精検)、11身体面受診日3(精検)、12身体面医療機関3、13身体面結果3(精検)、14身体診断名3(精検)、15身体診断名詳細3(精検)、16精神面受診日(精検)、17精神面医療機関、18精神面結果(精検)、19精神診断名(精検)、20精神診断名詳細(精検)、21目受診日(精検)、22目医療機関、23目結果(精検)、24目診断名(精検)、25目診断名詳細(精検)、26耳受診日(精検)、27耳医療機関、28耳結果(精検)、29耳診断名(精検)、30耳診断名詳細(精検)、31尿再受診日、32尿再医療機関、33尿再結果、34歯科受診日(精検)、35歯科医療機関(精検)、36歯科結果(精
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当する_ファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_3歳児健診_身長・体重
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1体重、2身長、3頭囲
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_3歳児健診_その他情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1事業名、2月齢
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_未受診児連絡票_未受診児連絡票
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2対象年月日、3月齢、4乳幼児健診種類、5連絡票返信有無、6内容、7受診予定月、8受診予定無理由、9受診場所、10健診受診機関名、11受診日(他機関)、12受診結果、13所属有無、14所属機関名、15特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_未受診児調査_未受診児調査
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1和暦年度、2調査訪問日、3月齢、4健診対象月、5乳幼児健診種類、6調査方法、7訪問者(民生委員)、8民生委員調査結果、9訪問者(保健師)、10保健師調査結果、11調査の内容、12訪問後アンケート返信有無、13訪問後受診有無、14返信日、15調査による虐待疑い、16事後保健師フォロー、17結論、18事後、19特記事項、20訪問区分、21対象区分(本人)、22対象区分(親/家庭)
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_未受診児調査_保健師活動報告
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務をつかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1初再区分、2感染症、3結核、4HIV、5精神保健福祉、6. 再掲社会復帰、 7. 再掲老人精神保健、8. 再掲アルコール、9. 再掲薬物、10. 再掲思春 期、11. 再掲心の健康づくり、12生活習慣病、13. 再掲65歳以上の者、 14. . 再々掲寝たきり者、15. . 再々掲認知症老人、16. 再掲特定保健指 導、17難病、18心身障害18歳未満、19心身障害18歳以上、20長期療養 児、21その他の疾病、22妊婦、23産婦、24未熟児、25新生児、26乳児、 27幼児、28その他の母子、29家族計画、30その他、31調査・連絡訪問指 導、32. 再掲65歳以上の者、33. 再掲発達障害事例、34. 再掲要保護事 例(赤・青・緑)、35. 再掲高齢者虐待事例、36. 再掲ひきこもり事例、37. 再掲自殺関連事例、38. . 再々掲自殺者の遺族事例、39. 再掲犯罪被 害事例、40. 再掲DV事例、41. 再掲DOTS事例
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報が_含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当す るファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_未受診児再調査訪問_未受診児再調査訪問
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1再調査訪問日、2月齢、3乳幼児健診種類、4健診対象月、5訪問者(保健師)、6同行者、7再調査方法、8再調査結果、9訪問後受診有無、10返信日、11訪問後アンケート返信有無、12事後保健師フォロー、13結論、14事後、15特記事項、16訪問区分、17対象区分(本人)、18対象区分(親／家庭)
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_未受診児再調査訪問_保健師活動報告
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務を_つかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1初再区分、2感染症、3結核、4HIV、5精神保健福祉、6. 再掲社会復帰、 7. 再掲老人精神保健、8. 再掲アルコール、9. 再掲薬物、10. 再掲思春 期、11. 再掲心の健康づくり、12生活習慣病、13. 再掲65歳以上の者、 14. . 再々掲寝たきり者、15. . 再々掲認知症老人、16. 再掲特定保健指 導、17難病、18心身障害18歳未満、19心身障害18歳以上、20長期療養 児、21その他の疾病、22妊婦、23産婦、24未熟児、25新生児、26乳児、 27幼児、28その他の母子、29家族計画、30その他、31調査・連絡訪問指 導、32. 再掲65歳以上の者、33. 再掲発達障害事例、34. 再掲要保護事 例(赤・青・緑)、35再掲高齢者虐待事例、36. 再掲ひきこもり事例、37. 再 掲自殺関連事例、38. . 再々掲自殺者の遺族事例、39. 再掲犯罪被害 事例、40. 再掲DV事例、41. 再掲DOTS事例
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報が_含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当す るファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_5歳児発達相談_5歳児発達相談
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2実施日、3時間帯、4身体面結果、5身体診断名、6精神面結果、7精神診断名、8養育、9事後、10事後年月、11特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_5歳児発達相談_その他情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1事業名、2月齢
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_ニコニコ育児相談_ニコニコ育児相談
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2実施日、3区分、4身体面結果、5身体診断名、6精神面結果、7精神診断名、8事後、9事後年月、10特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_ニコニコ育児相談_その他情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1事業名、2月齢
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_離乳食教室_離乳食学級
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2実施日、3身体面結果、4身体診断名、5精神面結果、6精神診断名、7養育、8事後、9事後年月、10特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_乳児相談_その他情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1事業名、2月齢
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_子ども発達総合相談_子ども発達総合相談
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2実施日、3区分、4相談区分、5内容、6身体面結果、7身体診断名、8精神面結果、9精神診断名、10養育、11事後、12事後年月、13特記事項、14サイン
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_子ども発達総合相談_その他情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1事業名、2月齢
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_赤ちゃん訪問_赤ちゃん訪問
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2実施日、3月齢、4訪問種別、5訪問者、6同行者、7在胎週数、8出生時体重、9体重、10身長、11身体面一結果、12身体面一診断名、13養育、14お産の場所、15産後うつ2項目、162項目(気分)、172項目(興味)、18エンジンバラ実施有無、19EPDS、20BS、21きょうだい指導、22経済状況、23最終結果、24事後、25特記事項、26実施日1、27訪問者1、28結果1、29実施日2、30訪問者2、31結果2、32実施日3、33訪問者3、34結果3
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_赤ちゃん訪問_保健師活動報告
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1初再区分、2感染症、3結核、4HIV、5精神保健福祉、6. 再掲社会復帰、7. 再掲老人精神保健、8. 再掲アルコール、9. 再掲薬物、10. 再掲思春期、11. 再掲心の健康づくり、12生活習慣病、13. 再掲65歳以上の者、14. . 再々掲寝たきり者、15. . 再々掲認知症老人、16. 再掲特定保健指導、17難病、18心身障害18歳未満、19心身障害18歳以上、20長期療養児、21その他の疾病、22妊婦、23産婦、24未熟児、25新生児、26乳児、27幼児、28その他の母子、29家族計画、30その他、31調査・連絡訪問指導、32. 再掲65歳以上の者、33. 再掲発達障害事例、34. 再掲要保護事例(赤青緑)、35. 再掲高齢者虐待事例、36. 再掲ひきこもり事例、37. 再掲自殺関連事例、38. . 再々掲自殺者の遺族事例、39. 再掲犯罪被害事例、40. 再掲DV事例、41. 再掲DOTS事例
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_養育支援ネット_養育支援ネット
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1和暦年度、2受理日、3受理番号、4養育支援ネットフラグ、5父親氏名、6父親年齢、7母親氏名、8母親年齢、9情報受理経路、10医療機関名、11担当医名、12診療科、13受理機関、14支援機関、15自宅、16里帰り、17情報提供様式、18在胎週数、19出生時体重、20種別、21低体重、22先天性代謝異常、23聴覚障害、24その他(新)、25発育障害、26発達障害、27その他(乳)、28学童など、29妊娠・出産状況、30身体、31精神、32その他(母)、33経済状態、34家族状況、35親の育児性、36支援の有無、37支援方法、38支援実施機関、39訪問実施日、40育児不安、41虐待、42事後、43担当保健師、44備考
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_養育支援ネット_その他情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1事業名、2月齢
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_セカンド訪問_セカンド訪問
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2実施日、3区分、4訪問者、5身長、6体重、7身体面一結果、8身体面一診断名、9養育、10エンジンバラ、11EPDS、12BS、13事後、14事後年月、15特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_セカンド訪問_保健師活動報告
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1初再区分、2感染症、3結核、4HIV、5精神保健福祉、. 再掲社会復帰、. 再掲老人精神保健、. 再掲アルコール、. 再掲薬物、6. 再掲思春期、7. 再掲心の健康づくり、8生活習慣病、9. 再掲65歳以上の者、10. . 再々掲寝たきり者、11. . 再々掲認知症老人、12. 再掲特定保健指導、13難病、14心身障害18歳未満、15心身障害18歳以上、16長期療養児、17その他の疾病、18妊婦、19産婦、20未熟児、21新生児、22乳児、23幼児、24その他の母子、25家族計画、26その他、27調査・連絡訪問指導、28. 再掲65歳以上の者、29. 再掲発達障害事例、30. 再掲要保護事例(赤青緑)、31. 再掲高齢者虐待事例、32. 再掲ひきこもり事例、33. 再掲自殺関連事例、34. . 再々掲自殺者の遺族事例、35. 再掲犯罪被害事例、36. 再掲DV事例、37. 再掲DOTS事例
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_セカンド訪問_その他情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1事業名、2月齢
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_きょうだい指導_きょうだい指導
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2実施日、3訪問者、4特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_きょうだい指導_保健師活動報告
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1初再区分、2感染症、3結核、4HIV、5精神保健福祉、. 再掲社会復帰、. 再掲老人精神保健、. 再掲アルコール、. 再掲薬物、6. 再掲思春期、7. 再掲心の健康づくり、8生活習慣病、9. 再掲65歳以上の者、10. . 再々掲寝たきり者、11. . 再々掲認知症老人、12. 再掲特定保健指導、13難病、14心身障害18歳未満、15心身障害18歳以上、16長期療養児、17その他の疾病、18妊婦、19産婦、20未熟児、21新生児、22乳児、23幼児、24その他の母子、25家族計画、26その他、27調査・連絡訪問指導、28. 再掲65歳以上の者、29. 再掲発達障害事例、30. 再掲要保護事例(赤青緑)、31. 再掲高齢者虐待事例、32. 再掲ひきこもり事例、33. 再掲自殺関連事例、34. . 再々掲自殺者の遺族事例、35. 再掲犯罪被害事例、36. 再掲DV事例、37. 再掲DOTS事例
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_きょうだい指導_その他情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1事業名、2月齢
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_妊娠届_届出情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1親子番号、2母子手帳交付番号、3母子手帳交付番号2、4母子手帳交付番号3、5届出日(転入日)、6出産予定日、7届出日年齢、8届出時妊娠週数、9転入者区分フラグ、10集計月、11妊娠週数手入力フラグ、12出産予定場所、13出産済みフラグ、14出産済み特記、15生活保護フラグ、16流産・死産等フラグ、17電話番号、18電話番号2、19入力日、20他市助成回数、21低額券、22高額券、23発行区分、24発行番号自動付番、25償還用郵便番号、26償還用氏名、27償還用住所、28償還用方書、29償還用備考、30経過措置回数
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_妊娠届_アンケート
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1初めての妊娠、2タバコを吸う、3お酒を飲む、4協力者、5里帰り予定、6こころの不調、7不調の理由、8経済的状況、9-項目、10その他_主訴、12訪問希望、13胎児数、14若年フラグ、15一般フラグ、16ハイリスクフラグ、17特定妊婦フラグ、18特定妊婦フラグ(共通)、19受理会フラグ、20サポートプラン対象フラグ、21結果、事後、22相談内容
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する_他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当する_ファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_妊娠届_その他情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1事業名、2発行日(届出日・転入日)
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_妊娠届_応援給付金
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1申請書交付日
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_妊娠届_妊婦給付金
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1受付番号(妊婦給付金)、2審査結果(妊婦給付金)、3支払日(妊婦給付金)
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_訪問_訪問
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2訪問日、3訪問者、4同行者、5親子番号、6在・不在、7訪問区分、8対象区分(本人)、9対象区分(親/家庭)、10調整機関、11身体面結果、12身体診断名、13精神面結果、14精神診断名、15養育、16事後、17事後年月、18特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_訪問_保健師活動報告
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務をつかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1初再区分、2感染症、3結核、4HIV、5精神保健福祉、. 再掲社会復 婦、. 再掲老人精神保健、. 再掲アルコール、. 再掲薬物、6. 再掲思春 期、7. 再掲心の健康づくり、8生活習慣病、9. 再掲65歳以上の者、10. . 再々掲寝たきり者、11. . 再々掲認知症老人、12. 再掲特定保健指導、 13難病、14心身障害18歳未満、15心身障害18歳以上、16長期療養児、 17その他の疾病、18妊婦、19産婦、20未熟児、21新生児、22乳児、23幼 児、24その他の母子、25家族計画、26その他、27調査・連絡訪問指導、 28. 再掲65歳以上の者、29. 再掲発達障害事例、30. 再掲要保護事例 (赤青緑)、31. 再掲高齢者虐待事例、32. 再掲ひきこもり事例、33. 再掲 自殺関連事例、34. . 再々掲自殺者の遺族事例、35. 再掲犯罪被害事 例、36. 再掲DV事例、37. 再掲DOTS事例
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報が_含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当す るファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_訪問_その他情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1事業名、2訪問日年齢
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_電話・面接・関係機関連絡等_かかわり
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務をつかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2実施日、3かかわり、4目的、5主訴、6内容、7伝えたこと、8 アセスメント、9身体面結果、10身体診断名、11精神面結果、12精神診断 名、13養育、14事後、15サイン、16事後年月、17特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報が_含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当す るファイル	有
行政機関等匿名加工情報の 提案募集をするファイルであ る旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_電話・面接・関係機関連絡等_その他情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1親子番号、2実施日年齢
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_妊婦相談_妊婦相談
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1和暦年度、2相談日、3相談方法、4担当者、5相談内容、6-区分、7受理会、8事後年月、9事後1、10事後2(事業管理)11特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_妊婦相談_その他
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1親子番号、2事業名、3相談日年齢
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_通告・通告照会等_通告・通告照会等
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2通告日、3種類、4把握経路、5要保護フラグ、6内容、7支援区分、8事後・支援計画、9事後年月、10サイン、11受理会実施日、12特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_通告・通告照会等_その他情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1親子番号、2事業名、3通告日年齢
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_受理会(課内)_受理会(課内会議)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2実施日、3受理会区分、4対象区分、5支援区分、6要保護フラグ、7特定妊婦フラグ(共通)、8把握経路、9(再掲)支援ネット、10(再掲)妊婦相談、11親/家庭、12子、13事後、14処遇検討会年月、15特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_受理会(課内)_その他情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務をつかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1親子番号、2事業名、3実施日年齢
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当す るファイル	有
行政機関等匿名加工情報の 提案募集をするファイルである 旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_個別ケース会議等_個別ケース会議等
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2実施日、3種類、4支援区分、5要保護フラグ、6特定妊婦フラグ(共通)、7出席者要保護担当、8出席者地区担当、9概要、場所、10議題、アセスメント内容、11(ア)、12(イ)、13(ウ)、14(エ)、15(オ)、16担当者、17事後、18特記事項、19妊婦、20新生児、21乳児、22幼児、23学童、24他、親/家庭、子、関係機関数、25(再掲)福祉部門数
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_個別ケース会議等_その他
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務をつかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1親子番号、2事業名、3実施日年齢
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報が_含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当す るファイル	有
行政機関等匿名加工情報の 提案募集をするファイルであ る旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_進行管理会議_進行管理会議
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2実施日、3支援区分、4要保護フラグ、5特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_進行管理会議_その他
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1親子番号、2事業名、3実施日年齢
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_乳幼児履歴_乳幼児履歴
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2実施日、3かかわり、4事後、5事後年月、6養育医療
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_乳幼児履歴_その他
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1親子番号、2実施日年齢
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_産婦訪問_産婦訪問
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2実施日、3訪問者、4同行者、5身体面結果、6身体診断名、7精神面結果、8精神診断名、9養育、10事後、11事後年月、12特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_産婦訪問_保健師活動報告
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1初再区分、2感染症、3結核、4HIV、5精神保健福祉、. 再掲社会復帰、. 再掲老人精神保健、. 再掲アルコール、. 再掲薬物、6. 再掲思春期、7. 再掲心の健康づくり、8生活習慣病、9. 再掲65歳以上の者、10. . 再々掲寝たきり者、11. . 再々掲認知症老人、12. 再掲特定保健指導、13難病、14心身障害18歳未満、15心身障害18歳以上、16長期療養児、17その他の疾病、18妊婦、19産婦、20未熟児、21新生児、22乳児、23幼児、24その他の母子、25家族計画、26その他、27調査・連絡訪問指導、28. 再掲65歳以上の者、29. 再掲発達障害事例、30. 再掲要保護事例(赤青緑)、31. 再掲高齢者虐待事例、32. 再掲ひきこもり事例、33. 再掲自殺関連事例、34. . 再々掲自殺者の遺族事例、35. 再掲犯罪被害事例、36. 再掲DV事例、37. 再掲DOTS事例
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_産婦訪問_その他
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1親子番号、2事業名、3受講日年齢
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_産後ケア_産後ケア
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2実施日、3訪問型利用回数、4通所型利用回数、5かかわり、6結果、7事後、8事後年月、9特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_産後ケア_その他
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1親子番号2、事業名、3実施日年齢
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	3歳児健康診査 対象者名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	3歳児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2氏名、3生年月日、4住所、5備考
記録範囲	3歳児健診の対象者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	3歳児健康診査 受診票
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	3歳児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1郵便番号、2住所、3氏名、4カナ氏名、5性別、6生年月日、7第何子、8受診時年齢、9居住地、10電話、11昼間の保育者、12受診票記入者名、13同居家族、14生活について、15育児について、16成長について、17身体について、18体重、19身長、20頭囲、21尿検査、22診察所見、23予診結果、24同席者、25予診、26保健師相談、27事後、28「健やか親子21(第2次)」の問診項目
記録範囲	3歳児健診を受診した者
記録情報の収集方法	3歳児健診を受診した者、その保護者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	3歳児視聴覚健康診査 受診票
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	3歳児視聴覚健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1カナ氏名、2氏名、3生年月日、4視覚について、5聴覚について、6個別相談
記録範囲	3歳児健診を受診した者
記録情報の収集方法	3歳児健診を受診した者、その保護者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	3歳児歯科健康診査票
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	3歳児歯科健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1診査実施日、2カナ氏名、3氏名、4性別、5生年月日、6電話番号、7住所、8間食について、9歯磨きについて、10その他、11歯科診察所見
記録範囲	3歳児健診を受診した者
記録情報の収集方法	3歳児健診を受診した者、その保護者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	乳幼児健診チェックリスト(3歳児健診)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	3歳児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1カナ氏名、2生年月日、3宛名番号、4住所、5受診有無、6受診日、7結果、8診断名、9事後、10歯科、11エラーチェック
記録範囲	3歳児健診を受診した者
記録情報の収集方法	3歳児健診受診票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	3歳児健康診査 要精検児等一覧表
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	3歳児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2氏名、3性別、4生年月日、5住所、6電話番号、7受診日、8精神面・目・耳結果、9精神面・目・耳診断名、10身体面結果、11身体面診断名、12養育診断名、13事後、14フォロー時期
記録範囲	3歳児健診で要精密検査となった者
記録情報の収集方法	3歳児健診受診票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	3歳児健康診査 未受診児一覧名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	3歳児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2氏名、3受診予定、4受診有、5返送、6性別、7生年月日、8住所、9住民区分、10受診済
記録範囲	3歳児健診で未受診となった者
記録情報の収集方法	3歳児健診結果台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	3歳児健康診査 未受診児連絡票
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	3歳児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1郵便番号、2住所、3氏名、4健診対象月、5性別、6第何子、7生年月日、8月齢、9自宅の電話番号、10母親の携帯番号、11父親の携帯番号、12記入者氏名、13市の3歳児健康診査の受診予定、14同居家族、15出生時のこと、16お子さんの成長について、17育児について
記録範囲	3歳児健診で未受診となった者
記録情報の収集方法	3歳児健診結果台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	3歳児健康診査 未受診調査一覧名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	3歳児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2氏名、3未受診連絡票の返送有無、4調査、5受診予定月、6受診日、7報告、8調査後返送、9健診対象月、10予防接種月、11生年月日、12住所、13民生委員、14備考、15住民区分
記録範囲	3歳児健診で未受診となった者
記録情報の収集方法	3歳児健診結果台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	3歳児健康診査 未受診児調査票
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	3歳児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1健診対象月、2訪問対象月、3カナ氏名、4氏名、5性別、6生年月日、7郵便番号、8住所、9世帯主名、10訪問日、11民生児童委員氏名、12調査状況、13子どもの様子、14保護者の応答、15子育てで気になっていること、困っていること、16健診を受けなかった理由、17気になったこと
記録範囲	3歳児健診で未受診となった者
記録情報の収集方法	3歳児健診結果台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	3歳児健康診査 屈折再検査未受診者一覧
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	3歳児視聴覚健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2氏名、3性別、4生年月日、5年齢、6郵便番号、7住所、8住民区分、9受診日、10目結果、11目診断名
記録範囲	3歳児健診を受診した者
記録情報の収集方法	3歳児視聴覚健診を受診した者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	3歳児健康診査 屈折検査調査アンケート
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	3歳児視聴覚健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1郵便番号、2住所、3氏名、4健診受診日、5屈折検査の結果、6生年月日、7電話番号、8屈折検査受診日、9受診医療機関名、10結果と診断名、11判定、12屈折検査を受けられない理由
記録範囲	3歳児視聴覚検査で3次健診の対象となった者
記録情報の収集方法	3歳児視聴覚健診を受診した者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	3歳児歯科健康診査 未受診者一覧
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	3歳児歯科健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2氏名、3性別、4生年月日、5住所、6住民区分、7受診票送付日、83健受診日、9歯科健診受診の有無
記録範囲	3歳児歯科健診で未受診となった者
記録情報の収集方法	3歳児健診結果台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	4か月児健診 対象者名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	4か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2氏名、3生年月日、4住所、5備考
記録範囲	4か月児健診の対象者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	4か月児健診 受診票
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	4か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1郵便番号、2住所、3氏名、4カナ氏名、5性別、6生年月日、7第何子、8受診時年齢、9居住地、10電話、11昼間の保育者、12受診票記入者名、13同居家族、14出生について、15妊娠分娩について、161か月児健診について、17身体について、18体重、19身長、20胸囲、21頭囲、22診察所見、23生活・栄養・睡眠について、24成長について、25育児について、26同席者、27予診、28事後、29「健やか親子21(第2次)」の問診項目
記録範囲	4か月児健診を受診した者
記録情報の収集方法	4歳児健診を受診した者、その保護者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	乳幼児健診チェックリスト(4か月児健診)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	4か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1カナ氏名、2生年月日、3宛名番号、4住所、5受診有無、6受診日、7結果、8診断名、9事後、10エラーチェック
記録範囲	4か月児健診を受診した者
記録情報の収集方法	4か月児健診受診票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	4か月児健康診査 要精検児等一覧表
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	4か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2氏名、3性別、4生年月日、5住所、6電話番号、7受診日、8身体面結果・診断名、9養育診断名、10事後、11フォロー時期
記録範囲	4か月児健診で要精密検査となった者
記録情報の収集方法	4か月児健診受診票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	4か月児健康診査 未受診児一覧名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	4か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2氏名、3受診予定、4受診有、5返送、6性別、7生年月日、8住所、9住民区分、10受診済
記録範囲	4か月児健診で未受診となった者
記録情報の収集方法	4か月児健診結果台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	4か月児健康診査 未受診児連絡票
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	4か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1郵便番号、2住所、3氏名、4健診対象月、5性別、6第何子、7生年月日、8月齢、9自宅の電話番号、10母親の携帯番号、11父親の携帯番号、12記入者氏名、13市の4か月健康診査の受診予定、14同居家族、15出生時のこと、16お子さんの成長について、17育児について
記録範囲	4か月児健診で未受診となった者
記録情報の収集方法	4か月児健診結果台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	4か月児歳児健康診査 未受診調査一覧名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	4か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2氏名、3未受診連絡票の返送有無、4調査、5受診予定月、6受診日、7報告、8調査後返送、9健診対象月、10予防接種月、11生年月日、12住所、13民生委員、14備考、15住民区分
記録範囲	4か月児健診で未受診となった者
記録情報の収集方法	4か月児健診結果台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	4か月児健康診査 未受診児調査票
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	4か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1健診対象月、2訪問対象月、3カナ氏名、4氏名、5性別、6生年月日、7郵便番号、8住所、9世帯主名、10訪問日、11民生児童委員氏名、12調査状況、13子どもの様子、14保護者の応答、15子育てで気になっていること、困っていること、16健診を受けなかった理由、17気になったこと
記録範囲	4か月児健診で未受診となった者
記録情報の収集方法	4か月児健診結果台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	1歳6か月児健康診査 対象者名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	1歳6か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2氏名、3生年月日、4住所、5備考
記録範囲	1歳6か月児健診の対象者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	1歳6か月児健康診査 受診票
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	1歳6か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1郵便番号、2住所、3氏名、4カナ氏名、5性別、6生年月日、7第何子、8受診時年齢、9居住地、10電話、11昼間の保育者、12受診票記入者名、13同居家族、14生活について、15育児について、16成長について、17身体について、18体重、19身長、20頭囲、21診察所見、22診察判定、23診察医名、24予診結果、25同席者、26予診、27保健師相談、28事後、29「健やか親子21(第2次)」の問診項目
記録範囲	1歳6か月児健診を受診した者
記録情報の収集方法	1歳6か月児健診を受診した者、その保護者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	乳幼児健診チェックリスト(1歳6か月児健康診査)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	1歳6か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1カナ氏名、2生年月日、3宛名番号、4住所、5受診有無、6受診日、7結果、8診断名、9事後、10歯科、11エラーチェック
記録範囲	1歳6か月児健診を受診した者
記録情報の収集方法	1歳6か月児健康診査受診票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	1歳6か月児健康診査 要精検児等一覧表
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	1歳6か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2氏名、3性別、4生年月日、5住所、6電話番号、7受診日、8精神面結果、9精神面診断名、10身体面結果、11身体面診断名、12養育診断名、13事後、14フォロー時期
記録範囲	1歳6か月児健診で要精密検査となった者
記録情報の収集方法	1歳6か月児健診受診票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	1歳6か月児健康診査 未受診児一覧名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	1歳6か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2氏名、3受診予定、4受診有、5返送、6性別、7生年月日、8住所、9住民区分、10受診済
記録範囲	1歳6か月児健診で未受診となった者
記録情報の収集方法	1歳6か月児健診結果台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	1歳6か月児健康診査 未受診児連絡票
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	1歳6か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1郵便番号、2住所、3氏名、4健診対象月、5性別、6第何子、7生年月日、8月齢、9自宅の電話番号、10母親の携帯番号、11父親の携帯番号、12記入者氏名、13市の1歳6か月児健康診査の受診予定、14同居家族、15出生時のこと、16お子さんの成長について、17育児について
記録範囲	1歳6か月児健診で未受診となった者
記録情報の収集方法	1歳6か月児健診結果台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	1歳6か月児健康診査 未受診調査一覧名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	1歳6か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2氏名、3未受診連絡票の返送有無、4調査、5受診予定月、6受診日、7報告、8調査後返送、9健診対象月、10予防接種月、11生年月日、12住所、13民生委員、14備考、15住民区分
記録範囲	1歳6か月児健診で未受診となった者
記録情報の収集方法	1歳6か月児健診結果台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	1歳6か月児健康診査 未受診児調査票
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	1歳6か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1健診対象月、2訪問対象月、3カナ氏名、4氏名、5性別、6生年月日、7郵便番号、8住所、9世帯主名、10訪問日、11民生児童委員氏名、12調査状況、13子どもの様子、14保護者の応答、15子育てで気になっていること、困っていること、16健診を受けなかった理由、17気になったこと
記録範囲	1歳6か月児健診で未受診となった者
記録情報の収集方法	1歳6か月児健診結果台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	1歳6か月児歯科健康診査 未受診者一覧
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	1歳6か月児科健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2氏名、3性別、4生年月日、5住所、6住民区分、7受診票送付日、81.6健受診日、9歯科健診受診の有無
記録範囲	1歳6か月児歯科健診で未受診となった者
記録情報の収集方法	1歳6か月児健診結果台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	1歳6か月児歯科健康診査 未受診者一覧
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	1歳6か月児歯科健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2氏名、3性別、4生年月日、5住所、6住民区分、7受診票送付日、81.6健健受診日、9歯科健診受診の有無
記録範囲	1歳6か月児歯科健診で未受診となった者
記録情報の収集方法	1歳6か月児健診結果台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	10か月児健診 対象者名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	10か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2氏名、3生年月日、4住所、5備考
記録範囲	10か月児健診の対象者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	10か月児健診 受診票
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	10か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1郵便番号、2住所、3氏名、4カナ氏名、5性別、6生年月日、7第何子、8受診時年齢、9居住地、10電話、11昼間の保育者、12受診票記入者名、13同居家族、14出生について、15妊娠分娩について、164か月児健診について、17身体について、18育児について、19体重、20身長、21胸囲、22頭囲、22診察所見、23生活・栄養・睡眠について、24成長について、25同席者、26予診、27事後
記録範囲	10か月児健診を受診した者
記録情報の収集方法	10歳児健診を受診した者、その保護者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	乳幼児健診チェックリスト(10か月児健診)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	10か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1カナ氏名、2生年月日、3宛名番号、4住所、5受診有無、6受診日、7結果、8診断名、9事後、10エラーチェック
記録範囲	10か月児健診を受診した者
記録情報の収集方法	10か月児健診受診票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	10か月児健康診査 要精検児等一覧表
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	10か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2氏名、3性別、4生年月日、5住所、6電話番号、7受診日、8身体面結果・診断名、9精神面結果・診断名、10養育診断名、11事後、12フォロー時期
記録範囲	10か月児健診で要精密検査となった者
記録情報の収集方法	10か月児健診受診票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	10か月児健康診査 未受診児一覧名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	10か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2氏名、3受診予定、4受診有、5返送、6性別、7生年月日、8住所、9住民区分、10受診済
記録範囲	10か月児健診で未受診となった者
記録情報の収集方法	10か月児健診結果台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	10か月児健康診査 未受診児連絡票
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	10か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1郵便番号、2住所、3氏名、4健診対象月、5性別、6第何子、7生年月日、8月齢、9自宅の電話番号、10母親の携帯番号、11父親の携帯番号、12記入者氏名、13市の10か月健康診査の受診予定、14同居家族、15出生時のこと、16お子さんの成長について、17育児について
記録範囲	10か月児健診で未受診となった者
記録情報の収集方法	10か月児健診結果台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	10か月児歳児健康診査 未受診調査一覧名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	10か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1宛名番号、2氏名、3未受診連絡票の返送有無、4調査、5受診予定月、6受診日、7報告、8調査後返送、9健診対象月、10予防接種月、11生年月日、12住所、13民生委員、14備考、15住民区分
記録範囲	10か月児歳診で未受診となった者
記録情報の収集方法	10か月児健診結果台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	10か月児健康診査 未受診児調査票
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	10か月児健康診査に関する事務に利用する
記録項目	1健診対象月、2訪問対象月、3カナ氏名、4氏名、5性別、6生年月日、7郵便番号、8住所、9世帯主名、10訪問日、11民生児童委員氏名、12調査状況、13子どもの様子、14保護者の応答、15子育てで気になっていること、困っていること、16健診を受けなかった理由、17気になったこと
記録範囲	10か月児健診で未受診となった者
記録情報の収集方法	10か月児健診結果台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	乳幼児健康診査 未受診児再調査一覧表
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	乳幼児健康診査未受診児調査に関する事務に利用する
記録項目	1健診種類、2宛名番号、3氏名、4カナ氏名、5生年月日、6住所、7性別、8調査結果、9連絡票結果、10事務調査結果、11再調査結果、12住民区分
記録範囲	乳幼児健診未受診者
記録情報の収集方法	乳幼児健診結果台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	乳幼児健康診査 民生委員訪問者リスト
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	乳幼児健康診査未受診児調査に関する事務に利用する
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5健診種類、6調査訪問日、7訪問者(民生委員)
記録範囲	乳幼児健康診査未受診調査訪問を行なった者
記録情報の収集方法	乳幼児健診結果台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	乳幼児健康診査 民生委員調査一覧表
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	乳幼児健康診査未受診児調査に関する事務に利用する
記録項目	1健診種類、2健診対象月、3訪問対象月、4氏名、5カナ氏名、6生年月日、7性別、8民生委員、9訪問の事後、10アンケート返信、11訪問日、12調査状況、13再調査方法、14結論
記録範囲	乳幼児健康診査未受診調査訪問を行なった者
記録情報の収集方法	乳幼児健診結果台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	4か月児健診受診者台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	4か月児健診受診者の副本登録するために利用する。
記録項目	1区分、2宛名番号、3氏名、4データセットレコードキー、5統合宛名番号、6最終更新日、7把握日(編集前)、8把握日(編集後)、9在胎週数(編集前)、10在胎週数(編集後)、11出生時体重(g)(編集前)、12出生時体重(g)(編集後)、13出生時身長(cm)(編集前)、14出生時身長(cm)(編集後)、15出生時頭囲(cm)(編集前)、16出生時頭囲(cm)(編集後)、17出生時胸囲(cm)(編集前)、18出生時胸囲(cm)(編集後)、193~4か月児健診受診日(編集前)、203~4か月児健診受診日(編集後)、213~4か月児健診受診年度(編集前)、223~4か月児健診受診年度(編集後)、233~4か月児健診受診時月齢(編集前)、243~4か月児健診受診時月齢(編集後)、25身長(cm)(編集前)、26身長(cm)(編集後)、27体重(g)(編集前)、28体重(g)(編集後)、29頭囲(cm)(編集前)、30頭囲(cm)(編集後)、31胸囲(cm)(編集前)、32胸囲(cm)(編集後)、33診察所見一判定(編集前)、34診察所見一判定
記録範囲	4か月健診を受診した者
記録情報の収集方法	4か月児健診受診者台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個人
情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	1歳6か月児健診受診者台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	1歳6か月児健診受診者の副本登録するために利用する。
記録項目	1区分、2宛名番号、3氏名、4データセットレコードキー、5統合宛名番号、6最終更新日、71歳6か月児健診受診日(編集前)、81歳6か月児健診受診日(編集後)、91歳6か月児健診受診年度(編集前)、101歳6か月児健診受診年度(編集後)、111歳6か月児健診受診時月齢(編集前)、121歳6か月児健診受診時月齢(編集後)、13身長(cm)(編集前)、14身長(cm)(編集後)、15体重(kg)(編集前)、16体重(kg)(編集後)、17胸囲(cm)(編集前)、18胸囲(cm)(編集後)、19頭囲(cm)(編集前)、20頭囲(cm)(編集後)、21診察所見一判定(編集前)、22診察所見一判定(編集後)、231歳6か月児歯科健診受診日(編集前)、241歳6か月児歯科健診受診日(編集後)、251歳6か月児歯科健診受診時月齢(編集前)、261歳6か月児歯科健診受診時月齢(編集後)、27歯科所見一判定(編集前)、28歯科所見一判定(編集後)、291歳6か月児精密健康診査依頼日(編集前)、301歳6か月児精密健康診査依頼日(編集後)、311歳6か月児精密健康診査受診日(編集前)、321歳6か月児精密健康診査受診日(編集後)、33所見又は今後の処置(編集前)、34所見又は今後の処置(編集後)
記録範囲	1歳6か月児健診を受診した者
記録情報の収集方法	1歳6か月児健診受診者台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)

<様式1-1>個人情報ファイル簿

政令第21条第7項に該当するファイル

有

行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	3歳児健診受診者台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	3歳児健診受診者の副本登録するために利用する。
記録項目	1区分、2宛名番号、3氏名、4データセットレコードキー、5統合宛名番号、6最終更新日、73歳児健診受診日(編集前)、83歳児健診受診日(編集後)、93歳児健診受診年度(編集前)、103歳児健診受診年度(編集後)、113歳児健診受診時月齢(編集前)、123歳児健診受診時月齢(編集後)、13身長(cm)(編集前)、14身長(cm)(編集後)、15体重(kg)(編集前)、16体重(kg)(編集後)、17頭囲(cm)(編集前)、18頭囲(cm)(編集後)、19診察所見一判定(編集前)、20診察所見一判定(編集後)、21眼科所見一判定(編集前)、22眼科所見一判定(編集後)、23眼科所見一要経過観察(か月後)(編集前)、24眼科所見一要経過観察(か月後)(編集後)、25耳鼻咽喉科所見一判定(編集前)、26耳鼻咽喉科所見一判定(編集後)、27耳鼻咽喉科所見一要経過観察(か月後)(編集前)、28耳鼻咽喉科所見一要経過観察(か月後)(編集後)、293歳児歯科健診受診日(編集前)、303歳児歯科健診受診日(編集後)、313歳児歯科健診時月齢(編集前)、323歳児歯科健診時月齢(編集後)、33歯科所見一判定(編集前)、34歯科所見一判定(編集後)、353歳児精密健康診査依頼日(編集後)、363歳児精密健康診査受診日(編集前)、373歳児精密健康診査受診日(編集後)、38所見又は今後の処置(編集前)、39所見又は今後の処置(編集後)
記録範囲	3歳児健診を受診した者
記録情報の収集方法	3歳児健診受診者台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の手続等	—

<様式1-1>個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし
行政機関等匿名加工情報の概要	該当なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	該当なし
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	妊婦健康診査費助成券交付申請書
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	妊婦健康診査費助成事業に関する事務に利用する
記録項目	1申請者(窓口に来られた方)住所、2申請者氏名、3妊婦との続柄、4申請年月日、5妊娠週数、6妊婦氏名、7妊婦生年月日、8妊婦住所、9妊婦連絡先電話番号、10出産予定日、11生活保護受給の有無、12助成券の受け取り方法、13今回の妊娠中に転入した方の場合、転入前の市町村名、14転入前の自治体での母子健康手帳交付日、15健康センター受け取り日、16受け取り者署名
記録範囲	妊婦健康診査費助成券交付申請をする者
記録情報の収集方法	妊婦健康診査費助成券交付申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	妊婦健診助成券発行一覧(一括発行)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	妊婦健康診査費助成事業に関する事務に利用する
記録項目	1入力日、2発券日、3交付者数、4交付枚数、5宛名番号、6氏名、7生年月日、8住所、9電話番号、10妊娠届け出日(転入者の場合は、転入日)、11妊娠週数、12出産予定日、13他市助成回数、14助成券番号、15低額券枚数、16高額券枚数
記録範囲	妊婦健診助成券交付者
記録情報の収集方法	妊婦健康診査費助成券交付申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	妊婦健診助成券発行一覧(窓口発行)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	妊婦健康診査費助成事業に関する事務に利用する
記録項目	1入力日、2発券日、3交付者数、4交付枚数、5宛名番号、6氏名、7生年月日、8住所、9電話番号、10妊娠届け出日(転入者の場合は、転入日)、11妊娠週数、12出産予定日、13他市助成回数、14助成券番号、15低額券枚数、16高額券枚数
記録範囲	妊婦健診助成券交付者
記録情報の収集方法	妊婦健康診査費助成券交付申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	妊婦健康診査費請求書
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	妊婦健康診査費助成事業に関する事務に利用する
記録項目	1妊婦健康診査費請求額、2受診報告書(使用した助成券の券種枚数)、3請求日、4実施医療機関所在地、名称、代表者名、5振込先情報(金融機関の名称、口座名義、口座番号)
記録範囲	妊婦健診受診者、受診医療機関
記録情報の収集方法	妊婦健康診査費受診報告書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	妊婦健康診査費請求データ取り込み分
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	妊婦健康診査費助成事業に関する事務に利用する
記録項目	1請求日、2医療機関コード、3医療機関名、4医療機関代表者名、5振り込み先銀行名、6銀行支店名、7口座種別、8口座番号、9口座名義人、10請求額、11助成券発券番号、12助成券使用者名、14妊婦健診回数、15妊婦健診受診日、16助成金額、17住民で無くなった日、18医療機関ごとの件数、19医療機関ごとの請求額、20総件数、21請求額合計
記録範囲	妊婦健康診査受診者、受診医療機関
記録情報の収集方法	妊婦健康診査費受診報告書、妊婦健康診査費請求書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	妊婦健康診査費チェックリスト
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	妊婦健康診査費助成事業に関する事務に利用する
記録項目	1文書番号、2申請期間、3振り込み日、4医療機関コード、5医療機関名、6医療機関代表者名、7医療機関住所、8銀行コード、9銀行名、10銀行支店コード、11銀行支店名、12預金種別、13口座番号、14金額、15口座名義人、16助成額合計
記録範囲	妊婦健康診査受診者、受診医療機関
記録情報の収集方法	妊婦健康診査費受診報告書、妊婦健康診査費請求書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	妊婦健康診査費還付助成申請書
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	妊婦健康診査費助成事業に関する事務に利用する
記録項目	1申請日、2申請者(妊産婦)氏名、3住所、4連絡先(自宅)、5携帯番号、6母子健康手帳発行元自治体名と交付日、7生年月日、8出産予定日、9出産日、10振り込み先金融機関名、11金融機関支店名、12口座名義人、13預金種目、14口座番号、15受領委任欄日付、16受領委任欄申請者氏名、17返却助成券枚数、18提出領収書枚数、19受診日、20妊娠週数、21妊婦健康診査費金額、
記録範囲	妊婦健康診査受診者
記録情報の収集方法	申請者からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	妊婦健康診査費還付助成用提出リスト
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	妊婦健康診査費助成事業に関する事務に利用する
記録項目	1文書番号、2申請期間、3決定通知書発送日、4振り込み日、5申請者氏名、6宛名番号、7申請者住所、8銀行コード、9銀行名、10銀行支店コード、11銀行支店名、12預金種別、13口座番号、14助成決定額、15口座名義人、16助成額合計
記録範囲	妊婦健康診査受診者
記録情報の収集方法	妊婦健康診査費還付助成申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	妊婦健康診査費還付助成決定通知書
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	妊婦健康診査費助成事業に関する事務に利用する
記録項目	1住所、2氏名、3文書番号、4発送日、5市長名、電子公印、6申請日、7助成金額、8振り込み予定日、3振り込み口座銀行名、4支店名、5預金種別、6口座名義
記録範囲	妊婦健康診査受診者
記録情報の収集方法	妊婦健康診査費還付助成申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_特定健康診査_健診結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2受診日、3受診日年齢、4年度末年齢、5受診時国保区分、6受診券整理番号、7医療機関名、8人間ドック、9身長、10体重、11肥満度分類、12BMI、13腹囲、14血圧判定、15血圧分類161回目、血圧(収縮期)171回目、血圧(拡張期)181回目、診察、診察(異常あり)、19理学的検査(視診)、20視診(異常)、21理学的検査(触診)、22触診(異常)、23理学的検査(打聴診)、24打聴診(異常)、25理学的検査(唾液)
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_特定健康診査_血液検査
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務をつかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1採血時間(食後)、2脂質判定、3中性脂肪、4総コレステロール、5HDLコ レステロール、6LDLコレステロール、7肝機能判定、8GOT値(AST)、9G PT値(ALT)、10γ-GTP値(GGT)、11CHE、尿酸判定、12尿酸、13腎 機能判定、14血清クレアチニン、15eGFR、16eGFR重症度、17ウロビリ ノーゲン、18尿素窒素、19アルブミン判定、20アルブミン、21血糖判定、 22空腹時血糖、23随時血糖、24HbA1c(JDS値)、25HbA1c(NGSP値)、 26尿糖、27尿潜血、28尿蛋白、29貧血判定、30ヘマトクリット、31ヘモグ ロビン、32赤血球数、33貧血検査実施理由
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報が_含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当す るファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_特定健康診査_自動計算項目
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1血圧(収縮期)優先、2血圧(拡張期)優先、3血圧分類4優先、5腹囲該当、6腹囲対象外、7BMI該当、8喫煙該当、9薬剤血糖該当、10薬剤脂質該当、11薬剤血圧該当、12服薬なしの保健指導レベル、13評価対象、14特定健診受診対象
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_特定健康診査_30年度追加項目
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1non-HDLコレステロール、2心電図(対象者)、3眼底4WONG、5眼底DAVIS、6眼底(対象者)、7血清クレアチニン(対象者)、8血清クレアチニン実施理由、9食事をかんで食べる時の状態、10朝昼夕以外に間食や飲み物を摂取、11情報提供の方法、12初回面接実施、13支援相当該当区分
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_特定健康診査_心電図・眼底・医師の判断
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1心電図判定、2心電図所見の有無、3心電図検査実施理由、4心電図所見コード、5心電図所見、6ミネソタコード、7眼底検査8受診日、9眼底検査10実施医療機関、11眼底判定、12眼底検査、13眼底14KW、15眼底H、16眼底S、17眼底SCOTT、18眼底所見、19眼底検査実施理由、20コメント、21メタボリックシンドローム判定、22保健指導レベル、23保健指導レベル(健診機関)、24総合判定、25医師の判断、26判断した医師の氏名
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_特定健康診査_問診
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務を_つかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1薬剤治療の有無(血圧)、2薬剤名(血圧)、3服薬理由(血圧)、4薬剤治療 の有無(血糖)、5薬剤名(血糖)、6服薬理由(血糖)、7薬剤治療の有無(脂 質)、8薬剤名(脂質)、9服薬理由(脂質)、10脳卒中の罹患・治療あり、11 心臓病の罹患・治療あり、12腎不全の罹患・治療あり、13貧血といわれ たことがある、14タバコを習慣的に吸っている、1520歳の時から10Kg以 上増加、1630分以上の運動を週2日以上、17、日常生活において歩行又 は同等の、18同世代の同性と比較して歩く速度、191年間で体重の増減 が±3Kg以、20人と比較して食べる速度が速い、21就寝前の食事が週に 3回以上、22夕食後の間食が週3回以上、23朝食を抜くことが週3回以 上、24お酒を飲む程度、251日あたりの飲酒量、26睡眠で休養が得られ ている、27生活習慣を改善してみようと思う、28生活習慣(運動)を改善し てみよ、29生活習慣(食事)を改善してみよ、30生活習慣(喫煙)を改善して みよ、31保健指導を利用する
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報_含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)

<様式1-1>個人情報ファイル簿

政令第21条第7項に該当するファイル

有

行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_特定健康診査_優先順位付け項目
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務を_つかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1年齢が比較的若い、2保健指導レベルが悪化、3生活習慣改善の必要 性が高い、4前年度対象であったが指導未受診、5優先付け項目5、6優 先付け項目6、7優先付け項目7、8優先付け項目8、9優先付け項目9、10 優先付け項目⑩
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報_含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当す るファイル	有
行政機関等匿名加工情報の 提案募集をするファイルであ る旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_特定健康診査_その他情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1診断名、2指導区分、3服薬種別、4喫煙区分、5喫煙本数、6喫煙年数、7情報提供(受診の必要性を含む)、8個別の働きかけ、9特定保健指導以外での指導
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_特定健康診査_特定健診機関情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1特定健診機関番号、2特定健診機関名称、3特定健診機関郵便番号、4特定健診機関所在地、5特定健診機関電話番号
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_特定健康診査_受診者・保険証情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1保険者番号、2被保険者証等記号、3被保険者証等番号、4受診者氏名、5受診者郵便番号、6受診者住所
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_特定健康診査_データ取り込み情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1国保連から取込み、2国保連からの取込み日、3健診機関から取込み、4健診機関からの取込み日、5請求月、6処理年、7処理月、8受診票区分、9受診券区分、10健診区分、11実施区分、12訪問診査判別
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_特定健康診査_精密検査
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1精検受診日、2結果返送、3精検実施医療機関、4結果
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_後期高齢者健診_健診結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2受診日、3受診日年齢、4受診券整理番号、5年度末年齢、6受診時国保区分、7受診券整理番号、8医療機関名、9人間ドック、10身長、11体重、12肥満度分類、13BMI、14血圧判定、15血圧分類161回目、血圧(収縮期)1回目、17血圧(拡張期)1回目、18診察、診察(異常あり)、18理学的検査(視診)、20視診(異常)、21理学的検査(触診)、22触診(異常)、23理学的検査(打聴診)、24打聴診(異常)、25理学的検査(唾液)
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_後期高齢者健診_血液検査
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務をつかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1採血時間(食後)、2脂質判定、3中性脂肪、4総コレステロール、5HDLコ レステロール、6LDLコレステロール、7肝機能判定、8GOT値(AST)、9G PT値(ALT)、10γ-GTP値(GGT)、11CHE、12尿酸判定、13尿酸、14 腎機能判定、15血清クレアチニン、16eGFR、17eGFR重症度、18ウロビリ ノーゲン、19尿素窒素、20アルブミン判定、21アルブミン、22血糖判定、 23空腹時血糖、24随時血糖、25HbA1c(JDS値)、26HbA1c(NGSP値)、 27尿糖、28尿潜血、29尿蛋白、30貧血判定、31ヘマトクリット、32ヘモグ ロビン、33赤血球数、34貧血検査実施理由
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報が_含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当す るファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_後期高齢者健診_心電図・眼底・医師の判断
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1心電図判定、2心電図所見の有無、3心電図検査実施理由、4心電図所見コード、5心電図所見、6ミネソタコード、7眼底検査8受診日、9眼底検査10実施医療機関、11眼底判定、12眼底検査、13眼底KW、14眼底H、15眼底S、16眼底SCOTT、17眼底所見、18眼底検査実施理由、19コメント、20総合判定、21医師の判断、22判断した医師の氏名
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_後期高齢者健診_問診
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務を_つかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1あなたの現在の健康状態、2毎日の生活に満足しているか、31日3食き ちんと食べているか、4半年前より固いものが食べにくい、5お茶や汁物 等でむせることがある、6半年で2～3kg以上の体重減少、7以前より歩く 速度が遅くなった、8この1年間に転んだことがあるか、9運動を週に1回 以上しているか、10物忘れがあるとと言われるか、11何月何日かわからな い時があるか、12たばこを吸うか、13週に1回以上は外出しているか、14 家族や友人と付き合いがあるか、15体調が悪い時相談できる人がいる、 16薬剤治療の有無(血圧)、17薬剤名(血圧)、18服薬理由(血圧)、19薬剤 治療の有無(血糖)、20薬剤名(血糖)、21服薬理由(血糖)、22薬剤治療の 有無(脂質)、23薬剤名(脂質)、24服薬理由(脂質)、25脳卒中の罹患・治 療あり、26心臓病の罹患・治療あり、27腎不全の罹患・治療あり、28貧血 といわれたことがある、29タバコを習慣的に吸っている、3020歳の時から 10Kg以上増加、3130分以上の運動を週2日以上、32日常生活において 歩行又は同等の、33同世代の同性と比較して歩く速度、341年間で体重 の増減が±3Kg以、35人と比較して食べる速度が速い、36就寝前の食事 が週に3回以上、37夕食後の間食が週3回以上、38朝食を抜くことが週3 回以上、39お酒を飲む程度、40日あたりの飲酒量、41睡眠で休養が得 られている、42生活習慣を改善してみようと思う、43生活習慣(運動)を改 善してみよ、44生活習慣(食事)を改善してみよ、45生活習慣(喫煙)を改 善してみよ、46保健指導を利用する
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報が_含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の手續等	—

<様式1-1>個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし
行政機関等匿名加工情報の概要	該当なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	該当なし
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_後期高齢者健診_後期高齢者健診機関情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1後期高齢者健診機関番号、2後期高齢者健診機関名称、3後期高齢者健診機関郵便番号、4後期高齢者健診機関所在地、5後期高齢者健診機関電話番号
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_後期高齢者健診_受診者・保険証情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1保険者番号、2被保険者証等記号、3被保険者証等番号、4受診者氏名、5受診者郵便番号、6受診者住所
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_後期高齢者健診_データ取り込み情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1国保連から取込み、2国保連からの取込み日、3健診機関から取込み、4、健診機関からの取込み日、5請求月、6処理年、7処理月、8受診券区分、9受診票区分、10健診区分、11実施区分、12訪問診査判別
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_後期高齢者健診_精密検査
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1精検受診日、2結果返送、3精検実施医療機関、4結果
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_後期高齢者健診_30年度追加
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1non-HDLコレステロール、2心電図(対象者)、3眼底WONG、4眼底D AVIS、5眼底(対象者)、6血清クレアチニン(対象者)、7血清クレアチニン実施理由、8食事をかんで食べる時の状態、9朝昼夕以外に間食や飲み物を摂取、10情報提供の方法
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康診査_健診結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2受診日、3受診日年齢、4年度末年齢、5受診時国保区分、6受診券整理番号、7実施医療機関、8人間ドック、9身長、10体重、11肥満度分類、12BMI、13腹囲、14血圧判定、15血圧分類、16血圧(高)、17血圧(低)、18診察、19診察(異常あり)、20理学的検査(視診)、21視診(異常)、22理学的検査(触診)、23触診(異常)、24理学的検査(打聴診)、25打聴診(異常)、26理学的検査(唾液)
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康診査_血液検査
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1採血時間(食後)区分、2脂質検査判定、3中性脂肪、4総コレステロール、5HDL、6LDLコレステロール、7肝機能検査判定、8GOT値(AST)、9GPT値(ALT)、10γ-GTP値(GGT)、11CHE、12尿酸判定、13尿酸、14腎機能判定、クレアチニン、15eGFR、16eGFR重症度、17ウロビリノーゲン、18尿素窒素、19ALB判定、20血清アルブミン、21血糖検査判定、22空腹時血糖、23随時血糖、24HbA1c(JDS値)、25HbA1c(NGSP値)、26尿糖、27尿潜血、28尿蛋白、29貧血検査判定、30ヘマトクリット、31血色素量、32赤血球数、33貧血検査実施理由
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康診査_30年度追加項目
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1non-HDLコレステロール、2眼底WONG、3眼底4DAVIS、5食事をかんで食べる時の状態、6朝昼夕以外に間食や飲み物を摂取、7情報提供の方法、8初回面接実施、9支援相当該当区分、10血清クレアチニン(対象者)、11血清クレアチニン実施理由
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康診査_心電図・眼底・医師の判断
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1心電図検査判定、2心電図所見の有無、3心電図検査実施理由、4心電図所見コード、5心電図所見、6ミネソタコード、7眼底検査8受診日、9眼底検査実施医療機関、10眼底検査判定、11眼底検査、12眼底KW、13SCHEIES、14SCHEIEH、15眼底SCOTT、16眼底所見、17眼底検査実施理由、18コメント、19メタボリックシンドローム判定、20保健指導レベル、21保健指導レベル(健診機関)、22総合判定、23医師の判断、24判断した医師の氏名
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康診査_問診
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務を_つかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1薬剤治療の有無(血圧)、2薬剤名(血圧)、3服薬理由(血圧)、4薬剤治療 の有無(血糖)、5薬剤名(血糖)、6服薬理由(血糖)、7薬剤治療の有無(脂 質)、8薬剤名(脂質)、9服薬理由(脂質)、10脳卒中の罹患・治療あり、11 心臓病の罹患・治療あり、12腎不全の罹患・治療あり、13貧血といわれ たことがある、14タバコを習慣的吸っている、1520歳の時から10Kg以上 増加、1630分以上の運動を週2日以上、17日常生活において歩行又は 同等の、18同世代の同性と比較して歩く速度、191年間で体重の増減が ±3Kg以、20人と比較して食べる速度が速い、21就寝前の食事が週に3 回以上、22夜食・間食が多い、23朝食を抜くことが多い、24お酒を飲む程 度、251日あたりの飲酒量、26睡眠で休養が得られている、27生活習慣 を改善してみようと思う、28生活習慣(運動)を改善してみよ、29生活習慣 (食事)を改善してみよ、30生活習慣(喫煙)を改善してみよ、31保健指導を 利用する
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報が_含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)

<様式1-1>個人情報ファイル簿

政令第21条第7項に該当するファイル

有

行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康診査_その他情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1診断名、2指導区分、3服薬種別、4喫煙区分、5喫煙本数、6喫煙年数、7情報提供(受診の必要性を含む)、8個別の働きかけ、9特定保健指導以外での指導
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康診査_特定健診機関情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1特定健診機関番号、2特定健診機関名称、3特定健診機関郵便番号、4特定健診機関所在地、5特定健診機関電話番号
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康診査_受診者・保険証情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1保険者番号、2被保険者証等記号、3被保険者番号、4受診者氏名、5受診者郵便番号、6受診者住所
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康診査_データ取り込み情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1国保連から取込み、2国保連からの取込み日、3健診機関から取込み、4健診機関からの取込み日、5処理年、6処理月、7受診票区分、8受診券区分、9健診区分、10実施区分、11訪問診査判別、12請求月
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康診査_精密検査
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1精検受診日、2結果返送、3精検実施医療機関、4結果
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康診査_自動計算項目
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1服薬なしの保健指導レベル、2リスク数、3腹囲該当、4BMI該当、5喫煙該当、6薬剤血糖該当、7薬剤脂質該当、8薬剤血圧該当
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する_他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_胃がん検診_検診結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2受診年月日、3受診日年齢、4受診時国保区分、5受診番号、6実施医療機関、7撮影方法、8判定、9精検部位、10診断名、11特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する_他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_胃がん検診_精検結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1精検受診年月日、2精検受診日年齢、3精検実施医療機関、4結果返送、5検査方法、6診断名-、7部位1-、8部位2-、9指示、10精検特記事項、11がんステージ区分
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する_他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_子宮がん検診_検診結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2受診年月日、3受診日年齢、4受診時国保区分、5実施場所、6頸部クラス判定、7結果、8頸部ベセスダ判定、9検体の適否、10コメント、11請求月、12負担区分、13被保険者番号、14特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_子宮がん検診_精検結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1精検受診年月日、2精検受診日年齢、3精検実施場所、4結果返送、5精密検査方法、6精検結果、7精検指示、8精検特記事項、9がんステージ区分
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_乳がん検診_検診結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2受診年月日、3受診日年齢、4受診時国保区分、5実施場所、6視触診結果、7右結果、8右マンモカテゴリー、9左結果、10左マンモカテゴリー、11撮影方向、12総合判定、13フィルム番号、14請求月、15負担区分、16被保険者番号、17特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_乳がん検診_精検結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務を_つかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1精検受診日、2精検受診日年齢、3精検実施医療機関、4結果返送、5検 査方法、6右、7左、8T分類、9N分類(リンパ節転移有無)、10M分類(遠隔 転移有無)、11指示、12精検特記事項、13がんステージ区分
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報が_含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当す るファイル	有
行政機関等匿名加工情報の 提案募集をするファイルである 旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_大腸がん検診_健診結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務を_つかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2受診日、3受診日年齢、4実施医療機関、5便潜血反応1、6 便潜血反応2、7便潜血判定、8請求月、9負担区分、10被保険者番号、 11受診時国保区分、12特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報が_含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当す るファイル	有
行政機関等匿名加工情報の 提案募集をするファイルである 旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_大腸がん検診_精検結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1精検受診日、2精検受診日年齢、3精検実施医療機関、4結果返送、5検査方法、6精検診断名、7部位、8判定、9精検特記事項、10腫瘍区分、11がんステージ区分、12T分類(大腸)
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_歯周疾患検診_歯周疾患検診
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務を_つかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2受診年月日、3受診時国保区分、4受診日年齢、5年度末年 齢、6実施医療機関、7請求月、81年以内の検診、91年以内の歯石除 去、10補助器具使用、11喫煙、12疾患有無、13疾患名、14健全歯数、15 未処置歯数、16処置歯数、17現在歯数、18要補綴歯数、19欠損補綴歯 数、20歯肉出血、21歯周ポケット、22口腔清掃状況、23歯石の付着、24 その他所見、25判定区分、26歯肉出血BOP(17または16、27歯肉出血B OP(11)、28歯肉出血BOP(26または27、29歯肉出血BOP(47または46、 30歯肉出血BOP(31)、31歯肉出血BOP(36または37、32歯周ポケットP D(17または1、33歯周ポケットPD(11)、34歯周ポケットPD(26または2、歯 周ポケットPD(47または4、35歯周ポケットPD(31)、36歯周ポケットPD(36 または3、37粘膜所見、38要指導内容、39要精検
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報が_含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当す るファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_歯周疾患検診_精検結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1精検受診日、2精検受診日年齢、3精検実施医療機関、4精検結果
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_前立腺がん検診_検診結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2受診年月日、3受診時国保区分、4実施医療機関、5PSA、6判定、7請求月、8被保険者番号、9特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_前立腺がん検診_精密検査
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1精検受診年月日、2精検実施医療機関、3結果返送、4検査方法、5精検診断名、6精検判定、7精検特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する_他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_胃がんリスク検診_胃がんリスク検診
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2受診日、3受診時国保区分、4基準日年齢、5受診券番号、6質問1、7質問2、8質問3、9質問4、10質問5、11質問6、12質問7、13質問8、14HP抗体、15PG I 値、16PG II 値、17PG I / II 比、18総合判定、19検査詳細、20実施医療機関、21請求日(月)、22負担区分
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_胃がんリスク検診_精密検診
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1精検受診日、2精検医療機関、3結果返送、4検査方法、5結果、6胃ポリープ内訳、7胃炎内訳、8部位、9処置、10内科的診療内訳、11他院紹介先
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_肝炎検診_検診結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2受診年月日、3受診日年齢、4受診時国保区分、5実施医療機関、6対象区分、7HCV抗体、8RNA、9HBS、10判定理由、11判定HCV、12区分HBS、13総合判定、14請求月、15負担区分、16被保険者番号、17特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_肝炎検診_精検結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1精検受診年月日、2精検受診日年齢、3精検実施医療機関、4結果返送、5結果、6精検特記事項、7肝炎診断名、8慢性肝炎の場合の治療内
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_肺がん検診_検診結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2受診年月日、3受診日年齢、4受診時国保区分、5フィルムNo、6実施医療場所、7撮影方法、8指示区分、9受診の有無、10喫煙指数、11血痰判定、12読影判定、13喀痰判定、14総合判定、15請求月、16負担区分(X線のみ)、17負担区分(喀痰あり)、18被保険者番号、19特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_肺がん検診_精検結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1精検受診年月日、2精検受診日年齢、3精検実施場所、4結果返送、5検査方法、6精検診断名、7精検指示、8精検特記事項、9がん区分(ステージ)
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する_他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康ドック_健診結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2受診日、3受診日年齢、4年度末年齢、5受診時国保区分、6受診券整理番号、7実施医療機関、8人間ドック、9身長、10体重、11肥満度分類、12BMI、13腹囲、14血圧判定、15血圧分類、16血圧(高)、17血圧(低)、18診察、19診察(異常あり)、20理学的検査(視診)、21視診(異常)、22理学的検査(触診)、23触診(異常)、24理学的検査(打聴診)、25打聴診(異常)、26理学的検査(唾液)
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康ドック_血液検査
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務を_つかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1採血時間(食後)区分、2脂質検査判定、3中性脂肪、4総コレステロー ル、5HDL、6LDLコレステロール、7肝機能検査判定、8GOT値(AST)、9 GPT値(ALT)、10γ-GTP値(GGT)、11CHE、12尿酸判定、13尿酸、14 腎機能判定、クレアチニン、15eGFR、16eGFR重症度、17ウロビリノー ゲン、18尿素窒素、19ALB判定、20血清アルブミン、21血糖検査判定、 22空腹時血糖、23随時血糖、24HbA1c(JDS値)、25HbA1c(NGSP値)、 26尿糖、27尿潜血、28尿蛋白、29貧血検査判定、30ヘマトクリット、31血 色素量、32赤血球数、33貧血検査実施理由
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報が_含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当す るファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康ドック_自動計算項目
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務をつかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1服薬なしの保健指導レベル、2リスク数、3腹囲該当、4BMI該当、5喫煙 該当、6薬剤血糖該当、7薬剤脂質該当、8薬剤血圧該当
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報が_含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当す るファイル	有
行政機関等匿名加工情報の 提案募集をするファイルである 旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康ドック_心電図・眼底・医師の判断
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1心電図検査判定、2心電図所見の有無、3心電図検査実施理由、4心電図所見コード、5心電図所見、6ミネソタコード、7眼底検査8受診日、9眼底検査10実施医療機関、11眼底検査判定、12眼底検査、13眼底KW、14SCHEIES、15SCHEIEH、16眼底SCOTT、17眼底所見、眼底検査実施理由、18コメント、19メタボリックシンドローム判定、20保健指導レベル、21保健指導レベル(健診機関)、22総合判定、23医師の判断、24判断した医師の氏名
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康ドック_問診
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務を_つかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1薬剤治療の有無(血圧)、2薬剤名(血圧)、3服薬理由(血圧)、4薬剤治療 の有無(血糖)、5薬剤名(血糖)、6服薬理由(血糖)、7薬剤治療の有無(脂 質)、8薬剤名(脂質)、9服薬理由(脂質)、10脳卒中の罹患・治療あり、11 心臓病の罹患・治療あり、12腎不全の罹患・治療あり、13貧血といわれ たことがある、14タバコを習慣的吸っている、1520歳の時から10Kg以上 増加、1630分以上の運動を週2日以上、17日常生活において歩行又は 同等の、18同世代の同性と比較して歩く速度、191年間で体重の増減が ±3Kg以、20人と比較して食べる速度が速い、21就寝前の食事が週に3 回以上、22夜食・間食が多い、23朝食を抜くことが多い、24お酒を飲む程 度、251日あたりの飲酒量、26睡眠で休養が得られている、27生活習慣 を改善してみようと思う、28生活習慣(運動)を改善してみよ、29生活習慣 (食事)を改善してみよ、30生活習慣(喫煙)を改善してみよ、31保健指導を 利用する
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報が_含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)

<様式1-1>個人情報ファイル簿

政令第21条第7項に該当するファイル

有

行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康ドック_問診(2020年度以降)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1あなたの現在の健康状態、2毎日の生活に満足しているか、31日3食きちんと食べているか、4半年前より固いものが食べにくい、5お茶や汁物等でむせることがある、6半年で2～3kg以上の体重減少、7以前より歩く速度が遅くなった、8この1年間に転んだことがあるか、9運動を週に1回以上しているか、10物忘れがあるとと言われるか、11何月何日かわからない時があるか、12たばこを吸うか、13週に1回以上は外出しているか、14家族や友人と付き合いがあるか、15体調が悪い時相談できる人がいる
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する_他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康ドック_その他情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1診断名、2指導区分、3服薬種別、4喫煙区分、5喫煙本数、6喫煙年数、7情報提供(受診の必要性を含む)、8個別の働きかけ、9特定保健指導以外での指導
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当する_ファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康ドック_特定健診機関情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1特定健診機関番号、2特定健診機関名称、3特定健診機関郵便番号、4特定健診機関所在地、5特定健診機関電話番号
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康ドック_受診者・保険証情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1保険者番号、2被保険者証等記号、3被保険者番号、4受診者氏名、5受診者郵便番号、6受診者住所
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康ドック_データ取り込み情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1国保連から取込み、2国保連からの取込み日、3健診機関から取込み、4健診機関からの取込み日、5処理年、6処理月、7受診票区分、8受診券区分、9健診区分、10実施区分、11訪問診査判別、12請求月
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康ドック_精密検査
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1精検受診日、2結果返送、3精検実施医療機関、4結果
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_市国保・後期資格チェック_財団予約者データ
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2受診日、3受診日年齢、4年度末年齢、5基準日年齢、6予約日国保区分、7予約時間、8No、9予約者氏名、10予約者カナ氏名、11予約者性別、12予約者生年月日、13予約者年齢、14予約者郵便番号1、15予約者郵便番号2、16予約者住所1、17予約者住所2、18予約者電話番号、19予約者所属、20予約者徴収金額、21予約者前回フィルムNo、22予約者M1、23予約者M2、24予約者BNP、25予約者今回フィルムNo、26備考
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_個別健康相談_個別健康相談
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2実施日、3指導方法、4特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康教育_健康教育
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2実施日、3指導方法、4身長、5体重、6SOS、7YAM、8AM、9特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_訪問指導_訪問指導
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2指導日、3担当者、4同行者、5回数、6体温、7脈拍、8呼吸数、9血圧(上)、10血圧(下)、11顔色、12食欲、13睡眠、14便、15尿、16指導内容、17次回予定日、18次回予定(AM/PM)、19次回指導内容、20特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_訪問指導_保健師活動報告
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務をつかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1初再区分、2感染症、3結核、4HIV、5精神保健福祉、. 再掲社会復 婦、. 再掲老人精神保健、. 再掲アルコール、. 再掲薬物、6. 再掲思春 期、7. 再掲心の健康づくり、8生活習慣病、9. 再掲65歳以上の者、10. . 再々掲寝たきり者、11. . 再々掲認知症老人、12. 再掲特定保健指導、 13難病、14心身障害18歳未満、15心身障害18歳以上、16長期療養児、 17その他の疾病、18妊婦、19産婦、20未熟児、21新生児、22乳児、23幼 児、24その他の母子、25家族計画、26その他、27調査・連絡訪問指導、 28. 再掲65歳以上の者、29. 再掲発達障害事例、30. 再掲要保護事例 (赤青緑)、31. 再掲高齢者虐待事例、32. 再掲ひきこもり事例、33. 再掲 自殺関連事例、34. . 再々掲自殺者の遺族事例、35. 再掲犯罪被害事 例、36. 再掲DV事例、37. 再掲DOTS事例
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報が_含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当す るファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_訪問指導_その他情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1事業名
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_プロフィール_クーポン番号
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	12016年子宮癌クーポン番号、2風しんクーポン発券No、32016年子宮癌クーポン番号、42016年度乳癌クーポン番号、52016年度大腸癌クーポン番号、62016年度乳癌クーポン番号、72016年度歯周病クーポン番号、82016年度大腸癌クーポン番号、92016年度歯周病クーポン番号、102016年度胃癌リスククーポン、112016年度胃癌リスククーポン、122016年度肝炎クーポン番号、132016年度肝炎クーポン番号、142017年子宮癌クーポン番号、152017年子宮癌クーポン番号、162017年子宮癌クーポン発番日、172017年乳癌クーポン番号、182017年子宮癌クーポン発番日、192017年乳癌クーポン番号、202017年乳癌クーポン発番日、212017年大腸癌クーポン番号、222017年乳癌クーポン発番日、232017年大腸癌クーポン発番日、242017年大腸癌クーポン番号、252017年歯周病クーポン番号、262017年大腸癌クーポン発番日、272017年歯周病クーポン番号、282017年歯周病クーポン発番日、292017年歯周病クーポン発番日、302017年胃癌クーポン番号、312017年胃癌クーポン番号、322017年胃癌クーポン発番日、332017年胃癌クーポン発番日、342017年肝炎クーポン番号、352017年肝炎クーポン番号、362017年肝炎クーポン発番日、372017年肝炎クーポン発番日、382018年子宮癌クーポン番号、392018年子宮癌クーポン番号、402018年子宮癌クーポン発番日、412018年子宮癌クーポン発番日、422018年乳癌クーポン番号、432018年乳癌クーポン番号、442018年乳癌クーポン発番日、452018年乳癌クーポン発番日、462018年大腸癌クーポン番号、472018年大腸癌クーポン番号、482018年大腸癌クーポン発番日、492018年大腸癌クーポン発番日、502018年歯周病クーポン番号、512018年歯周病クーポン番号、2018年歯周病クーポン発番日、2018年歯周病クーポン発番日、522018年胃癌クーポン番号、532018年胃癌クーポン番号、542018年胃癌クーポン発番日、552018年胃癌クーポン発番日、562018年肝炎クーポン番号、572018年肝炎クーポン番号、582018年肝炎クーポン発番日、592018年肝炎クーポン発番日、602019年子宮癌クーポン番号、612019年子宮癌クーポン番号、622019年子宮癌クーポン発番日、632019年子宮癌クーポン発番日、642019年乳癌クーポン番号、652019年乳癌クーポン番号、662019年乳癌クーポン発番日、672019年乳癌クーポン発番日、682019年大腸癌クーポン番号、692019年大腸癌クーポン番号、702019年大腸癌クーポン発番日、712019年大腸癌クーポン発番日、722019年歯周病クーポン番号、732019年歯周病クーポン番号、742019年歯周病クーポン発番日、752019年歯周病クーポン発番日、762019年胃癌クーポン番号、772019年胃癌クーポン番号、782019年胃癌クーポン発番日、792019年胃癌クーポン発番日、802019年肝炎クーポン番号、812019年肝炎クーポン番号、822019年肝炎クーポン発番日、832020年子宮癌クーポン番号、842019年肝炎クーポン発番日、852020年子宮癌クーポン発番日、862020年子宮癌クーポン番号、872020年乳癌クーポン番号、882020年子宮癌クーポン発番日、892020年乳癌クーポン発番日、902020年乳癌クーポン番号、912020年大腸癌クーポン番号、922020年乳癌クーポン発番日、932020年大腸癌クーポン発番日、942020年大腸癌クーポン番号、952020年歯周病クーポン番号、962020年大腸癌クーポン発番日、972020年歯周病クーポン番号、982020年歯周病クーポン番号、992020年歯周病クーポン番号、1002020年胃癌クーポン番号、1012020年胃癌クーポン発番日、1022020年胃癌クーポン番号、1032020年胃癌クーポン

<様式1-1>個人情報ファイル簿

発番日、1042020年肝炎クーポン番号、1052020年肝炎クーポン番号、1062020年肝炎クーポン発番日、1072020年肝炎クーポン発番日、1082021年子宮癌クーポン番号、109021年子宮癌クーポン番号、1102021年子宮癌クーポン発番日、1112021年子宮癌クーポン発番日、1122021年乳癌クーポン番号、1132021年乳癌クーポン番号、1142021年乳癌クーポン発番日、1152021年乳癌クーポン発番日、1162021年大腸癌クーポン番号、1172021年大腸癌クーポン番号、1182021年大腸癌クーポン発番日、1192021年大腸癌クーポン発番日、1202021年歯周病クーポン番号、1212021年歯周病クーポン番号、1222021年歯周病クーポン発番日、1232021年歯周病クーポン発番日、1242021年胃癌クーポン番号、1252021年胃癌クーポン番号、1262021年胃癌クーポン発番日、1272021年胃癌クーポン発番日、1282021年肝炎クーポン番号、1292021年肝炎クーポン番号、1302021年肝炎クーポン発番日、1312021年肝炎クーポン発番日、1322022年子宮癌クーポン番号、1332022年子宮癌クーポン番号、1342022年子宮癌クーポン発番日、1352022年子宮癌クーポン発番日、1362022年乳癌クーポン番号、1372022年乳癌クーポン番号、1382022年乳癌クーポン発番日、1392022年乳癌クーポン発番日、1402022年大腸癌クーポン番号、1412022年大腸癌クーポン番号、1422022年大腸癌クーポン発番日、142022年大腸癌クーポン発番日、1432022年歯周病クーポン番号、1442022年歯周病クーポン番号、1452022年歯周病クーポン発番日、1462022年歯周病クーポン発番日、1472022年胃癌クーポン番号、1482022年胃癌クーポン番号、1492022年胃癌クーポン発番日、1502022年胃癌クーポン発番日、1512022年肝炎クーポン番号、1522022年肝炎クーポン番号、1532022年肝炎クーポン発番日、1542022年肝炎クーポン発番日、1552023年子宮癌クーポン番号、1562023年子宮癌クーポン発番日、1572023年乳癌クーポン番号、1582023年乳癌クーポン発番日、1592023年大腸癌クーポン番号、1602023年大腸癌クーポン発番日、1612023年歯周病クーポン番号、1622023年歯周病クーポン発番日、1632023年胃癌クーポン番号、1642023年胃癌クーポン発番日、1652023年肝炎クーポン番号、1662023年肝炎クーポン発番日、1672024年子宮癌クーポン番号、1682024年子宮癌クーポン発番日、1692024年乳癌クーポン番号、1702024年乳癌クーポン発番日、1712024年大腸癌クーポン番号、1722024年大腸癌クーポン発番日、1732024年歯周病クーポン番号、1742024年歯周病クーポン発番日、1752024年胃癌クーポン番号、1762024年胃癌クーポン発番日、1772024年肝炎クーポン番号、1782024年肝炎クーポン発番日、1792025年子宮癌クーポン番号、1802025年子宮癌クーポン発番日、1812025年乳癌クーポン番号、1822025年乳癌クーポン発番日、1832025年大腸癌クーポン番号、1842025年大腸癌クーポン発番日、1852025年歯周病クーポン番号、1862025年歯周病クーポン発番日、1872025年胃癌クーポン番号、1992025年胃癌クーポン発番日、2025年肝炎クーポン番号、2025年肝炎クーポン発番日

記録範囲

市民、転出者

記録情報の収集方法

他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による

要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

含む

記録情報の経常的提供先

—

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地

(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等

—

<様式1-1>個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし
行政機関等匿名加工情報の概要	該当なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	該当なし
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_プロフィール_予防接種他市依頼
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1滞在先名称、2滞在先郵便番号、3滞在先住所、4滞在先方書、5滞在先電話番号、6申請者名、7申請者電話番号、8申請者続柄、9申請者住所、10申請者方書、11申請滞在情報更新日、12申請滞在情報更新時間
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_プロフィール_母子項目
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1要保護フラグ(共通)、2特定妊婦フラグ(共通)、3未熟児フラグ(共通)、4養育支援ネットフラグ(共通)、5赤ちゃんchkフラグ(共通)、6在胎週数、7出生時身長、8出生時体重、9電話番号、10電話番号2、11電話番号を把握した事業名、12処遇検討会13タイトル、14処遇検討会15ケース概要、16調査票返信、17養育医療
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_フォロー_フォロー
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1年度、2抽出日、3消し込み区分、4フォロー方法、5フォロー状況1、6フォロー予定月、7消し込み区分、8フォロー日年齢、9調査票返信、在胎週数、10出生時体重、11訪問者、12地区担当者、13未熟児フラグ、14他府県赤ちゃん、15他市依頼、16赤ちゃんchkフラグ、17養育支援ネットフラグ、18養育医療フラグ、19フォロー検診種別1、20フォロー検診種別2、21フォロー検診種別3、22フォロー状況1、23フォロー状況2、24フォロー状況3、25予約状況、26備考、27抽出日年齢、28年度末年齢
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_受診券整理番号_受診券整理番号
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2整理番号、3保険者番号、4有効期限、5負担(基本的健診)区分(個別)、6負担額(基本的健診)(個別)、7同時実施額(基本的健診)(個別)、負担率(基本的健診)(個別)、8負担(詳細な健診)区分(個別)、9負担額(詳細な健診)(個別)、10負担率(詳細な健診)(個別)、11負担(心電図)区分(個別)、12負担額(心電図)(個別)、13同時実施額(心電図)(個別)、14負担率(心電図)(個別)、15負担(眼底)区分(個別)、16負担額(眼底)(個別)、17負担率(眼底)(個別)、18負担(貧血)区分(個別)、19負担額(貧血)(個別)、20同時実施額(貧血)(個別)、21負担率(貧血)(個別)、22負担(追加健診)区分(個別)、23負担額(追加健診)(個別)、24負担率(追加健診)(個別)、25負担(介護チェック)区分(個別)、負担額(介護チェック)(個別)、26負担率(介護チェック)(個別)、27負担(介護検査)区分(個別)、28負担額(介護検査)(個別)、29負担率(介護検査)(個別)、30負担(ドック)区分(個別)、31負担額(ドック)(個別)、32負担率(ドック)(個別)、33ドック保険者負担上限(個別)、34負担(基本的健診)区分(集団)、35負担額(基本的健診)(集団)、36同時実施額(基本的健診)(集団)、負担率(基本的健診)(集団)、37負担(詳細な健診)区分(集団)、38負担額(詳細な健診)(集団)、39負担率(詳細な健診)(集団)、40負担(心電図)区分(集団)、41負担額(心電図)(集団)、42同時実施額(心電図)(集団)、43負担率(心電図)(集団)、44負担(眼底)区分(集団)、45負担額(眼底)(集団)、46負担率(眼底)(集団)、47負担(貧血)区分(集団)、48負担額(貧血)(集団)、49同時実施額(貧血)(集団)、50負担率(貧血)(集団)、51負担(追加健診)区分(集団)、52負担額(追加健診)(集団)、53負担率(追加健診)(集団)、54負担(介護チェック)区分(集団)、55負担額(介護チェック)(集団)、56負担率(介護チェック)(集団)、57負担(介護検査)区分(集団)、58負担額(介護検査)(集団)、59負担率(介護検査)(集団)、60負担(ドック)区分(集団)、61負担額(ドック)(集団)、62負担率(ドック)(集団)、63ドック保険者負担上限(集団)、64その他健診内容、65漢字氏名、66カナ氏名、67生年月日、68性別、69受診券交付日、70受診券採番日、71発行区分、72裁量区分、73再発行事由、74番号フラグ、75受診券取り込み日
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—

<様式1-1>個人情報ファイル簿

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし
行政機関等匿名加工情報の概要	該当なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	該当なし
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_利用券整理番号_利用券整理番号
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務を_つかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2整理番号、3保険者番号、4特定健診受診券整理番号、5有 効期限、6保健指導負担区分、7保健指導負担額、8保健指導負担率、9 窓口負担コード(上限)、10保険者負担上限額、11保健指導レベル、12漢 字氏名、13カナ氏名、14生年月日、15性別、16利用券交付日、17利用券 発行日、18発行区分、19受診勧奨判定区分、20裁量区分、21再発行事 由、22番号フラグ、23利用券取り込み日
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報が_含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当す るファイル	有
行政機関等匿名加工情報の 提案募集をするファイルであ る旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_後期高齢受診券整理番号_受診券整理番号
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2整理番号、3保険者番号、4有効期限、5負担(基本的健診)区分(個別)、6負担額(基本的健診)(個別)、7同時実施額(基本的健診)(個別)、負担率(基本的健診)(個別)、8負担(詳細な健診)区分(個別)、負担額(詳細な健診)(個別)、9負担率(詳細な健診)(個別)、10負担(心電図)区分(個別)、11負担額(心電図)(個別)、12同時実施額(心電図)(個別)、13負担率(心電図)(個別)、14負担(眼底)区分(個別)、15負担額(眼底)(個別)、26負担率(眼底)(個別)、27負担(貧血)区分(個別)、28負担額(貧血)(個別)、29同時実施額(貧血)(個別)、30負担率(貧血)(個別)31負担(追加健診)区分(個別)、32負担額(追加健診)(個別)、33負担率(追加健診)(個別)、34負担(介護チェック)区分(個別)、負担額(介護チェック)(個別)、35負担率(介護チェック)(個別)、36負担(介護検査)区分(個別)、37負担額(介護検査)(個別)、38負担率(介護検査)(個別)、39負担(ドック)区分(個別)、40負担額(ドック)(個別)、41負担率(ドック)(個別)、42ドック保険者負担上限(個別)、43負担(基本的健診)区分(集団)、44負担額(基本的健診)(集団)、45同時実施額(基本的健診)(集団)、負担率(基本的健診)(集団)、46負担(詳細な健診)区分(集団)、47負担額(詳細な健診)(集団)、48負担率(詳細な健診)(集団)、49負担(心電図)区分(集団)、50負担額(心電図)(集団)、51同時実施額(心電図)(集団)、52負担率(心電図)(集団)、53負担(眼底)区分(集団)、54負担額(眼底)(集団)、55負担率(眼底)(集団)、56負担(貧血)区分(集団)、57負担額(貧血)(集団)、58同時実施額(貧血)(集団)、59負担率(貧血)(集団)、60負担(追加健診)区分(集団)、61負担額(追加健診)(集団)、62負担率(追加健診)(集団)、63負担(介護チェック)区分(集団)、負担額(介護チェック)(集団)、負担率(介護チェック)(集団)、64負担(介護検査)区分(集団)、65負担額(介護検査)(集団)、66負担率(介護検査)(集団)、67負担(ドック)区分(集団)、68負担額(ドック)(集団)、69負担率(ドック)(集団)、70ドック保険者負担上限(集団)、71漢字氏名、72カナ氏名、73生年月日、74性別、75受診券交付日、76受診券発行日、77発行区分、78広域連合番号、79裁量区分、80再発行事由、81番号フラグ、82受診券取り
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—

<様式1-1>個人情報ファイル簿

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地

(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等

—

個人情報ファイルの種別

法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)

政令第21条第7項に該当するファイル

有

行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_保健指導計画_特定保健指導機関情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2年度末年齢、3基準日年齢、4受診時国保区分、5保健指導機関コード、6保健指導機関番号、7保健指導機関名、8保健指導機関郵便番号、10保健指導機関所在地、11保健指導機関電話番号、12保健指導責任者名、13保健指導責任者職種
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_保健指導計画_利用者情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務をつかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1保険者番号、2被保険者証等記号、3被保険者証等番号、4利用者氏 名、5利用者郵便番号、6利用券整理番号、7特定健診受診券整理番号、 8有効期限
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報が_含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当す るファイル	有
行政機関等匿名加工情報の 提案募集をするファイルである 旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_保健指導計画_指導計画
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務をつかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1実施時点、2支援レベル、3行動変容ステージ、4保健指導コース名、5指 導計画パターン、6実施回数、7実施回数(個別支援A)、8合計実施時間 (個別支援A)、9実施回数(個別支援B)、10合計実施時間(個別支援B)、 11実施回数(グループ支援)、12計実施時間(グループ支援)、13実施回数 (電話A)、14合計実施時間(電話A)、実施回数(e-mailA)、実施回数(電話 B)、合計実施時間(電話B)、15実施回数(e-mailB)、16個別支援Aポイン ト、17個別支援Bポイント、18グループポイント、19電話Aポイント、20電 話Bポイント、21e-MailAポイント、22e-MailBポイント、23ポイント(支援 A)、24ポイント(支援B)、25ポイント(合計)、26継続的支援予定期間、27計 画年月日、28計画支援形態、29実施者の職種、30計画年月日、31計画 支援形態、32実施者の職種
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報が_含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当す るファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_保健指導計画_データ取り込み情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1国保連から取込み、2国保連からの取込み日、3保健指導機関から取込み、4保健指導機関からの取込み日
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_保健指導計画詳細_継続的支援
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2回数、3支援の種類、4支援形態、5時期(何週間)、6時期(何ヶ月)、7実施予定日、8支援時間、9実施ポイント、10支援内容、11指導者職種
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する_他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_保健指導計画詳細_中間評価
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2回数、3支援の種類、4支援形態、5時期(何週間)、6時期(何ヶ月)、7実施予定日、8支援時間、9実施ポイント、10支援内容、11指導者職種
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_保健指導計画詳細_初回
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2回数、3支援の種類、4支援形態、5時期(何週間)、6時期(何ヶ月)、7実施予定日、8支援時間、9実施ポイント、10支援内容、11指導者職種
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_保健指導計画詳細_最終評価
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2回数、3支援の種類、4支援形態、5時期(何週間)、6時期(何ヶ月)、7実施予定日、8支援時間、9実施ポイント、10支援内容、11指導者職種
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_保健指導実績_指導実績
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2年度末年齢、3基準日年齢、4受診時国保区分、5実施時点、6実施回数、7実施回数(個別支援A)、8合計実施時間(個別支援A)、9実施回数(個別支援B)、10合計実施時間(個別支援B)、11実施回数(グループ支援)、12合計実施時間(グループ支援)、13実施回数(電話A)、14合計実施時間(電話A)、15実施回数(e-mailA)、16実施回数(電話B)、17合計実施時間(電話B)、18実施回数(e-mailB)、19個別支援Aポイント、20個別支援Bポイント、21グループポイント、22電話Aポイント、23電話Bポイント、24e-MailAポイント、25e-MailBポイント、26ポイント(支援A)、27ポイント(支援B)、28ポイント(合計)、29禁煙指導の実施回数、30継続的な支援の終了日、31脱退理由
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_保健指導実績_データ取り込み情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1国保連から取込み、2国保連からの取込み日、3保健指導機関から取込み、4保健指導機関からの取込み日
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_保健指導実績詳細_初回
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2実施日、3回数、4支援形態、5指導段階、6実施時間・回数、7実施ポイント、8保健指導機関名、9実施保険者番号、10保健指導機関番号、11保健指導機関コード、12保健指導者名、13保健指導者職種、14腹囲、15体重、16血圧(収縮期)、17血圧(拡張期)、18行動変容ステージ、19保健指導実施内容
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_保健指導実績詳細_継続的支援
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2実施日、3回数、4支援形態、5指導段階、6実施時間・回数、7実施ポイント、8保健指導機関名、9保健指導機関番号、10保健指導機関コード、11保健指導者名、12保健指導者職種、13腹囲、14体重、15血圧(収縮期)、16血圧(拡張期)、17保健指導実施内容、18栄養・食生活の改善状況、19身体活動の改善状況、20喫煙の改善状況、21指導の種類
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_保健指導実績詳細_中間評価
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2実施日、3回数、4支援形態、5指導段階、6実施時間・回数、7実施ポイント、8保健指導機関名、9保健指導機関番号、10保健指導機関コード、11保健指導者名、12保健指導者職種、13腹囲、14体重、15血圧(収縮期)、16血圧(拡張期)、17保健指導実施内容、18栄養・食生活の改善状況、19身体活動の改善状況、20喫煙の改善状況、21指導の種類
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_保健指導実績詳細_最終評価
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2実施日、3回数、4支援形態、5指導段階、6実施時間・回数、7実施ポイント、8実施保険者番号、9保健指導機関名、10保健指導機関番号、11保健指導機関コード、12保健指導者名、13保健指導者職種、14評価ができない場合の確認回数、15腹囲、16体重、17血圧(収縮期)、18保健指導実施内容、19血圧(拡張期)、20栄養・食生活の改善状況、21身体活動の改善状況、22喫煙の改善状況、23指導の種類
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康相談_事業内容
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2実施日、3実施場所、4事業名、5開始時間、6終了時間、7事業詳細内容、8相談区分、9医療機関等へ委託、10新規者の受付経路(精神・難病)、11健康増進内容、12栄養・運動等指導内容、13歯科保健内容、14精神保健内容、15精神保健内容(再掲)、16難病内容
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_健康相談_結果・次回予定
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1相談内容、2前回からの改善点、3次回までの目標、4次回実施予定日、5特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_訪問指導_事業内容
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2実施日、3実施場所、4事業名、5開始時間、6終了時間、7事業詳細内容、8訪問区分、9医療機関等へ委託、10新規者の受付経路(精神・難病)、11訪問者、12訪問者職種、13健康増進訪問内容、14健康増進訪問内容(再掲)、15栄養・運動等指導内容、16歯科保健対象者区分、17歯科保健内容、18精神保健内容、19精神保健内容(再掲)、20難病内容
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_訪問指導_結果・次回予定
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1訪問内容、2前回からの改善点、3次回までの目標、4次回実施予定日、5特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_電話相談_電話相談
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2相談日、3実施場所、4事業名、5開始時間、6終了時間、7事業詳細内容、8相談区分、9精神保健内容、10精神保健内容(再掲)、11特記事項
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する_他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_予防接種_接種結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1接種コード、2接種回数、3混合接種何種、4接種・予診日、5実施医療機関、6接種判定、7特記事項、8請求日(月)、9接種日年齢、10対象外判定
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_予防接種依頼書_健診結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2接種日、3接種コード(依頼書用)、4混合接種何種(依頼書用)、5接種回数(依頼書用)、6依頼書発行日(依頼書用)、7文書番号(依頼書用)、8宛名(依頼書用)、9発行理由(他)(依頼書用)、10有効期間(依頼書用)、11備考(依頼書用)、12接種日年齢、年度末年齢、13基準日年齢、14発行理由(依頼書用)、15有効期間(始)(依頼書用)、16有効期間(終)(依頼書用)、17申請者名、18申請者電話番号、19申請者続柄、20申請者住所、21申請者方書、22滞在先名称、23滞在先郵便番号、24滞在先住所、25滞在先方書、26滞在先電話番号
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_高齢者用肺炎球菌_接種結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2接種日、3実施医療機関、4負担区分、5特記事項、6請求日(月)、7接種日年齢、8年度末年齢、9接種判定
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_風しん第5期_健診結果
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2実施日、3クーポン、4実施区分、5接種(実施)判定、6実施医療機関、7抗体検査方法、8抗体価、9抗体価範囲、10抗体価単位、11抗体検査判定結果、12抗体検査番号、13対象外判定、14特記事項、15請求日(月)
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_臨時接種_臨時接種
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1接種種別、2接種回数、3西暦年度、4接種日、5接種判定、6接種日年齢、7年度末年齢、8請求日(月)、9実施医療機関、10実施場所(自由記載)、11自治体コード、12実施区分、13接種医(自由記載)、14接種番号、15メーカー、16Lot.No、17接種量、18未接種理由、19特記事項、20VRS移出日、21VRS取込日
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_世帯情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務を_つかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1世帯番号、2処理区分、3住所コード、4町内会コード、5住所日本語、6地 番甲乙判定、7地番本番、8地番枝番、9地番末番、10地番編集区分、11 方書コード、12方書日本語、13方書バーコード、14世帯主宛名番号、15 郵便番号、16小学校区、17中学校区、18保健推進委員、19民生委員、 20電話番号、21FAX番号、22課税世帯区分、23世帯主カナ氏名、24郵便 番号頭3桁、25地域包括支援センター、26住所地特例施設、27世帯予備 4、28世帯予備5、29更新者、30更新日、31更新時間
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報が_含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当す るファイル	無
行政機関等匿名加工情報の 提案募集をするファイルである 旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_個人情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1宛名番号、2世帯番号、3宛名番号予備、4世帯番号予備、5処理区分、6カナ氏名、7漢字氏名、8通称カナ氏名、9通称氏名、10住民情報表示区分、11生年月日、12性別、13続柄1、14続柄2、15続柄3、16続柄4、17異動事由、18異動日、19異動届出日、20住民になった事由、21住民になった異動日、22住民になった23届出日、住民でなくなった事由、24住民でなくなった異動日、25住民でなくなった届出日、26住定日事由、27住定日、28住定日届出日、29住民区分、30外国人判定、31国籍、32家族判定、33家族判定順位、34特徴判定、35普徴判定、36課税区分、37所得割、38個人用電話番号(携帯・PHS)、39個人用小学校区、40個人用中学校区、41Eメール1、42Eメール2、43転入前住所、44転出後住所、45総合登録番号、46送付用市内住所コード、47送郵便番号、48送丁番号、49送本番、50送枝番、51送末番、52送住所日本語、53送方書日本語、54送方書バーコード、55送宛先氏名、56送予備1、57送予備2、58送更新日、59送予備4、60送予備5、61送フラグ、62第何子、63要注意者情報、64本通区分、65個人予備4、66個人予備5、67個人情報表示設定2、68個人情報表示設定3、69個人情報表示設定4、70個人情報表示設定5、71ソート用続柄、72総合被保険者番号、73更新者、74更新日、75更新時間、76外国人住民日、77第30条45規定区分、78在留資格、79在留期間等(yymmddd)、80在留期間等終了日、81在留カード等番号、82氏名文字数、83通称名優先氏名文字数、84送付用優先氏名文字数、85検索用カナ氏名、86検索用通称カナ氏名、87個人住所コード、88個人町内会コード、89個人住所日本語、90個人地番甲乙判定、91個人地番本番、92個人地番枝番、93個人地番末番、94個人地番編集区分、95個人方書コード、96個人方書日本語、97個人方書バーコード、98個人郵便番号、99統合宛名番号、100個人番号
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

<様式1-1>個人情報ファイル簿

訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当す るファイル	無
行政機関等匿名加工情報の 提案募集をするファイルである 旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	該当なし
行政機関等匿名加工情報の 概要	該当なし
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	該当なし
記録情報に条例要配慮個人 情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_保護者情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1宛名番号、2保護者宛名番号、3処理判定、4更新者、5更新日、6更新時間
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_国保年金情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1宛名番号、2更新者、3更新日、4更新時間、5健康保険種類、6国保有無、7区分、8国保世帯番号、9保険証番号、10適用開始日、11適用終了日、12マル学・マル遠、13異動日、14退職者医療有無、15区分、16該当日、17非該当日、18医療受給者証有無、19国民年金有無、20種別、21特例任意判定、22年金番号、23取得日、24喪失日、25年金付加区分、26申出年月、27辞退年月、28年金免除29区分、30開始年月、31終了年月、32健康手帳交付有無、33所得状況、34本来適用開始日、35資格取得日、36資格喪失日、37枝番
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_国保履歴情報1
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1宛名番号、2SEQ、3更新者、4更新日、5更新時間、6健康保険種類、7国保有無、8区分、国保世帯番号、9保険証番号、10適用開始日、11適用終了日、12マル学・マル遠、13異動日、14本来適用開始日、15資格取得日、16資格喪失日、17枝番
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_後期高齢者資格情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1宛名番号、2更新情報ユーザーコード、3更新年月日(西暦年月日)、4更新時間、5個人区分、6被保険者番号、7資格取得事由、8資格取得年月日、9資格喪失事由、10資格喪失年月日、11保険者番号適用開始年月日、12保険者番号適用終了年月日
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_後期高齢者資格履歴情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1宛名番号、2SEQ、3更新情報ユーザーコード、4更新年月日(西暦年月日)、5更新時間、個人区分、6被保険者番号、7資格取得事由、8資格取得年月日、9資格喪失事由、10資格喪失年月日、11保険者番号適用開始年月日、12保険者番号適用終了年月日
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する_他の法令の規定による_特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_世帯履歴テーブル
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1世帯番号、2異動日、3処理区分、4住所コード、5町内会コード、6住所日本語、7地番甲乙判定、8地番本番、9地番枝番、10地番末番、11地番編集区分、12方書コード、13方書日本語、14方書バーコード、15世帯主宛名番号、16郵便番号、17小学校区、18中学校区、19保健推進委員、20民生委員、21電話番号、22FAX番号、23課税世帯区分、24世帯主カナ氏名、25世帯予備1、26世帯予備2、27世帯予備3、28世帯予備4、29世帯予備5、30更新者、31更新日、32更新時間
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_個人履歴テーブル
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務をつかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1宛名番号、2世帯番号、3宛名番号予備、4世帯番号予備、5処理区分、 6カナ氏名、7漢字氏名、8通称カナ氏名、9通称氏名、10住民情報表示区 分、11生年月日、12性別、13続柄1、14続柄2、15続柄3、16続柄4、17異 動事由、18異動日、19異動届出日、20住民になった事由、21住民になっ た22異動日、23住民になった届出日、24住民でなくなった事由、25住民 でなくなった異動日、26住民でなくなった届出日、27住定日事由、28住定 日、29住定日届出日、30住民区分、31外国人判定、32国籍、33家族判 定、34家族判定35順位、36特徴判定、37普徴判定、38課税区分、39所 得割、40個人用電話番号(携帯・PHS)、41個人用小学校区、42個人用中 学校区、43Eメール1、44Eメール2、45転入前住所、46転出後住所、47総 合登録番号、48送付用市内住所コード、49送郵便番号、50送丁番号、51 送本番、52送枝番、53送末番、54送住所日本語、55送方書日本語、56 送方書バーコード、57送宛先人氏名、58送予備1、59送予備2、60送予備 3、61送予備4、62送予備5、63送フラグ、64個人予備1、65個人予備2、66 個人予備3、67個人予備4、68個人予備5、69個人情報表示設定2、70個 人情報表示設定3、71個人情報表示設定4、72個人情報表示設定5、73 ソート用続柄、74総合被保険者番号、75更新者、76更新日、77更新時 間、78外国人住民日、79第30条45規定区分、80在留資格、81在留期間 等(yymmddd)、82在留期間等終了日、83.在留カード等番号、84氏名文字 数、85通称名優先氏名文字数、86送付用優先氏名文字数、87検索用カ ナ氏名、88検索用通称カナ氏名、89個人住所コード、90個人町内会コ ード、91個人住所日本語、92個人地番甲乙判定、93個人地番本番、94個 人地番枝番、95個人地番末番、96個人地番編集区分、97個人方書コ ード、98個人方書日本語、99個人方書バーコード、100個人郵便番号、101 統合宛名番号
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号

<様式1-1>個人情報ファイル簿

訂正及び利用停止に関する
他の法令の規定による特別
の手續等

—

個人情報ファイルの種別

法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）

政令第21条第7項に該当す
るファイル

無

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである
旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に条例要配慮個
人情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_親子の絆
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが_利用に 供される事務をつかさどる組 織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目 的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる 情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1SEQ、2更新者、3更新日、4更新時間、5親子番号、6乳幼児宛名番号、 7母親宛名番号、8父親宛名番号、9母子手帳番号、10最新受診日、11最 新受診健診、12多胎妊娠13親子SEQ
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の 実施による
要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝 塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による_特別 の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当す るファイル	有
行政機関等匿名加工情報の 提案募集をするファイルである 旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_個人特記事項
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1宛名番号、2把握日、3更新者、4更新日、5更新時間、6特記事項、7業務区分、8記入者
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する_他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_個人予約状況
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2事業名、3実施予定日、4検査会場、5受付時間、6宛名番号、7更新者、8更新日、9更新時間、10予定日年齢、11予定日月齢、12年度末年齢、13年度末月齢、14予約番号、15予約受付日、16修正変更回数、17予約変更日、18実施医療機関、19金額区分、20受診金額、21金額(市町村負担)、22受診判定、23通知有無、24通知日、25備考
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_個人予約状況1
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2事業名、3実施予定日、4検査会場、5受付時間、6宛名番号、7検診種別、8更新者、9更新日、10更新時間、11金額区分、12金額、13金額(市町村負担)、14けんしん予約ユーザID
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する_他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_送付管理
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1年度、2宛名番号、3送付日、4発送帳票ID、5検診名、6更新者、7更新日、8更新時間、9帳票名、10送付区分、11コメント、12消し込み区分、13出力番号、14検診名、15連番
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_対象判定
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2宛名番号、3更新者、4更新日、5更新時間、6性別、7年度末年齢、8対象判定9検診01、10対象判定11健康診査、12対象判定胃がん検診、13対象判定子宮がん検診、14対象判定乳がん検診、15対象判定大腸がん検診、16対象判定検診07、17対象判定腹部超音波検診、18対象判定成人歯科健診、19対象判定骨粗しょう症検診、20対象判定前立腺がん検診、21対象判定検診12、22対象判定検診13、23対象判定検診14、24対象判定検診15、25対象判定検診16、26対象判定検診17、27対象判定検診18、28対象判定検診19、29対象判定検診20、30対象判定検診21、31対象判定検診22、32対象判定検診23、33対象判定基本チェックリスト、34対象判定生活機能評価、35対象判定検診26、36対象判定肝炎検診、37対象判定検診28、38対象判定結核検診、39対象判定肺がん検診、40対象判定検診31、41対象判定特定健康診査、42対象判定後期高齢者健康診査、43対象判定検診34、44対象判定検診35、45対象判定検診36、46対象判定検診37、47対象判定検診38、48対象判定検診39、49対象判定検診40、50対象判定検診41、51対象判定検診42、52対象判定検診43、53対象判定検診44、54対象判定検診45、55対象判定検診46、56対象判定検診47、57対象判定検診48、58対象判定検診49、59対象判定検診50、60対象判定検診51、61対象判定検診52、62対象判定検診53、63対象判定検診54、64対象判定検診55、65対象判定検診56、66対象判定検診57、67対象判定検診58、68対象判定検診59、69対象判定検診60、70対象判定検診61、71対象判定検診62、72対象判定検診63、73対象判定検診64、74対象判定検診65、75対象判定検診66、77対象判定検診67、78対象判定検診68、79対象判定検診69、80対象判定検診70、81対象判定検診71、82対象判定検診72、83対象判定検診73、84対象判定検診74、85対象判定検診75、86対象判定検診76、87対象判定検診77、88対象判定検診78、89対象判定検診79、90対象判定検診80、91対象判定検診81、92対象判定検診82、93対象判定検診83、94対象判定検診84、95対象判定検診85、96対象判定検診86、97対象判定検診87、98対象判定検診88、99対象判定検診89、100対象判定検診90、101対象判定検診91、102対象判定検診92、103対象判定検診93、104対象判定検診94、105対象判定検診95、106対象判定検診96、107対象判定検診97、108対象判定検診98、109対象判定検診99、110入力判定01、111入力判定02、112入力判定03、113入力判定04、114入力判定05、115入力判定06、116入力判定07、117入力判定08、118入力判定09、119入力判定10、120入力判定11、121入力判定12、122入力判定13、123入力判定14、124入力判定15、125入力判定16、126入力判定17、127入力判定18、128入力判定19、129入力判定20、130入力判定21、131入力判定22、132入力判定23、133入力判定24、134入力判定25、135入力判定26、136入力判定27、137入力判定28、138入力判定29、139入力判定30、140入力判定31、141入力判定32、142入力判定33、143入力判定34、144入力判定35、145入力判定36、146入力判定37、147入力判定38、148入力判定39、149入力判定40、150入力判定41、151入力判定42、152入力判定43、153入力判定44、154入力判定45、155入力判定46、156入力判定47、157入力判定48、158入力判定49、159入力判定50、160入力判定51、161入力判定52、162入力判定53、163入力判定54、164入力判定55、165入力判定56、166入力判定57、167入力判定58、168入力判定59、169入力判定60、170入力判定61、171入力判定

62、172入力判定63、173入力判定64、174入力判定65、175入力判定
 66、176入力判定67、177入力判定68、178入力判定69、179入力判定
 70、180入力判定71、181入力判定72、182入力判定73、183入力判定
 74、184入力判定75、185入力判定76、186入力判定77、187入力判定
 78、188入力判定79、189入力判定80、190入力判定81、191入力判定
 82、192入力判定83、193入力判定84、194入力判定85、195入力判定
 86、196入力判定87、197入力判定88、198入力判定89、199入力判定
 90、200入力判定91、201入力判定92、202入力判定93、203入力判定
 94、204入力判定95、205入力判定96、206入力判定97、207入力判定
 98、208入力判定99、209医療機関01、210医療機関02、211医療機関
 03、212医療機関04、213医療機関05、214医療機関06、215医療機関
 07、216医療機関08、217医療機関09、218医療機関10、219医療機関
 11、220医療機関12、221医療機関13、222医療機関14、223医療機関
 15、224医療機関16、225医療機関17、226医療機関18、227医療機関
 19、228医療機関20、229医療機関21、230医療機関22、231医療機関
 23、232医療機関24、233医療機関25、234医療機関26、235医療機関
 27、236医療機関28、237医療機関29、238医療機関30、239医療機関
 31、240医療機関32、241医療機関33、242医療機関34、243医療機関
 35、244医療機関36、245医療機関37、246医療機関38、247医療機関
 39、248医療機関40、249医療機関41、250医療機関42、251医療機関
 43、252医療機関44、253医療機関45、254医療機関46、255医療機関
 47、255医療機関48、256医療機関49、257医療機関50、258医療機関
 51、259医療機関52、260医療機関53、261医療機関54、262医療機関
 55、263医療機関56、264医療機関57、265医療機関58、266医療機関
 59、267医療機関60、268医療機関61、269医療機関62、270医療機関
 63、271医療機関64、272医療機関65、273医療機関66、274医療機関
 67、275医療機関68、276医療機関69、277医療機関70、278医療機関
 71、279医療機関72、280医療機関73、281医療機関74、282医療機関
 75、283医療機関76、284医療機関77、285医療機関78、286医療機関
 79、287医療機関80、288医療機関81、289医療機関82、290医療機関
 83、291医療機関84、292医療機関85、293医療機関86、294医療機関
 87、295医療機関88、296医療機関89、297医療機関90、298医療機関
 91、299医療機関92、300医療機関93、301医療機関94、302医療機関
 95、303医療機関96、304医療機関97、305医療機関98、306医療機関
 99、307受診会場01、308受診会場02、309受診会場03、310受診会場
 04、311受診会場05、312受診会場06、313受診会場07、314受診会場
 08、315受診会場09、316受診会場10、317受診会場11、318受診会場
 12、319受診会場13、320受診会場14、321受診会場15、322受診会場
 16、323受診会場17、324受診会場18、325受診会場19、326受診会場
 20、327受診会場21、328受診会場22、329受診会場23、330受診会場
 24、331受診会場25、332受診会場26、333受診会場27、334受診会場
 28、335受診会場29、336受診会場30、337受診会場31、338受診会場
 32、339受診会場33、340受診会場34、341受診会場35、342受診会場
 36、343受診会場37、344受診会場38、345受診会場39、346受診会場
 40、347受診会場41、348受診会場42、349受診会場43、350受診会場
 44、351受診会場45、352受診会場46、353受診会場47、354受診会場
 48、355受診会場49、356受診会場50、357受診会場51、358受診会場
 52、359受診会場53、360受診会場54、361受診会場55、362受診会場
 56、363受診会場57、364受診会場58、365受診会場59、366受診会場
 60、367受診会場61、368受診会場62、369受診会場63、370受診会場
 64、371受診会場65、372受診会場66、373受診会場67、374受診会場
 68、375受診会場69、376受診会場70、377受診会場71、378受診会場
 72、379受診会場73、380受診会場74、381受診会場75、382受診会場
 76、383受診会場77、384受診会場78、385受診会場79、386受診会場
 80、387受診会場81、388受診会場82、389受診会場83、390受診会場
 84、391受診会場85、392受診会場86、393受診会場87、394受診会場
 88、395受診会場89、396受診会場90、397受診会場91、398受診会場

記録範囲

市民、転出者

記録情報の収集方法

他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による

<様式1-1>個人情報ファイル簿

要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

含む

記録情報の経常的提供先

—

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地

(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等

—

個人情報ファイルの種別

法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)

政令第21条第7項に該当するファイル

無

行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_受診判定
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2宛名番号、3更新者、4更新日、5更新時間、6性別、7年度末年齢、8受診判定検診01、9基本健診受診判定、10胃がん検診受診判定、11子宮がん検診受診判定、12乳がん検診受診判定、13大腸がん検診受診判定、14受診判定検診07、15腹部超音波検診受診判定、16成人歯科検診受診判定、17骨粗しょう症検診受診判定、18前立腺がん検診受診判定、19受診判定検診12、20受診判定検診13、21受診判定検診14、22受診判定検診15、23受診判定検診16、24受診判定検診17、25受診判定検診18、26受診判定検診19、27受診判定検診20、28受診判定検診21、29受診判定検診22、30受診判定検診23、31受診判定検診24、32受診判定検診25、33受診判定検診26、34肝炎検診受診判定、35受診判定検診28、36結核検診受診判定、37肺がん検診受診判定、38受診判定検診31、39特定健診受診判定、40後期高齢者健診受診判定、41受診判定検診34、42受診判定検診35、43受診判定検診36、44受診判定検診37、45受診判定検診38、46受診判定検診39、47受診判定検診40、48受診判定検診41、49受診判定検診42、50受診判定検診43、51受診判定検診44、52受診判定検診45、53受診判定検診46、54受診判定検診47、55受診判定検診48、56受診判定検診49、57受診判定検診50、58受診判定検診51、59基本事後受診判定、60胃がん精密検診受診判定、61子宮がん精密検診受診判定、62乳がん精密検診受診判定、63大腸がん精密検診受診判定、64受診判定検診57、65腹部超音波精密検診受診判定、66成人歯科精密検診受診判定、67骨粗しょう症精密検診受診判定、68前立腺がん精密検診受診判定、69受診判定検診62、70受診判定検診63、71受診判定検診64、72受診判定検診65、73受診判定検診66、74受診判定検診67、75受診判定検診68、76受診判定検診69、77受診判定検診70、78受診判定検診71、79受診判定検診72、80受診判定検診73、81受診判定検診74、82受診判定検診75、83受診判定検診76、84肝炎精密検診受診判定、85受診判定検診78、86結核精密検診受診判定、87肺がん精密検診受診判定、88受診判定検診81、89受診判定検診82、90受診判定検診83、91受診判定検診84、92受診判定検診85、93受診判定検診86、94受診判定検診87、95受診判定検診88、96受診判定検診89、97受診判定検診90、98受診判定検診91、99受診判定検診92、100受診判定検診93、101受診判定検診94、102受診判定検診95、103受診判定検診96、104受診判定検診97、105受診判定検診98、106受診判定検診99
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む

<様式1-1>個人情報ファイル簿

記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する_他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし
行政機関等匿名加工情報の概要	該当なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	該当なし
記録情報に_条例要配慮個人情報_が含まれているときはその旨	含まない
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_移出対象者
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1西暦年度、2処理区分、3健診種別フラグ、4宛名番号、5SEQ、6更新情報ユーザーコード、7更新年月日(西暦)、8更新時間、9被保険者証記号、10被保険者証番号、11受診券整理番号、12利用券整理番号、13指導報告年度、14枝番
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_接種情報テーブル(予防接種費用還付事業)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1宛名番号、2接種コード、3回数、4接種日、5更新者、6更新日、7更新時間、8混合接種何種、9年度、10定期/任意、11申請日、12受付日、13決定日、14振込予定日、15接種金額、16自己負担額、17上限金額、18助成額、19補助金、20文書番号前、21文書番号後、22ID
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_申請者情報マスタ
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1宛名番号、2事業、3申請者ID、4更新者、5更新日、6更新時間、7申請者カナ、8申請者氏名、9郵便番号、10住所、11方書、12電話番号、13金融機関コード、14支店コード、15口座種類、16口座番号、17口座名義人名カナ、18生保区分、19統計区分1、20統計区分2
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム情報ファイル_予防接種
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業実施のために必要となる情報を健康管理システムにおいて管理する
記録項目	1宛名番号、2接種コード、3接種回数、4接種・予診日、5更新者、6更新日、7更新時間、8年度、9性別、10接種日年齢、11年度末年齢、12基準日年齢、13受診時国保区分、14対象外判定、15接種判定、16混合接種何種、17請求日(月)、18実施医療機関、19接種番号、20接種会場、21問診医、22接種医、23所属、24Lot.No、25接種量、26発赤反応長径、27発赤反応短径、28硬結反応長径、29硬結反応短径、30二重発赤反応長径、31二重発赤反応短径、32所見、ツ反判定、33精密検査結果、34抗体価検査、35特記事項、36未接種理由、37予診フラグ、38実施区分、39医師の判断、40肺炎球菌種類、41麻疹区分、42市外接種、43定期/任意、44HPV過去ワクチン確認結果
記録範囲	市民、転出者
記録情報の収集方法	他システム連携または成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業の実施による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	カルテ_休日応急診療所事業_受診者・保険証情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	休日応急診療所事業に必要な受診者情報をカルテ(紙)において管理する
記録項目	1受診者氏名、2受診者生年月日、3受診者住所、4受診者郵便番号、5受診者電話番号、6担当医師、7担当薬剤師、8傷病名、9診療開始日、10診療報酬明細、11診療録、12自己負担金、13保険者番号、14被保険者証等記号、15被保険者証等番号
記録範囲	受診者
記録情報の収集方法	休日応急診療所の受診
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	カルテ_休日歯科応急診療所事業_受診者・保険証情報
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	休日歯科応急診療所事業に必要な受診者情報をカルテ(紙)において管理する
記録項目	1受診者氏名、2受診者生年月日、3受診者住所、4受診者電話番号、5保険者番号、6被保険者証等記号、7被保険者証等番号、8担当歯科医師、9傷病名、10診療開始日、11診療録、12自己負担金、13診療報酬明細
記録範囲	受診者
記録情報の収集方法	休日歯科応急診療所の受診時
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康ドック受診者名簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が健康ドック健診受診者を管理するために利用する。
記録項目	1受診日及び時間、2氏名、3性別、4生年月日、5年齢、6住所、7電話番号、8所属、9料金、10前回フィルム番号、11オプション検査の受診状況
記録範囲	宝塚市健康ドック受診者
記録情報の収集方法	市民からの申し込み
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康ドック健康診断受診票
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が受診情報を管理するために利用する。
記録項目	1団体コード、2登録番号、3健保記号、4健保番号、5受診券番号、6氏名、7性別、8生年月日、9年齢、10個人番号、11同意署名、12提出物(便潜血・尿・ストレス・風しん)、12検査項目(身長・体重・体脂肪・腹囲・聴力・ウロ・蛋白・糖・潜血・視力・血圧・採血・眼底・血圧脈波・心電図・腹部超・胸部エックス線・胃部エックス線・内科健診)13受診番号、14受診日、15健診コース、16健診コース番号、17問診票(職業・病歴・自覚症状等)、18胃部エックス検査・心電図検査・女性の方への問診
記録範囲	宝塚市健康ドック受診者
記録情報の収集方法	市民からの申し込み
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する_他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康診断結果のお知らせ
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が受診情報を管理するために利用する。
記録項目	1住所、2氏名、3生年月日、4年齢、5性別、6記号・健保番号、7受診日、8総合判定、9検査結果コメント、10機能判定結果(診察・血圧・心電図・糖代謝・脂質代謝・肝機能・腎機能・献血・血球・眼科・胸部X線・胃部・大腸・腹部超音波・尿酸又はオプション)11検査結果[5年分](食後時間・[診察]理学的所見・[身体計測]身長・体重・BMI・標準体重・肥満度・腹囲・[循環器]血圧・心電図判定・[糖代謝]尿糖・空腹時血糖・HbA1c・[脂質代謝]中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール・総コレステロール、non-HDLコレステロール、[肝機能]AST、ALT、 γ -GTP、アルカリフォスファターゼ、LDH-IF、総蛋白、アルブミン、A/G比、総ビリルビン、尿ウロビリノーゲン、[肝炎]HBS抗原、HCV抗体、[腎機能]尿蛋白・尿潜血・クレアチニン・eGFR・尿素窒素・尿酸・[貧血・血球]赤血球・血色素・ヘマトクリット・白血球・血小板・MCV・MCH・MCHC・[眼科]視力・眼底、[聴力]右・左、[呼吸器]胸部X線フィルムNo.、所見、判定、[胃部]フィルムNo.、所見、判定、精検部位、[大腸]便潜血1回目/2回目、判定[超音波]所見、判定、精検部位[オプション]BNP、NT-proBNP、SCC抗原、CEA、CA19-9、CA125、PSA、TTT、ZTT、ペプシノゲンI、ペプシノゲンII、ペプシノゲンI/II、ペプシノゲン判定、TSH、FT4)12問診の内容(病気について、自覚症状について、職業)、13質問票、14ストレステスト、15検査値の推移[体重・腹囲・血圧・脂質・糖代謝]
記録範囲	宝塚市健康ドック受診者
記録情報の収集方法	市民からの申し込み
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—

<様式1-1>個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし
行政機関等匿名加工情報の概要	該当なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	該当なし
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	精密検査回答書(精密検査実施医療機関からの回答)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進室健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市が精密検査受診情報を管理するために利用する。
記録項目	1精密検査実施医療機関名・医師名・所在地・電話番号)、2精密検査受診日、3精密検査方法、4診断名、5指示、6受診者情報(氏名・年齢・性別・生年月日・受診自治体・団体コード・登録番号・受診番号)、7検査項目、8一次検針日、9前回受診日、10前々回受診日
記録範囲	精密検査受診した方
記録情報の収集方法	精密検査実施医療機関からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	介護保険システムMCWEL
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部安心ネットワーク推進室介護保険課
個人情報ファイルの利用目的	介護保険事務に利用する
記録項目	1、保険者番号、2、データ作成PG、3、データ作成時刻、4、データ作成日、5、異動PID、6、異動所属コード、7、異動職員コード、8、市町村コード、9、異動時刻、10、異動日、11、被保険者番号、12、タイムスタンプ時刻、13、タイムスタンプ日付、14、異動区分、15、サービス提供年月、16、事業者番号、17、交換情報識別番号、18、履歴番号、19、削除フラグ、20、整理番号、21、審査年月、22、宛名コード、23、支所コード、24、サービス種類コード、25、連番、26、入力識別番号、27、備考、28、有効開始日、29、申請受付者職員コード、30、申請受付者所属コード、31、相殺区分、32、給付実績情報作成区分コード、33、有効終了日、34、要介護認定申請日、35、賦課年度、36、サービスコード、37、申請者関係コード、38、送付先宛名コード、39、国保連送付済フラグ、40、支給区分コード、41、有効期間開始日、42、有効期間終了日、43、異動事由コード、44、シリアル番号、45、利用者負担額、46、管理市町村コード、47、レコード番号、48、支払方法区分コード、49、過誤回数、50、再審査回数、51、審査方法区分コード、52、送付先連番、53、口座番号、54、受付場所コード、55、保険給付率、56、申請者住所、57、申請者電話番号、58、申請者郵便番号、59、金融機関コード、60、口座名義人、61、口座名義人カナ、62、支店コード、63、申請者区分、64、送付対象区分コード、65、調査回数、66、申請受付場所コード、67、口座連番、68、再審査過誤申立状態区分、69、徴収方法区分、70、調定年度、71、コード連番番、72、国保連提出区分、73、受領委任区分、74、バージョン情報、75、有効開始時刻、76、有効終了時刻、77、支払状態区分、78、申請者氏名、79、無効化フラグ、80、居宅介護支援事業者番号、81、口座宛名コード、82、生活保護区分、83、税区分、84、期別、85、申請日、86、世帯コード、87、生年月日、88、生年月日、89、サービス項目コード、90、受領委任事業者番号、91、助成種類、92、シリアル番号記録市町村、93、申請年月日、94、予備、95、予備2、96、高齢福祉年金受給者の有無、97、公費フラグ、98、傷病名、99、審査自庁区分、100、申請者事業者番号、101、申請者関係区分コード、102、摘要、103、特定個人情報コード、104、保険請求額、105、利用者負担段階、106、支給予定額、107、所得基準日、108、タイムスタンプ時刻、109、タイムスタンプ日付、110、訂正年月日、111、口座種別コード、112、作成年月、113、事前承認番号、114、貸付額、115、点数、116、要介護認定廃止日、117、カレント履歴番号、118、激変緩和措置対象者区分、119、サービス費種類コード、120、調定月、121、訂正区分コード、122、訂正連絡票作成年月、123、保険請求算定額、124、要介護状態区分コード、125、予備3、126、予備4、127、履歴相対番号、128、給付種類区分、129、支給決定日、130、受付日、131、審査会会場コード、132、審査会開始時刻、133、申請給付種類コード、134、性別コード、135、前利用者負担額、136、統合宛名番号、137、特例フラグ、138、二次審査日、139、認定有効開始日、140、認定有効終了日、141、利用者負担額合計、142、異動年月日、143、異動年月、144、グループコード、145、サービス種類、146、資格異動事由コード、147、市町村資格取得日、148、市町村資格喪失日、149、受領委任確認フラグ、150、性別、151、対象年度、152、訂正連絡票作成回数、153、データセット識別項目コード、154、摘要1、155、摘要10、156、摘要11、157、摘要12、158、摘要13、159、摘要14、160、摘要15、161、摘要16、162、摘要17、163、摘要18、164、摘要19、165、摘要2、166、摘要20、167、

摘要3、168、摘要4、169、摘要5、170、摘要6、171、摘要7、172、摘要8、173、摘要9、174、予備5、175、公費1後請求額、176、公費1前請求額、177、公費2後請求額、178、公費2前請求額、179、公費3後請求額、180、公費3前請求額、181、高額支給額、182、算定基準額、183、支給申請書整理番号、184、取消区分、185、申請書番号、186、貸付番号、187、貸付終了日、188、貸付申請区分コード、189、貸付日、190、摘要フラグ、191、認定状態区分、192、版番号、193、負担限度額多床室、194、訪問調査回目、195、訪問調査日、196、要介護認定日、197、要介護認定廃止区分、198、異動区分コード、199、異動事由、200、異動連絡票作成年月、201、かかりつけ医意見書作成依頼日、202、かかりつけ医意見書作成日、203、かかりつけ医意見書入手日、204、旧措置者区分、205、国保連異動日、206、作成処理済フラグ、207、支給額、208、支給不支給理由、209、施設所在保険者番号、210、支払金額、211、証記載保険者番号、212、助成区分、213、所得区分コード、214、申請区分、215、送付履歴番号、216、提供月認定有効開始日、217、提供月認定有効終了日、218、提供月要介護状態区分、219、電話番号、220、被保険者氏名カナ、221、利用者負担第2段階、222、宛名番号、223、意見書回目、224、意見書進行フラグ、225、給付実績区分コード、226、居宅サービス計画作成区分コード、227、決定通知書作成区分、228、決定年月日、229、後利用者負担額、230、公費1前本人負担額、231、公費1負担者番号、232、公費2前本人負担額、233、公費2負担者番号、234、公費3前本人負担額、235、公費3負担者番号、236、市町村番号、237、支払金額合計、238、処理状態区分、239、審査会コード、240、審査会会場管理市町村コード、241、審査会管理市町村コード、242、審査会進行フラグ、243、調査結果入手日、244、都道府県番号、245、二次審査要介護状態区分、246、認定進行フラグ、247、番号体系、248、保険制度コード、249、訪問調査員コード、250、訪問調査進行フラグ、251、要介護状態区分、252、要介護認定申請区分、253、領収証確認フラグ、254、ReasonOfNull属性1、255、ReasonOfNull属性2、256、ReasonOfNull属性3、257、異動連絡票作成回数、258、介護地区コード、259、かかりつけ医コード、260、かかりつけ医意見書番号、261、かかりつけ医医療機関コード、262、かかりつけ医氏名、263、給付率、264、控除額、265、最終更新一時刻、266、最終更新一日付、267、作成年月日、268、事業者区分、269、事業者名称、270、実質的負担軽減対象区分、271、住宅改修区分1、272、住宅改修区分2、273、住宅改修区分3、274、住宅改修区分4、275、住宅改修区分5、276、住宅改修区分6、277、順序番号、278、スタッフコード、279、送信日付、280、その他意見、281、その他事由、282、担当介護支援専門員番号、283、データセットレコードのキー、284、テーブルコード、285、被保険者区分、286、負担限度額従来型個室一特、287、負担限度額従来型個室一老療、288、負担限度額ユニット型個室、289、負担限度額ユニット型準個室、290、意見書作成依頼書通知日、291、意見書作成医コード、292、意見書作成医氏名、293、一次審査日、294、一次判定警告コード、295、一次判定結果変更理由、296、改修金額、297、外泊日数、298、確定時点、299、基幹系登録区分、300、決定通知書番号、301、後サービス点数、302、後日数回数、303、公開開始日、304、公開終了日、305、公費1後サービス点数、306、公費1受給者番号、307、公費2後サービス点数、308、公費2受給者番号、309、公費3後サービス点数、310、公費3受給者番号、311、更新区分、312、行政区画コード、313、購入金額、314、合議体コード、315、国保連決定通知書番号、316、支払済金額合計、317、氏名、318、氏名カナ、319、資格取得日、320、資格喪失日、321、事業者種別、322、事務コード、323、自己負担額証明書整理番号、324、疾病区分、325、社福軽減率、326、受付年月日、327、修正日時、328、住宅改修完成日、329、住宅改修事業者名、330、住宅改修先住所、331、住宅改修着工日、332、処分延期事由コード、333、処分延期通知書通知日、334、処理時刻、335、処理日、336、償還処理状態区分、337、情報提供者ユーザID、338、情報提供者部署コード、339、職権修正区分、340、職権修正者管理市町村コード、341、職権修正日、342、審査会意見コード、343、申請事由名称コード、344、親データセットレコードのキー、345、世帯合算区分コード、346、前回一次審査要介護状態区分、347、前回二次審査要介護状態区分、348、対象番号、349、地区コード、350、痴呆性高齢者の目印、351、調査委託事業者コード、352、調査委託事業者管理市町村コード、353、調査委託日、354、調査実施場所区分、355、転入前保険者コード、356、転入前保険者名、357、入所実日数、358、認定有効月数、359、被保険者証記号、360、負担限度額食費、361、福祉用具購入日、362、福祉用具種目コード、363、福祉用具商品名、364、福祉用具製造事業者名、365、福祉用具販売事業者名、366、訪問調査員管理市町村コード、367、要介護状態区分コード-国保連、368、要介護担当地区コード、369、要介護認定申請受理日、370、要介護認定申請番号、371、要介護認定変更区分、372、

老人保健受給者番号、373、70歳以上の者に係る所得区分、374、ReasonOfNull属性4、375、ReasonOfNull属性5、376、ReasonOfNull属性6、377、開始日付、378、回送市町村コード、379、かかりつけ医医療機関管理市町村コード、380、かかりつけ医管理市町村コード、381、格納連番、382、合併広域作成フラグ、383、起動モジュールID、384、起動モジュール種別、385、起動モジュール引数、386、旧市町村コード、387、給付制限種類区分、388、境界層区分コード、389、境界前所得区分コード、390、業務区分、391、緊急時傷病名1、392、緊急時傷病名2、393、緊急時傷病名3、394、減免申請日、395、サービス種類限定フラグ、396、サービス点数、397、サービス内容コード、398、資格取得連番、399、事業者異動処理フラグ、400、住所地特例区分、401、住宅改修先住所連番、402、住宅改修先電話番号、403、住宅改修先郵便番号、404、住宅改修事業者電話番号、405、住宅区分、406、終了日付、407、ジョブID、408、所有者名、409、処理区分、410、シリアル番号市町村、411、世帯所得区分コード、412、通番、413、手書申請区分、414、賦課処理時刻、415、賦課処理日、416、プロジェクト名、417、保険者保有作成年月、418、本人同意フラグ、419、メニューID、420、予備10、421、予備6、422、予備7、423、予備8、424、予備9、425、予備日付1、426、リセット区分、427、理由書作成事業者番号、428、理由書作成者名、429、理由書作成日、430、領収書記載日、431、履歴連番、432、累積登録時刻、433、累積登録日、434、老人保健市町村番号、435、意見書新規継続区分、436、意見書回収予定日、437、意見書在宅区分、438、意見書作成依頼書最新発行日、439、意見書作成依頼書発行回数、440、意見書作成医医療機関コード、441、意見書作成医管理市町村コード、442、意見書作成医区分、443、意見書作成医療機関管理市町村コード、444、意見書診断フラグ、445、一号該当日、446、一次審査要介護状態区分、447、延滞金額、448、往診医療機関名、449、家族介護拡大額、450、家族介護状態区分、451、過誤納年度、452、過誤納連番、453、勸奨通知書番号、454、基本異動日、455、基本氏名、456、基本氏名カナ、457、基本生年月日、458、旧措置入所者特例コード、459、旧措置入所者特例コード-国保連、460、決定通知書番号、461、後リハビリテーション点数、462、後出来高請求額、463、後請求額、464、後短期入所実日数、465、後点数、466、公費1給付率、467、公費1後出来高請求額、468、公費1後日数回数、469、公費1前サービス点数、470、公費1前出来高請求額、471、公費1前出来高本人負担額、472、公費2給付率、473、公費2後出来高請求額、474、公費2後日数回数、475、公費2前サービス点数、476、公費2前出来高請求額、477、公費2前出来高本人負担額、478、公費3給付率、479、公費3後出来高請求額、480、公費3後日数回数、481、公費3前サービス点数、482、公費3前出来高請求額、483、公費3前出来高本人負担額、484、国保連への通知日、485、氏名利用区分、486、資格異動日、487、資格情報消除フラグ、488、資格得喪履歴連番、489、事業者名称略称、490、事務手続コード、491、自動償還区分、492、取消解除フラグ、493、受給資格証明書最新発行日、494、受給資格証明書通知日、495、受給資格証明書発行回数、496、住記提供済フラグ、497、住所、498、処分延期決定日、499、処分延期通知書最新発行日、500、処分延期通知書発行回数、501、所得区分、502、小規模多機能型住宅サービス利用有無、503、職権修正者コード、504、審査会意見、505、審査順番番号、506、申請者宛名コード、507、申請対象年度、508、申請代行業者管理市町村コード、509、前サービス実日数、510、前サービス点数、511、前リハビリテーション点数、512、前回サービス種類限定フラグ、513、前回意見書作成医コード、514、前回意見書作成医管理市町村コード、515、前回介護保険審査会要介護状態区分、516、前回合議体コード、517、前回合議体管理市町村コード、518、前回調査最大回数、519、前回認定有効開始日、520、前回認定有効月数、521、前回認定有効終了日、522、前回訪問調査員コード、523、前回訪問調査員管理市町村コード、524、前回要介護認定申請日、525、前回要介護認定日、526、前出来高請求額、527、前出来高利用者負担額、528、前請求額、529、前短期入所計画日数、530、前短期入所実日数、531、前日数回数、532、対象年月、533、退所年月日、534、端末ID、535、調査時警告フラグ、536、調査同意書番号、537、調査同意日、538、調査票回収予定日、539、調査票番号、540、通院医療機関名、541、通知書番号、542、訂正理由、543、適用開始年月、544、適用終了年月、545、転入前受給資格証明書発行日、546、転入前被保険者番号、547、点数単価、548、特記事項、549、督促手数料額、550、二次審査依頼日、551、二次審査予定日、552、入所施設コード、553、入所施設管理市町村コード、554、入所年月日、555、認定センタ送信日、556、認定処理予定日、557、認定通知書最新発行日、558、認定通知書通知日、559、販売事業者電話番号、560、被保険者氏名、561、被保険者証番号、562、被保険者送付先連番、563、備考1、564、備考2、565、品目コード、566、訪問調査在

宅区分、567、訪問調査開始時刻、568、訪問調査事業者委託カウント、569、目標かかりつけ医意見書依頼日、570、目標かかりつけ医意見書回収日、571、目標一次審査日、572、目標二次審査日、573、目標認定通知日、574、目標訪問調査依頼日、575、目標訪問調査票回収日、576、要介護認定申請識別区分、577、要介護認定申請理由コード、578、要介護認定認定理由コード、579、委託先機関コード、580、委託元機関コード、581、異動フラグ、582、イメージファイル区分、583、開始日、584、勸奨通知日、585、管理区分、586、基本チェックリスト回答年月日、587、基本チェックリスト実施年月日、588、給付の種類、589、激変緩和措置対象区分、590、減額申請日、591、更新申請区分、592、公費負担者番号、593、国保個人番号、594、国保被保険者証番号、595、国保保険者番号、596、サービス区分、597、サービス費用合計額合計、598、サービス略称、599、サービス実日数、600、再調査区分、601、削除区分、602、シート種別、603、資格取得年月日、604、資格喪失年月日、605、資格届出日、606、事業者区分コード、607、自己負担額、608、市単区分、609、市町村一号該当日、610、市町村調整額、611、支払済金額、612、支払先区分、613、支払先コード、614、支払先市町村、615、社福区分、616、社福軽減額、617、社福軽減利用者負担額、618、社福利利用者負担額、619、住記提供データ作成日、620、住所カナ、621、終了日、622、職員コード、623、処理年月、624、審査会割当状態区分、625、申請受付日、626、申請管理番号、627、推定給付区分コード、628、前回法改正フラグ、629、前回履歴番号、630、操作者、631、滞納整理員コード、632、単位数、633、帳票コード、634、通知内容コード、635、月遅れ実績区分、636、訂正追加区分、637、問合せ定義番号、638、特入認定日、639、特入開始日、640、特入終了日、641、特別徴収義務者コード、642、届出日、643、年金保険者コード、644、年齢、645、廃止フラグ、646、パターンコード、647、発行日、648、発行連番、649、判定年月日、650、判定理由コード、651、被保険者資格取得年月日、652、被保険者資格喪失年月日、653、分納番号、654、変更前有効期間終了年月日、655、法改正フラグ、656、モバイル依頼区分、657、有効期間開始年月日、658、有効期間終了年月日、659、郵便番号、660、要介護履歴番号、661、予定調査実施開始時刻、662、予定調査実施日、663、リハビリテーション点数、664、戻入区分、665、宛先氏名、666、宛先住所、667、宛先郵便番号、668、過誤納内訳連番、669、介護保険地域差区分、670、蓋然性評価コード、671、蓋然性評価パーセント、672、還付加算金、673、還付支払方法区分、674、基本カスタマバーコード、675、基本市内外区分、676、基本住所、677、基本住所コード、678、基本住所方書、679、基本性別コード、680、基本続柄コード、681、基本通称名、682、基本通称名カナ、683、基本郵便番号、684、旧措置者終了日、685、居宅サービス計画作成依頼届出日、686、限度額管理対象外点数、687、限度額管理対象点数、688、後サービス単位数、689、後出来高点数合計、690、後単位数、691、後点数合計、692、公費1後出来高点数合計、693、公費1後点数合計、694、公費1前出来高点数合計、695、公費1前点数合計、696、公費1前日数回数、697、公費2後出来高点数合計、698、公費2後点数合計、699、公費2前出来高点数合計、700、公費2前点数合計、701、公費2前日数回数、702、公費3後出来高点数合計、703、公費3後点数合計、704、公費3前出来高点数合計、705、公費3前点数合計、706、公費3前日数回数、707、指定決定年月日、708、施設退所日、709、施設入所日、710、事業者FAX番号1、711、事業者FAX番号2、712、事業者カスタマバーコード、713、事業者コード、714、事業者開設者名称、715、事業者開設者名称カナ、716、事業者開設日、717、事業者住所コード、718、事業者代表者名、719、事業者電話番号1、720、事業者電話番号2、721、事業者内線番号1、722、事業者内線番号2、723、事業者閉設日、724、事業者名称カナ、725、事業者郵便番号、726、実績作成元コード、727、種別区分、728、住民区分、729、処分管理区分、730、処理サイクル、731、所属名、732、小問題、733、職員名、734、寝たきり度、735、審査結果抽出フラグ、736、申請抽出フラグ、737、診断命令書最新発行日、738、世代区分、739、生活保護受給開始日、740、生活保護受給廃止日、741、請求額、742、前サービス単位数、743、前計画点数、744、前限度額管理対象外点数、745、前限度額管理対象点数、746、前出来高点数合計、747、前単位数、748、前点数、749、前点数合計、750、前点数単価、751、送付先住所、752、送付先住所方書、753、送付先郵便番号、754、増減点、755、退所後の状態コード、756、大問題、757、地区コード1、758、地区コード2、759、地区コード3、760、地区コード4、761、地区コード5、762、痴呆度、763、中止理由コード、764、中問題、765、通知年月日、766、特入認定区分、767、認定通知書発行回数、768、認定一二次審査要介護状態区分、769、認定一認定状態区分、770、認定一認定有効開始日、771、認定一認定有効終了日、772、認定一要介護認定申請区分、773、認定一要介護認定廃止日、774、納付区分、775、備

考意見書、776、備考審査会、777、備考訪問調査、778、訪問調査希望日時1、779、訪問調査希望日時2、780、訪問調査希望日時3、781、問い合わせ先住所、782、問い合わせ先電話番号、783、問い合わせ先名称1、784、問い合わせ先名称2、785、問い合わせ先郵便番号、786、要介護1状態像コード、787、領収日、788、老人保健取得日、789、老人保健喪失日、790、老福の有無、791、老齢福祉年金受給の有無、792、10月度70-74歳高額支給額、793、10月度70-74歳負担額、794、10月度高額支給額、795、10月度自己負担額、796、10月度摘要、797、11月度70-74歳高額支給額、798、11月度70-74歳負担額、799、11月度高額支給額、800、11月度自己負担額、801、11月度摘要、802、12月度70-74歳高額支給額、803、12月度70-74歳負担額、804、12月度高額支給額、805、12月度自己負担額、806、12月度摘要、807、4月度70-74歳高額支給額、808、4月度70-74歳負担額、809、4月度高額支給額、810、4月度自己負担額、811、4月度摘要、812、5月度70-74歳高額支給額、813、5月度70-74歳負担額、814、5月度高額支給額、815、5月度自己負担額、816、5月度摘要、817、6月度70-74歳高額支給額、818、6月度70-74歳負担額、819、6月度高額支給額、820、6月度自己負担額、821、6月度摘要、822、70-74歳高額支給額合計、823、70-74歳負担額合計、824、7月度70-74歳高額支給額、825、7月度70-74歳負担額、826、7月度高額支給額、827、7月度自己負担額、828、7月度摘要、829、8月度70-74歳高額支給額、830、8月度70-74歳負担額、831、8月度高額支給額、832、8月度自己負担額、833、8月度摘要、834、9月度70-74歳高額支給額、835、9月度70-74歳負担額、836、9月度高額支給額、837、9月度自己負担額、838、9月度摘要、839、BMI、840、ReasonOfNull属性7、841、宛名基本更新フラグ、842、宛名基本更正日、843、宛名コードー福祉、844、後出来高利用者負担額、845、普徴仮算定実施区分、846、普徴仮算端数設定区分、847、普徴設定区分1、848、普徴設定区分10、849、普徴設定区分11、850、普徴設定区分12、851、普徴設定区分2、852、普徴設定区分3、853、普徴設定区分4、854、普徴設定区分5、855、普徴設定区分6、856、普徴設定区分7、857、普徴設定区分8、858、普徴設定区分9、859、普徴調整開始区分、860、普徴納期限1、861、普徴納期限10、862、普徴納期限11、863、普徴納期限12、864、普徴納期限2、865、普徴納期限3、866、普徴納期限4、867、普徴納期限5、868、普徴納期限6、869、普徴納期限7、870、普徴納期限8、871、普徴納期限9、872、普徴本算定処理月、873、委託特定個人情報コード、874、委託料、875、一時差止更新フラグ、876、一割負担更新フラグ、877、異動連絡票作成年月日、878、依頼在宅区分、879、依頼先金融コード、880、依頼先支店コード、881、依頼時刻1、882、依頼時刻2、883、依頼時刻3、884、依頼時刻4、885、依頼時刻5、886、依頼時刻6、887、依頼支払区分、888、依頼処理済区分1、889、依頼処理済区分2、890、依頼処理済区分3、891、依頼処理済区分4、892、依頼処理済区分5、893、依頼処理済区分6、894、依頼調査区分、895、依頼日1、896、依頼日2、897、依頼日3、898、依頼日4、899、依頼日5、900、依頼日6、901、受付番号、902、エラーコード、903、エラー詳細、904、オンライン決定区分、905、会計年度、906、外国人登録番号、907、外国人登録日、908、介護支援専門員名、909、介護報酬基本単位、910、介護報酬基本単位数、911、介護報酬基本点数、912、該当条件1、913、該当条件2、914、該当条件3、915、該当条件4、916、各種区分、917、確認区分、918、課税所得調整控除後、919、課税所得調整控除前、920、課税層の特例減額措置対象、921、課税年金収入額、922、画像ID、923、方書、924、合併時現年歳出区分、925、合併時出納整理無年度、926、カナ氏名、927、カナ氏名ー福祉、928、仮算特徴6月開始普徴区分、929、仮徴収期月割絞込区分、930、管理者氏名、931、管理者氏名カナ、932、管理者住所、933、管理者住所カナ、934、管理者郵便番号、935、管理票ー給付管理票作成区分、936、管理票ー限度額適用終了年月、937、管理票ー種別区分、938、管理ポイントコード、939、関連宛名コード、940、機関コード、941、機関種別コード、942、基準所得段階、943、基準費用額多床室、944、期別端数処理区分、945、期別分割番号、946、基本宛名コード、947、基本異動区分コード、948、基本市町村コード、949、基本氏名検索用カナ、950、基本チェックリスト回答1、951、基本チェックリスト回答10、952、基本チェックリスト回答11、953、基本チェックリスト回答12、954、基本チェックリスト回答13、955、基本チェックリスト回答14、956、基本チェックリスト回答15、957、基本チェックリスト回答16、958、基本チェックリスト回答17、959、基本チェックリスト回答18、960、基本チェックリスト回答19、961、基本チェックリスト回答2、962、基本チェックリスト回答20、963、基本チェックリスト回答21、964、基本チェックリスト回答22、965、基本チェックリスト回答23、966、基本チェックリスト回答24、967、基本チェックリスト回答25、968、基本チエッ

<様式1-1>個人情報ファイル簿

クリスト回答3、969、基本チェックリスト回答4、970、基本チェックリスト回答5、971、基本チェックリスト回答6、972、基本チェックリスト回答7、973、基本チェックリスト回答8、974、基本チェックリスト回答9、975、旧措置者結果通知書最新発行日、976、旧措置者更新フラグ、977、旧措置者減免終了日、978、旧措置者取消日、979、旧措置者取消理由コード、980、給付額給付制限種類区分、981、給付額減額更新フラグ、982、給付額市町村コード、983、給付額異動区分コード、984、給付額給付制限適用決定日、985、給付受給状況区分、986、境界層区分、987、共済年金証書記号番号、988、共済変換期間満了年月、989、業務グループID、990、居住費境界層区分、991、居宅異動区分コード、992、居宅計画更新フラグ、993、居宅サービス計画適用開始日、994、居宅サービス計画届出番号、995、居宅サービス計画適用終了日、996、居宅市町村コード、997、居宅届出日、998、居宅有効開始日、999、居宅有効終了日、1000、緊急時治療開始日1 その他全5460項目

記録範囲

宝塚市民および自市町村住所地特例者

記録情報の収集方法

住基システム、税システム、兵庫県国民健康保険団体連合会

要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

含む

記録情報の_経常的提供先

兵庫県国民健康保険団体連合会

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地

(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番2号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等

—

個人情報ファイルの種別

法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)

政令第21条第7項に_該当する_ファイル

有

行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

記録情報に_条例要配慮個人
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	介護給付適正化事業支援システム
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部安心ネットワーク推進室介護保険課
個人情報ファイルの利用目的	介護保険事務に利用する
記録項目	”1、給付年度、2、自己負担額計算対象日自、3、自己負担額計算対象日自、4、介護保険加入期間自、5、介護保険加入期間至、6、自己負担額合計、7、うち70-74歳の自己負担額合計、8、給付の種類、9、給付率、10、減額給付率、11、サービス項目、12、地域差区分、13、給付単価、14、給付単価単位数、15、給付単価単位、16、異動処理フラグ、17、支給限度額、18、プロセスID、19、プロセスID枝番、20、管理年月日1、21、管理時刻1、22、管理年月日2、23、管理時刻2、24、管理年月日3、25、管理時刻3、26、管理年月日4、27、管理時刻4、28、管理年月日5、29、管理時刻5、30、プロセスフリー領域、31、対象年月、32、種別区分、33、給付管理票番号、34、作成日、35、給付管理票作成区分、36、居宅サービス計画作成区分、37、限度額適用開始年月、38、限度額適用終了年月、39、前月まで給付計画日数、40、指定サービス分小計、41、基準該当サービス分小計、42、給付計画合計点数、43、申請届出日、44、サービス種類コード、45、給付計画点数、46、サービス費用合計額、47、元利用者負担額、48、入力識別番号、49、実績作成元コード、50、給付実績区分コード、51、給付実績情報作成区分コード、52、開始年月日、53、中止年月日、54、入所年月日、55、退所年月日、56、前サービス点数、57、前保険請求額、58、前利用者負担額、59、前緊急保険請求額、60、前特定保険請求額、61、前食事請求額、62、後サービス点数、63、後保険請求額、64、後利用者負担額、65、後緊急保険請求額、66、後特定保険請求額、67、後食事請求額、68、要介護状態区分コード-国保連、69、旧措置入所者特例コード-国保連、70、旧措置入所者特例コード、71、認定有効開始年月日、72、認定有効終了年月日、73、公費1負担者番号、74、公費1受給者番号、75、公費1給付率、76、公費1前サービス点数、77、公費1前請求額、78、公費1前本人負担額、79、公費1前緊急請求額、80、公費1前特定請求額、””、””81、公費1前食事請求額、82、公費1後サービス点数、83、公費1後請求額、84、公費1後本人負担額、85、公費1後緊急請求額、86、公費1後特定請求額、87、公費1後食事請求額、88、公費2負担者番号、89、公費2受給者番号、90、公費2給付率、91、公費2前サービス点数、92、公費2前請求額、93、公費2前本人負担額、94、公費2前緊急請求額、95、公費2前特定請求額、96、公費2前食事請求額、97、公費2後サービス点数、98、公費2後請求額、99、公費2後本人負担額、100、公費2後緊急請求額、101、公費2後特定請求額、102、公費2後食事請求額、103、公費3負担者番号、104、公費3受給者番号、105、公費3給付率、106、公費3前サービス点数、107、公費3前請求額、108、公費3前本人負担額、109、公費3前緊急請求額、110、公費3前特定請求額、111、公費3前食事請求額、112、公費3後サービス点数、113、公費3後請求額、114、公費3後本人負担額、115、公費3後緊急請求額、116、公費3後特定請求額、117、公費3後食事請求額、118、再審査過誤申立状態区分、119、公費フラグ、120、緊急時施設療養費フラグ、121、特定診療費フラグ、122、食事費用フラグ、123、特定入所者介護費用フラグ、124、社会福祉法人軽減額フラグ、125、訂正理由、126、警告区分コード、127、取消解除フラグ、128、保険者保有作成年月、129、前点数、130、前日数回数、131、後点数、132、後日数回数、133、公費1前日数回数、134、公費1後日数回数、135、公費2前日数回数、136、公費2後日数回数、137、公費3前日数回数、138、公費3後日数回数、139、給付種類区分、140、サービス費種類コード、141、特例フラグ、

142、再審査回数、143、過誤回数、144、前サービス実日数、145、前計画点数、146、前限度額管理対象点数、147、前限度額管理対象外点数、148、前短期入所計画日数、149、前短期入所実日数、150、前点数合計、151、前点数単価、152、前請求額、153、前出来高点数合計、154、前出来高請求額、155、前出来高利用者負担額、156、後短期入所実日数、157、後点数合計、158、後請求額、159、後出来高点数合計、160、〃、〃後出来高請求額、161、公費1前点数合計、162、公費1前出来高点数合計、163、公費1前出来高請求額、164、公費1前出来高本人負担額、165、公費1後点数合計、166、公費1後出来高点数合計、167、公費1後出来高請求額、168、公費2前点数合計、169、公費2前出来高点数合計、170、公費2前出来高請求額、171、公費2前出来高本人負担額、172、公費2後点数合計、173、公費2後出来高点数合計、174、公費2後出来高請求額、175、公費3前点数合計、176、公費3前出来高点数合計、177、公費3前出来高請求額、178、公費3前出来高本人負担額、179、公費3後点数合計、180、公費3後出来高点数合計、181、公費3後出来高請求額、182、エラーコード、183、レコード種別、184、エラー詳細、185、年齢、186、性別、187、後出来高利用者負担額、188、管理票一給付管理票作成区分、189、管理票一種別区分、190、管理票一給付計画点数、191、管理票一居宅介護支援事業者番号、192、管理票一限度額適用開始年月、193、管理票一限度額適用終了年月、194、管理票一支給限度額、195、社福一軽減率、196、社福一受領すべき利用者負担額の総額、197、社福一軽減額、198、社福一軽減後利用者負担額、199、社福一決定後受領すべき利用者負担額、200、社福一決定後軽減額、201、社福一決定後軽減後利用者負担額、202、社福設一法人減免開始日、203、社福設一法人減免終了日、204、社福設一法人減免率、205、社福設一法人減免率分母、206、特入一前費用額合計、207、特入一前保険分請求額合計、208、特入一前利用者負担額合計、209、特入一公費1前負担額合計、210、特入一公費1前請求額、211、特入一公費1前本人負担月額、212、特入一公費2前負担額合計、213、特入一公費2前請求額、214、特入一公費2前本人負担月額、215、特入一公費3前負担額合計、216、特入一公費3前請求額、217、特入一公費3前本人負担月額、218、特入一後費用額合計、219、特入一後保険分請求額合計、220、特入一後利用者負担額合計、221、特入一公費1後負担額合計、222、特入一公費1後請求額、223、特入一公費1後本人負担月額、224、特入一公費2後負担額合計、225、特入一公費2後請求額、226、特入一公費2後本人負担月額、227、特入一公費3後負担額合計、228、特入一公費3後請求額、229、特入一公費3後本人負担月額、230、高額一利用者負担額、231、高額一支給額、232、高額一公費1負担額、233、高額一公費1支給額、234、高額一公費2負担額、235、高額一公費2支給額、236、高額一公費3負担額、237、高額一公費3支給額、238、認定一要介護認定申請区分、239、認定一認定状態区分、240、認定一認定有効開始日〃、〃241、認定一認定有効終了日、242、認定一要介護認定廃止日、243、認定一二次審査要介護状態区分、244、特入差額支給フラグ、245、住所地特例フラグ、246、前計画単位数、247、前限度額管理対象単位数、248、前限度額管理対象外単位数、249、前単位数合計、250、前単位数単価、251、前出来高単位数合計、252、後単位数合計、253、後出来高単位数合計、254、公費1前単位数合計、255、公費1前出来高単位数合計、256、公費1後単位数合計、257、公費1後出来高単位数合計、258、公費2前単位数合計、259、公費2前出来高単位数合計、260、公費2後単位数合計、261、公費2後出来高単位数合計、262、公費3前単位数合計、263、公費3前出来高単位数合計、264、公費3後単位数合計、265、公費3後出来高単位数合計、266、様式連番、267、支援事業者種別、268、支援事業者区分コード、269、支援事業者名称、270、事前相談有無フラグ、271、事前相談時の金額、272、サービス実施年月日、273、福祉一福祉用具種目コード、274、福祉一品目コード、275、住宅一住宅改修区分1、276、住宅一住宅改修区分2、277、住宅一住宅改修区分3、278、住宅一住宅改修区分4、279、住宅一住宅改修区分5、280、住宅一住宅改修区分6、281、特入一負担限度額、282、特入一後保険分請求額、283、特入一後利用者負担額、284、緊急一後緊急時治療管理点数、285、緊急一後緊急時治療管理日数、286、緊急一後緊急時治療管理小計、287、緊急一後所定疾患施設療養費単位数、288、緊急一後所定疾患施設療養費日数、289、緊急一後所定疾患施設療養費小計、290、緊急一後リハビリテーション点数、291、緊急一後処置点数、292、緊急一後手術点数、293、緊急一後麻酔点数、294、緊急一後放射線治療点数、295、緊急一後緊急時施設療養費合計点数、296、緊急一後往診日数、297、緊急一後通院日数、298、特定一識別番号、299、高額合算実績作成元コード、300、給付実績作成区分コード、、、、”

<様式1-1>個人情報ファイル簿

記録範囲	宝塚市民及び自市町村住所地特例者
記録情報の収集方法	介護保険システムMCWELから抽出
要配慮個人情報に含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし
行政機関等匿名加工情報の概要	該当なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	該当なし
記録情報に_条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	不納欠損分交渉記録抽出
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部安心ネットワーク推進室介護保険課
個人情報ファイルの利用目的	介護保険事務に利用する
記録項目	1タイムスタンプ日付、2タイムスタンプ時刻、3保険者番号、4市町村コード、5宛名コード、6履歴番号、7処理日、8処理時刻、9世帯コード、10基本氏名カナ、11基本氏名、12基本通称名カナ、13基本通称名、14氏名利用区分、15氏名オーバーフロー有無フラグ、16通称名オーバーフロー有無フラグ、17基本生年月日、18基本性別コード、19基本続柄コード、20基本住所コード、21基本市内外区分、22基本カスタマバーコード、23基本住所、24基本住所方書、25基本郵便番号、26地区コード1、27地区コード2、28地区コード3、29地区コード4、30地区コード5、31支所コード、32訪問調査用地区コード、33審査会用地区コード、34滞納管理用地区コード、35住民区分、36住民日届出日、37住民日異動日、38住民日異動事由コード、39非住民日届出日、40非住民日異動日、41非住民日異動事由コード、42基本届出日、43基本異動日、44基本異動事由コード、45国籍コード、46入国目的コード、47在留期間開始日、48在留期間終了日、49外国人登録番号、50外国人登録日、51転入出区分、52転入出郵便番号、53転入出住所、54転入出住所方書、55住民票コード、56転入出市町村コード、57世帯主カナ、58基本氏名検索性カナ、59通称名検索性カナ、60日市町村コード、61不現住フラグ、62宛名基本更正日、63異動所属コード、64異動職員コード、65異動PID、66データ作成日、67データ作成時刻、68データ作成PG、69タイムスタンプ日付、70タイムスタンプ時刻、71保険者番号、72市町村コード、73被保険者番号、74資格得喪履歴連番、75宛名コード、76資格異動日、77資格取得日、78資格喪失日、79一号該当日、80資格異動事由コード、81資格情報消除フラグ、82被保険者区分、83被保険者送付先連番、84住記提供済フラグ、85資格届出日、86住記提供データ作成日、87市町村資格取得日、88市町村資格喪失日、89市町村一号該当日、90異動フラグ、91資格取得連番、92異動所属コード、93異動職員コード、94異動PID、95データ作成日、96データ作成時刻、97データ作成PG、98保険者番号、99市町村コード、100被保険者番号、101賦課年度、102賦課情報履歴連番、103履歴相対番号、104徴収方法区分、105徴収形態区分、106当初賦課期日、107賦課期日、108賦課更正事由コード、109賦課更正日、110資格異動フラグ、111世帯構成異動フラグ、112本人所得異動フラグ、113世帯所得異動フラグ、114生保異動フラグ、115老福異動フラグ、116境界層異動フラグ、117強制設定異動フラグ、118減免異動フラグ、119天引不能異動フラグ、120算定所得段階、121強制設定所得段階、122所得段階、123算定保険料額、124減免額、125差引保険料額、126特徴仮変更依頼処理済フラグ、127特徴仮変更依頼日、128特徴依頼処理済フラグ、129特徴依頼日、130特徴停止フラグ、131特徴停止依頼処理済フラグ、132特徴停止依頼日、133特徴住特依頼処理済フラグ、134特徴住特依頼日、135特徴住特賦課年金年度、136納付通知書作成処理済フラグ、137納付通知書発行日、138納付通知書種別、139納入告知書作成処理済フラグ、140賦課額算定明細表作成済フラグ、141生保提供情報作成処理済フラグ、142消除フラグ、143タイムスタンプ日付、144タイムスタンプ時刻、145異動所属コード、146異動職員コード、147異動PID、148賦課処理日、149賦課処理時刻、150データ作成PG、151保険者番号、152市町村コード、153被保険者番号、154賦課年度、155調定年度、156徴収方法区分、157期別、158調定履歴連番、159調定更正日、160履歴相対番号、161期別保険料額、162期別収納額、163納期限、164処分管理区分、165処分管理日、166処分管理

<様式1-1>個人情報ファイル簿

理由区分、167最終領収日、168督促納期限、169調定月、170不納欠損額、171給付額減額算定フラグ、172給付額減額算定日、173消除フラグ、174タイムスタンプー日付、175タイムスタンプー時刻、176異動所属コード、177異動職員コード、178異動PID、179賦課処理日、180賦課処理時刻、181データ作成PG、182保険者番号、183歳入年度、184現年滞繰区分、185市町村コード、186被保険者番号、187賦課年度、188調定年度、189徴収方法区分、190期別、191期別連番、192通知書番号、193収納区分、194保険料収納金額、195発生過誤納金額、196延滞金額、197督促手数料額、198還付加算金、199収納日、200領収日、201消込日、202納付区分、203発生過誤納延滞金額、204発生過誤納手数料額、205過誤納年度、206過誤納連番、207過誤納内訳連番、208過誤納整理連番、209予備、210調定月211年金保険者コード、212分納番号、213期別分割番号、214タイムスタンプー日付、215タイムスタンプー時刻、216異動所属コード、217異動職員コード、218異動PID、219データ作成日、220データ作成時刻、221データ作成PG、222保険者番号、223市町村コード、224被保険者番号、225処分連番、226枝番、227賦課年度、228調定年度、229徴収方法区分、230期別、231処分コード、232処分起案日、233処分決裁日、234処分執行日、235処分事由区分、236処分内容、237処分解除日、238解除事由区分、239解除事由、240処分取消日、241取消事由区分、242取消事由、243消除フラグ、244予備日付1、245予備日付2、246予備日付3、247予備コード1、248予備コード2、249タイムスタンプー日付、250タイムスタンプー時刻、251異動所属コード、252異動職員コード、253異動PID、254データ作成日、255データ作成時刻、256データ作成PG、257保険者番号、258市町村コード、259被保険者番号、260交渉連番、261交渉年月日、262交渉時刻、263予定履行フラグ、264履行日、265交渉予実区分、266交渉相手区分、267交渉相手名、268交渉手段区分、269交渉内容区分、270交渉記事、271滞納整理員コード、272消除フラグ、273タイムスタンプー日付、274タイムスタンプー時刻、275異動所属コード、276異動職員コード、277異動PID、278データ作成日、279データ作成時刻、280データ作成PG

記録範囲

宝塚市民及び自市町村住所地特例者

記録情報の収集方法

介護保険システム

要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

含む

記録情報の_経常的提供先

—

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地

(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の手続等

—

個人情報ファイルの種類

法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)

政令第21条第7項に_該当するファイル

無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特養待機者リスト資格付加
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部安心ネットワーク推進室介護保険課
個人情報ファイルの利用目的	介護保険事務に利用する
記録項目	1タイムスタンプ-日付、2タイムスタンプ-時刻、3保険者番号、4市町村コード、5被保険者番号、6資格得失履歴連番、7宛名コード、8資格移動日、9資格取得日、10資格喪失日、11一号該当日、12資格移動事由コード、13資格情報消除フラグ、14被保険者区分、15被保険者送付先連番、16住記提供済フラグ、17資格届出日、18住記提供データ作成日、19資料損資格取得日、20市町村資格喪失日、21市町村一合該当日、22異動フラグ、23資格取得連番、24異動所属コード、25異動職員コード、26異動PID、27データ作成日、28データ作成時刻、29データ作成PG、30施設入所履歴連番、31施設入所日、32施設退所日、33入所入所事業者コード、34施設入所種別気分、35他市町村住所地、36旧措置者フラグ、37旧措置者終了日、38入所連絡票送付日、39退所連絡票送付日、40変更連絡票送付日、41転出通知送付日、42退所理由区分、43適用開始日、44適用解除日、45施設所在保険者番号、46施設入所保険者番号、47施設入所適用終了日、48施設情報消除フラグ、49他市町村コード、50他市町村被保険者番号、51入所連絡票受理日、52退所連絡票受理日、53変更連絡票届出日
記録範囲	宝塚市民及び自市町村住所地特例者
記録情報の収集方法	介護保険システム
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)

<様式1-1>個人情報ファイル簿

政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし
行政機関等匿名加工情報の概要	該当なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	該当なし
記録情報に条所要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	身体障害者手帳管理ファイル
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室障害(がい)福祉課
個人情報ファイルの利用目的	身体障害者手帳にかかる新規申請・障害内容の追加・等級変更・再認定・紛失又は破損による再交付等の事務に利用する。
記録項目	1障害者氏名、2生年月日、3性別、4電話番号、5住所、6住民日異動日、7非住民日異動日、8本籍地、9旧住所・新住所、10申請日、11申請理由、12申請受理番号、13変更再交付申請日、14進達日、15判定日、16判定結果、17却下理由、18判定理由、19交付日、20手帳番号、21総合等級、22手帳等級、23変更日、24変更理由、25再交付日、26再交付理由、27返還日、28返還理由、29指導記録、30備考1、31医療機関種別・名称、32医師・科目・氏名、33診断日、34視覚種別、35視力、36聴力、37旅客(航空)割引、38日付、39区分、40備考、41障害部位、42障害内容、43住記情報、44世帯情報、45送付先情報、46履歴一覧、47進達中一覧、48サービス利用状況(世帯)、49通知書発行履歴、50更生指導台帳、51カード管理
記録範囲	身体障害者手帳交付等申請者
記録情報の収集方法	身体障害者手帳交付申請等を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	精神障害者保健福祉手帳管理ファイル
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室障碍(がい)福祉課
個人情報ファイルの利用目的	精神障害者保健福祉手帳にかかる新規申請・更新・等級変更・紛失又は破損による再交付等の事務に利用する。
記録項目	1障害者氏名、2生年月日、3性別、4電話番号、5住所、6住民日異動日、7非住民日異動日、8旧住所・新住所、9異動日、10申請区分、11保護者氏名、12続柄、13申請受理日、14申請者氏名、15新規申請日、16新規申請理由、17進達日、18申請受理番号、19結果受理日、20判定結果、21交付日、22手帳番号、23有効期限、24変更日、25変更理由、26更新・再交付日、27更新・再交付理由、28返還日、29返還理由、30病名、31日付、32備考、33住記情報、34世帯情報、35送付先情報、36履歴一覧、37サービス利用状況(世帯)、38通知書発行履歴、39カード管理
記録範囲	精神障害者保健福祉手帳交付等申請者
記録情報の収集方法	精神障害者保健福祉手帳交付申請等を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	療育手帳管理ファイル
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室障碍(がい)福祉課
個人情報ファイルの利用目的	療育手帳にかかる新規申請・再判定・等級変更・紛失又は破損による再交付等の事務に利用する。
記録項目	1障害者氏名、2生年月日、3性別、4電話番号、5住所、6住民日異動日、7非住民日異動日、8本籍地、9旧住所・新住所、10異動日、11職業、12学歴、13保護者氏名、14申請日、15申請理由、16申請受理番号、17変更・再交付申請日、18進達日、19判定機関、20判定日、21判定結果、22却下理由、23判定理由、24手帳番号、25程度、26IQ、27交付日、28再判定年月、29JR減額種別、30変更日、31変更理由、32再交付日、33再交付理由、34返還日、35返還理由、36日付、37区分、38備考、39住記情報、40世帯情報、41送付先情報、42履歴一覧、43進達中一覧、44サービス利用状況(世帯)、45通知書発行履歴、46更生指導台帳、47カード管理
記録範囲	療育手帳交付等申請者
記録情報の収集方法	療育手帳交付申請等を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	精神通院医療(自立支援医療)受給権者管理ファイル
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室障碍(がい)福祉課
個人情報ファイルの利用目的	精神通院医療にかかる新規申請・更新・変更・紛失又は破損による再交付等の事務に利用する。
記録項目	1障害者氏名、2生年月日、3性別、4電話番号、5住所、6住民日異動日、7非住民日異動日、8旧住所・新住所、9異動日、10申請区分、11保護者氏名、12続柄、13申請受理日、14申請者氏名、15新規申請日、16新規申請理由、17進達日、18申請受理番号、19結果受理日、20判定結果、21交付日、22受給者番号、23有効期間、24調査基準日、25世帯区分、26収入額、27所得割額、28所得判定年度、29所得区分、30負担上限額、31所得予備区分、32所得予備、33保険の種類、34保険者番号、35保険者名、36保険記号、37保険番号、38医療機関、39薬局、40訪問看護、41変更日、42変更理由、43支給要件、44診断日、45再認定・再交付日、46再認定・再交付理由、47返還日、48返還理由、49病名、50診断書、51日付、52備考
記録範囲	自立支援医療費(精神通院医療)支給認定等申請者
記録情報の収集方法	自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請等を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の手続等	—
個人情報ファイルの種類	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	補装具費支給管理ファイル
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室障害(がい)福祉課
個人情報ファイルの利用目的	補装具費にかかる支給決定事務に利用する。
記録項目	1障害者氏名、2生年月日、3性別、4電話番号、5住所、6住民日異動日、7非住民日異動日、8申請日、9保護者氏名、10申請受理番号、11児者区分、12所得区分、13独自所得区分、14独自自己負担額、15独自公費負担額、16用具名称、17物品名称、18取扱業者、19管制用部品名称、20判定依頼日、21判定予定日、22判定機関、23判定日、24判定結果、25判定理由、26決定日、27支給番号、28購入借受け修理、29借受の意向、30納入日、31支払日、32支払区分、33指導記録、34返却日、35返却理由、36難病、37借受け終了予定日、38用具上限額、39決定金額、40自己負担額、41公費負担額、42独自自己負担額、43独自公費負担額
記録範囲	補装具費支給申請者
記録情報の収集方法	補装具費支給申請を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	日常生活用具費給付管理ファイル
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室障碍(がい)福祉課
個人情報ファイルの利用目的	日常生活用具費にかかる給付決定事務に利用する。
記録項目	1障害者氏名、2生年月日、3性別、4電話番号、5住所、6住民日異動日、7非住民日異動日、8申請日、9保護者氏名、10申請受理番号、11児者区分、12所得区分、13独自所得区分、14独自自己負担額、15独自公費負担額、16用具上限額、17決定金額、18法定自己負担額、19自己負担額、20公費負担額、21超過負担額、22自己負担済額、23独自自己負担済額、24用具名称、25物品名称、26取扱業者、27判定日、28判定結果、29判定理由、30決定日、40給付番号、41給付貸与、42納入日、43支払日、44支払区分、45指導記録、46返還日、47返還理由、48難病、
記録範囲	日常生活用具給付申請者
記録情報の収集方法	日常生活用具給付申請を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人
情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特別障害者手当受給権者管理ファイル
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室障碍(がい)福祉課
個人情報ファイルの利用目的	特別障害者手当にかかる支給決定事務または支払い事務等に利用する。
記録項目	1障害者氏名、2生年月日、3性別、4電話番号、5住所、6住民日異動日、7非住民日異動日、8認定番号、9支給開始年月日、10支給済年月、11申請日、12申請区分、13前市最終支給年月、14判定日、15判定結果、16却下理由、17有期期限、18所得判定結果、19所得画面指定年月、20随時払方法、21随時払方法、22随時払支払年月、23差止年月、24差止理由、25差止解除年月、26変更日、27変更理由、28喪失日、29喪失理由、30指導記録、31適用開始年月、32状況届出日、33算定額、34制限額、35所得判定区分、36判定結果、37金融機関、38支店、39口座種別、40口座番号、41口座名義人、
記録範囲	特別障害者手当認定等請求者
記録情報の収集方法	特別障害者手当認定請求を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	福祉タクシー料金助成事業及びリフト付タクシー料金助成事業対象者管理ファイル
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室障碍(がい)福祉課
個人情報ファイルの利用目的	福祉タクシー料金助成事業及びリフト付タクシー料金助成事業にかかる認定事務等に利用する。
記録項目	1交付番号、2宛名番号、3世帯番号、4氏名、5生年月日、6性別、7電話番号、8住所、9住民日異動日、10非住民日異動日、11申請日、123級内容、13障害高齢区分、14判定結果、15決定日、16停止期間、17変更日、18変更理由、19廃止日、20廃止理由、21サービス内容、22指導記録、23車区分、24車日付、25車備考、26燃料区分、27燃料日付、28燃料備考、29リフト区分、30リフト日付、31リフト備考、32二冊目区分、33二冊目日付、34二冊目備考、35世帯員一覧、36住民区分、37市内外、38続柄、39異動日、40届出日、41転入出区分、42税情報、43世帯情報、44送付先情報、45履歴一覧、46口座情報、47サービス利用状況(世帯)、48通知書発行履歴、49利用実績
記録範囲	福祉タクシー利用券等交付申請者
記録情報の収集方法	福祉タクシー利用券等交付申請を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	ケース管理兼相談受付簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室障害(がい)福祉課
個人情報ファイルの利用目的	障害(がい)のある方に関する相談等について進捗状況を管理するために利用する。
記録項目	1番号、2受付日、3受付者、4担当、5担当地区、6氏名、7カナ、8性別、9生年月日、10年齢、11居住地、12連絡先、13世帯、14生保の有無、15他機関との連携、16障害(がい)の種別1、17障害(がい)の種別2、18サービスの有無、19発達障害(がい)の有無、20その他障害(がい)、21相談者、22本人との関係、23相談方法、24連絡先、25相談内容、26対応内容、27分類、28受付者の考え、29協議結果、30進捗、31評価月、32ファイル、33コア会議、34予定日、35虐待通報日、36虐待対応終了日、37虐待認定、38虐待種別1、39虐待種別2、40虐待種別3、41養護者種別1、42養護者種別2、43備考
記録範囲	障害(がい)のある方に関して相談した者
記録情報の収集方法	本人や家族等からの情報聞き取り調査関係機関からの情報提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	障害福祉サービス台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室障碍(がい)福祉課
個人情報ファイルの利用目的	障害福祉サービス費の支払いに利用する
記録項目	1事業所番号、2事業所名、3地域区分、4サービス提供年月、5請求年月、6審査年月、7請求件数、8請求金額、9請求金額(補足給付等含む)、10過誤金額合計、11過誤金額(介護給付費等)、12過誤金額(補足給付等)、13介護給付費件数、14介護給付費単位数、15介護給付費費用合計、16介護給付費給付費請求額、17介護給付費特別対策費請求額、18介護給付費利用者負担額、19介護給付費自治体助成額、20特障者特別給付費件数、21特障者特別給付費費用合計、22特障者特別給付費給付費請求額、23合計件数、24合計単位数、25合計費用合計、26合計給付費請求額、27合計特別対策費請求額、28合計A型事業者減免額、29合計利用者負担額、30合計自治体助成額
記録範囲	障害福祉サービスを利用した者
記録情報の収集方法	サービス提供事業所が国保連合会に請求を行い、その審査結果が市に提供される。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	兵庫県国民健康保険団体連合会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童通所支援台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室障碍(がい)福祉課
個人情報ファイルの利用目的	障害児通所支援費の支払いに利用する
記録項目	1事業所番号、2事業所名、3地域区分、4サービス提供年月、5請求年月、6審査年月、7請求件数、8請求金額、9請求金額(補足給付等含む)、10過誤金額合計、11過誤金額(介護給付費等)、12過誤金額(補足給付等)、13介護給付費件数、14介護給付費単位数、15介護給付費費用合計、16介護給付費給付費請求額、17介護給付費特別対策費請求額、18介護給付費利用者負担額、19介護給付費自治体助成額、20特障者特別給付費件数、21特障者特別給付費費用合計、22特障者特別給付費給付費請求額、23合計件数、24合計単位数、25合計費用合計、26合計給付費請求額、27合計特別対策費請求額、28合計A型事業者減免額、29合計利用者負担額、30合計自治体助成額
記録範囲	児通所支援を利用した児童及び保護者
記録情報の収集方法	サービス提供事業所が国保連合会に請求を行い、その審査結果が市に提供される。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	兵庫県国民健康保険団体連合会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	移動支援台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室障碍(がい)福祉課
個人情報ファイルの利用目的	移動支援費の支払いに利用する
記録項目	1月日、2自治体コード、3事業所番号、4利用人数、5利用日、6サービスコード、7サービスコード単位、8利用回数、9地域区分、10総利用単位、11総利用金額、12一割相当額、13利用者負担上限額、14利用者負担額、15上限管理後利用者負担額、16給付額、17サービス開始時間、18サービス終了時間、19利用時間、20事業所支払額、21請求日、22削除区分、23受付年月、24提供年月、25市町村番号、26事業所番号、27サービス番号、28行番号、29日付、30サービス内容、31開始時間、32終了時間、33終了時間翌日フラッグ、34備考、35事業所名称、36受給者氏名カナ、37児童氏名カナ、38サービス種類名称、39サービス内容名称
記録範囲	移動支援を利用した者、児童及び保護者
記録情報の収集方法	サービス提供事業所が市へ請求する際に、利用者情報を受理する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	日中一時支援台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室障碍(がい)福祉課
個人情報ファイルの利用目的	日中一時支援費の支払いに利用する
記録項目	1事業所番号、2サービス提供年月、3受給者番号、4カナ氏名、5氏名、6区分、7総費用額、8利用者負担額、9給付費(市負担分)、10削除区分、11受付年月、12提供年月、13市町村番号、14事業所番号、15サービス番号、16行番号、17日付、18サービス内容、19開始時間、20終了時間、21終了時間翌日フラッグ、22備考、23事業所名称、24受給者氏名カナ、25児童氏名カナ、26サービス種類名称、27サービス内容名称
記録範囲	日中一時支援を利用した者、児童及び保護者
記録情報の収集方法	サービス提供事業所が市へ請求する際に、利用者情報を受理する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	障害福祉サービス受給者証作成
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室障害(がい)福祉課
個人情報ファイルの利用目的	障害福祉サービスを利用するための受給者証の発行、変更等に利用する
記録項目	1サービス種類、2サービス内容、3決定支給量、4資格状態、5有効開始月、6有効終了月、7決定区分、8支給開始日、9支給終了日、10支給月数、11標準利用期間、12更生施設種別、13点数、14加算設定、15現在の支給量、16希望支給量、17単価区分、18地域移行型ホーム、19計画作成者1、20計画作成者2、21支所1、22支所2、23経過措置対象者、24二人介護、25相互利用、26雇用有無、27同行支援、28同行内容、29区分該当、30重度支援(重心)住基情報、31税情報、32世帯情報、33個人送付先情報、34個人属性、35負担額、36判定ソフト、37介護保険、38管理事業者、39サービス利用状況(世帯)、40通知書発行履歴、41給付実績、42受給履歴、43支給量履歴、44モニタリング
記録範囲	障害福祉サービス受給者証の申請者(児童の場合保護者含む)
記録情報の収集方法	申請者からの申請によって収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種類	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童通所支援受給者証作成
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室障碍(がい)福祉課
個人情報ファイルの利用目的	児童通所支援を利用するための受給者証の発行、変更等に利用する
記録項目	1サービス種類、2サービス内容、3決定支給量、4資格状態、5有効開始月、6有効終了月、7決定区分、8支給開始日、9支給終了日、10支給月数、11標準利用期間、12更生施設種別、13点数、14加算設定、15現在の支給量、16希望支給量、17単価区分、18地域移行型ホーム、19計画作成者1、20計画作成者2、21支所1、22支所2、23経過措置対象者、24二人介護、25相互利用、26雇用有無、27同行支援、28同行内容、29区分該当、30重度支援(重心)、31住基情報、32税情報、33世帯情報、34個人/送付先情報、35個人属性、36負担額、37管理事業者、38サービス利用状況(世帯)、39通知書発行履歴、40給付実績、41受給履歴、42支給量履歴、43モニタリング
記録範囲	障害児通所支援の申請者
記録情報の収集方法	申請者からの申請によって収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種類	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	移動支援受給者証作成
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室障碍(がい)福祉課
個人情報ファイルの利用目的	移動支援を利用するための受給者証の発行、変更等に利用する。
記録項目	1変更、2サービス種類、3サービス内容、4決定支給量、5希望支給量、6現在の支給量、7決定区分、8有効開始月、9有効終了月、10単価区分、11資格状態、12支給開始日、13支給終了日、14支給月数、15申請理由、16加算設定、17支給理由、18支所1、19支所2住基情報、20税情報、21世帯情報、22個人/送付先情報、23負担額、24管理事業者、25サービス利用状況(世帯)、26通知書発行履歴、27給付実績、28受給履歴、29支給量履歴
記録範囲	移動支援の申請者(児童の場合保護者含む)
記録情報の収集方法	申請者からの申請によって収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	日中一時支援受給者証作成
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室障碍(がい)福祉課
個人情報ファイルの利用目的	日中一時支援を利用するための受給者証の発行、変更等を利用する。
記録項目	1変更、2サービス種類、3サービス内容、4決定支給量、5希望支給量、6現在の支給量、7決定区分、8有効開始月、9有効終了月、10単価区分、11資格状態、12支給開始日、13支給終了日、14支給月数、15申請理由、16加算設定、17支給理由、18支所1、19支所2住基情報、20税情報、21世帯情報、22個人/送付先情報、23負担額、24管理事業者、25サービス利用状況(世帯)、26通知書発行履歴、27給付実績、28受給履歴、29支給量履歴
記録範囲	日中一時支援の申請者(児童の場合保護者含む)
記録情報の収集方法	申請者からの申請によって収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	障害支援区分認定審査会
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室障害(がい)福祉課
個人情報ファイルの利用目的	障害支援区分認定に利用する
記録項目	1市町村コード、2宛名番号、3受給者番号、4申請日、5調査回数、6世帯管理番号、7訪問調査回目、8意見書回目、9手帳情報履歴番号、10支所1コード、11支所1、12支所2コード、13支所2、14認定状態区分コード、15認定状態区分、16認定進行フラグコード、17認定進行フラグ、18訪問調査進行フラグコード、19訪問調査進行フラグ、20意見書進行フラグコード、21意見書進行フラグ、22審査会進行フラグコード、23審査会進行フラグ、24申請受理日、25申請番号、26申請区分コード、27申請区分、28介護給付区分コード、29介護給付区分、30訓練等給付区分コード、31訓練等給付区分、33身体障害者区分コード、34身体障害者区分、35知的障害者区分コード、36知的障害者区分、37精神障害者区分コード、38精神障害者区分、39調査対象者コード、40調査対象者、41申請者区分コード、42申請者区分、43申請者関係コード、44申請者関係、45申請代行事業者管理コード、46申請代行業業者番号、47申請者宛名コード、48申請者氏名カナ、49申請者氏名、50申請者郵便番号、51申請者住所、52申請者電話番号、53申請者生年月日、54入所施設コード、55調査同意日、56調査同意書番号、57訪問調査希望日時1、58訪問調査希望日時2、59訪問調査希望日時3、60調査票回収予定日、61調査委託日、62訪問調査予定日、63訪問調査予定開始時刻、64調査委託事業者コード、65訪問調査員コード、66調査結果入手日、67調査票番号、68かかりつけ医医療機関コード、69かかりつけ医コード、70かかりつけ医氏名、71意見書作成医医療機関コード、72意見書作成医コード、73意見書作成医氏名、74意見書作成医区分コード、75意見書作成医区分、76意見書診断フラグコード、77意見書診断フラグ、78かかりつけ医意見書作成依頼日、79意見書作成依頼書通知日、80意見書作成依頼書最新発行日、81意見書作成依頼書発行回数、82意見書回収予定日、83診断命令書最新発行日、84かかりつけ医意見書作成日、85かかりつけ医意見書入手日、86かかりつけ医意見書番号、87二次審査依頼日、88二次審査予定日、89二次審査日、90審査会会場コード、91審査会開始時刻、92審査会コード、93審査順番号、94一次判定結果変更理由コード、95一次判定結果変更理由、96二次判定結果コード、97二次判定結果、98再調査区分コード、99再調査区分、100審査会意見コード、101審査会意見、102認定有効月数コード、103認定有効月数、104認定日、105認定有効開始日、106認定有効終了日、107認定理由コード、108認定理由、109認定通知書通知日、110認定通知書最新発行日、111認定通知書発行回数、112処分延期事由コード、113処分延期事由、114処分延期決定日、115認定処理予定日、116処分延期通知書最新発行日、117処分延期通知書通知日、118処分延期通知
記録範囲	障害支援区分認定が必要な者
記録情報の収集方法	申請者からの申請によって収集する。

<様式1-1>個人情報ファイル簿

要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

含む

記録情報の経常的提供先

—

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地

(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等

—

個人情報ファイルの種別

法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)

政令第21条第7項に該当するファイル

有

行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	生活保護システム
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室生活援護課
個人情報ファイルの利用目的	生活保護業務の実施のため
記録項目	1氏名、2生年月日、3年齢、4性別、5住所、6国籍、7本籍、8親族関係、9婚姻歴、10職業、11職歴、12経歴、13学歴、14有資格、15連絡先、16資産、17収入、18障害の有無、19傷病歴、20保護費支給関係、21返還金関係、22医療関係、23介護関係、24マイナンバー、25保護開始日、26保護廃止日
記録範囲	1生活保護相談者、2生活保護相談者の世帯員、3生活保護相談者の親族、4生活保護申請者、5生活保護申請者の世帯員、6生活保護申請者の親族、7生活保護受給者(保護停止及び廃止含む)、8生活保護受給者
記録情報の収集方法	1本人からの申告、2生活保護法29条調査
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	生活保護台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室生活援護課
個人情報ファイルの利用目的	生活保護業務の実施のため
記録項目	1氏名、2生年月日、3年齢、4性別、5住所、6国籍、7本籍、8親族関係、9婚姻歴、10職業、11職歴、12経歴、13学歴、14有資格、15連絡先、16資産、17収入、18障害の有無、19傷病歴、20保護費支給関係、21返還金関係、22医療関係、23介護関係、24逮捕歴、25保護開始日
記録範囲	1生活保護申請者、2生活保護申請者の世帯員、3生活保護申請者の親族、4生活保護受有者、5生活保護受給者の世帯員、6生活保護受給者の親族
記録情報の収集方法	1本人からの申告、2生活保護法29条調査
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	レセプト管理システム
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室生活援護課
個人情報ファイルの利用目的	生活保護医療扶助業務の実施のため
記録項目	1氏名、2生年月日、3年齢、4性別、5住所、6有資格、7傷病名、8病歴、9診療内容、10診療内容
記録範囲	生活保護受給者
記録情報の収集方法	1本人からの申告、2生活保護法29条調査、3医療機関からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	医療ファイル
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室生活援護課
個人情報ファイルの利用目的	生活保護医療扶助業務の実施のため
記録項目	1氏名、2生年月日、3傷病名、4診療内容、5診療見込期間
記録範囲	生活保護受給者
記録情報の収集方法	医療機関からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特別定額給付金給付台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室せいかつ支援課
個人情報ファイルの利用目的	令和2年度実施の特別定額給付金支給実績の管理のために利用する。
記録項目	1申請者番号、2申請者個人コード、3申請者氏名、4申請者生年月日、5受付区分、6申請書受付日、7振込口座番号、8振込口座名義カナ、9振込日
記録範囲	特別定額給付金を支給済みの世帯
記録情報の収集方法	申請を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給台帳(非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室せいかつ支援課
個人情報ファイルの利用目的	令和3年度分住民税非課税世帯等臨時特別給付金を給付するために利用する。
記録項目	1申請者番号、2申請者個人コード、3申請者氏名、4申請者住所、5申請者性別、6申請者生年月日、7受付区分、8申請書受付日、9振込口座番号、10振込口座名義カナ、11振込日、12住民税均等割の課税有無
記録範囲	R3年12月10日時点で宝塚市に住民票がある世帯
記録情報の収集方法	申請を行った者の住民基本台帳及び市民税課税台帳から収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給台帳(非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室せいかつ支援課
個人情報ファイルの利用目的	令和4年度分住民税非課税世帯等臨時特別給付金を給付するために利用する。
記録項目	1申請者番号、2申請者個人コード、3申請者氏名、4申請者住所、5申請者性別、6申請者生年月日、7受付区分、8申請書受付日、9振込口座番号、10振込口座名義カナ、11振込日、12住民税均等割の課税有無
記録範囲	R4年6月1日時点で宝塚市に住民票がある世帯
記録情報の収集方法	申請を行った者の住民基本台帳及び市民税課税台帳から収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付支給台帳(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金給付金システム)
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉推進室せいかつ支援課
個人情報ファイルの利用目的	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金を給付するために利用する。
記録項目	1申請者番号、2申請者個人コード、3申請者氏名、4申請者住所、5申請者性別、6申請者生年月日、7受付区分、8申請書受付日、9振込口座番号、10振込口座名義カナ、11振込日、12住民税均等割の課税有無
記録範囲	R4年9月30日時点で宝塚市に住民票がある世帯
記録情報の収集方法	申請を行った者の住民基本台帳及び市民税課税台帳から収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童手当システム「きりん」
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部子ども家庭室子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	児童手当法に係る児童手当の支給事務のために利用する。
記録項目	1認定番号、2受給者名、3宛名番号及び世帯番号、4生年月日、5住民票情報、6受給者区分、7申請日及び申請理由、8処理日及び決裁日、9資格状態、10口座情報、11連絡先、12年金種別及び適用年月、13配偶者有無及び氏名、14対象児童の氏名・生年月日・性別・続柄・同別居・生計関係、15受給者及び配偶者の前年所得情報、16支給開始年月、17支給区分及び支給金額、18支給履歴
記録範囲	児童手当法及び施行規則に基づき、児童手当の認定請求を行った受給者(平成24年4月以降)
記録情報の収集方法	宝塚市に対して児童手当の認定請求を行った者から収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当システム「らっこ」
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部子ども家庭室子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当法に係る児童扶養手当の支給事務のために利用する。
記録項目	1認定番号、2受給者名、3宛名番号及び世帯番号、4生年月日、5住民票情報、6受給者区分、7申請日及び申請理由、8事由発生日及び適用年月、9処理日及び決裁日、10資格区分、11口座情報、12連絡先、13当初事由発生日及び当初適用年月、14配偶者情報、15扶養義務者有無及び氏名、16前夫前妻情報、17勤務先情報、18生活維持方法、19対象児童の氏名・生年月日・性別・続柄・同別居・世帯員区分、20受給者及び扶養義務者の前年所得情報、21前年養育費額、22年金受給額、23支給開始年月、24支給区分及び支給基準額、25一部支給停止適用年月及び停止限度額、26支給履歴
記録範囲	児童扶養手当法及び施行規則に基づき、児童扶養手当の認定請求を行った受給者
記録情報の収集方法	宝塚市に対して児童扶養手当の認定請求を行った者から収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	R4低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)システム
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部子ども家庭室子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給要綱に基づく給付金の支給事務のために利用する。
記録項目	1認定番号、2受給者名、3宛名番号及び世帯番号、4生年月日、5住民票情報、6受給者区分、7申請日及び申請理由、8事由発生日及び適用年月、9処理日及び決裁日、10資格区分、11口座情報、12連絡先、13当初事由発生日及び当初適用年月、14配偶者情報、15扶養義務者有無及び氏名、16前夫前妻情報、17勤務先情報、18生活維持方法、19対象児童の氏名・生年月日・性別・続柄・同別居・世帯員区分、20受給者及び扶養義務者の前年所得情報、21前年養育費額、22年金受給額、23支給開始年月、24支給区分及び支給基準額、25一部支給停止適用年月及び停止限度額、26支給履歴
記録範囲	児童扶養手当法及び施行規則に基づき、児童扶養手当の認定請求を行った受給者または低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の請求者
記録情報の収集方法	宝塚市に対して児童扶養手当の認定請求を行った者または低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の請求を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

当給付金は児童扶養手当の受給情報を用いて積極支給を行うため、児童
度扶養手当システムの情報を基にシステム構築

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	R4低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)システム
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部子ども家庭室子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要綱に基づく給付金の支給事務のために利用する。
記録項目	1認定番号、2受給者名、3宛名番号及び世帯番号、4生年月日、5住民票情報、6受給者区分、7申請日及び申請理由、8処理日及び決裁日、9資格状態、10口座情報、11連絡先、12年金種別及び適用年月、13配偶者有無及び氏名、14対象児童の氏名・生年月日・性別・続柄・同別居・生計関係、15受給者及び配偶者の課税情報、16支給開始年月、17支給区分及び支給金額、18支給履歴
記録範囲	児童手当法及び施行規則に基づき、児童手当の認定請求を行った受給者(平成24年4月以降)または低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の
記録情報の収集方法	宝塚市に対して児童手当の認定請求を行った者または低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の請求を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

当給付金は児童手当の受給情報を用いて積極支給を行うため、児童手
当システムの情報を基にシステム構築

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	きらきらひろば利用者受付台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部子ども家庭室子ども家庭支援センター
個人情報ファイルの利用目的	きらきらひろばの利用状況等を管理するため。
記録項目	1会員番号2、氏名、3カナ、4生年月日、5学年齢、6実年齢、7入館時間、8退館時間、9滞在時間、10保護者人数、11保護者氏名、12登録日
記録範囲	きらきらひろば利用者(令和2年4月以降)
記録情報の収集方法	きらきらひろば利用者登録票を記入した者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	利用契約台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部子ども家庭室子ども発達支援センター
個人情報ファイルの利用目的	心身に障害を持った児童に対して療育を行い、利用契約事務を円滑に執行するため
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢、5生年月日、6親族関係、7電話番号
記録範囲	すみれクラス、やまびこクラス、あそびっこクラス、障害児相談支援、保育所等訪問支援事業、居宅訪問支援事業を利用する児童とその保護者
記録情報の収集方法	すみれクラス、やまびこクラス、あそびっこクラス、障害児相談支援、保育所等訪問支援事業、居宅訪問支援事業の利用者からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子ども発達総合相談
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部子ども家庭室子ども発達支援センター
個人情報ファイルの利用目的	心身に発達の遅れのある児童の療育指導のため
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢、5生年月日、6職業、7職歴、8電話番号、9家庭状況、10障害の有無、11健康状況、12相談内容、13来談者の検討内容
記録範囲	対象児童とその保護者
記録情報の収集方法	子ども発達総合相談の利用者からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	すみれクラス療育記録
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部子ども家庭室子ども発達支援センター
個人情報ファイルの利用目的	指導の記録・療育評価及び支援計画作成のため
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢、5生年月日、6電話番号、7健康状況、8療育内容、9発達状況、10支援計画、11住所録
記録範囲	すみれクラス園児及びその保護者
記録情報の収集方法	すみれクラス利用者からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	診療所園児カルテ
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部子ども家庭室子ども発達支援センター
個人情報ファイルの利用目的	診察報酬の算定根拠及びリハビリ訓練運営上 評価に必要となるため
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢、5生年月日、6親族関係、7電話番号、8家庭状況、9居住状況、10障害の有無、11障害歴、12健康状況、13公的扶助の有無、14訓練経過、15診察、治療、経過
記録範囲	すみれ、やまびこ、あそびっこクラス園児
記録情報の収集方法	すみれ、やまびこ、あそびっこクラス利用者からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	診療所外来児カルテ
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部子ども家庭室子ども発達支援センター
個人情報ファイルの利用目的	診察報酬の算定根拠及びリハビリ訓練運営上 評価に必要となるため
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢、5生年月日、6親族関係、7電話番号、8家庭状況、9居住状況、10障害の有無、11障害歴、12健康状況、13公的扶助の有無、14訓練経過、15診察、治療、経過
記録範囲	外来受診児
記録情報の収集方法	外来受診者からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	やまびこクラス療育記録
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部子ども家庭室子ども発達支援センター
個人情報ファイルの利用目的	指導の記録・療育評価及び支援計画作成のため
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢、5生年月日、6電話番号、7健康状況、8療育内容、9発達状況、10支援計画、11住所録
記録範囲	やまびこクラス園児及びその保護者
記録情報の収集方法	やまびこクラス利用者からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	保育業務支援システム
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部子ども育成室保育企画課
個人情報ファイルの利用目的	ICTを活用して登降園管理、欠席・遅刻連絡・お便りの配信などを行うために利用する。
記録項目	1クラス名、2出席番号、3児童氏名、4児童名ふりがな、5児童性別、6児童血液型、7児童生年月日、8郵便番号、9住所、10電話番号、11メールアドレス、12保護者氏名、13続柄、14入所日、15認定号数、16きょうだい情報、17進学先、18職員の担任・副担任、19職員名、20職員名ふりがな、21職員性別、22職員役職、23職員の操作権編、24児童の出欠(遅刻・お迎え)、25記録写真、26保育日誌、27検温・排便・食事記録、28身体測定、29発達記録、30午睡記録、31アレルギー情報、32お知らせ、33アンケート、34連絡帳、35指導計画、36行事予定、37保育所情報
記録範囲	市立保育所に入所及び退所した児童とその保護者
記録情報の収集方法	本人からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子ども子育て支援システム管理ファイル
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部子ども育成室保育事業課
個人情報ファイルの利用目的	保育施設の利用等に係る支給認定や入退所・保育料の管理のために利用する。
記録項目	1受付日、2世帯台帳番号、3保護者宛名番号、4保護者郵便番号、5保護者住所、6保護者氏名、7児童宛名番号、8児童氏名、9児童生年月日、10児童性別、11児童年齢、12認定結果、13認定区分、14保育の必要性、15認定期間、16入所施設、17入所日、18退所日、19課税年度、20課税認定開始月、21課税決定日、22課税状況、23均等割額、24所得割額、25課税更新日時
記録範囲	保育施設利用に係る入所申込又は認定申請をした者子ども・子育て支援制度による幼稚園・認定こども園を利用している者
記録情報の収集方法	本人からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	施設等利用給付管理ファイル
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部子ども育成室保育事業課
個人情報ファイルの利用目的	認可外保育施設や幼稚園の利用に係る保育料を無償化するために利用する。
記録項目	1世帯台帳番号、2保護者宛名番号、3保護者郵便番号、4保護者住所、5保護者氏名、6児童宛名番号、7児童氏名、8児童生年月日、9児童性別、10児童年齢、11認定結果、12認定区分、13保育の必要性、14認定期間、15利用施設、16施設利用期間、17申請年月日、18申請理由、19補助限度額、20判定結果、21課税年度、22課税認定開始月、23課税決定日、24課税状況、25均等割額、26所得割額、27課税更新日時、28児童宛名番号、29世帯台帳番号、30認定区分、31口座情報、32請求対象月・日数、33実利用額、34最終振込額、35入園日、36クラス年齢、37月額補助額、38月額入園料、39退園日
記録範囲	子育てのための施設等利用給付認定を申請した者
記録情報の収集方法	本人からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	ひょうご保育料管理ファイル
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部子ども育成室保育事業課
個人情報ファイルの利用目的	ひょうご保育料軽減事業による保育料軽減のために利用する。
記録項目	1対象年月、2入所情報、3管理区分、4施設種類、5経営主体、6収納対象、7入所施設名、8入所日、9退所日、10状態区分、11児童宛名番号、12児童氏名、13児童生年月日、14児童年齢、15児童性別、16保護者宛名番号、17送付先住所、18保護者住所、19保護者氏名、20口座情報、21保育料、22納付済額、23所得割額、24生保認定、25ひとり親認定、26障がい認定、27軽減対象額、28補助限度額、29補助基本額、30交付額、31未交付額、32交付済情報、33変更額
記録範囲	2歳以下で保育施設を利用しており、一定の所得要件を満たす者
記録情報の収集方法	子ども子育て支援システム管理ファイルで管理されている者のうち、2歳以下で保育施設を利用しており、一定の所得要件を満たす者を抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の_経常的提供先	兵庫県
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による_特別の_手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に_該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	入所申請書
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部青少年課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市放課後児童健全育成事業に係る入所事務のために利用する。
記録項目	1受付日、2所属小学校、3学年、4児童氏名、5保護者氏名、6住所、7電話番号、8就労状況(就労場所や就労時間等)、9緊急連絡先、(一部)10減免申請書(他市の課税証明や生活保護適用証明書等)、11診断書、12障害の有無
記録範囲	宝塚市にある放課後児童クラブへ入所申請を行った者
記録情報の収集方法	宝塚市にある放課後児童クラブへ入所申請を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	(年度)待機児童表
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部青少年課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市放課後児童健全育成事業に係る入所事務のために利用する。
記録項目	1児童名、2所属学校名、3指数点、4待機順位、5障害の有無
記録範囲	宝塚市にある放課後児童クラブへ入所申請を行った者
記録情報の収集方法	宝塚市にある放課後児童クラブへ入所申請を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	早期申請受付簿_送信用
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部青少年課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市放課後児童健全育成事業に係る入所事務のために利用する。
記録項目	1受付日、2児童名、3所属小学校名、5障害の有無、6性別、7学年
記録範囲	宝塚市にある放課後児童クラブへ入所申請を行った者
記録情報の収集方法	宝塚市にある放課後児童クラブへ入所申請を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童一覧データ
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部青少年課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市放課後児童健全育成事業に係る入所事務のために利用する。
記録項目	1受付日、2所属小学校、3学年、4児童氏名、5保護者氏名、6住所、7電話番号、8緊急連絡先、9就労先、10障害の有無
記録範囲	宝塚市にある放課後児童クラブへ入所申請を行った者
記録情報の収集方法	宝塚市にある放課後児童クラブへ入所申請を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	入所児童一覧
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部青少年課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市放課後児童健全育成事業に係る入所事務のために利用する。
記録項目	1受付日、2所属小学校、3学年、4児童氏名、5保護者氏名、6住所、7電話番号、8緊急連絡先、9就労先、10障害の有無
記録範囲	宝塚市にある放課後児童クラブへ入所申請を行った者
記録情報の収集方法	宝塚市にある放課後児童クラブへ入所申請を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	入所チェック表
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部青少年課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市放課後児童健全育成事業に係る入所事務のために利用する。
記録項目	1受付日、2所属小学校、3学年、4児童氏名、5保護者氏名、6住所、7電話番号、8緊急連絡先、9就労先、10障害の有無
記録範囲	宝塚市にある放課後児童クラブへ入所申請を行った者
記録情報の収集方法	宝塚市にある放課後児童クラブへ入所申請を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童連絡先
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部青少年課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市放課後児童健全育成事業に係る入所事務のために利用する。
記録項目	1児童名、2所属学校名、3住所、4性別、5学年、6障害の有無、7勤務先、8電話番号
記録範囲	宝塚市にある放課後児童クラブへ入所申請を行った者
記録情報の収集方法	宝塚市にある放課後児童クラブへ入所申請を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	畜犬登録システム
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境部環境室生活環境課
個人情報ファイルの利用目的	狂犬病予防法の遵守確認のために利用する。
記録項目	1登録年度、2登録番号、3犬の登録年日、4犬名、5誕生年月、6犬種、7性別、8体格、9毛色、10所有者名、11所有者住所、12電話番号
記録範囲	犬の飼主
記録情報の収集方法	本人申請及び獣医師からの報告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	霊園管理システム
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境部環境室生活環境課
個人情報ファイルの利用目的	墓地、埋葬等に関する法律、及び同法施行規則に係る個人情報管理のために利用する。
記録項目	1使用者氏名、2住所、3本籍、4電話番号、5生年月日、6性別、7口座番号
記録範囲	墓地使用者
記録情報の収集方法	本人申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	火葬簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境部環境室生活環境課
個人情報ファイルの利用目的	墓地、埋葬等に関する法律、及び同法施行規則に係る帳簿保管、及び火葬済証明書の交付のために利用する。
記録項目	1死亡者本籍、2死亡者住所、3死亡者氏名、4死亡者性別、5死亡者生年月日、6死因、7死亡の場所、8埋・火葬の場所、9申請者の住所、10申請者の氏名、11死亡者との続柄、12火葬日時
記録範囲	火葬場使用許可申請者、死亡者
記録情報の収集方法	火葬場使用許可申請をした者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	死体埋火葬許可証簿
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境部環境室生活環境課
個人情報ファイルの利用目的	墓地、埋葬等に関する法律、及び同法施行規則に係る帳簿保管、及び死体埋火葬許可証交付済証明書の交付のために利用する。
記録項目	1死亡者本籍、2死亡者住所、3死亡者氏名、4死亡者性別、5死亡者生年月日、6死因、7死亡の場所、8埋・火葬の場所、9申請者の住所、10申請者の氏名、11死亡者との続柄、12火葬日時
記録範囲	埋火葬許可申請者、死亡者
記録情報の収集方法	埋火葬許可申請をした者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	きずな収集サブシステム
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境部クリーンセンター業務課
個人情報ファイルの利用目的	親族や身近な人たちによりごみ出しの協力を得ることが難しく、ご自身でごみステーションまでごみを持ち出すことが困難なひとり暮らしの高齢者又は障害者を対象に、自宅前までごみの収集を行うためのサービスに利
記録項目	1受付番号、2氏名(フリガナ)、3生年月日、4住所、5電話番号、6緊急連絡先名、7緊急連絡先TEL、8緊急連絡先住所、9緊急連絡先続柄、10事業者名、11事業者電話番号、12事業者担当、13介護保険認定レベル等、14世帯人数、15介護保険証有効期限、16収集曜日時間帯
記録範囲	きずな収集申込書を提出した者
記録情報の収集方法	きずな収集の申込を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	粗大ごみ受付業務システム
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境部クリーンセンター業務課
個人情報ファイルの利用目的	粗大ごみの戸別収集を行うために利用する。
記録項目	1電話番号、2氏名、3住所、4緊急連絡先、5伝達事項、6収集品目、7収集日
記録範囲	粗大ごみ収集の申込を行った者
記録情報の収集方法	粗大ごみ収集の申込を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	水田情報台帳
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業文化部産業振興室農政課
個人情報ファイルの利用目的	農地の作付状況等を確認し、交付金業務のために利用する。
記録項目	1市町村コード、2市町村コード名称、3組合員等コード、4氏名カナ、5氏名漢字、6耕地番号、7分筆番号、8作期、9本番、10枝番、11末番、12孫番、13所在地、14地区コード、15地区コード名称、16集落コード、17集落コード名称、18農家番号、19計画書提出の有無、20水田活用申請、21水稲品種名、22水稲作付面積、23作物コード、24作物名、25生産調整面積、26水田活用申請、27産地交付金1、28産地交付金2、29産地交付金3、30産地交付金4、31産地交付金5、32産地交付金6、33産地交付金7、34産地交付金8、35産地交付金9、36産地交付金10、37担い手経営判定、38認定状況
記録範囲	水田を所有している農業者
記録情報の収集方法	本人からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	1農林水産省、2兵庫県農林水産部、3兵庫県農業共済組合
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案募集をするファイルである旨

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案を
することができる期間

該当なし

記録情報に 条例要配慮個人
情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	消費生活相談情報管理ファイル
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業文化部 消費生活センター
個人情報ファイルの利用目的	消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むために利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢、5職業、6電話番号、7消費生活相談
記録範囲	相談者、契約該当事業者
記録情報の収集方法	消費生活相談を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	兵庫県及び国民生活センター
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	宝塚市立文化施設指定管理事務
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業文化部宝のまち創造室文化政策課
個人情報ファイルの利用目的	芸術文化事業の参加者及び施設利用者の受付事務
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号
記録範囲	芸術文化事業の参加者及び施設利用者
記録情報の収集方法	本人からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国際交流事務
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業文化部宝のまち創造室文化政策課
個人情報ファイルの利用目的	国際交流事業の参加者及び生活相談、日本語学習者の受付事務
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4国籍、5職業、6電話番号、7メールアドレス
記録範囲	国際交流事業の参加者及び生活相談者、日本語学習者
記録情報の収集方法	本人からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国際・文化センター管理運営事務
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業文化部宝のまち創造室文化政策課
個人情報ファイルの利用目的	施設利用者の受付事務事務
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号
記録範囲	施設利用者
記録情報の収集方法	本人からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	農地基本台帳
行政機関等の名称	宝塚市農業委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	農地の権利移動及び用途の転用に関する許可申請に対する審査、利用状況調査並びに各種証明事務に利用する。
記録項目	1個人コード、2世帯コード、3氏名、4カナ氏名、5郵便番号、6市名、7地区コード、8住所、9生年月日、10所有者個人コード、11所在大字コード、12所在大字名称、13所在小字コード、14所在小字名称、15所在地番、16所在地区コード、17所在本番、18所在枝番、19所在合併コード、20登記地目、21課税現況地目、22登記面積、都課非区分、23課税面積、24生産緑地区分、25土地コード
記録範囲	・農地を所有している者・農地法等にかかる申請及び届出をした者
記録情報の収集方法	・申請及び届出をした者・資産税課からの固定資産情報
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	農林水産省、全国農業委員会ネットワーク機構
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	【節07報償費】債権者番号(登録・確認)依頼書
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	会計課
個人情報ファイルの利用目的	所得税法第204条第1項各号に該当する報酬・料金を支払う際に、所得税法に基づいて源泉徴収を行い、税務署に報告・納付するため。
記録項目	1受付日、2住所、3氏名、4個人番号、5振込口座情報、6所得税法第204条第1項該当号、7債権者番号、8依頼課名、9依頼課長名、10個人番号確認職員氏名
記録範囲	所得税法第204条第1項各号に該当する報酬・料金を支払う対象となる者
記録情報の収集方法	担当課を通して対象者本人から提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	財務会計システム
行政機関等の名称	宝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	会計課
個人情報ファイルの利用目的	過去の支払や決算額を確認するため。
記録項目	1執行日、2予算科目、3担当課、4支出金額、5摘要
記録範囲	支払い等があったもの
記録情報の収集方法	担当課による財務会計システムへの入力
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿台帳
行政機関等の名称	宝塚市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	公職選挙法に基づく選挙の準備及び選挙に関する事務を行うため
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢、5生年月日、6本籍、7親族関係、8職業、9職歴、10資格、11電話番号、12居住状況、13障碍の有無、14投票の状況、15名簿番号、16所属党派、17投票状況、18投票事務従事状況、19選挙事務所情報、20従事者報酬振込先
記録範囲	選挙人名簿に登録されているもの及び登録される予定のもの
記録情報の収集方法	本人による申告住民基本台帳から抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、詳しくは、所管部署（連絡先0797-77-2032）にお問合せください。
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	公職選挙法第29条第2号に基づき、脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、修正に関し、調査の請求ができる。
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	在外選挙人名簿台帳
行政機関等の名称	宝塚市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	在外選挙人名簿登録及び登録者の投票に関する事務を行うため
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5本籍、6電話番号、7居住状況、8署名、9最終住所、10出国年月日、11経由領事館、12管轄区域内住定日、13申請年月日、14登録年月日、15在外選挙認証No、16投票用紙の交付状況
記録範囲	在外選挙人名簿に登録されているもの
記録情報の収集方法	本人による申告経由領事館からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、詳しくは、所管部署（連絡先0797-77-2032）にお問合せください。
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	公職選挙法第30条の13第2号に基づき、脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、修正に関し、調査の請求ができる。
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	検察審査員候補者予定者名簿
行政機関等の名称	宝塚市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	検察審査会法第10条に基づき検察審査員候補者を選出するため
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5本籍
記録範囲	当該事務を行う年の9月における永久選挙人名簿定時登録現在の全選挙人
記録情報の収集方法	住民基本台帳から抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市選挙管理委員会事務局(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	裁判員候補者予定者名簿
行政機関等の名称	宝塚市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条に基づき裁判員候補者予定者を選出するため
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5本籍
記録範囲	当該事務を行う年の9月における永久選挙人名簿定時登録現在の全選挙人
記録情報の収集方法	住民基本台帳から抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市選挙管理委員会事務局(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民投票人名簿
行政機関等の名称	宝塚市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	日本国憲法改正に係る国民投票を執行するための投票人名簿を調整し、国民投票を執行するため
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5本籍、6職業、7障害の有無
記録範囲	住民基本台帳に登録されている全住民
記録情報の収集方法	住民基本台帳から抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、詳しくは、所管部署（連絡先0797-77-2032）にお問合せください。
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	防火管理資格に関する事務
行政機関等の名称	宝塚市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部予防課
個人情報ファイルの利用目的	防火管理者の資格を付与するための講習会
記録項目	1氏名、2、住所、3性別、4生年月日、5職位、6電話番号
記録範囲	講習会受講者
記録情報の収集方法	講習会受講者からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	防火対象物に関する事務
行政機関等の名称	宝塚市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部予防課
個人情報ファイルの利用目的	防火対象物の情報管理のため
記録項目	1氏名、2、住所、3電話番号
記録範囲	防火対象物の所有者、管理者、占有者
記録情報の収集方法	防火対象物の関係者からの申告建築主事、指定確認検査機関からの情報提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	応急手当普及啓発活動修了証交付事務
行政機関等の名称	宝塚市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部救急救助課
個人情報ファイルの利用目的	市民に対し正しい応急手当に関する知識及び技術の普及啓発活動並びに救命率向上のため
記録項目	1氏名、2、住所、3生年月日
記録範囲	普通救命講習会受講者
記録情報の収集方法	講習会受講者からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	救急統計事務
行政機関等の名称	宝塚市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部救急救助課
個人情報ファイルの利用目的	救急活動の記録保存のため
記録項目	1氏名、2、住所、3性別、4生年月日、5国籍、6職業、7電話番号、8家庭状況、9障害の有無、10傷病歴、11健康状況
記録範囲	災害通報した人、救急搬送された人、救急救護された人
記録情報の収集方法	事案該当者からの申告事案関係者からの情報提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	消防指令業務
行政機関等の名称	宝塚市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部情報管制課
個人情報ファイルの利用目的	災害対応のため
記録項目	1氏名、2、住所、3性別、4生年月日、5国籍、6親族関係、7職業、8電話番号、9障害の有無、10傷病歴、12通報内容、13収容医療機関名、14傷病程度、15診療科目、16被害状況、17メールアドレス
記録範囲	災害通報した人、救急搬送された人、災害発生場所の管理権限者
記録情報の収集方法	事案該当者からの申告関係部署(窓口サービス課、障害福祉課)からの情報提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	駐車料総合管理台帳
行政機関等の名称	宝塚市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	管理部管理室施設課
個人情報ファイルの利用目的	学校施設(目的外)使用許可に係る事務のために利用する。
記録項目	1個人番号、2学校名、3申請者氏名等、4駐車番号、5許可番号、6車両番号、7使用料、8口座情報
記録範囲	宝塚市立学校使用条例に基づき、市立学校の校舎又は校庭の使用について許可を受けようとする者
記録情報の収集方法	市立学校の校舎又は校庭の使用許可について申請を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	学事(就学)システム
行政機関等の名称	宝塚市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	管理部管理室学事課
個人情報ファイルの利用目的	学齢簿及び就学援助にかかる事務のために利用する。
記録項目	1管理番号、2氏名、3通称名、4保護者、5生年月日、6学校種別、7学年／性別、8就学学校、9住民基本台帳の住所、10現住所、11住民登録区分、12住民区分、13就学区分、14新入学対象、15就学有無、16異動日、17異動事由、18届出日、19備考
記録範囲	・住民基本台帳に基づいて、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒・就学援助申請書を提出した者
記録情報の収集方法	・住民基本台帳に基づいて、当該市町村に住所を有する学齢児童及び学齢生徒・就学援助の申請を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	学事(就学)システム
行政機関等の名称	宝塚市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	管理部管理室学事課
個人情報ファイルの利用目的	学齢簿及び就学援助にかかる事務のために利用する。
記録項目	1学校名、2記入日、3学年・組、4児童生徒氏名、5保護者氏名、6住所、7電話番号、8家族構成、9口座情報
記録範囲	・住民基本台帳に基づいて、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒・就学援助申請書を提出した者
記録情報の収集方法	・住民基本台帳に基づいて、当該市町村に住所を有する学齢児童及び学齢生徒・就学援助の申請を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	学級名簿
行政機関等の名称	宝塚市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	管理部管理室学事課
個人情報ファイルの利用目的	学校基本調査にかかる事務のために利用する。
記録項目	1児童生徒名、2よみがな、3性、4住所、5電話、6兄弟姉妹、7地区
記録範囲	市立学校において作成している児童・生徒
記録情報の収集方法	市立学校からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	就学学校変更・区域外就学申請ファイル
行政機関等の名称	宝塚市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	管理部管理室学事課
個人情報ファイルの利用目的	就学学校変更・区域外就学に係る事務のために利用する
記録項目	1児童・生徒名、2フリガナ、3生年月日、4管理番号、5保護者名、6住所、7就学希望学校、8就学すべき学校、9学年、10許可期間、11受付日
記録範囲	就学学校変更・区域外就学願を提出した者
記録情報の収集方法	就学学校変更・区域外就学願を提出した者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	災害共済給付支払い請求台帳
行政機関等の名称	宝塚市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	管理部管理室学事課
個人情報ファイルの利用目的	学校園管理下において災害が発生した際、学校園長より申請された災害事故に対して支払い請求を行い、日本スポーツ振興センターからの給付金を保護者口座に振り込む事務のために利用する。
記録項目	1氏名、2性別、3年齢、4生年月日、5傷病名、診療点数、7調剤状況、8高額療養状況、9所得課税証明、10医療費の給付額、11銀行口座
記録範囲	被災児童生徒園児及び保護者
記録情報の収集方法	市立学校園長からの提出書類
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	独立行政法人日本スポーツ振興センター
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	就学時健康診断受診台帳
行政機関等の名称	宝塚市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	管理部管理室学事課
個人情報ファイルの利用目的	新年度における学級編成を的確に行うため、転出予定や、私学への就学予定を把握するために利用する。
記録項目	1氏名、2性別、3年齢、4生年月日、5親族関係、6電話番号、7居住状況、8学校名、9転居予定先住所、10就学予定学校名
記録範囲	翌年度に宝塚市立小学校に入学予定の児童
記録情報の収集方法	10/1時点の住民基本台帳から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	学校保健・検診・就学時健康診断台帳
行政機関等の名称	宝塚市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	管理部管理室学事課
個人情報ファイルの利用目的	園児、児童生徒、就学予定児の疾病及び障害の早期発見及び適切な保健指導を行うために利用する。
記録項目	1氏名、2性別、3健康状況
記録範囲	園児、児童生徒及び就学予定児
記録情報の収集方法	市立学校園からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	1公益財団法人兵庫県予防医学協会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	校務支援台帳
行政機関等の名称	宝塚市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	管理部管理室学事課
個人情報ファイルの利用目的	教職員の業務効率の向上と負担軽減を図り、子どもと向き合う時間を確保することにより、教育の質の向上を目指すために利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5親族関係、6学業成績、7電話番号、8賞罰、9家庭状況、10障害の有無、11傷病歴、12健康状況、13公的扶助の有無、14通称名、15出身校、16進学先・就職先、17保護者情報、18成績情報、19出欠情報、20就学援助区分、21障害区分、22健康診断結果、体カテスト結果
記録範囲	園児、児童生徒
記録情報の収集方法	市立学校園からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	学校給食費管理台帳
行政機関等の名称	宝塚市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	管理部管理室学校給食課
個人情報ファイルの利用目的	給食費の算出事務及び収納事務のために利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢、5生年月日、6親族関係、7電話番号、8家庭状況、9傷病歴、10健康状況、11公的扶助の有無、12相談内容、13苦情、14アレルギー情報、15保護者の口座情報、16就学援助の認定状況、17通称名、18出欠情報、19保護者情報、20児童手当支給状況
記録範囲	市立小・中・特別支援学校の児童生徒及び教職員、その他給食費の請求の必要がある者(平成28年4月以降)
記録情報の収集方法	本人からの申告、学校からの報告、教育研究課・生活援護課、学事課、窓口サービス課、子育て支援課、保育事業課からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	指導要録(学籍・指導)
行政機関等の名称	宝塚市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	学校教育部学校教育課
個人情報ファイルの利用目的	児童・生徒の在学中の学習・生活に係る事項を記録する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢、5生年月日、6親族関係、7学歴、8学業成績、9電話番号、10家庭状況、11居住状況、12傷病歴、13健康状況、
記録範囲	市立小・中・特別支援学校、幼稚園在籍者
記録情報の収集方法	口頭、紙により学校が本人・保護者から情報を収集する
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	家庭環境調査票
行政機関等の名称	宝塚市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	各市立学校
個人情報ファイルの利用目的	児童・生徒の在学中の適切な対応
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5家庭状況
記録範囲	市立小・中・特別支援学校在籍者
記録情報の収集方法	保護者からの提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	学校徴収金管理台帳
行政機関等の名称	宝塚市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	各市立学校園
個人情報ファイルの利用目的	学校徴収金の徴収事務のために利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4口座情報、5兄弟姉妹、6収納状況
記録範囲	児童生徒園児及び保護者
記録情報の収集方法	保護者からの提供、金融機関からの通知
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	結核検診問診票
行政機関等の名称	宝塚市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	各市立学校園
個人情報ファイルの利用目的	検診の実施にあたり、適切な検診を受けるための事前調査
記録項目	1氏名、2保護者氏名、3既往歴、4外国居住歴
記録範囲	宝塚市立学校に在籍している児童・生徒
記録情報の収集方法	保護者からの提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	保健調査票
行政機関等の名称	宝塚市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	各市立学校園
個人情報ファイルの利用目的	検診の実施にあたり、適切な検診を受けるための事前調査
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4保護者氏名、5保険証の種類、6住所、7電話番号、8緊急連絡先、9保護者の勤務先、10かかりつけ医、11アレルギー状況、12既往歴、13予防接種歴
記録範囲	宝塚市立学校に在籍している児童・生徒
記録情報の収集方法	保護者からの提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含む

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	運動器検診保健調査票
行政機関等の名称	宝塚市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	各市立学校園
個人情報ファイルの利用目的	検診の実施にあたり、適切な検診を受けるための事前調査
記録項目	1氏名、2健康状態
記録範囲	宝塚市立学校に在籍している児童・生徒
記録情報の収集方法	保護者からの提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	歯科検診保健調査票
行政機関等の名称	宝塚市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	各市立学校園
個人情報ファイルの利用目的	検診の実施にあたり、適切な検診を受けるための事前調査
記録項目	1氏名、2既往歴
記録範囲	宝塚市立学校園に在籍している園児・児童・生徒
記録情報の収集方法	保護者からの提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	学校心臓検診調査票
行政機関等の名称	宝塚市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	各市立学校園
個人情報ファイルの利用目的	検診の実施にあたり、適切な検診を受けるための事前調査
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4既往歴
記録範囲	宝塚市立学校に在籍している児童・生徒
記録情報の収集方法	保護者からの提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	1公益財団法人兵庫県予防医学協会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	校務支援システム
行政機関等の名称	宝塚市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	学校教育部教育研究課
個人情報ファイルの利用目的	教職員の業務効率の向上と負担軽減を図り、子どもと向き合う時間を確保することにより、教育の質の向上を目指すために利用する。
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、2住所、5電話番号、6学籍情報、7保護者情報、8就学援助区分、9特別支援区分、10家庭状況、11兄弟姉妹、12健康状態、13出欠情報、14成績、15健康診断結果
記録範囲	市立小・中・特別支援学校の児童生徒
記録情報の収集方法	学校、学事課からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	アトム110番連絡所事業登録者名簿
行政機関等の名称	宝塚市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	青少年センター
個人情報ファイルの利用目的	毎年継続の確認を行うため
記録項目	1氏名、2性別、3電話番号
記録範囲	アトム110番連絡所新規開設報告書を提出した者
記録情報の収集方法	本人からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	たからづか学校応援団ボランティア名簿
行政機関等の名称	宝塚市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	社会教育部生涯学習室社会教育課
個人情報ファイルの利用目的	学校支援地域本部事業のボランティア登録者をボランティア活動につなげるため及びボランティア保険に加入手続きのために利用する。
記録項目	1氏名、2年代、3保険加入状況、4所属団体
記録範囲	たからづか学校応援団ボランティア申込書を提出した者。
記録情報の収集方法	たからづか学校応援団ボランティア申込書を提出した者。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	図書館システム
行政機関等の名称	宝塚市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	社会教育部中央図書館
個人情報ファイルの利用目的	図書館資料の貸出の際に提示する利用券に関する事務のために利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4勤務先、5学校名、6電話番号、7メールアドレス、8パスワード
記録範囲	利用券申込書を提出した者
記録情報の収集方法	本人からの申込
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	図書館システム
行政機関等の名称	宝塚市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	社会教育部西図書館
個人情報ファイルの利用目的	図書館資料の貸出の際に提示する利用券に関する事務のために利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4勤務先、5学校名、6電話番号、7メールアドレス、8パスワード
記録範囲	利用券申込書を提出した者
記録情報の収集方法	本人からの申込
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	上下水道料金収納管理台帳
行政機関等の名称	宝塚市水道事業管理者
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道局経営管理部総務課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市水道事業給水条例に基づく水道料金又は宝塚市下水道条例に基づく下水道使用料の賦課・徴収事務に利用する。
記録項目	1氏名、2使用場所、3請求先、4電話番号、5閉開栓状況、6上下水道の使用状況、7上下水道料金の賦課・収納状況
記録範囲	宝塚市水道事業給水条例に基づく水道又は宝塚市下水道条例に基づく下水道の使用を申し出た者。
記録情報の収集方法	1本人からの申告2検針による使用状況3料金収納状況
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	上下水道料金滞納整理管理台帳
行政機関等の名称	宝塚市水道事業管理者
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道局経営管理部総務課
個人情報ファイルの利用目的	宝塚市水道事業給水条例に基づく水道料金又は宝塚市下水道条例に基づく下水道使用料の滞納整理事務に利用する。
記録項目	1氏名、2使用場所、3請求先、4電話番号、5閉開栓状況、6上下水道の使用状況、7上下水道料金の滞納状況
記録範囲	宝塚市水道事業給水条例に基づく水道又は宝塚市下水道条例に基づく下水道の使用を申し出て、滞納している者。
記録情報の収集方法	1本人からの申告2料金滞納状況
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	下水道事業受益者負担金賦課台帳
行政機関等の名称	宝塚市水道事業管理者
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道局施設部給排水設備課
個人情報ファイルの利用目的	開発地等について、受益者負担金が過去に賦課済みかどうか確認するために利用する。
記録項目	1所在、2地番、3地目、4地積、5通知書番号、6賦課対象者、7減免対象の有無、8徴収猶予の有無、9賦課状況
記録範囲	受益者負担金賦課対象地の所有者及び賦課対象者である開発事業者(昭和50年度以降)
記録情報の収集方法	本人からの申告又は登記簿上の所有者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	建築確認申請に伴う排水協議書
行政機関等の名称	宝塚市水道事業管理者
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道局施設部給排水設備課
個人情報ファイルの利用目的	適正に排水計画図が描かれているかの確認及び施工者の問い合わせに対応するために利用する。
記録項目	1住所、2氏名、3申請代理人氏名・住所、4建築工事施工者氏名・住所、5建築敷地所在地の地番・住居表示、6主要用途、7工事着手予定日・工事完了予定日
記録範囲	建築確認申請者(昭和49年度以降)
記録情報の収集方法	建築主、代理人及び施工者からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	排水設備台帳及び完工図
行政機関等の名称	宝塚市水道事業管理者
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道局施設部給排水設備課
個人情報ファイルの利用目的	宅内の排水設備設置状況を確認するために利用する。
記録項目	1設置場所、2所有者(住所・氏名)、3使用者(住所・氏名)、4代理人(住所・氏名)、5使用開始年月日、6工事検査完了年月日、7設備内容、8指定業者名、9責任技術者、10水栓番号、11完工図
記録範囲	排水設備設置者(昭和49年度以降)
記録情報の収集方法	建築主及び施工者からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	公共下水道排水設備等計画確認申請管理台帳
行政機関等の名称	宝塚市水道事業管理者
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道局施設部給排水設備課
個人情報ファイルの利用目的	排水設備工事申請状況を確認するために利用する。
記録項目	1申請地(住居表示及び地番、2使用者(住所・氏名)、3水栓番号、4使用者番号、5土地所有者の同意の有無、6指定業者
記録範囲	排水設備設置者(昭和49年度以降)
記録情報の収集方法	建築主及び施工者からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	給水装置工事申請台帳
行政機関等の名称	宝塚市水道事業管理者
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道局施設部給排水設備課
個人情報ファイルの利用目的	給水設備設置状況を確認するために利用する。
記録項目	1給水装置番号、2装置場所、3申請者(住所・氏名)、4承認事項、5代理人(指定工事事業者)、6主任技術者、7竣工検査年月日、8使用材料、9許可日、10設備図
記録範囲	給水装置設置者
記録情報の収集方法	建築主及び施工者からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個
人情報が、含まれているとき
はその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	公共汚水柵設置承諾書
行政機関等の名称	宝塚市水道事業管理者
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道局施設部下水道課
個人情報ファイルの利用目的	私有地に公共汚水柵を設置するために利用する。
記録項目	1承諾日、2公共汚水柵設置場所地番、3公共汚水柵使用者住所・氏名、4土地所有者住所・氏名、5間取略図及び公共汚水柵設置希望場所
記録範囲	公共汚水柵の使用者及び土地所有者
記録情報の収集方法	公共汚水柵の設置について承諾する者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	官民有地境界協定一覧
行政機関等の名称	宝塚市水道事業管理者
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道局施設部下水道課
個人情報ファイルの利用目的	官民有地境界協定に関する事務のために利用する。
記録項目	1国有・市有区分、2申請地番、3申請者名、4協定年度、5索引番号、6協定年月日、7担当課
記録範囲	官民有地境界(協定・確認)申請等を行った申請者(昭和48年4月以降)
記録情報の収集方法	官民有地境界(協定・確認)申請等を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	公共下水道占用許可台帳
行政機関等の名称	宝塚市水道事業管理者
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道局施設部下水道課
個人情報ファイルの利用目的	公共下水道占用許可に関する事務のために利用する。
記録項目	1許可番号、2受付番号、3現在占用期間始期、4許可年度、5許可期限、6占用場所、7占用目的、8占用の面積・数量等、9占用者氏名、10占用者郵便番号、11占用者住所、12占用者電話番号
記録範囲	公共下水道(制限行為・占用)許可申請等を行った申請者(平成29年4月以降)
記録情報の収集方法	公共下水道(制限行為・占用)許可申請等を行った者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	電子カルテシステム
行政機関等の名称	宝塚市病院事業管理者
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	宝塚市立病院経営統括部
個人情報ファイルの利用目的	患者の診察や治療、その診療報酬請求のため
記録項目	1患者名、2生年月日、3住所、4連絡先、5職種、6年齢、7担当医師名、8初診日、9傷病名10症状、11治癒日、12障害の有無、13傷病歴、14健康状況、15検査結果、16公的扶助の有無、17婚姻歴、18親族関係、
記録範囲	市立病院で診療を受けられた方
記録情報の収集方法	市立病院で診療を受けられた方
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の
提案を受ける組織の名称及
び所在地

該当なし

行政機関等匿名加工情報の
概要

該当なし

作成された行政機関等匿名
加工情報に関する提案をす
ることができる期間

該当なし

記録情報に_条例要配慮個
人情報が_含まれているとき
はその旨

含む

備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	未収金滞納者リスト
行政機関等の名称	宝塚市病院事業管理者
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	宝塚市立病院経営統括部
個人情報ファイルの利用目的	診療費や入院費を滞納している方に対して徴収の交渉を行うため
記録項目	1患者名、2生年月日、3住所、4連絡先、5職種、6年齢、7初診日、8傷病名、9症状、10治癒日
記録範囲	市立病院で診療を受けられた方のうち、請求した診療費を支払わなかった方
記録情報の収集方法	市立病院で診療を受けられた方のうち、請求した診療費を支払わなかった方
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)宝塚市総務部行政管理室総務課(所在地)〒665-8665兵庫県宝塚市東洋町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をするファイルである旨	該当なし
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	該当なし

<様式1-1>個人情報ファイル簿

行政機関等匿名加工情報の概要

該当なし

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

該当なし

記録情報に、条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨

含まない

備考